第４５８回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目次

頁

1　佐賀県最低賃金の改正に係る意見等について
① 佐賀県弁護士会会長声明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
② 一般社団法人佐賀県タクシー協会長要望書・・・・・・・・・・・・・・・5
③ 本県の最低賃金について（佐賀県）・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
④ 佐賀県労働組合総連合意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

2　中央最低賃金審議会答申
① 令和８年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）・・・・・・・・・1
② 別紙１ 令和８年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解 3
③ 別紙２ 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告・・・・・・・・ 69

3　目安に関する小委員会配布資料（抜粋）
① 「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（抜粋） 3
② 令和８年賃金改定状況調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
③ 生活保護と最低賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
④ 地域別最低賃金額、未満率及び影響率・・・・・・・・・・・・・・・・・29
⑤ 物価指数（国内企業・輸入・消費者）・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
⑥ 春季賃上げ妥結状況資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

4　佐賀労働局賃金室作成資料
① 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(全国・佐賀) ・・・・ 1
② 佐賀労働局における「賃金引上げ」支援策、取組状況・・・・・・・・ 3
③ 佐賀県における賃金 UP 支援事業及び価格転嫁伴走支援事業等・・・・・13
④ 求人賃金と求職者賃金（職業別）（佐賀労働局）・・・・・・・・・・・ 50
⑤ 生活保護と最低賃金の比較について（令和 7 年度佐賀県）・・・・・・・51
⑥ 令和８年度地域別最低賃金改定後の影響率等・・・・・・・・・・・・・ 53

5　その他
① 第 56 期佐賀地方最低賃金審議会委員名簿（令和 8 年 7 月 27 日現在）・ 1
② 佐賀地方最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会委員名簿・・・・・・3
③ 令和８年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表・・・・・・5

資料１

佐賀県最低賃金の改正にかかる意見等について

佐弁発　第１１０号
２０２６年７月７日

佐賀地方最低賃金審議会　　御中

佐賀県弁護士会
会長　永　尾　竹　則

会長声明の送付について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、この度、当会では下記の会長声明を発表しました。
ご多忙の折とは存知ますが、当該声明ご理解のうえ、趣旨を酌んだご対応をお願い申し上げます。

敬　具

記

・大幅な最低賃金額の引き上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

以　上

佐賀労働局
8.7.09
経労第

大幅な最低賃金額の引き上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

1　佐賀地方最低賃金審議会は、２０２５（令和７）年８月２６日、佐賀県内における最低賃金を７４円引き上げて時間額１０３０円とする答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局は、同年１１月２１日から時間額１０３０円に改正することを決定した。

この引き上げは、佐賀県における過去最大の増加額である。その結果、全国加重平均額との差額は９１円、東京都の最低賃金額との差額は１９６円となっており、徐々にその差額が小さくなっているものの、依然として大きい。また、隣県である福岡県における最低賃金額との差額は２７円あり小さくない。

加えて、労働者が、佐賀県の現在の時間額で、一般労働者の所定内労働時間である１４５．９時間（「毎月勤労統計調査令和８年３月確報」）稼働したとすると、年収１８０万３３２４円にしかならない。昨今の物価高も相まって、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるだけの生計費を捻出することはできない。

総務省の消費者物価指数は、２０２０年を１００とすると、２０２５年１２月で１１３．０と１３．０％も上昇しており、この数年のインフレ基調は収まる気配がない。このような状況を踏まえるならば、更なる大幅な最低賃金の引き上げは必要不可欠である。

2　最低賃金の引き上げは、特に地方における中小企業の経営に影響を与える可能性が大きいことから、抜本的な中小企業支援策を合わせて実行することが必要である。

物価高騰や人件費高騰等上昇するコストの価格転嫁について、２０２６年（令和８年）２月に行われた民間調査によると、多少なりとも転嫁できていると回答する企業が７６．９％あるものの、価格転嫁率は４２．１％にとどまっており、まったく価格転嫁できていない企業が１０．９％あるとの結果であっ

た。独占禁止法や中小受託取引適正化法をこれまで以上に積極的に運用して、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引を確保し、増大するコストを適正に取引価格へ転嫁できるようにすべきであるとともに、消費者理解を促進する措置も必要である。例えば、佐賀県が公表している県民経済計算によると、令和５年度の佐賀県内一人当たり県民所得は、過去１２年間で最高となり、県内総生産も名目、実質ともに過去最高となっている。その一方で、県内における雇用者報酬は前年同様と増加が見られず、労働分配率は６１．７％と前年と比べて４．１ポイント減少して平成２３年以降最も低い水準となった。国が６９．１％であることに比して７．４ポイント下回っている。労働分配率が低いことで他の地域への人材流出が懸念される一方、雇用者報酬が増大して消費者が十分な購買力を有するようになれば、現在なかなか進んでいない消費者への価格転嫁を進めることができることともなる。

さらに、従来の業務改善助成金に加えて、社会保険料の事業主負担分の減免などの抜本的な中小企業支援策を実現することも不可欠であり、その為には、税と社会保障による所得再分配機能を強化するよう、担税力に応じた税制の再構築を行うことも必要である。

そうすることで、最低賃金を引き上げるだけでなく、労働者全体の賃上げにも繋がり、経済の好循環にも資するものとなる。

３　なお、最低賃金の発効は大半の都道府県で１０月初旬とされていたが、２０２５年は１０月初旬に発効する都道府県は僅か１３に過ぎず、佐賀県においてもその発効は例年から約５０日遅れた１１月２１日であった。秋田県にいたっては発効が２０２６年３月３１日であり、半年もの間、最低賃金の引き上げを先延ばしにしている。このような事態は、望ましいものではなく、発効日に関する一定の規制が必要である。

４　以上から、当会は、佐賀地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、本年度、さらなる最低賃金額の引き上げを答申すべき

ことを求め、国に対し、中小企業支援策の強化を求める。

２０２６年（令和８年）７月７日

佐賀県弁護士会

会長　永　尾　竹　則

佐賀タク協発第１０号
令和８年７月１５日

佐賀地方最低賃金審議会会長　様

一般社団法人佐賀県タクシー協会
会長　齊　藤　恭　宏

地域別最低賃金額の改定の目安審議について（要望）

平素は、タクシー事業の適正な運営及び乗務員の労働条件の改善に格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

タクシー事業は、公共交通機関として地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、典型的な労働集約型産業として、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。
佐賀県内法人タクシー事業者はすべて中小零細企業です。

近年、最低賃金の引上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。しかしながら、タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。

さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰、車両・整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇下において労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。
しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いタクシー事業の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。
何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

佐賀労働局
8. 7. 15
佐労第

本県の最低賃金について

今般の中東情勢は、原油や石油化学製品の価格高騰に加え、関連する原材料の調達が困難な状況が続くなど、県内の経済活動・県民生活に幅広い影響を与えています。さらに、金利上昇の局面も重なる中、事業者の経営環境や県民生活を取り巻く環境は、一層厳しさを増しています。

中東情勢の影響を踏まえ、県は、事業者に対する金融支援策として、金融特別相談窓口の設置や県内金融機関等に対し事業者への柔軟な対応を要請しました。加えて県制度融資に新たな「中東情勢対応緊急対策資金」を創設し足もとの資金繰りを支援するなど、迅速にきめ細やかな対策を打ち、事業者にしっかりと寄り添った対応を行っています。

また、物価高騰対策として「きめ細やか」かつ「網羅的」な支援を「切れ目なく」展開しています。令和７年11月補正予算から令和８年６月補正予算にかけ、139億円（生活者支援24億円、福祉支援29億円、事業者支援84億円、文化・スポーツ支援2億円）延べ73事業を措置し、目の前の物価高に伴う痛みの緩和、未来に活きる生産性向上等、現場の声に耳を傾けながら、経済活動・県民生活への影響をできるだけ抑えられるよう全力で対応しています。

例えば、エネルギー価格高騰の影響を受けている家計や企業に対しては、国の補助対象とならないLPガスや特別高圧電力の高騰分の一部を支援し、負担軽減を図っています。

また、医療・福祉・保育施設等においては、診療報酬や給付費など、国の定める公定価格で運営するため、即座に物価高騰分を価格転嫁できない状況です。そのため、県の支援金により、事業者の負担軽減を図り、安定的なサービス提供につなげています。

農林水産業の事業者においては、燃料・飼料・資機材の高騰に加え、気候変動の影響を大きく受けています。そのため、県は、目の前の物価高騰対策と高温対策や収益性向上に向けた設備投資を支援し、事業者の負担軽減と将来を見据えた投資を支援しています。

産業・観光業においては、物流事業者や伝統産業関連事業者、酒蔵や宿泊事業者など、様々な事業者への支援を実施しています。そのうち、中小企業の賃上げ支援として、令和５年10月から「賃金UPプロジェクト」を継続して実施しており、県内中小企業

の生産性や付加価値向上を継続的に支援しており、これまで延べ1800を超える事業者に対し約21億円の交付を行っています。

加えて、令和6年度から「価格転嫁伴走支援プロジェクト」に取り組んでおり、専門家派遣や価格交渉セミナーにより、価格転嫁を強力に推し進める施策を実施しています。これまで206社に専門家を派遣し、支援企業の75%超で価格転嫁が進展しており、高い効果が見られています。今後も、生産性や付加価値の向上、価格転嫁を後押しすることにより、企業が賃上げの原資を確保するための支援を行っていきます。

また、本県の雇用情勢については、有効求人倍率が令和7年12月から6カ月連続で九州1位となるなど、様々な分野で人手不足感が顕著です。加えて、総務省がまとめた国勢調査の結果では、地方の人口減少の加速が鮮明となっています。

このような中、県では、高校生の県内就職率65%以上を目指す「プロジェクト65+」、大学・短大・専門学校生と県内企業との交流会「サガシル」、若者の県内就職と定着を図るため「奨学金返還支援事業」など、若者の県内定着及びUJIターンの促進による人材確保に全力で取り組んでいます。

さらに、県立大学の取組に県内企業からも高い関心が集っており、取組に協力いただける事業所は現在260社に上っています。

本県経済が持続的に成長・発展していくには、実践的な人材の確保を進め、地域の競争力を高めていくことが重要であり、「人」への投資は不可欠です。

佐賀県の最低賃金は、都市部や隣接する福岡県の最低賃金とは未だ大きな差があります。本県産業が未来に向かって大きく発展・成長できるよう、最低賃金の改定に向け、佐賀県が抱える地域課題を踏まえた御議論を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月28日

佐賀地方最低賃金審議会会長 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県知事印

佐賀労働局 8.7.28 佐労第 号

２０２６年７月２８日

佐賀最低賃金審議会　御中

佐賀県労働組合総連合
議長　永　尾　　実

2026年度佐賀最低賃金額改定の目安検討にあたっての意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様に心から敬意を表します。今年度の佐賀最低賃金改定について、佐賀県労働組合総連合（佐賀県労連）として署名の提出と合わせ、以下のとおり意見を述べ、検討に反映されるよう求めます。

最低賃金改定にあたっての要請

１．佐賀の最低賃金を１，７００円以上に引き上げること。
２．一人ひとりが人間らしく暮らせる最低賃金の水準について議論を尽くすこと。
３．都市部への人口流出を防ぐため、最低賃金の地域間格差をなくすこと。加えて、最低賃金を全国一律とする法改正を政府に求めること。
４．最低賃金の支払いを可能とするため、県内の中小企業・小規模事業所のおかれている実態をもとに、中小企業・小規模事業所の支援策を政府・関係各機関に対して求めること。

要請の趣旨

はじめに、物価高騰に加え、戦争による原油価格の高騰など厳しい環境のなか、中小企業が事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されていることに敬意を表します。いま労働者にとっても「失われた３０年」といわれるよう実質賃金はあがらないなか、とどまらない物価高騰がさらに追い打ちをかけており、危機的な状況が広がっています。現況を乗り越えるため、労働者とその家族に、「健康で文化的な最低限度の生活」を確保することが何よりも求められています。その議論を促進するため、私たちがおこなった最低生計費試算調査の新たな結果を報告し、意見とします。

現行の最低賃金は二つの問題を抱えていると考えます。第一点が、最低賃金の設定額が低すぎることです。佐賀県の最低賃金は全国で最も低いレベルの 1030 円となっています。この金額では、1日8時間で月 21 日間働いたとしても月額で 17 万円余りであり、人間らしい暮らしができません。

佐賀労働局
8. 7. 28
佐労第　号

第二点が、都道府県ごとに金額が違うことです。最も高い東京は 1,226 円と佐賀に比べ時給約 200 円、月額にして約 3 万円も高くなっています。問題は最低賃金の格差は、全産業の賃金にも影響を与えているということです。厚生労働省の調査でも東京都と佐賀県の月額賃金は 13 万 8600 円もの格差となっています（別紙）。この都市は賃金が高くて当然という誤った認識と構造を是正しない限り、地方の人口減、過疎化など地域経済を疲弊は改善しないと考えます。

上記の問題点を可視化すべく、私どもは、最低賃金の決定基準の一つである「労働者の生計費」について、静岡県立大学短期大学部の中澤秀一准教授監修のもと「最低生計費試算調査」を 2019 年に実施し、同年 12 月に憲法が求める健康で文化的な最低限度の生活、いわゆる「普通」の生活を佐賀でするために必要な費用を科学的データにもとづいて明らかにしてきました。

具体的には、私どもの組合員を中心に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定しました。当調査には、805 名（回収率 31%）から回答を得ており、佐賀ではたらく 10～30 代で一人暮らしの若者 113 名分のデータの分析結果を公表しました。

当時、公表した結果は、25 歳の若者がふつうに一人暮らしをするためには男性＝月額 24 万 1,972 円、女性＝月額 24 万 2,732 円（ともに税・社会保険料込み）が必要であり、時間額にすると 1,613 円というものでした。

その後のコロナ禍や 2022 年から本格的に始まった物価高騰は、現在、国民生活に深刻な影響を及ぼしています。そのことを鑑みた現在の生計費を検証するため、主に CPI（消費者物価指数）の変動率を加味して前回の試算結果のアップデートをおこないました。

その結果、2026 年 5 月時点での佐賀で「健康で文化的な生活」に必要な費用は、男性で月額 29 万 709 円、女性で同 28 万 6,562 円となりました（いずれも税・社会保険料込み）。これは年額に換算すると約 350 万円となります。ちなみに、2024 年 8 月に福岡でも同調査結果が公表されましたが、月額 26 万 6,498 円、年額約 320 万円でした（税・社会保険料込み）。

この生計費で想定した「ふつうの暮らし」において、2019 年に比べ特徴的な内容は、以下のようなものです。佐賀市内で最も一人暮らしが多いであろう佐賀大学付近の本庄町を設定し、25 ㎡の 1 K のワンルームマンション・アパートに住み、家賃は 5,000 円ほど上がっており 40,000 円となりました。中古の軽自動車を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用しています。冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機など

は、量販店で最低価格帯のものでそろえています。

1か月の食費は、男性＝約53,000円、女性＝約40,000円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食は、男性はコンビニなどでパンやお弁当を買い1食あたり750円(2019年は500円)、女性は昼食代を節約するために月の半分は弁当を持参。そのほか、月に1回、同僚や友人と飲み会に行っている(1回当たりの費用は4,000円)。

休日は家で休養していることが多く。帰省や「推し活」なども含めて1泊以上の旅行は年に2～3回で、年間の費用は2019年版では6万円だったものが8万円にあがっています。冠婚葬祭については、再アンケートの結果や合意形成会議をふまえて、2019年版では2回であった結婚式への参加を1回に減らしました。

また、近年、アマゾンプライやネットフリックス等の映像コンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、月額2000円が計上されました。

これらの試算の月額を、賃金収入で得ようとすると、時給換算で男性＝1,673円、女性＝1,649円（中央最低賃金審議会で用いる労働時間＝月173.8時間で除した場合）になりますが、これはお盆もお正月もない、きわめて非現実的な働き方での数字です。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月150労働時間）してみると、男性で1,938円、女性で1,910円となります。これまでに調査を行った他の都道府県でも同様の結果が出ています。つまり、最低賃金は全国一律で1,700円以上に引き上げなければならないという結論に至りました。

先にも述べたように福岡市でも同様の調査結果が公表されましたが、佐賀市の方が福岡市より生計費が高いことが判明しました。この主要因は「交通費」です。佐賀は自動車の保有率が8割となりローンやガソリン、駐車場代など含め月額40,152円となっています。一方、地下鉄、バスなど交通網が発達している福岡市は自動車が必要ないため月額12,936円です。この傾向は東京や大阪など都市では同様となっており、どこで暮らしても生計費は同じ水準、地方によっては逆転することもあることが明らかになりました。同じ仕事を前提とした場合、一旦都市で生活をすれば、生活水準を下げなければ、地方で暮らせないのであれば、若者が返ってこないのは当然です。同じ賃金を得ようとすれば、ダブルワークや残業など労働時間を増やすことが必要となります。

最後に、私たちは今回「生計費試算調査」の報告によって、今の最低賃金が「労働者の生計費」からほど遠いことを立証しました。現在の最低賃金は、生計費原則から考えれれば、時間当たり900円も低い金額となっています。政府は2020年代に最低賃金1500円にする目標に掲げていますが、この引上げペースでは到底、物価高騰に苦しむ労働者の生活を改善することはできませんし、人口流出に歯止めをかけることもできません。前年を大幅上回る引き上げを強く求めて意見とします。

佐賀県最低生計費試算調査アップデートの結果（若年単身世帯）

―物価上昇に見合った賃金の底上げこそが、地域経済の再生のカギ―

2026 年 7 月 29 日

佐賀県労働組合総連合

○佐賀県労働組合総連合（佐賀県労連）では、2019 年に**佐賀県で若者が一人暮らしをするためにはどのくらい費用がかかるのか**を明らかにするための**最低生計費試算調査**を実施し、その結果を同年 12 月に公表している。

○そこで公表したのは、25 歳の若者がふつうに一人暮らしをするためには**男性＝月額 24 万 1,972 円、女性＝月額 24 万 2,732 円**（ともに税・社会保険料込み）が必要であるという結果であった。

○調査手法は、主に佐賀県労連に加盟する各単産・ユニオンの労働者などを対象に、生活のパターンを調べる**「生活実態調査」**および持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる**「持ち物財調査」**を実施し、その結果を精査し生活に必要な費用をひとつひとつ丁寧に積み上げる、マーケット・バスケット方式を採用し、科学的に最低生計費を算定した。

○2022 年から本格的に始まった物価高騰は現在も継続しており、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。そのことを検証するために、主に CPI（消費者物価指数）の変動率を加味して前回の試算結果のアップデートを行った。2026 年 5 月時点での健康で文化的な生活に必要な費用は、**男性で月額 29 万 709 円、女性で同 28 万 6,562 円**であった（いずれも税・社会保険料込み）。

○**物価高の影響を受けて**、食費や住居費、家事用品費を中心に全体的に生計費の上昇がみられた。

○今回のアップデート結果を**前回の試算結果（税等抜きの最低生計費）と比較すると、17.4%上昇**している（男女平均）。つまり、賃金がこれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きは苦しくなったことを意味する。なお、実質賃金は 4 年連続でマイナスが続いている。

○昨年 11 月の最低賃金の改定により、佐賀県における最低賃金額は 74 円（7.7%）引き上げられて 1,030 円である。今回のアップデート結果と比較すると最低賃金の水準は低すぎると言わざるを得ない。人間らしい労働時間を加味すれば、**最低賃金は時給額で男性＝1,938 円、女性＝1,910 円が必要**であるが、先進諸国の最賃水準と比較して決して高い金額ではない。

○最低賃金に関しては、**骨太方針 2026 では「2020 年代に全国平均 1,500 円」を“高い目標”**としているが、まったく高くはなく、むしろ低い目標ともいえる。

○また、同様の調査は全国 31 都道府県で実施されており、そこからは**生計費に地域差がない**ことが明らかになっている。この結果にもとづくと最低賃金は**全国一律制**であるべきである。

○国内総生産（GDP）の 5～6 割を占める個人消費を喚起することは、佐賀県経済にさまざまな波及効果をもたらすことが期待できる。地方経済を再生するためにも、最低賃金の全国一律での大幅引き上げが必要である。県および政府には、実効力のある中小企業支援策の実施を求めるところである。

以上

		2019年		2026年	
区名		佐賀県佐賀市			
性別		男性	女性	男性	女性
消費支出		178,127	178,887	211,522	207,775
	食費	39,025	30,274	53,319	40,570
	住居費	34,500	34,500	40,000	40,000
	水道・光熱	8,150	9,694	8,239	9,800
	家具・家事用品	3,561	3,911	4,345	4,772
	被服・履物	5,635	5,111	6,397	5,793
	保健医療	1,184	3,779	1,241	3,961
	交通・通信	41,856	41,856	40,152	39,768
	教養・娯楽	25,964	25,976	37,116	37,128
	その他	18,252	23,786	20,713	25,983
非消費支出		46,045	46,045	58,087	58,087
予備費		17,800	17,800	21,100	20,700
最低生計費（月額）	税抜	195,927	196,687	232,622	228,475
	税込	241,972	242,732	290,709	286,562
年額（税込）		2,903,664	2,912,784	3,488,505	3,438,742
月150時間換算		1,613	1,618	1,938	1,910
173.8時間換算		1,392	1,397	1,673	1,649

最低生計費試算調査　総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

作表：全労連　最低生計費試算調査PT　2026年7月16日現在

都道府県	都市名	消費支出	食費	住居費	水道・光熱	家具・家事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養・娯楽	その他	非消費支出	非消費比率	非消費額	予備費	最低生計費 月額（税抜）	最低生計費 月額（税込）	最低生計費 年額（税込）	最低生計費 時間額（150h）	最賃2025改定 額	最賃2025改定 ランク	調査結果発表時期	調査結果アップデート発表時期※	サンプル若年単身者数
佐賀県	佐賀市	211,522	53,319	40,000	8,239	4,345	6,397	1,241	40,152	0	37,116	20,713	58,087	19.98%	21,100	232,622	290,709	3,488,505	1,938	1,030	C	2019年12月	2026年7月	111
北海道	札幌市	202,553	54,928	43,000	14,874	5,035	7,049	4,830	14,876	0	35,375	22,586	59,032	20.95%	20,200	222,753	281,785	3,381,418	1,879	1,075	B	2016年4月	2026年7月	201
群馬県	前橋市	199,573	50,631	39,583	13,777	4,597	8,252	2,175	35,681	0	25,116	19,761	58,123	20.94%	19,900	219,473	277,596	3,331,152	1,851	1,063	B	2026年7月		79
東京都	北区	207,320	63,750	60,417	7,697	3,197	8,062	1,076	10,633	0	29,338	23,149	60,644	21.01%	20,700	228,020	288,664	3,463,966	1,924	1,226	A	2019年9月	2026年7月	411
栃木県	宇都宮市	204,417	47,803	41,667	11,545	5,846	5,888	1,604	40,255	0	26,856	22,953	58,967	20.78%	20,400	224,817	283,784	3,405,408	1,892	1,068	B	2026年6月		53
愛知県	名古屋市	199,394	60,503	50,667	8,340	4,610	10,176	5,914	7,949	0	26,910	24,324	63,990	22.59%	19,900	219,294	283,284	3,399,403	1,889	1,140	A	2016年2月	2026年6月	217
高知県	高知市	212,753	57,088	39,000	9,661	3,813	7,486	1,572	40,972	0	31,868	21,294	57,617	19.76%	21,200	233,953	291,570	3,498,842	1,944	1,023	C	2022年6月	2026年6月	94
宮崎県	宮崎市	209,645	53,258	40,000	12,182	3,991	7,808	3,955	39,110	0	26,633	22,708	53,637	18.87%	20,900	230,545	284,182	3,410,184	1,895	1,023	C	2026年6月		69
青森県	青森市	202,819	52,290	39,000	10,800	4,545	7,200	2,754	38,251	0	24,360	23,619	53,051	19.22%	20,200	223,019	276,070	3,312,842	1,840	1,029	C	2016年3月	2026年5月	270
秋田県	秋田市	204,032	53,791	39,000	10,300	4,244	7,527	2,819	37,642	0	25,163	23,545	57,636	20.43%	20,400	224,432	282,068	3,384,821	1,880	1,031	C			
岩手県	盛岡市	208,659	52,570	41,000	11,525	5,626	7,801	2,759	38,802	0	24,837	23,740	56,904	19.87%	20,800	229,459	286,363	3,436,358	1,909	1,031	C			
山形県	山形市	207,132	54,952	40,000	10,304	4,864	6,506	2,802	38,527	0	23,825	25,350	54,435	19.28%	20,700	227,832	282,267	3,387,203	1,882	1,032	C			
宮城県	仙台市	211,247	55,278	43,000	10,086	4,631	8,230	2,742	39,170	0	24,240	23,871	63,112	21.36%	21,100	232,347	295,459	3,545,506	1,970	1,038	B			
福島県	福島市	205,384	54,513	40,000	10,349	4,312	6,952	2,722	38,337	0	24,569	23,630	56,890	20.12%	20,500	225,884	282,774	3,393,286	1,885	1,033	B			
岐阜県	岐阜市	199,270	51,578	43,000	9,939	3,813	8,528	1,633	38,586	0	23,906	18,287	57,608	20.81%	19,900	219,170	276,778	3,321,331	1,845	1,065	B	2023年1月	2026年4月	38
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	1,097	B	2015年12月	2025年7月	195
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	1,122	B	2019年4月	2025年7月	412
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	1,050	B	2015年12月	2025年6月	74
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	1,061	B	2020年7月	2025年2月	748
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	1,177	A	2022年1月	2025年1月	634
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	1,047	B	2020年7月	2025年1月	265
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	1,141	A	2024年10月		153
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	1,057	B	2018年4月	2024年8月	267
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	1,043	B	2019年4月	2024年7月	167
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	1,031	C	2019年4月	2024年7月	141
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	1,026	C	2019年4月	2024年7月	158
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	1,074	B	2020年7月	2022年10月	190
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	1,116	B	2022年6月		112
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	1,035	C	2021年6月		109
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	1,023	C	2020年7月		84
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	1,085	B	2016年1月		70

２０２６年7月２２日

佐賀県の最低賃金の改善に関する要請書

佐 賀 労 働 局 局 長 殿
佐賀地方最低賃金審議会会長殿

１８６６筆

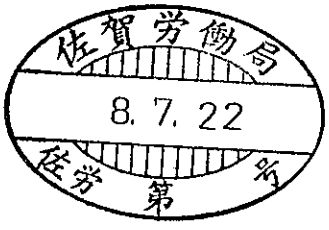

取扱団体　　佐賀県労働組合総連合（佐賀県労連）
連 絡 先　　tel　０９５２－３７－３５７７

資料２

中央最低賃金審議会答申

令和８年７月 28 日

厚生労働大臣　上野　賢一郎　殿

中央最低賃金審議会
会長　藤村　博之

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和８年６月 26 日に諮問のあった令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

1　令和８年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2　地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3　地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5　生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6　また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における

中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

7　価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

8　また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

9　さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

10　地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

11　「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

12　また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

13　また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙1

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和８年７月 28 日

１　令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

２（１）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和５年全員協議会報告の１（２））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。

ア　労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」（ウエイト 8,420）は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.1％で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和６年 10 月から令和

７年６月までの平均 3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（１万分比）を指す)。

昨年度の目安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「１か月に１回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウエイト 1,215）の指標については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 1.2%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト 2,626）について見ると、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間は平均 4.3%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト 5,121）については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.2%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間９回以上 15 回未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウエイト 1,136）については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.3%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和７年は勤労者世帯で 26.3%となっており、令和６年の 26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係

数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和８年５月は1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ　賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第７回（最終）集計結果で、全体で5.01%（昨年5.25%）で、３年連続５%を上回っている。また中小でも 4.69%（昨年 4.65%）で３年連続４%を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 6.18%（昨年 5.81%、一昨年5.74%）となり、６%を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第１回集計）では、大手企業で 5.46%（昨年 5.38%）で３年連続５%を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも 4.20%（昨年 4.35%）で３年連続４%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.29%（昨年4.03%）で２年連続４%を超え、また20人以下の企業で3.52%（昨年3.54%）となっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第４表①②における賃金上昇率（ランク計）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第４表③における賃金上昇率（ランク計）は3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第４表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ　通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和６年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和５年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和７年は７～10%程度で推移、令和８年の第１四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和４年度は 2.2%増加、令和５年度は 4.7%増加、令和６年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和６年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和４年度で 1.4 ポイント低下、令和５年度で 2.4 ポイント低下、令和６年度で 0.9 ポイント低下し、令和６年度は

64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和６年度は資本金 1,000 万円以上で 61.4%、資本金 1,000 万円未満で 81.5%となっているが、資本金 1,000 万円未満においても令和５年度と比べると 1.5 ポイント上昇しているが、令和４年度から 3.1 ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和８年６月（速報値）で 7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で 22.8%、「化学製品」で 14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、令和８年４月～６月は、－18.7 となっており、４期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和６年度では製造業で 7.00 ポイントの差、非製造業で 4.21 ポイントの差だったのに対し、令和７年度では製造業で 6.84 ポイントの差、非製造業で 4.65 ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和８年３月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和７年９月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約３ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約１ポイント増加し、９割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約１割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち７割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約１ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は 8 割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、１～３割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は 16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和７年９月調査において初めて５割に到達し、引き続き５割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約５ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和２年から令

和４年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和４年から４年連続で増加し、直近の令和７年では 10,300 件となっている。一方、令和８年１～６月の物価高（インフレ）倒産については、556 件（前年同期 449 件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ　各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針 2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年６月までで平均 2.1%、

「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・

小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第１条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9％（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第４表①②における賃金上昇率は、ＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっており、第４表③では、Ｃランク、Ｂランク、Ａランクの順に高くなっている。また、第４表①②③における、ＡランクとＢランク、ＡランクとＣランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてＢ・Ｃランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Ａランクと比較し、Ｂランクを相対的に高くするとともに、Ｃランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Ａランク54円（4.5％）、Ｂランク56円（5.2％）、Ｃランク56円（5.4％）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4％から84.3％となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ　政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第９条第２項の３要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配

慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100％実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進

することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ　地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和７年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和８年１月１日以降を発効日とする地域も６県あった。

こうした令和７年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの２（２）及び３（４）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第９条第３項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和５年全員協議会報告の３（１）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

別添

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

（単位：%）

	ウエイト（１万分比）	2025年			2026年						2025年10月～2026年６月平均	2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

（単位：%）

	ウエイト（１万分比）	2025年			2026年						2025年10月～2026年６月平均	2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
１か月に１回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所　総務省「消費者物価指数」

注１　「頻繁に購入」、「１か月に１回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「１か月に１回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

注２　「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。 なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

注３　「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。

注４　平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「１か月に１回程度購入する品目」

○　消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○　購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「１か月に１回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料Ａ
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「１か月に１回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）Ａ	
だいこん	すし（弁当）Ｂ	
かぼちゃ	弁当Ａ	
なす	弁当Ｂ	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

○ エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。

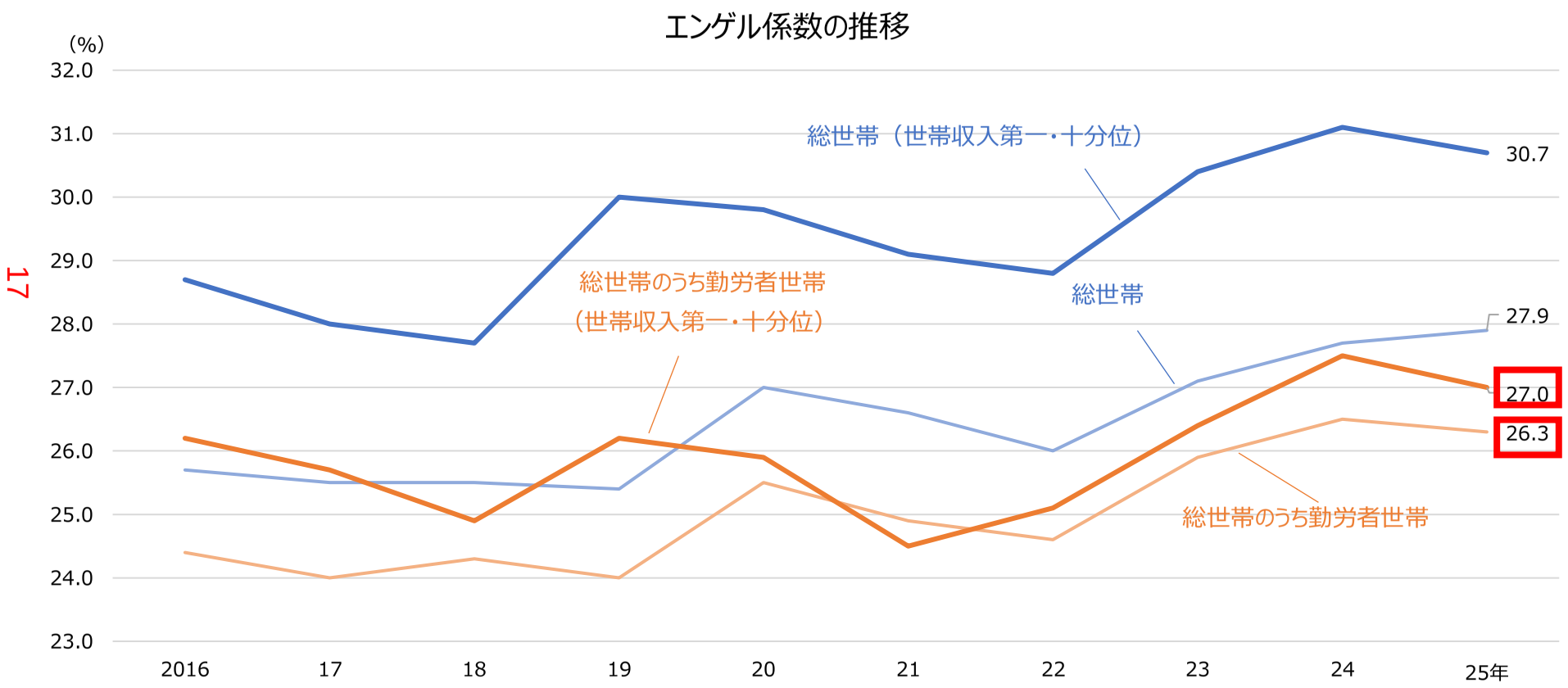

出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

○　時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、１年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
○　時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、１年前と現在を比べて１ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。

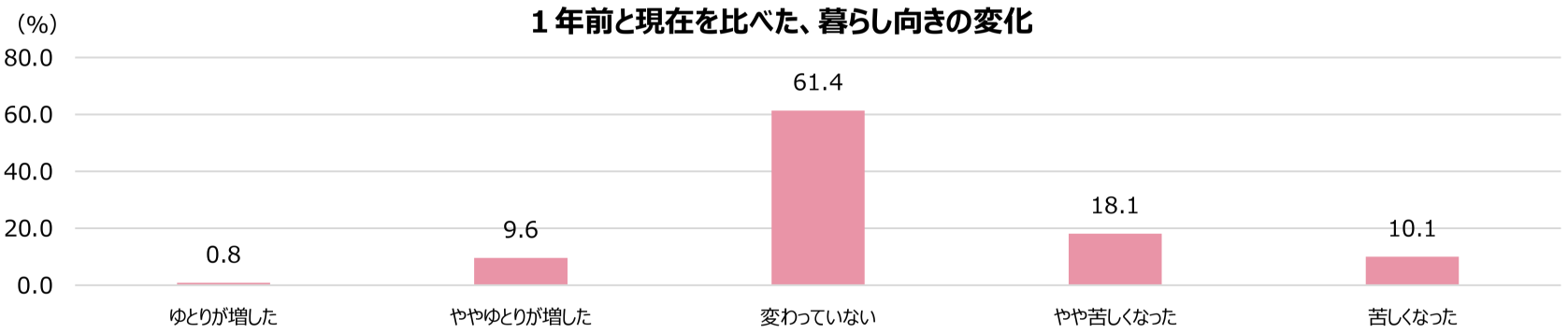

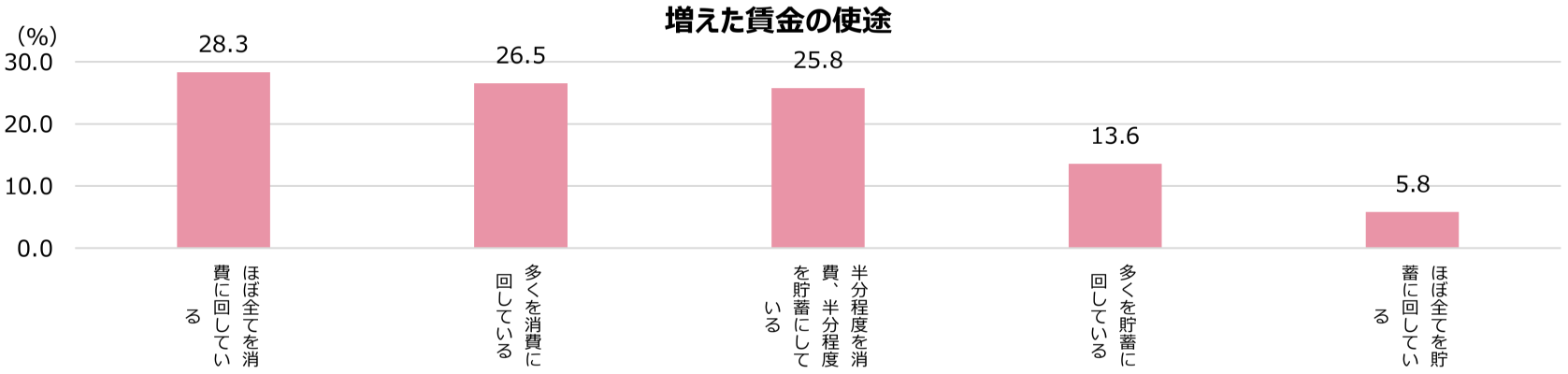

（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去１年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち１年前と現在を比べて１ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※　図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

今月の指標（１）　中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、５月の消費者物価は３％近い上昇率になったと試算される（１図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（２図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達の進展が貿易統計からも確認できる（３図）。消費者マインドは、４月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（４図）。

１図　政策効果による消費者物価抑制（試算）

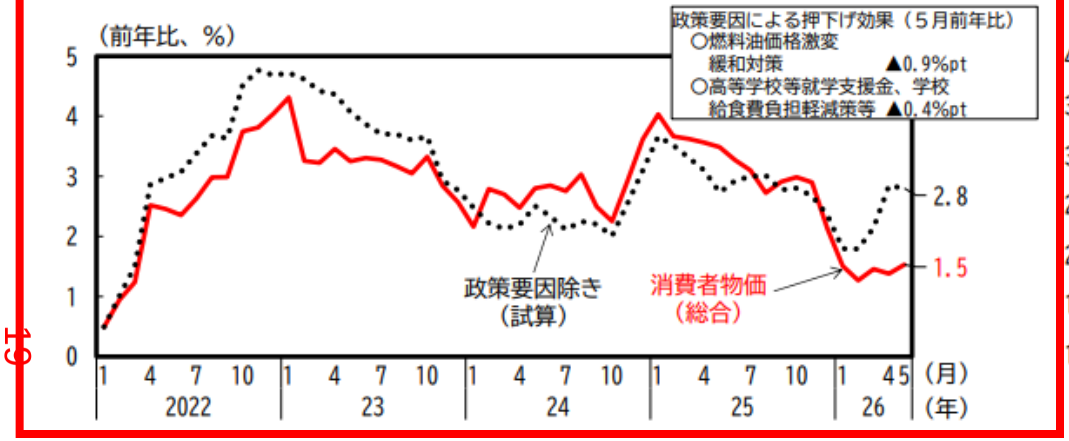

２図　石油関連製品の企業間取引価格動向

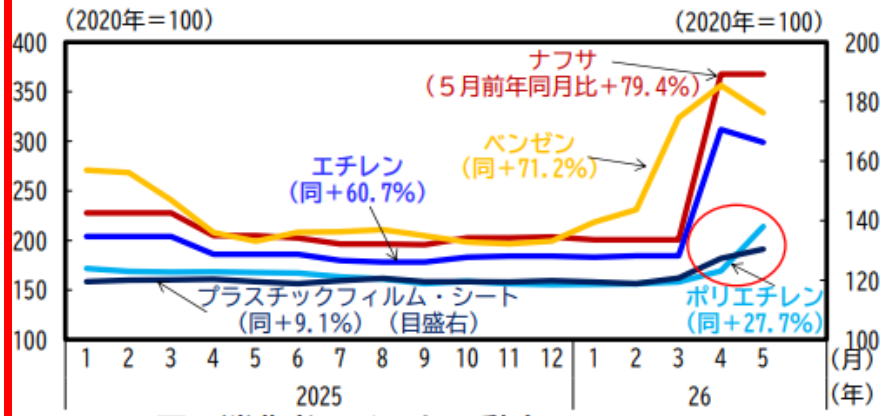

３図　ナフサ等揮発油の輸入動向

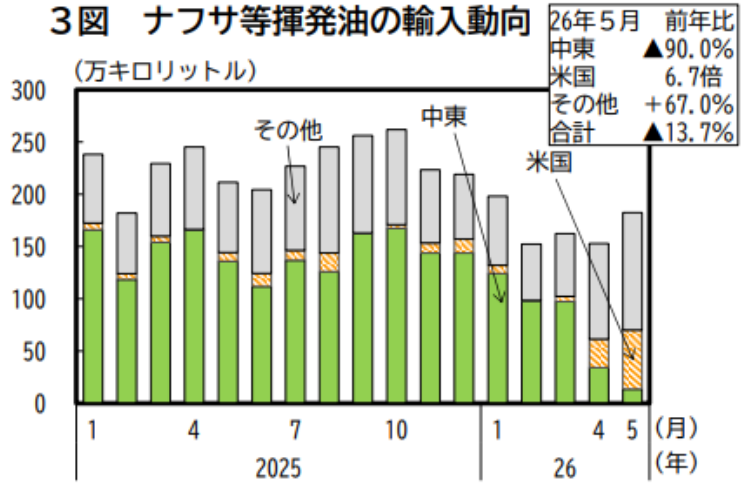

４図　消費者マインドの動向

①月次調査

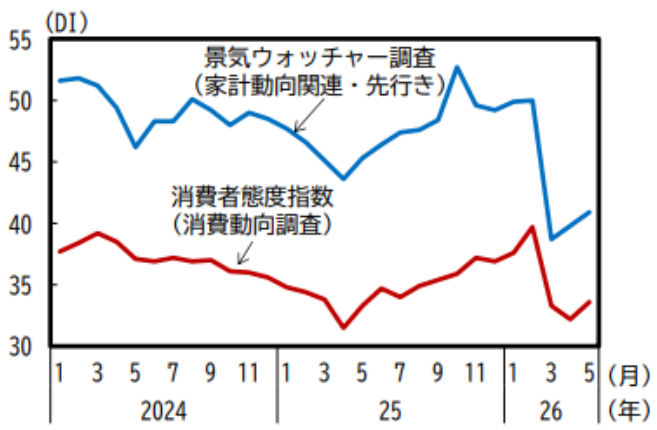

②週次・民間調査

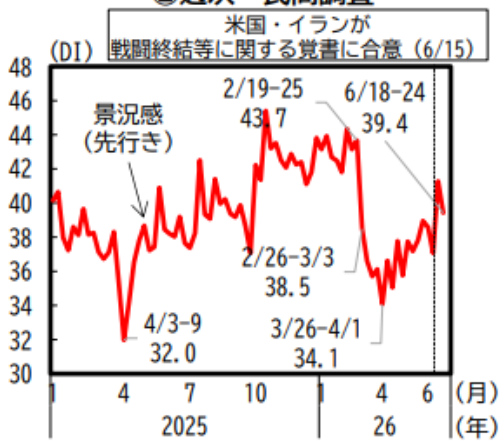

（備考）１．１図は、総務省「消費者物価指数」により作成。　２．２図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年５月の前年同月比。
３．３図は、財務省「貿易統計」により作成。　４．４図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、２～３か月後の景況感や消費予想について５段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

連合　春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第７回（最終）回答集計結果（７月３日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、５%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

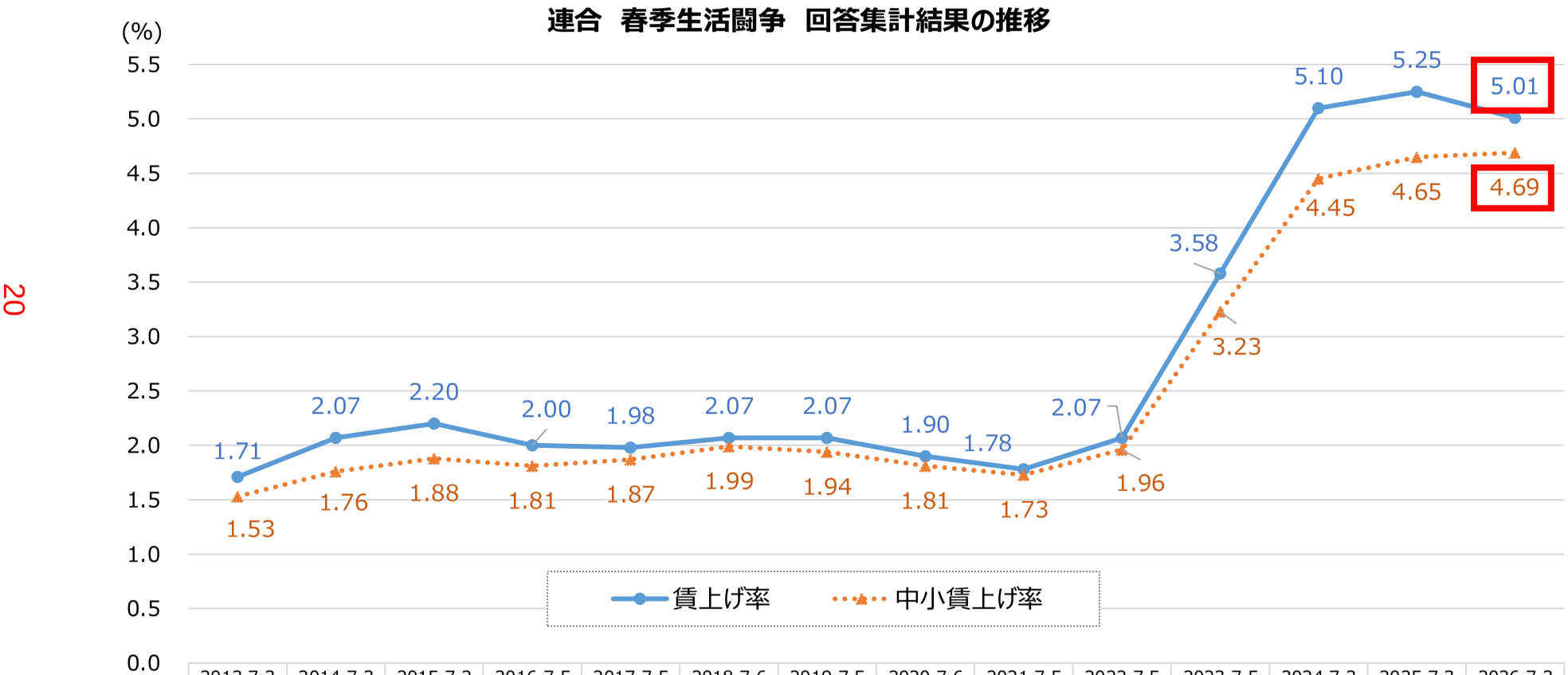

	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.01
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.69

（資料出所）連合「2026春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2026年７月３日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合　春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合(有期・短時間・契約等労働者)　　第７回（最終）回答集計結果(2026年７月３日)

			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円（59.65円）	75.01円（66.98円）
		引上げ率	5.44%（5.17%）	6.18%（5.81%）
		平均時給	1,290.95円（1,213.28円）	1,289.11円（1,219.70円）
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円（9,914円）	10,794円（10,004円）
		賃上げ率	4.40%（4.32%）	4.53%（4.35%）

（注）　（　）内の数値は、2025年７月３日付　第７回（最終）回答集計結果。

経団連　春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第１回集計）、中小企業4.20%（第１回集計）となっている。

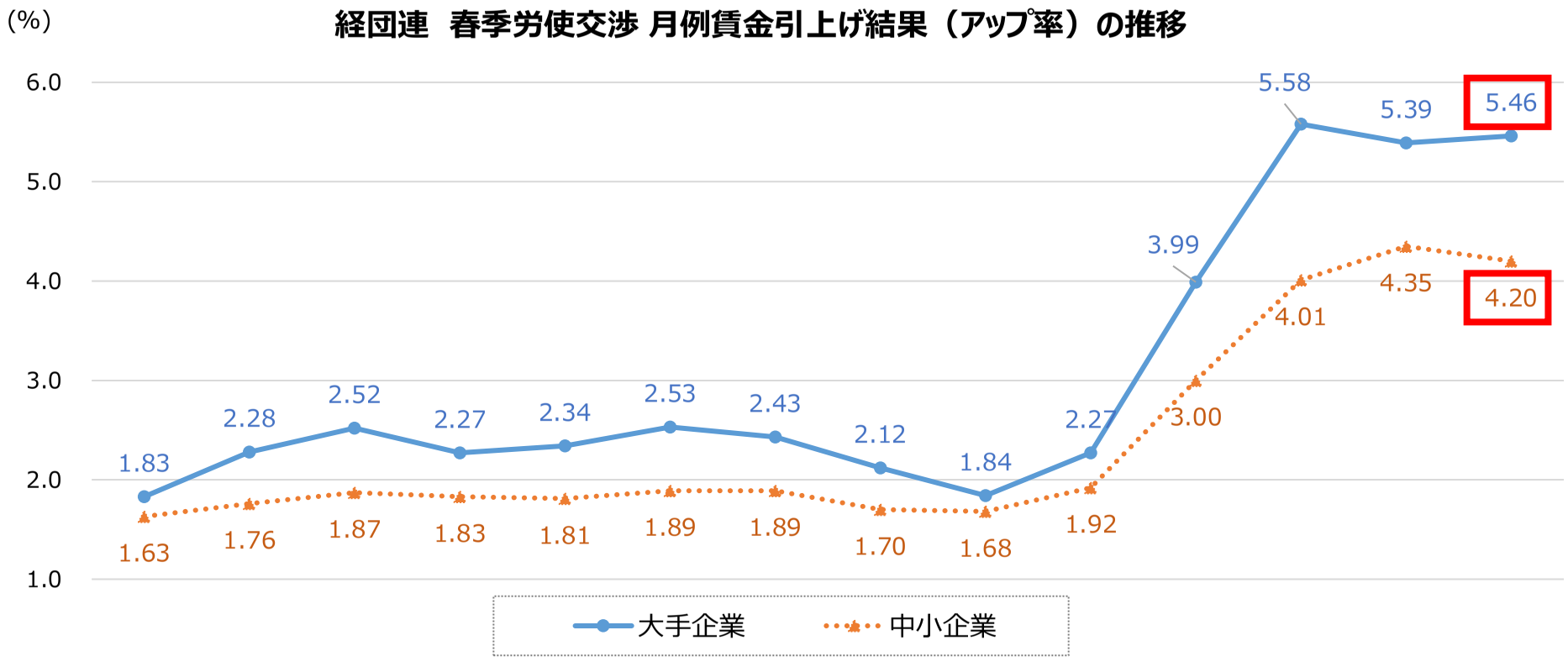

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	4.20

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）　2025年までは最終集計結果、2026年は第１回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年６月４日)

23

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年６月８日)

		(加重平均)
正社員 (月給)	全体 1,604社	12,036円 (11,074円) 4.29% (4.03%)
	20人以下 752社	9,573円 (9,568円) 3.52% (3.54%)

(注) 1　前年４月と当年３月、４月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2　2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3　(　) の数値は、2025年６月４日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第４表　ランク別賃金上昇率の推移

第４表①②

※第４表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第４表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第４表③

※第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年６月と当年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

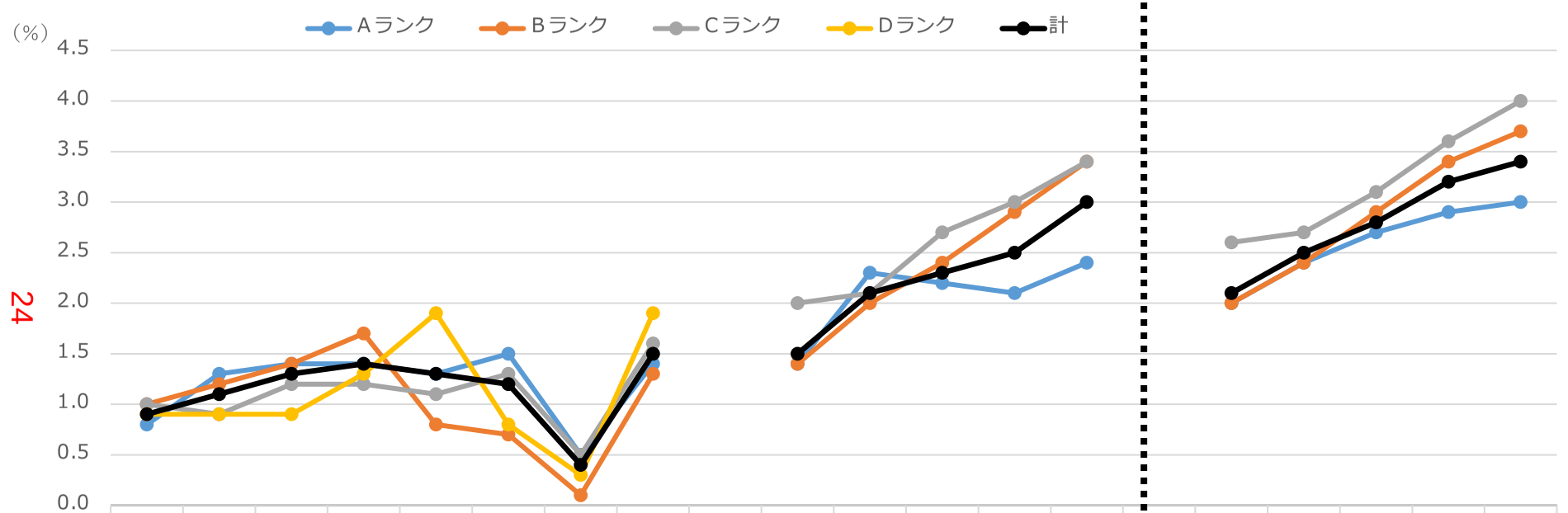

24

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		2022組替集計	2023	2024	2025	2026		2022組替集計	2023	2024	2025	2026
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4		1.4	2.3	2.2	2.1	2.4		2.0	2.4	2.7	2.9	3.0
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3		1.4	2.0	2.4	2.9	3.4		2.0	2.4	2.9	3.4	3.7
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6		2.0	2.1	2.7	3.0	3.4		2.6	2.7	3.1	3.6	4.0
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9												
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5		1.5	2.1	2.3	2.5	3.0		2.1	2.5	2.8	3.2	3.4

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）１．各ランクは、各年における適用ランクである。
２．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○　最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

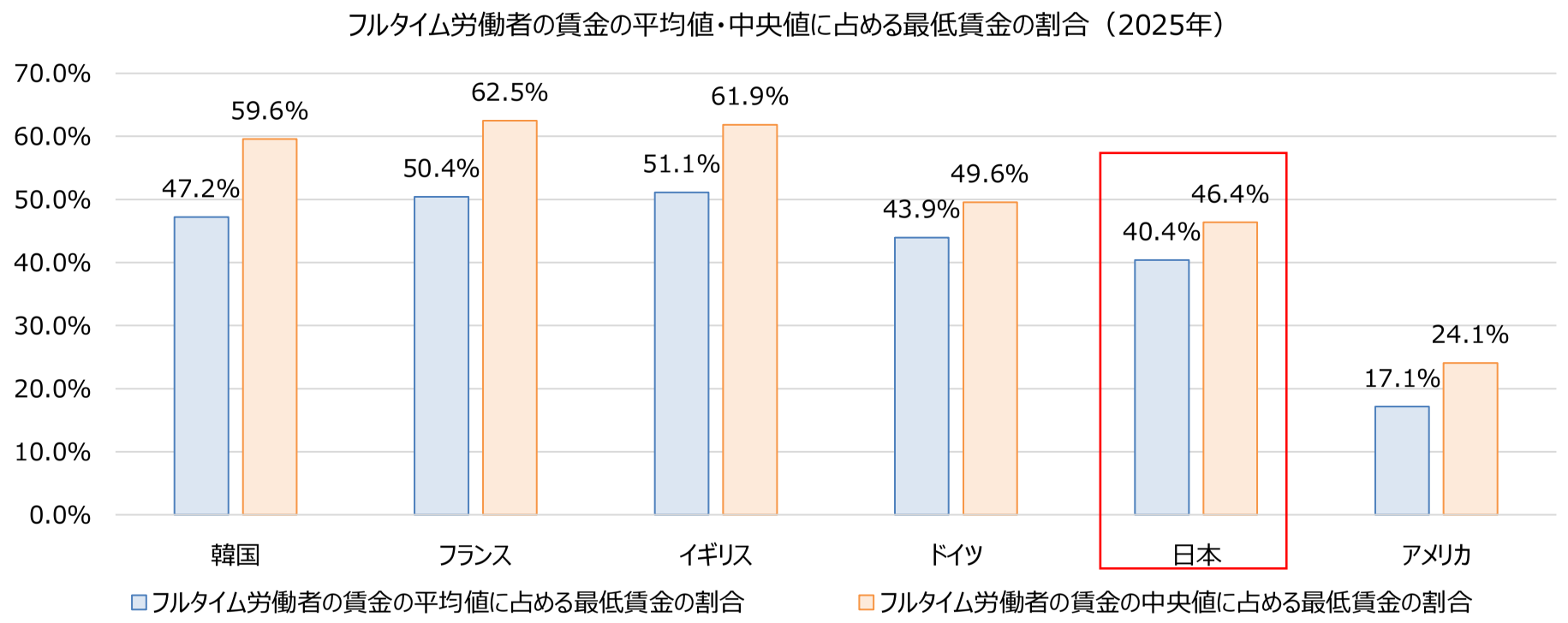

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注１）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注２）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注３）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

○ EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の６割や平均値の５割を参照指標として加盟国に示されている。

○ 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

（単位：%）

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計（一般＋短時間）	一般労働者	常用労働者計（一般＋短時間）
所定内給与額＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
（参考）所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

（注１）令和７年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。５人以上事業所の常用労働者が対象。
（注２）それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。
（注３）時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	〃 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	〃 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	〃 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
	〃 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2024年				2025年				2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	358,338	275,385	300,270	326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	0.2	19.7	4.7	14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	249,814	175,535	177,112	173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	▲ 1.7	20.1	9.2	24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	46,099	50,428	52,087	59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	3.3	18.5	▲ 2.0	11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	62,425	49,422	71,071	94,162
	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	6.0	19.2	▲ 0.7	1.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	16.3	11.2	11.0	10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	5.4	5.7	5.7	6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	4.7	3.7	4.8	6.4

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位：万円、％）

	全産業（除く金融保険業）								製造業								非製造業							
	資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2015　年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016　年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017　年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018　年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019　年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020　年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021　年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022　年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023　年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024　年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所　財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　／　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の１か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

（単位：％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数（単位：社）
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	〃 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	〃 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	〃 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	〃 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

資料出所　財務省「法人企業統計」

(注) 1　金融業、保険業を除く全産業。

2　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3　各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

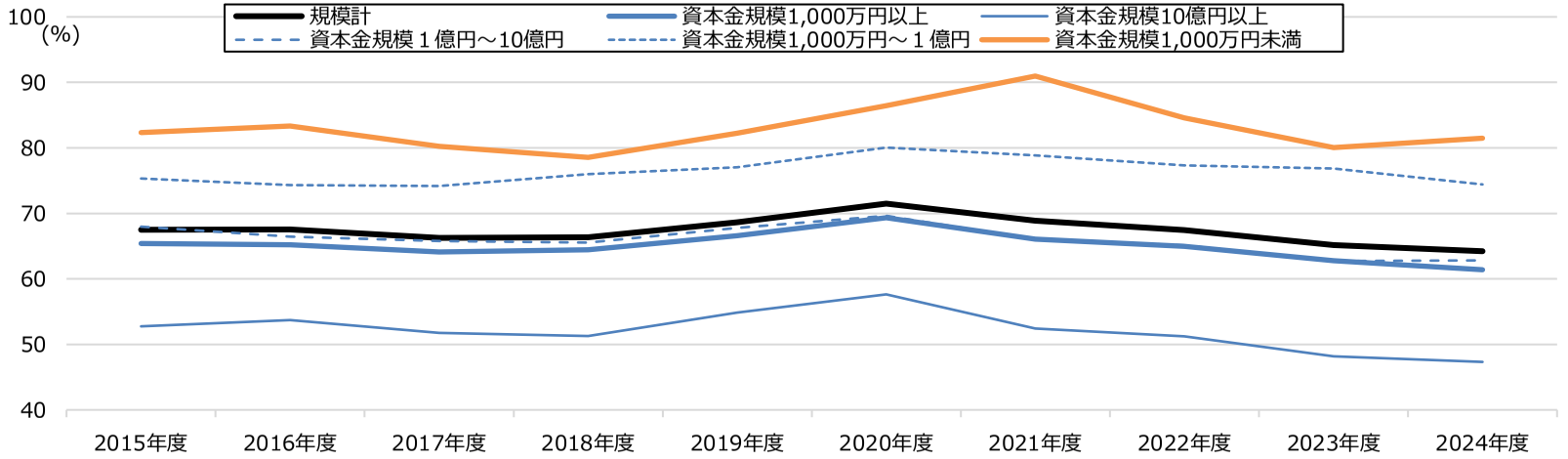

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。

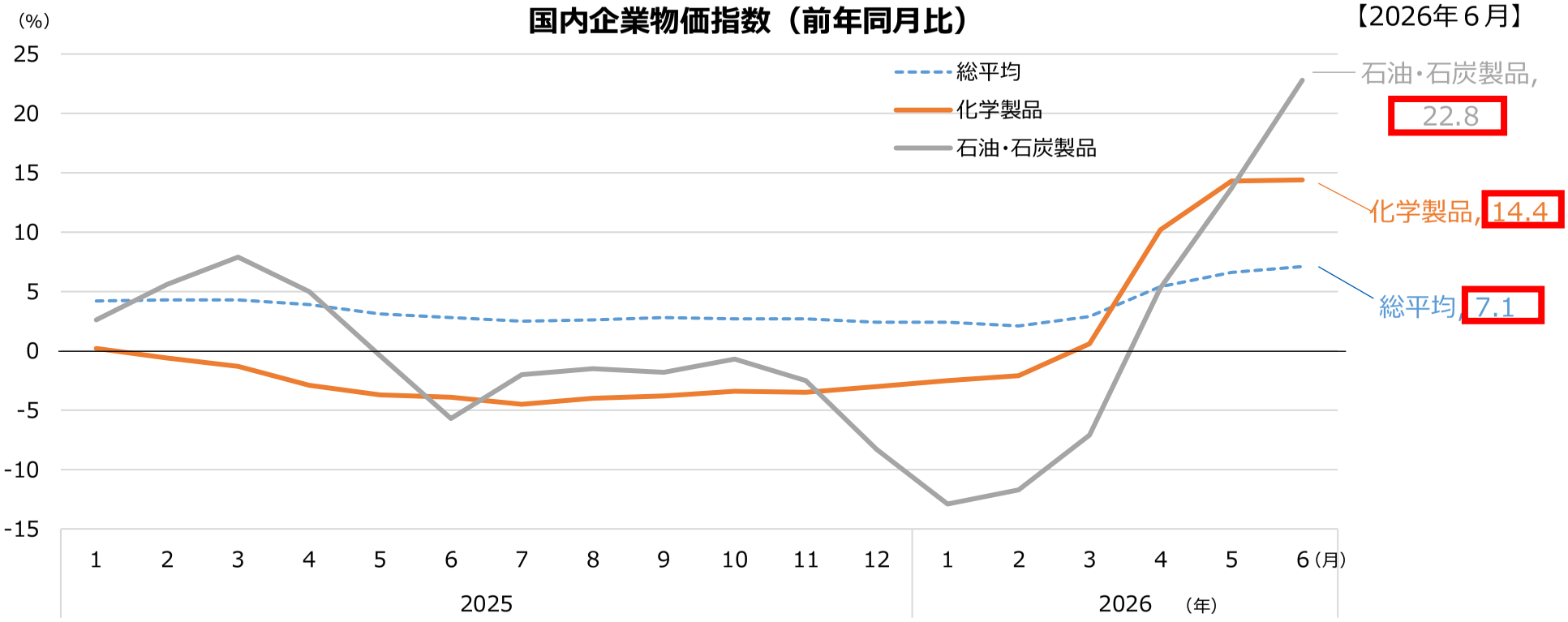

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗浄剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、Ａ重油、Ｂ重油・Ｃ重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年６月速報値。

中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）

（「好転」－「悪化」・％ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所　中小企業庁・(独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。

製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下

卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下

小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下

サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

２　「ＤＩ」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業

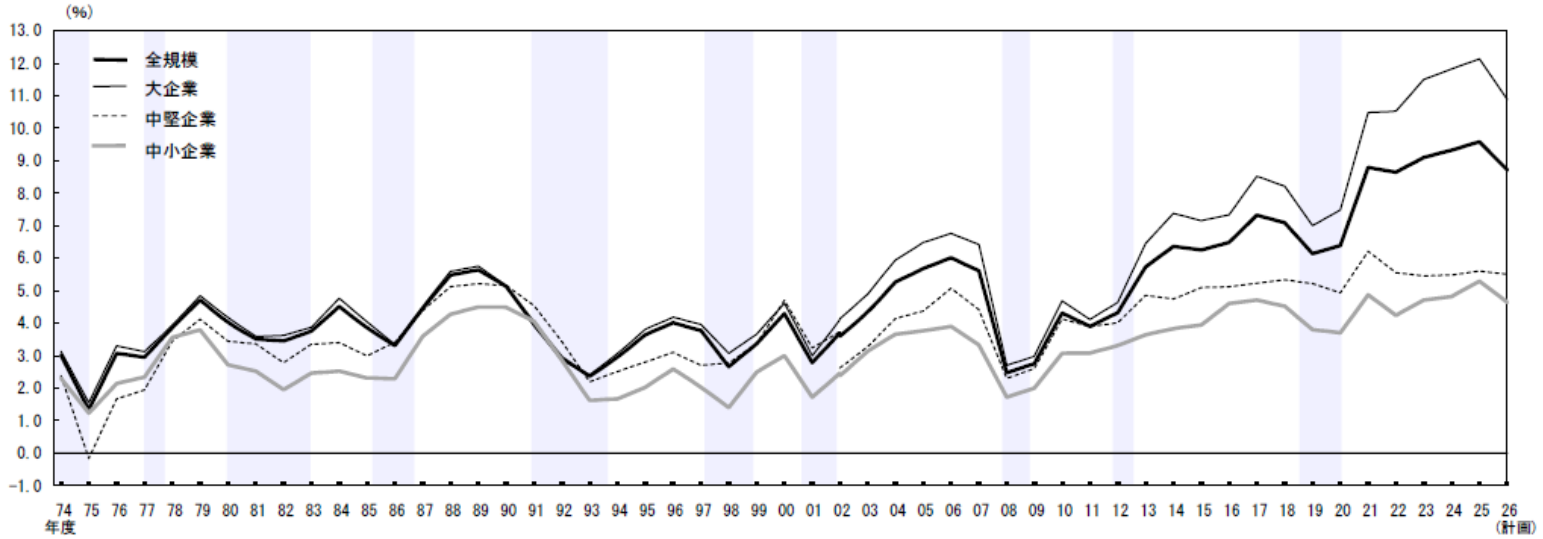

非製造業

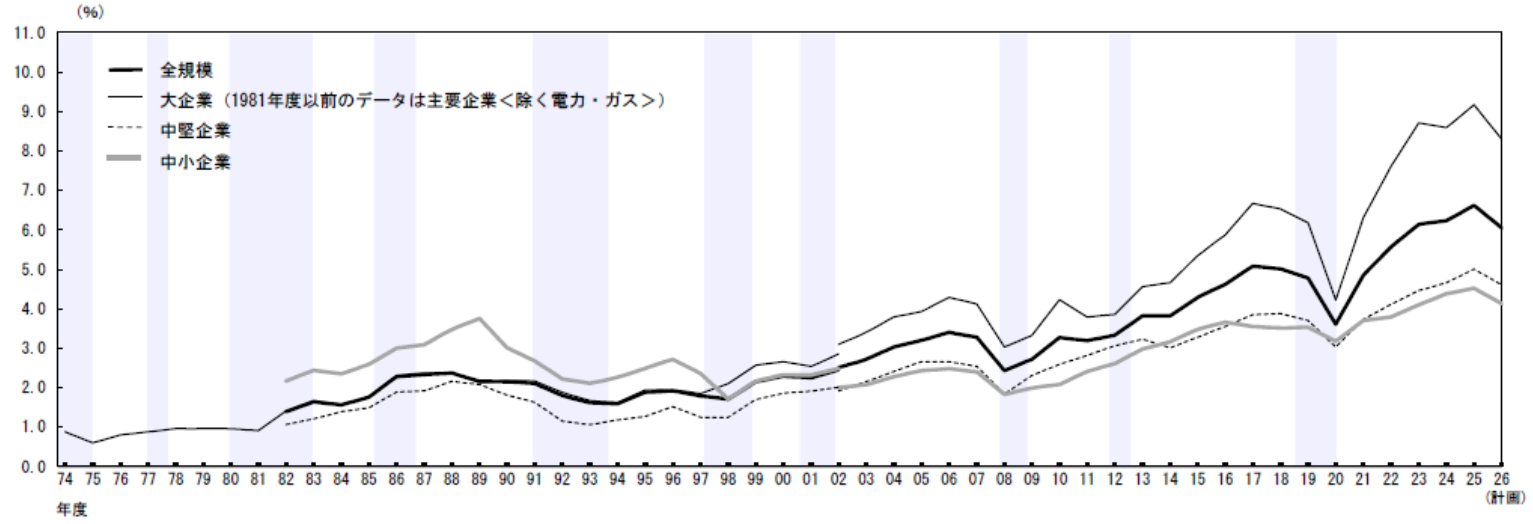

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年６月調査）

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

（%）

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度（計画）
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.62	6.05
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.71	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60	5.50
	非製造業	4.46	4.66	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.52	4.13

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）は前回から約**１ポイント増加**し、**９割を超過**（前回89.4%→90.7%）。
- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**３ポイント減**の**31.5%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は前回から**微減**（前回10.6%→**9.3%**）。
  - **価格交渉は浸透しつつある**ものの、引き続き、受注企業の意に反して**交渉が行われなかった者が約１割**。**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近６か月間における価格交渉の状況

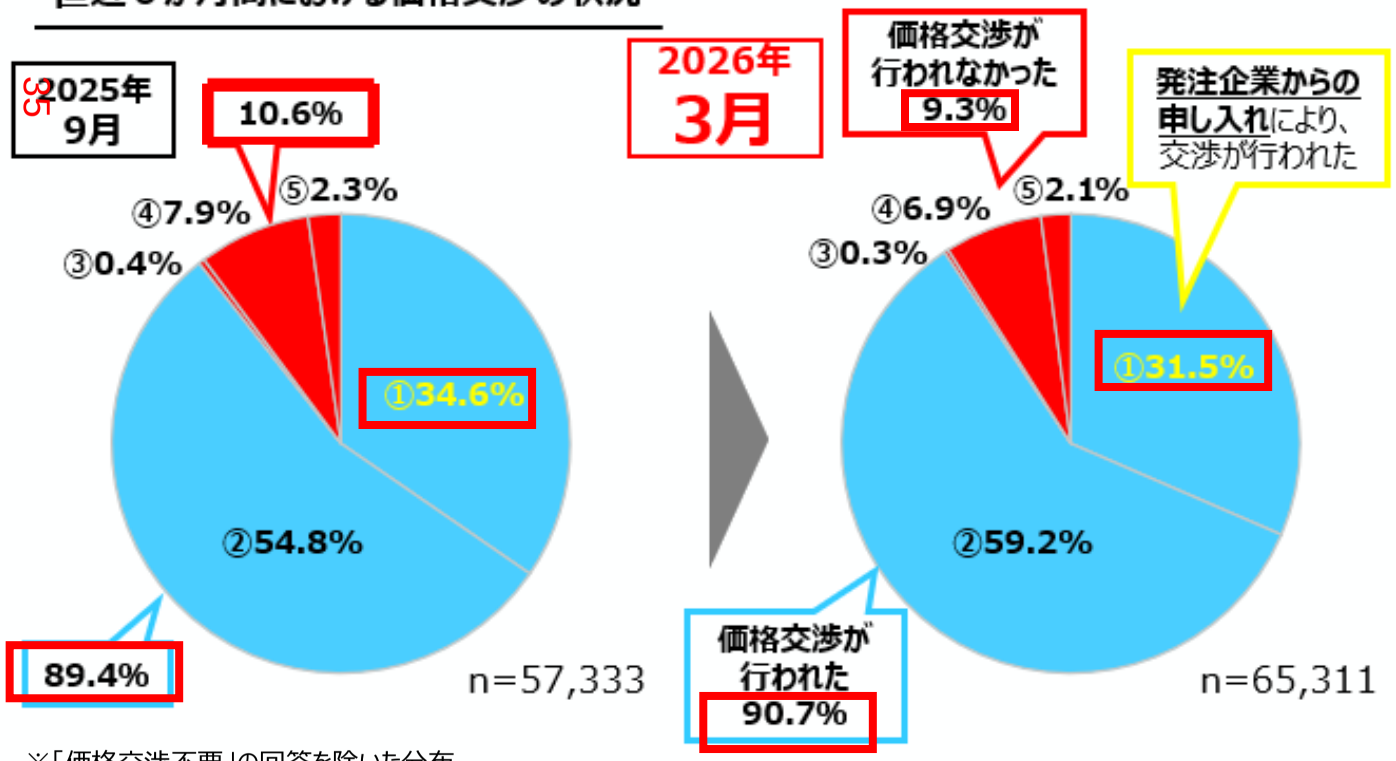

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた**。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた**。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、**発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった**。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、**受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち**７割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
  - ➢ 公正取引委員会等と連携し、**「労務費指針」を周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況

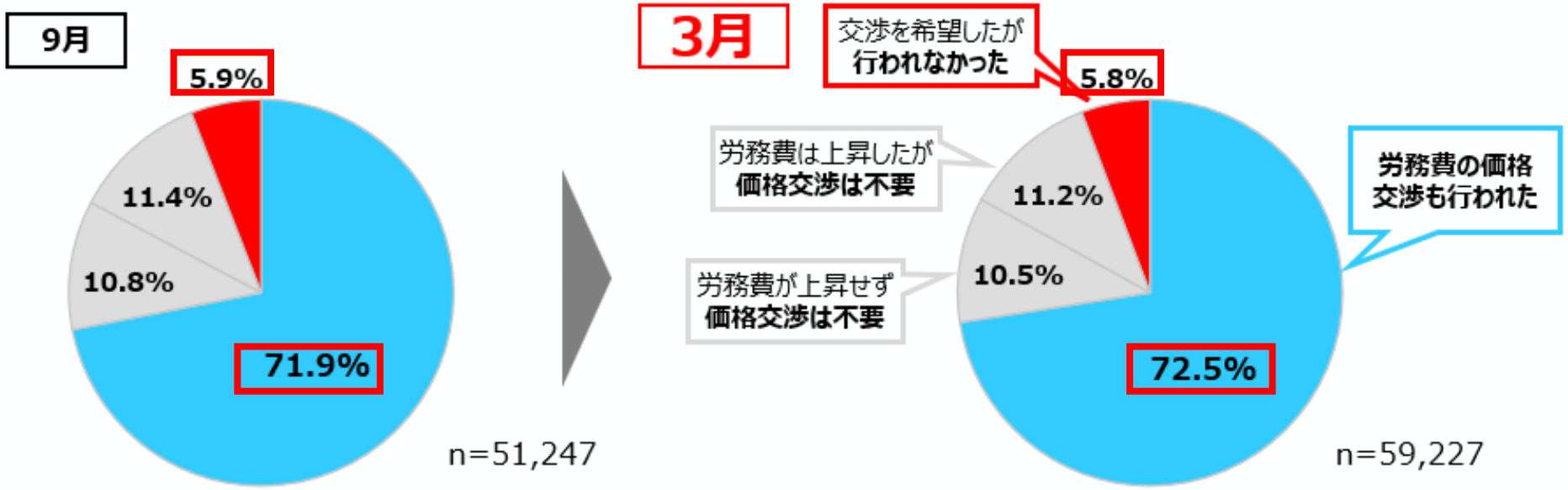

アンケート回答企業からの具体的な声

▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。

▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は**８割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**３割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→**16.0%**）。
  - ➢ **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近６か月間における価格転嫁の状況

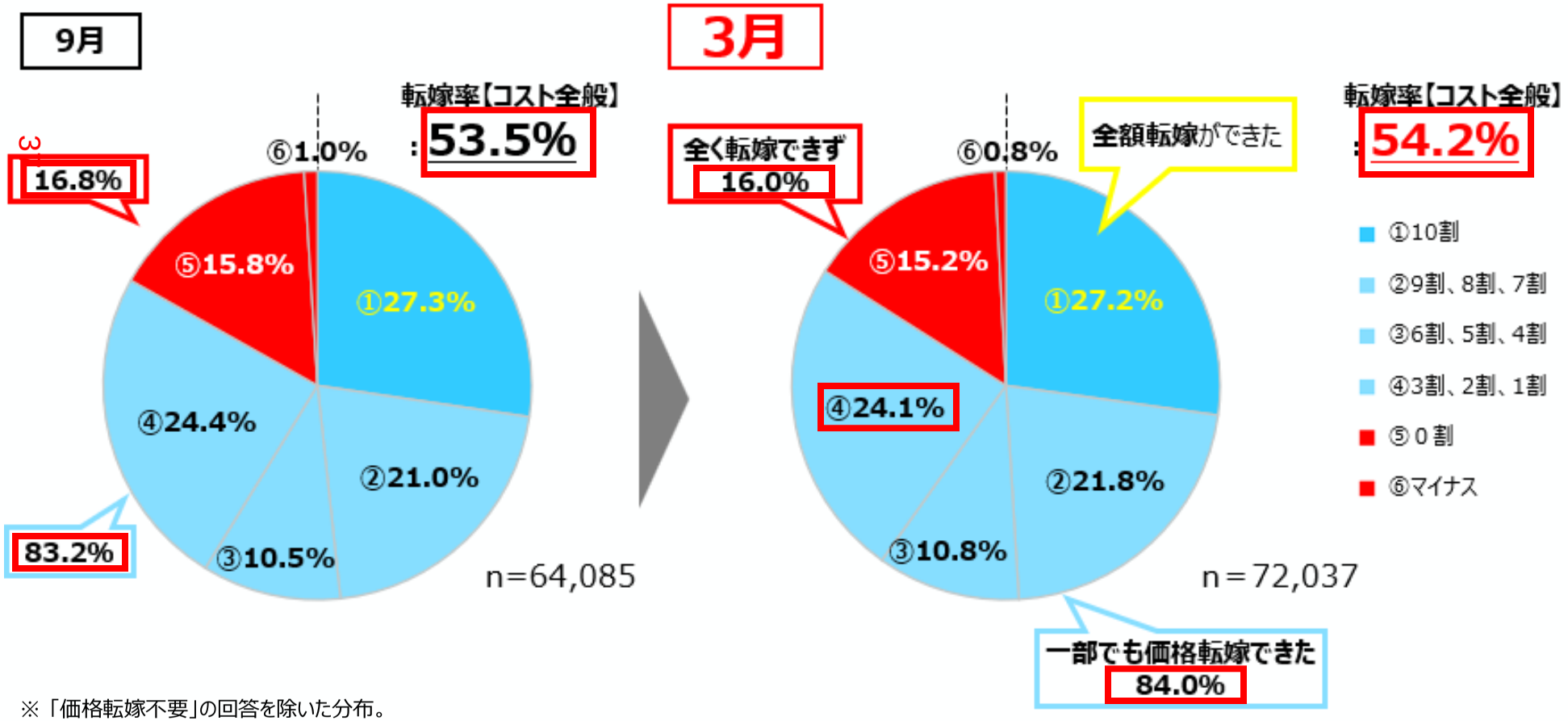

※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、**労務費・エネルギー費は前回から横ばい**。
- 労務費の転嫁率は、５割を維持したものの、原材料費と比較して約５ポイント低い。**エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準**となった。
  - ➢ **労務費に限らず**、原材料費・エネルギー費を含めた**コスト全般の価格転嫁**を一層推進していく必要がある。

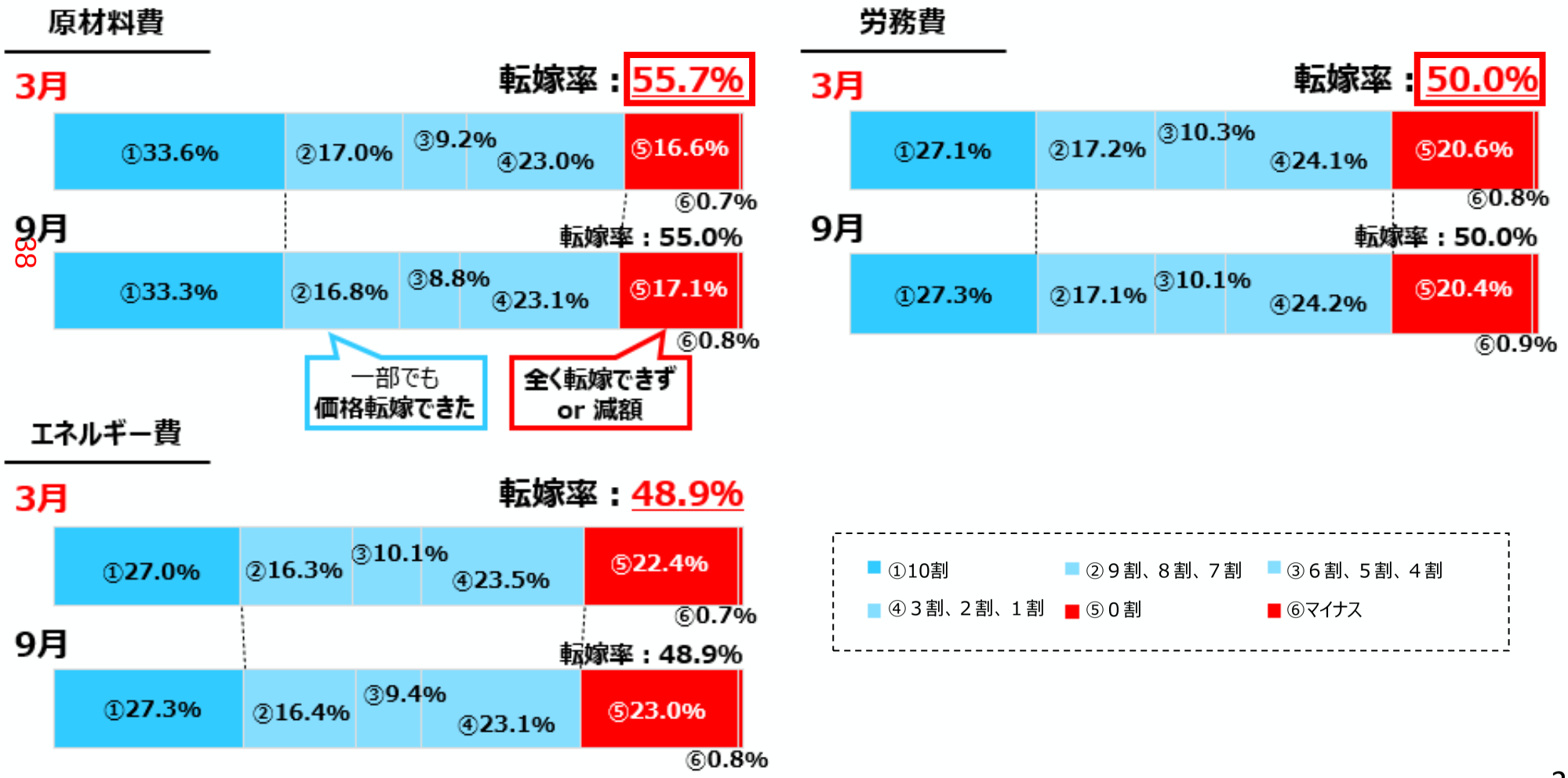

※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】

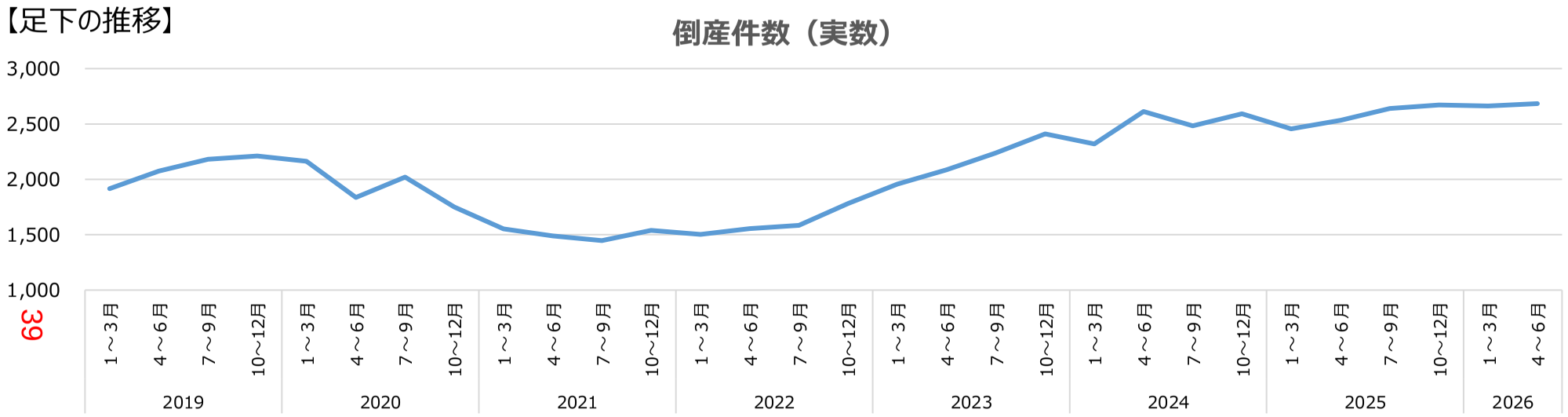

【長期的な推移】

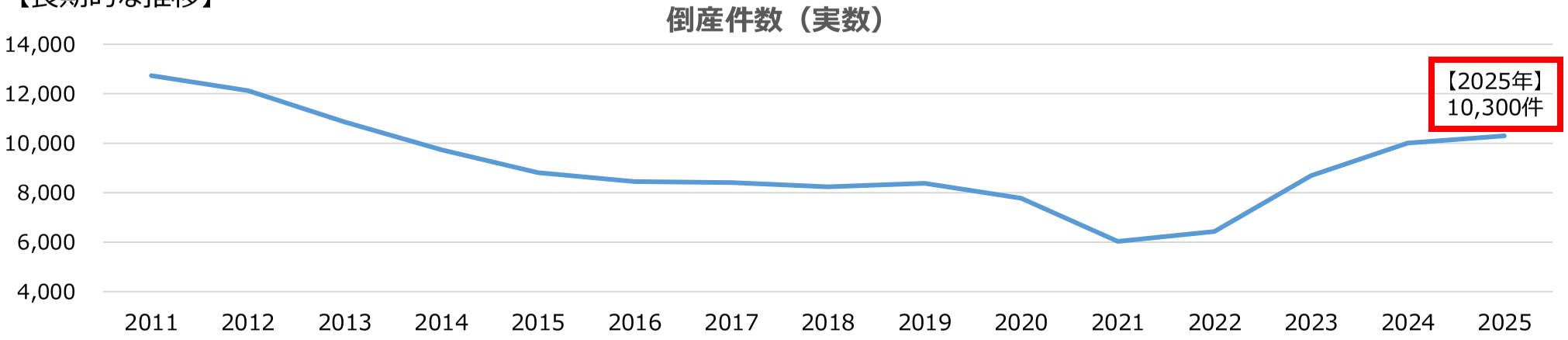

（資料出所）東京商工リサーチ

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

物価高倒産は949件判明　2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明　過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

40

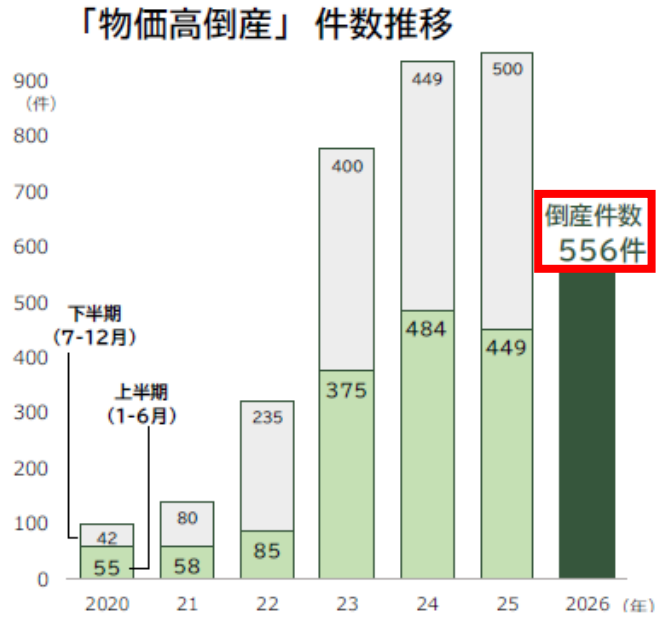

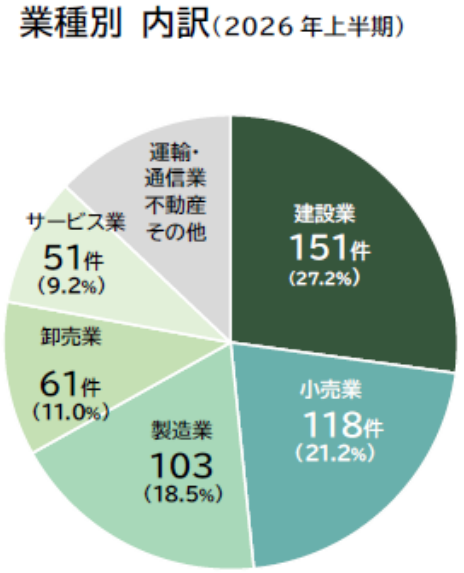

（資料出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計（2025年報）」、「全国企業倒産集計（2026年上半期報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特にＡランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

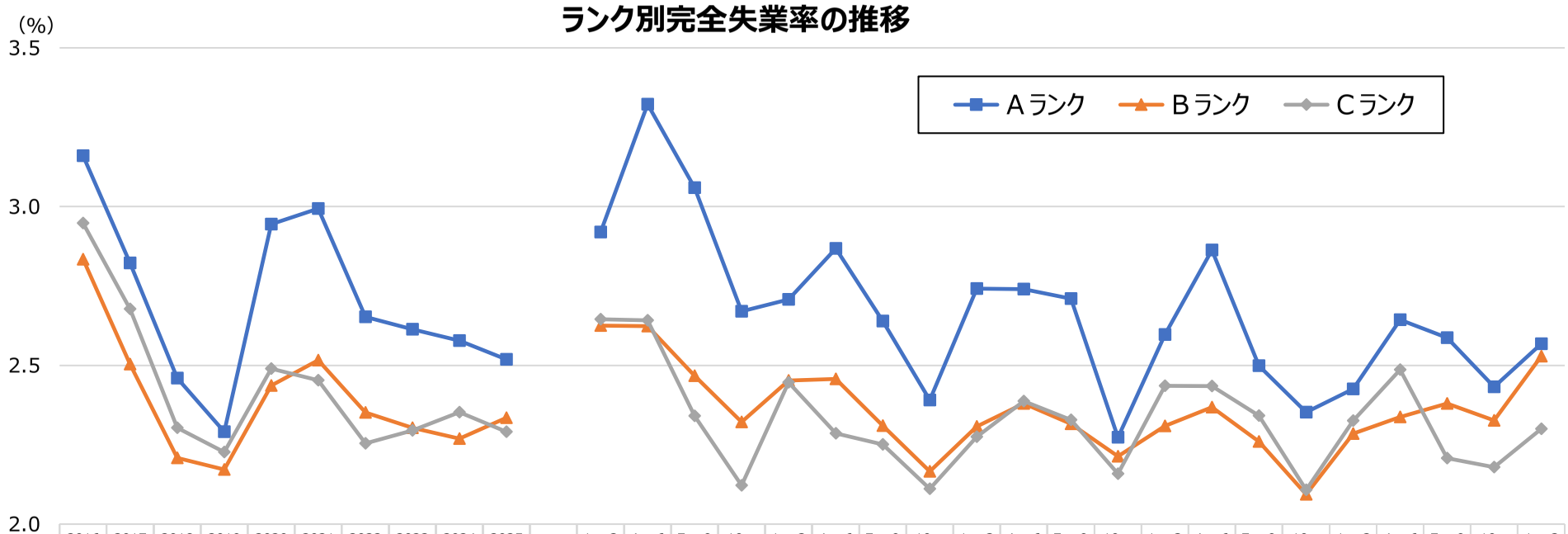

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
												2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026年
Aランク	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.6	2.5		2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6	2.9	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.6
Bランク	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.3		2.6	2.6	2.5	2.3	2.5	2.5	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.1	2.3	2.3	2.4	2.3	2.5
Cランク	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.3		2.6	2.6	2.3	2.1	2.4	2.3	2.3	2.1	2.3	2.4	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5	2.2	2.2	2.3

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果。
２．各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

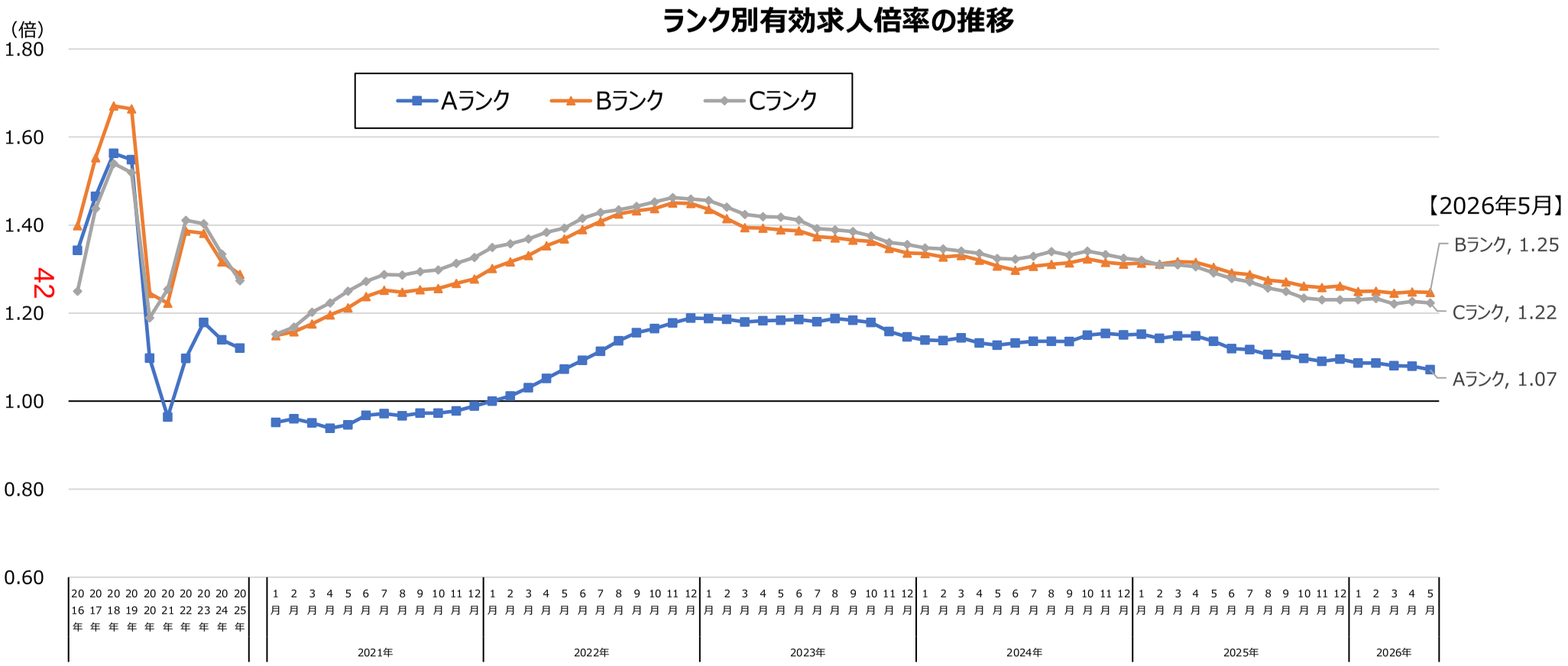

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年４月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

（2020年１月＝100）

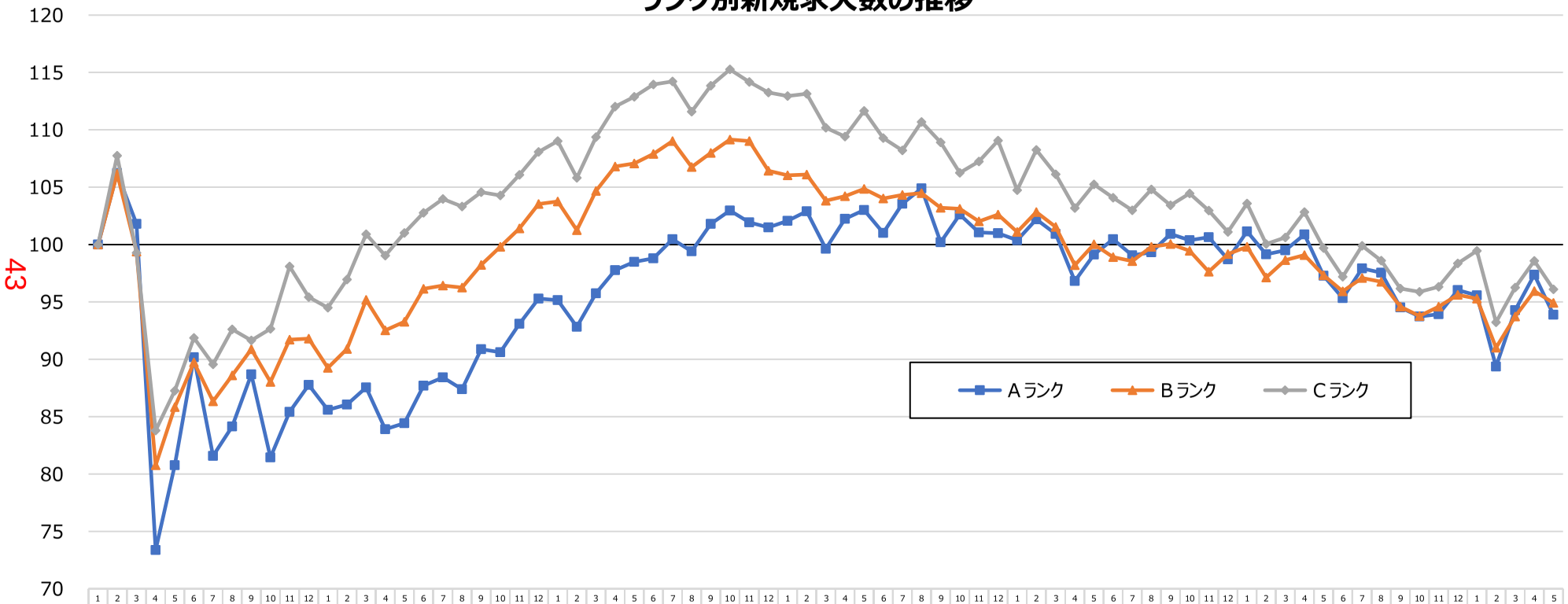

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月

最賃近傍雇用者構成比（2025年）

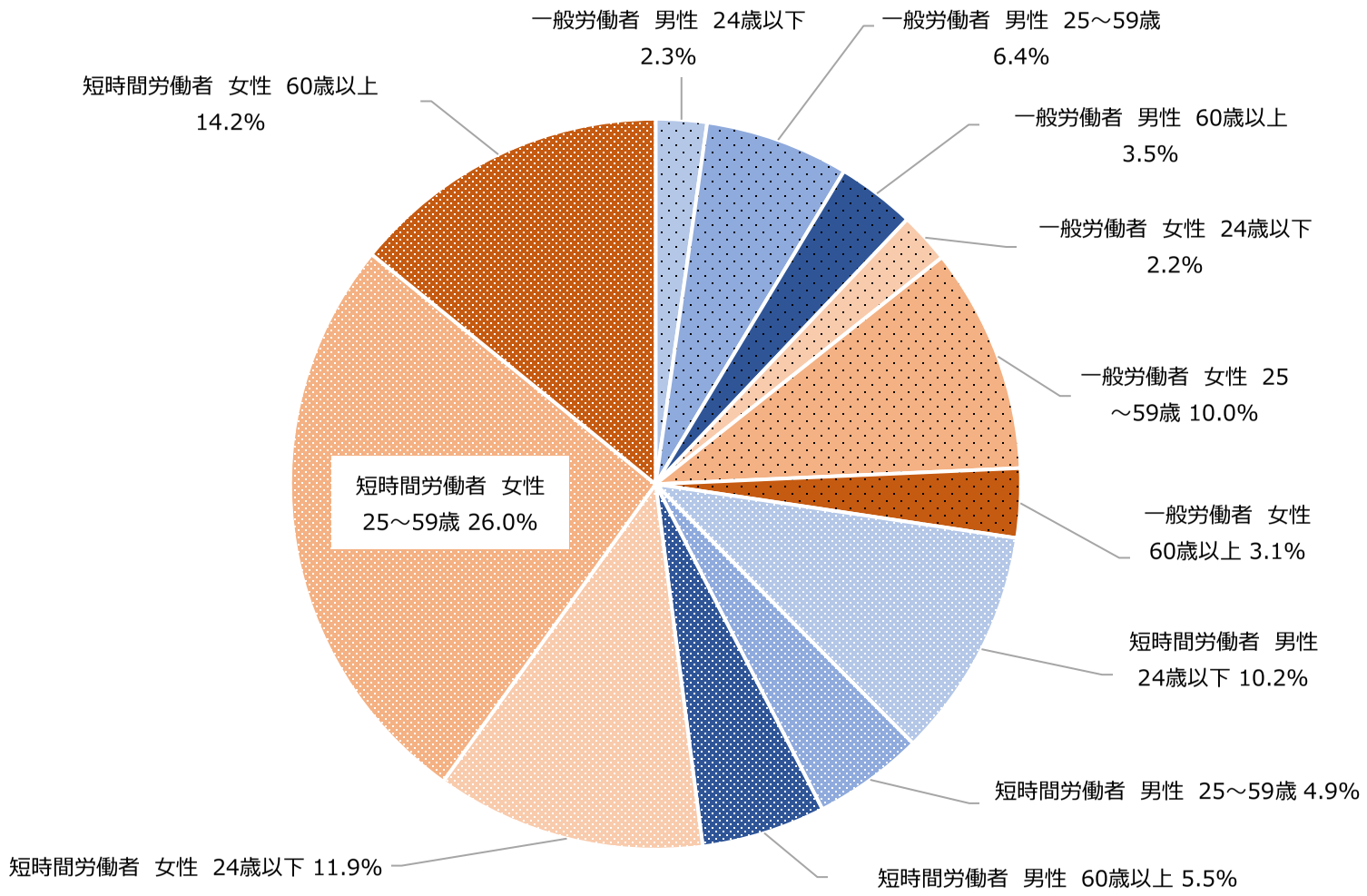

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）

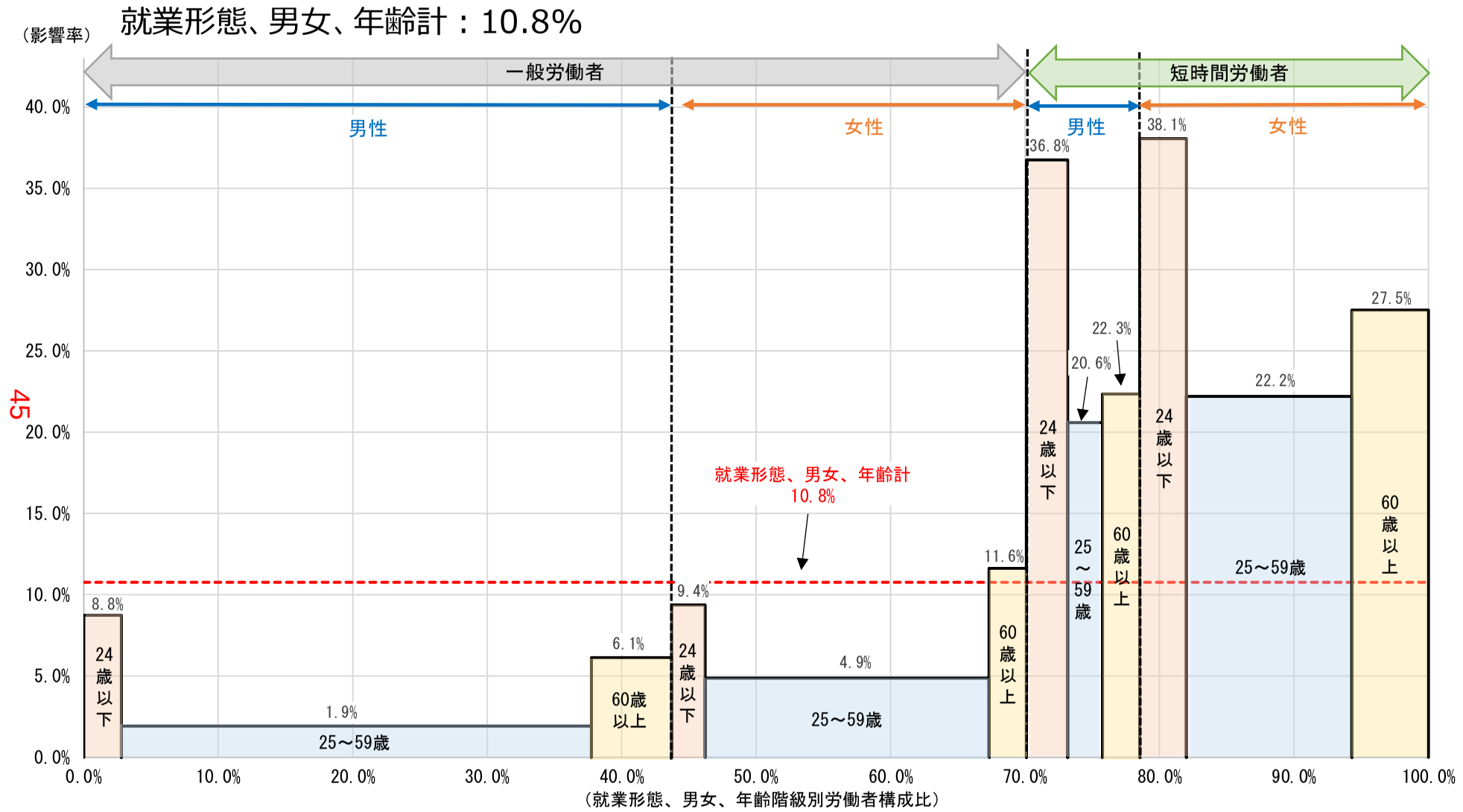

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
４．各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）

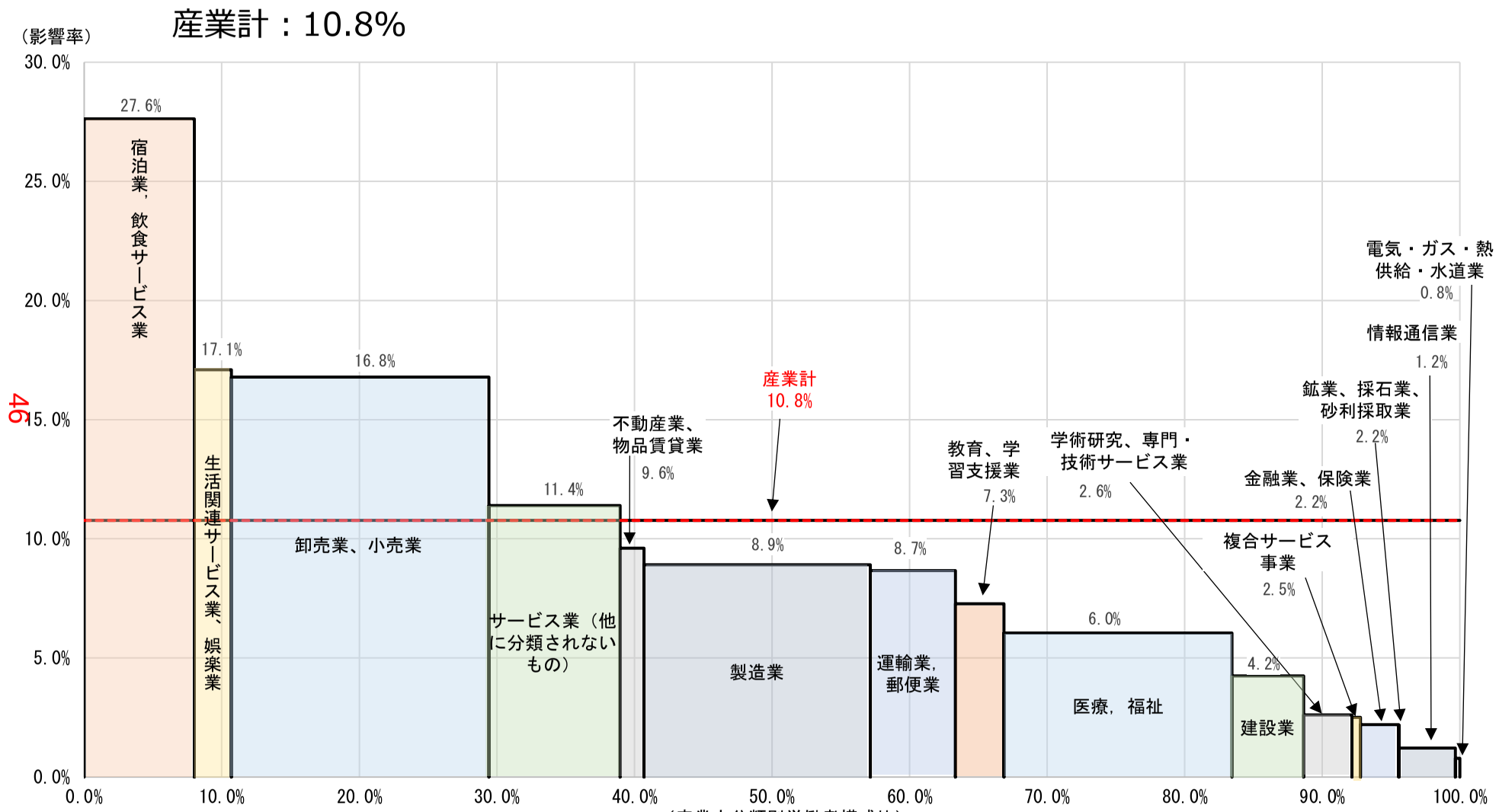

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
４．各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）

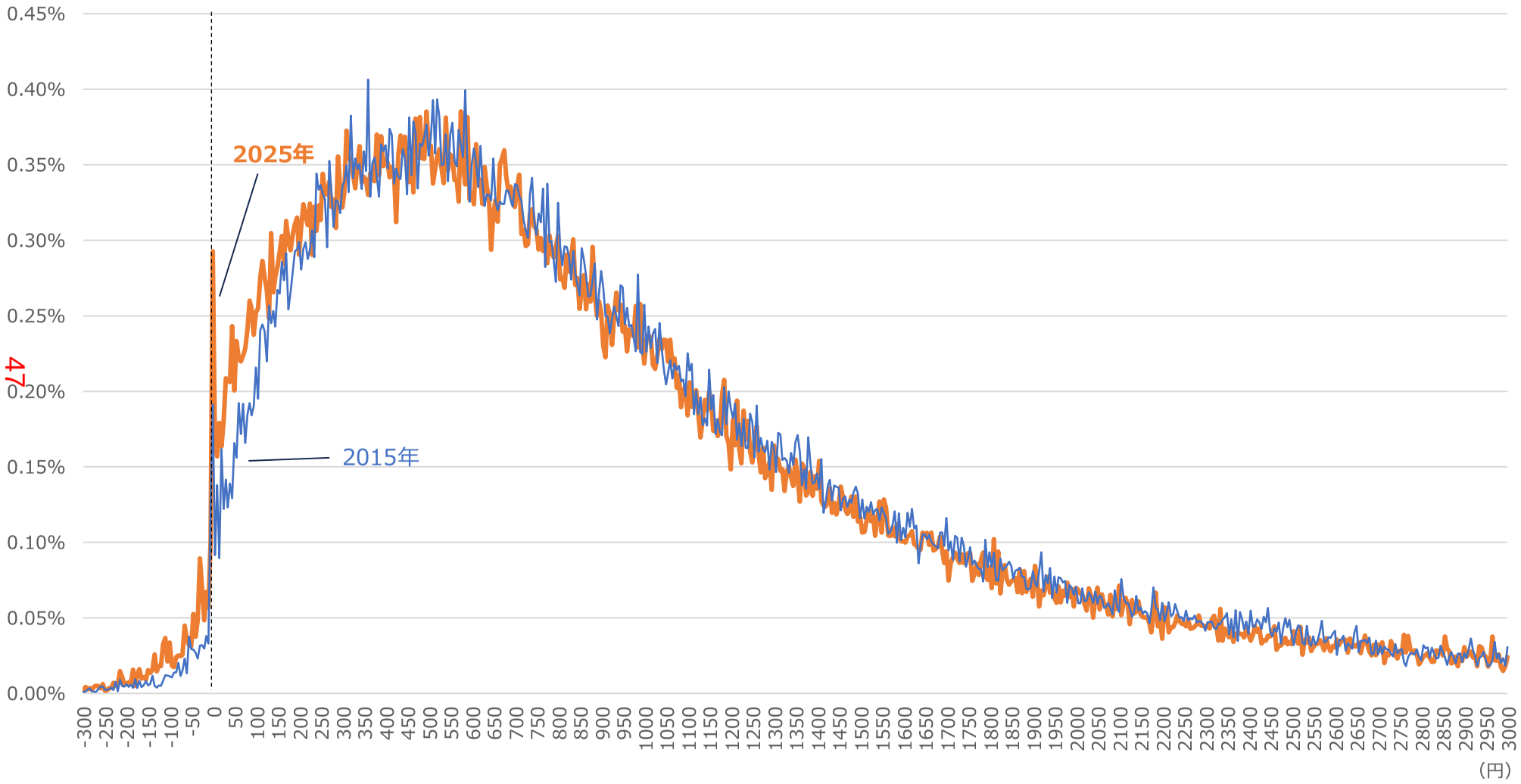

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

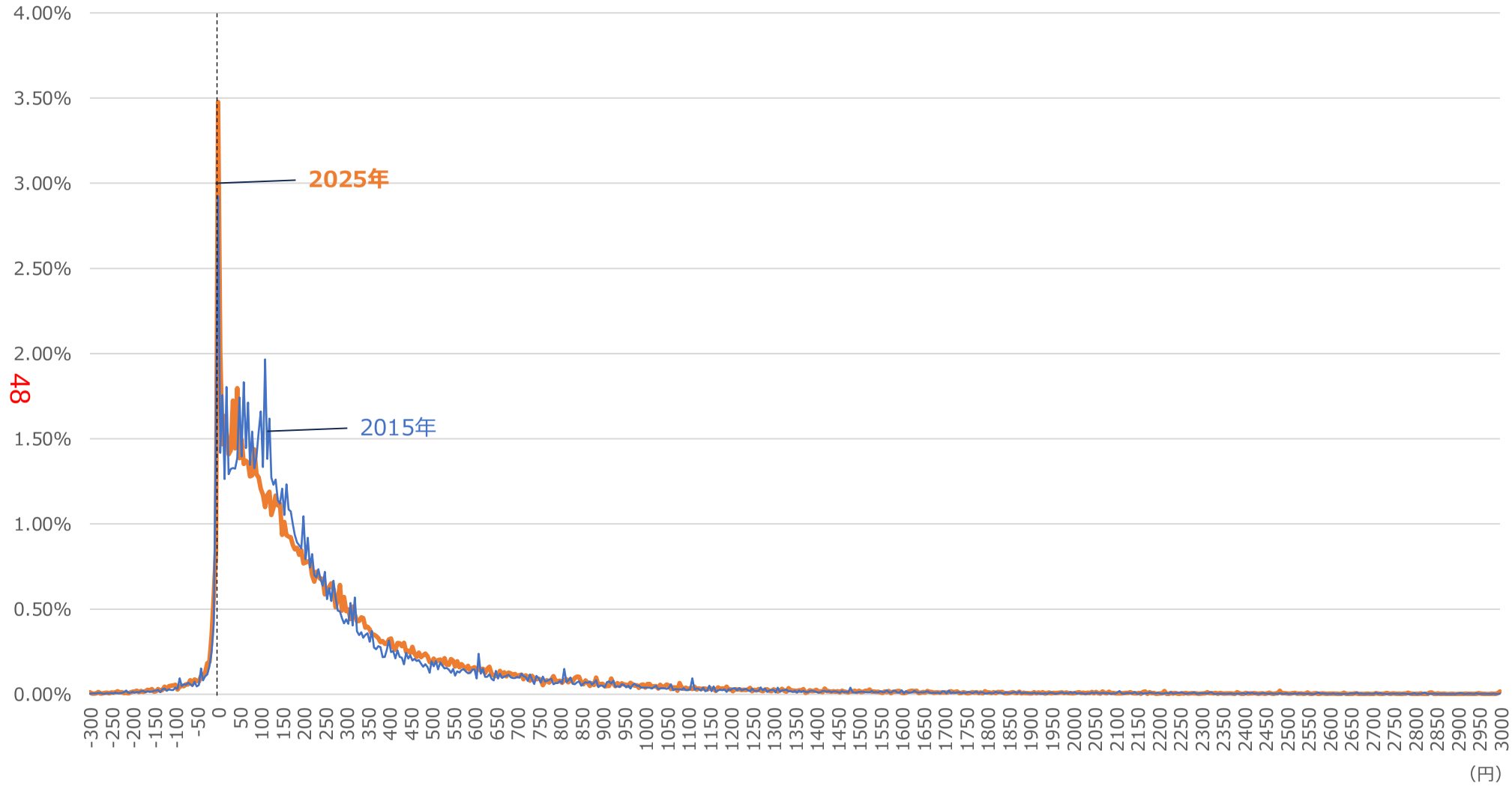

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。

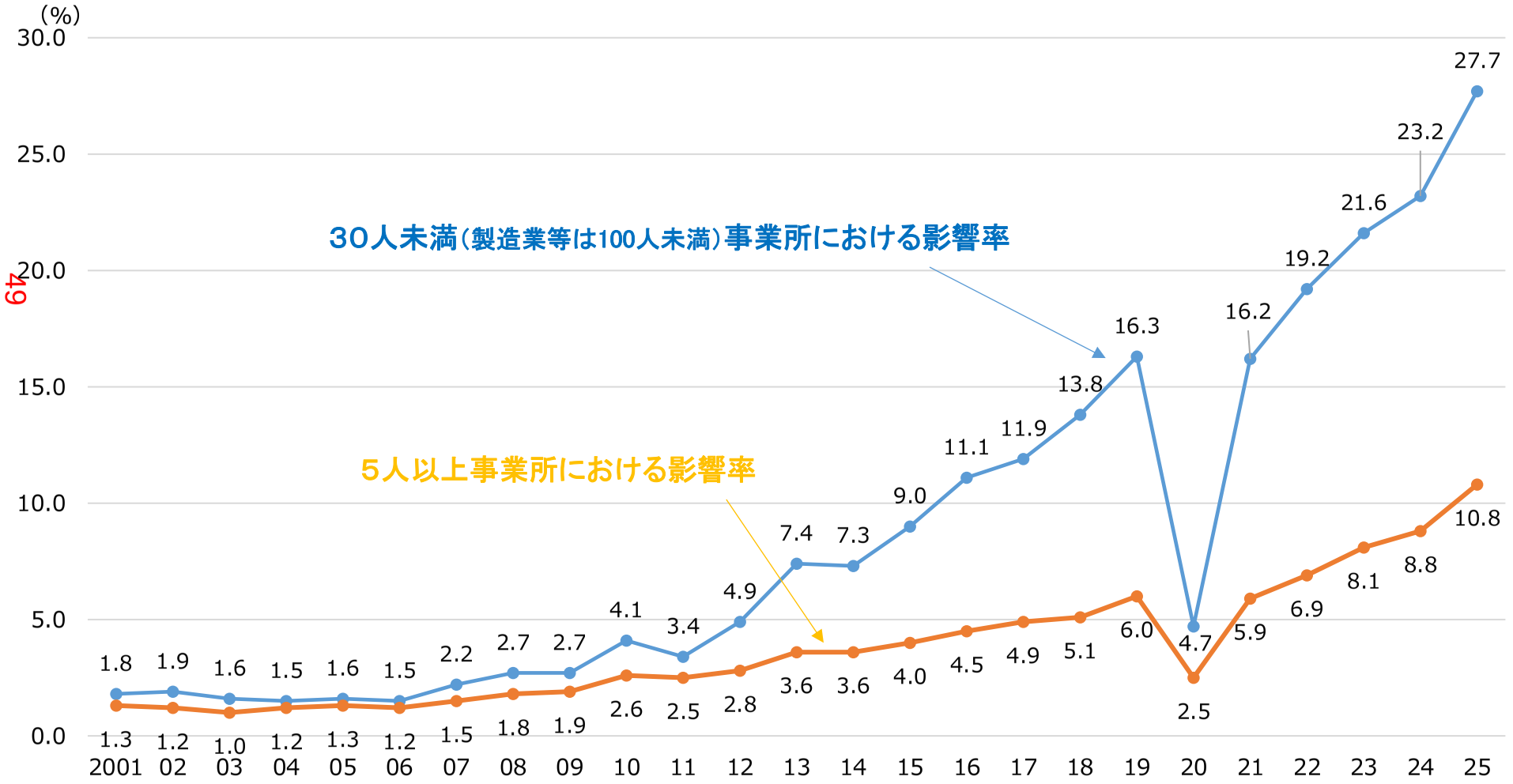

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」　（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」　（注）調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。

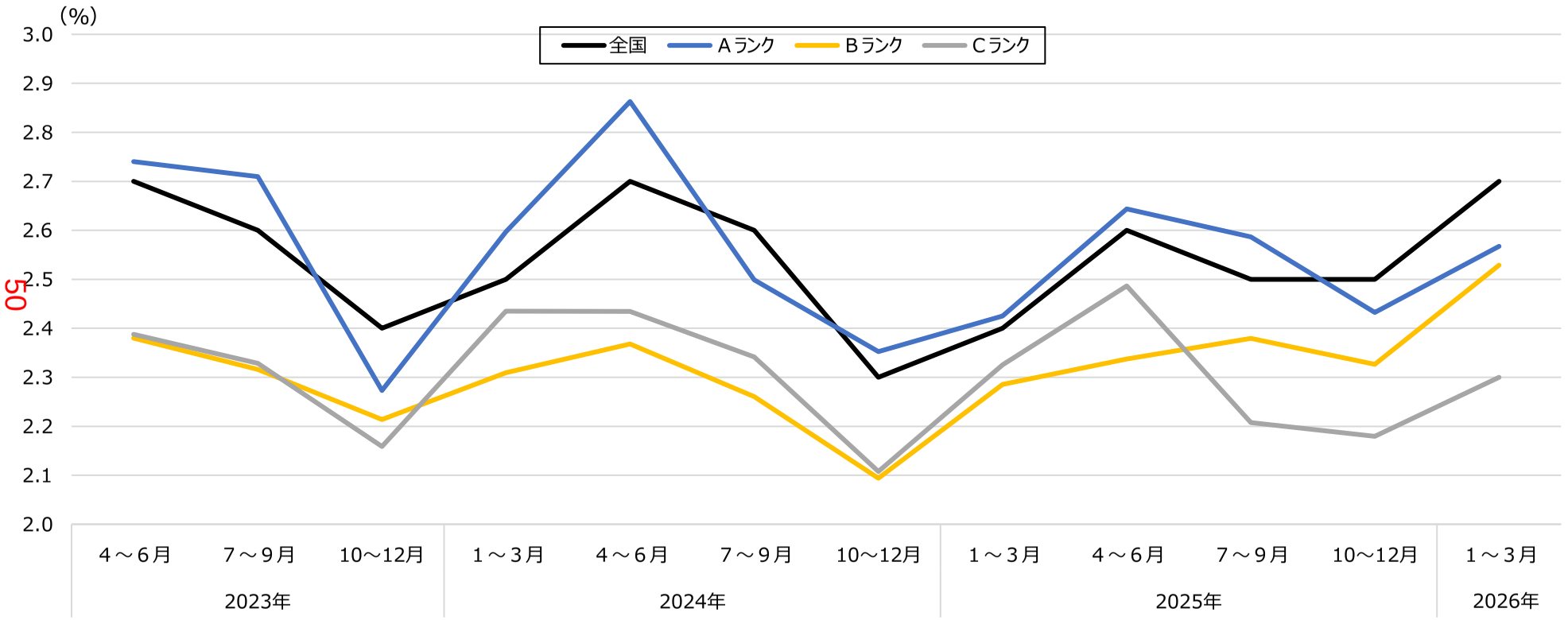

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果による。
２．ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。

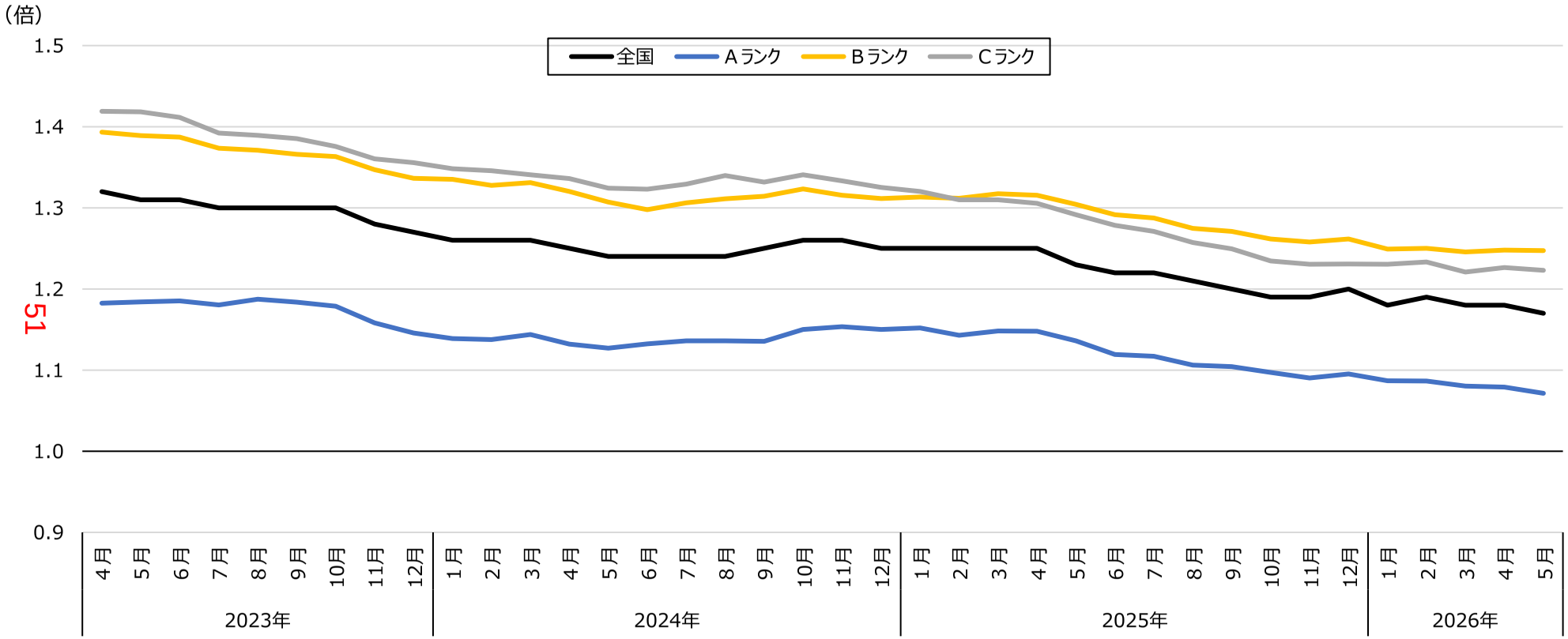

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Ａランクでは増加しているが、Ｂランクは横ばい、Ｃランクでは減少傾向にある。

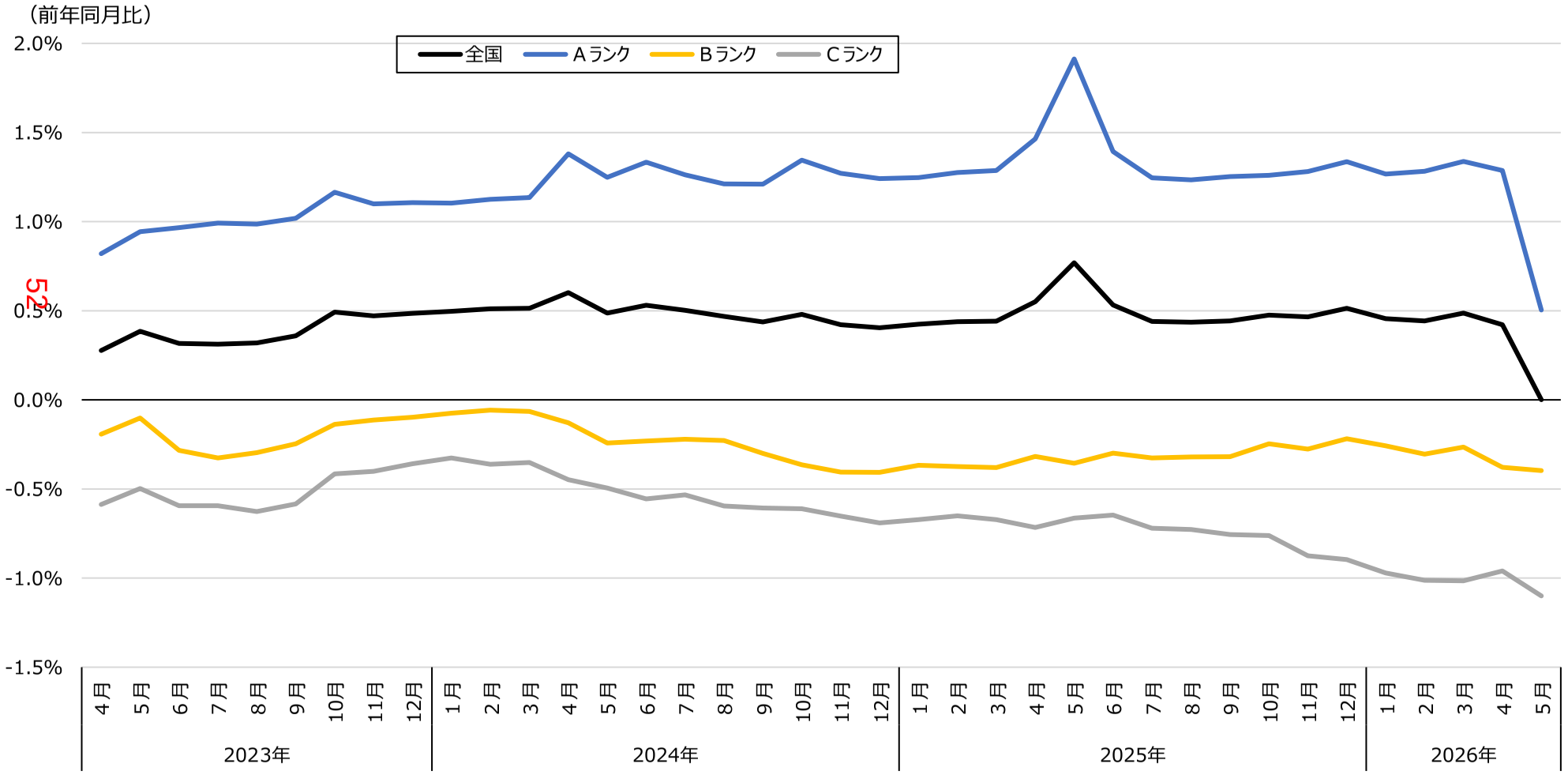

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。

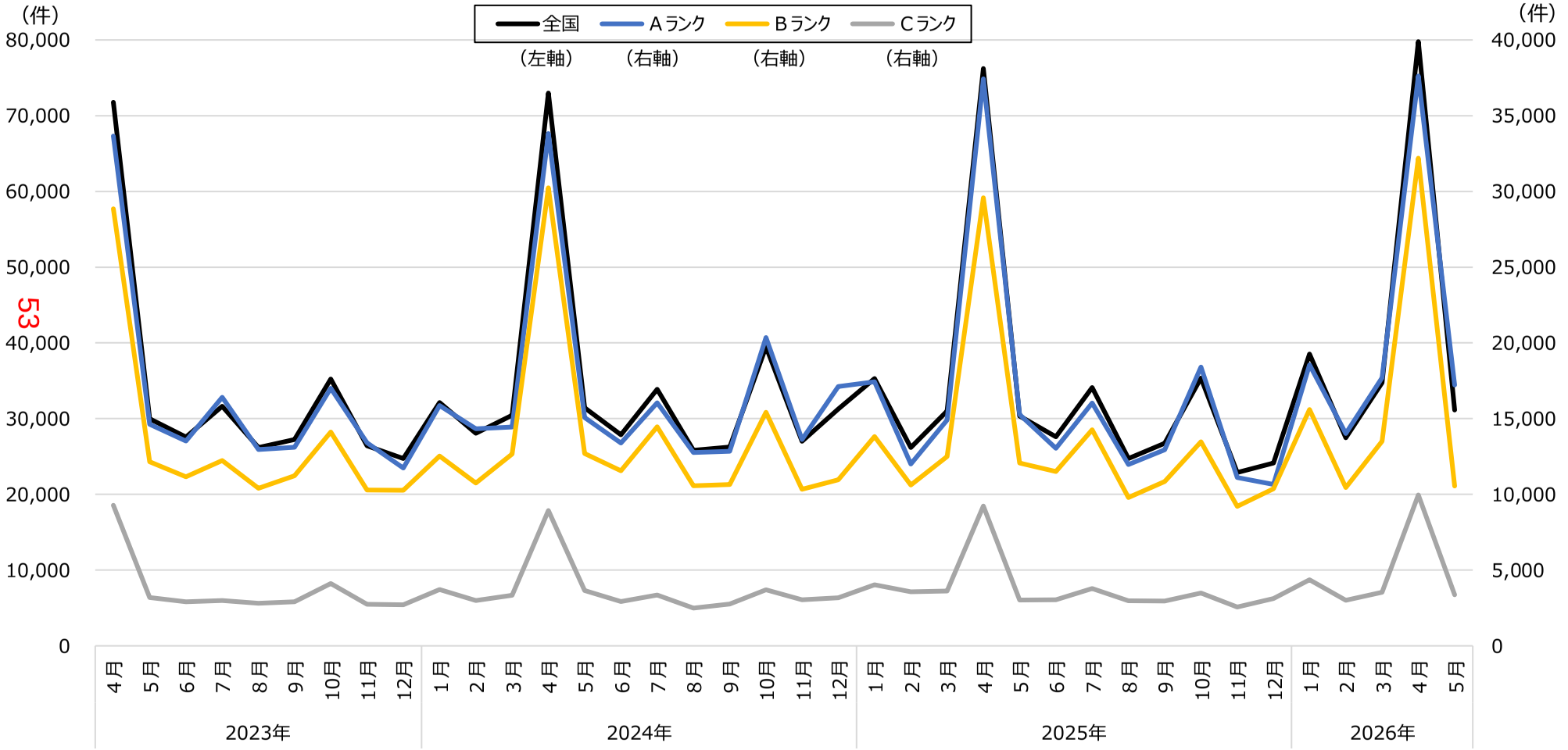

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はＡランクは増加傾向、Ｂランクは足下で横ばい、Ｃランクは減少傾向である。

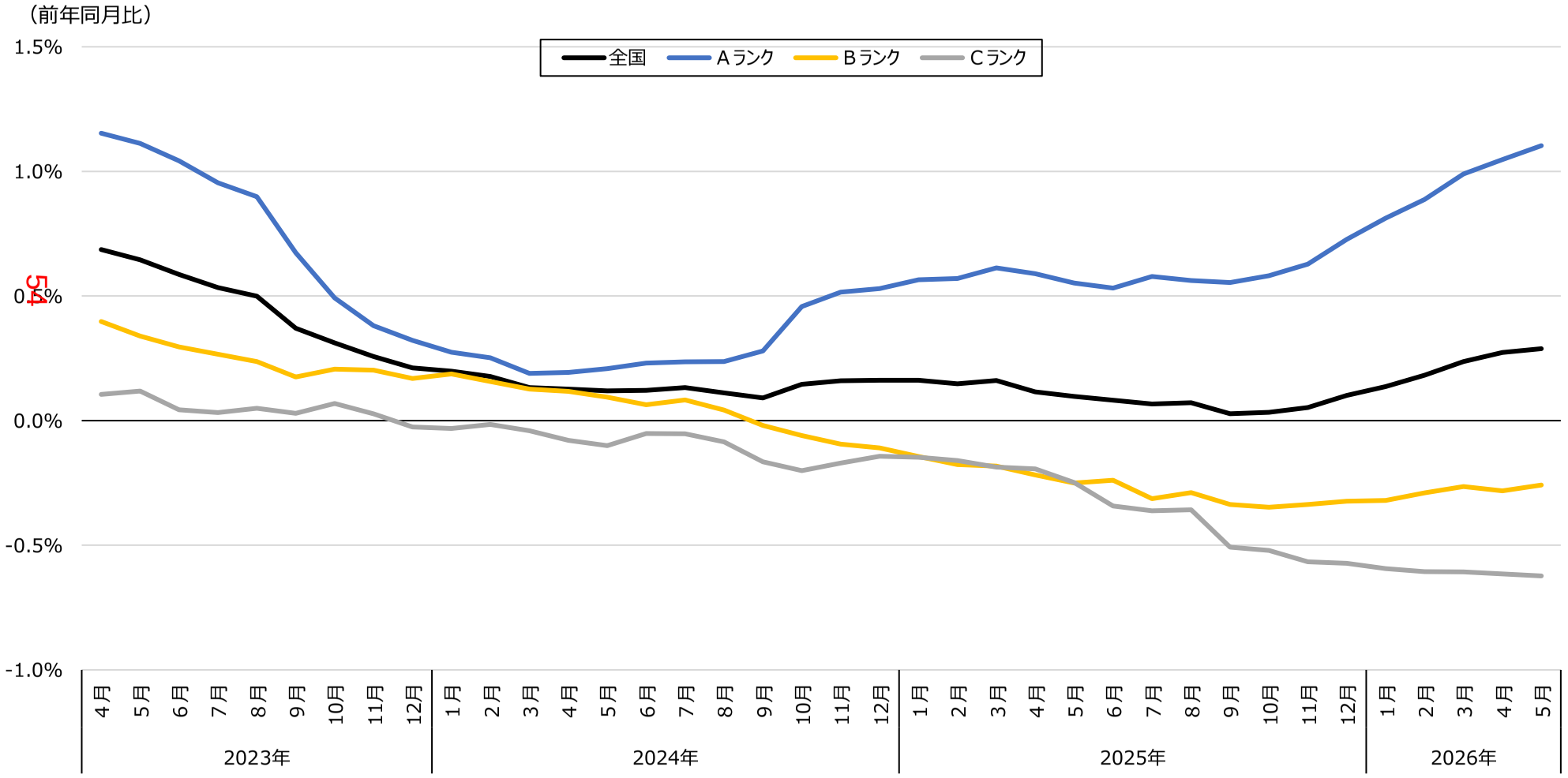

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。

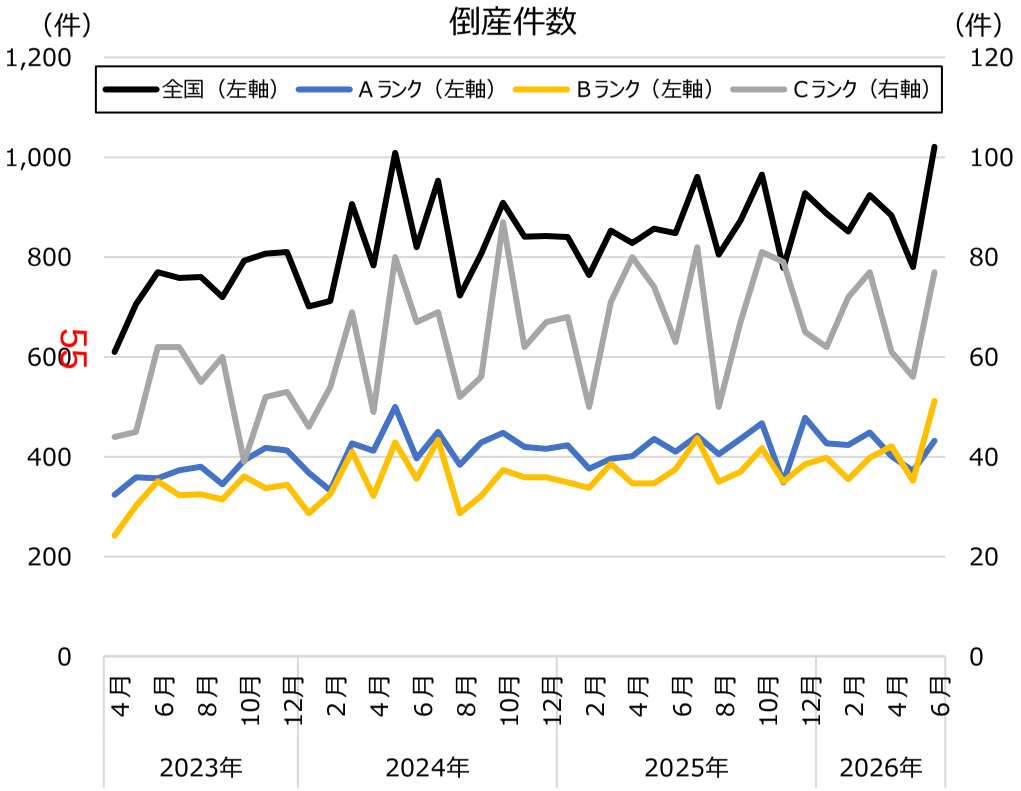

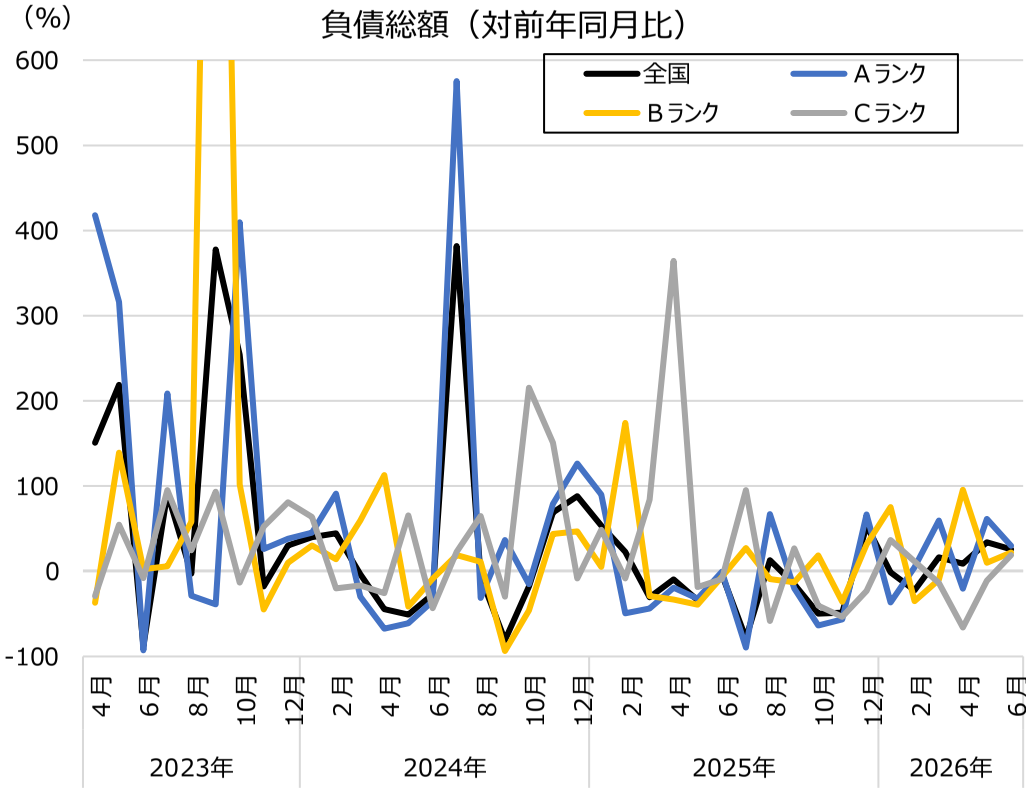

※以下の値は600%を超える。
2023年9月　Bランク：1,572%

出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2024年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2025年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2026年 1～3月	2025年度 最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71

低 ← → 高

出所：総務省「労働力調査」　都道府県別完全失業率（モデル推計値）

有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2023年												2024年												2025年												2026年				2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	66
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	76
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.11	79
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	77
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	78
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12	64
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	63
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99	0.97	64
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.70	63
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.83	63
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.37	1.38	1.39	65
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.47	1.46	1.48	1.46	64
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	1.25	63
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09	63
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	64
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	1.22	64
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.12	1.12	1.11	63
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	0.94	64
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.17	1.18	1.18	1.16	1.15	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.12	1.15	1.13	1.11	1.13	65
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.17	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.12	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.03	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	0.96	65
鳥取県	1.50	1.50	1.47	1.47	1.46	1.47	1.40	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.28	1.30	1.28	1.28	1.28	1.27	1.27	1.25	1.28	1.29	1.29	1.32	1.33	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27	1.27	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.25	1.22	1.25	1.26	1.28	73
島根県	1.68	1.68	1.61	1.60	1.58	1.56	1.53	1.52	1.50	1.48	1.46	1.49	1.48	1.49	1.49	1.45	1.44	1.45	1.43	1.42	1.42	1.43	1.42	1.38	1.38	1.38	1.40	1.41	1.39	1.34	1.38	1.38	1.39	1.33	1.34	1.34	1.34	1.37	1.45	1.51	1.49	71
岡山県	1.58	1.57	1.55	1.52	1.54	1.58	1.55	1.54	1.56	1.56	1.54	1.51	1.50	1.47	1.46	1.44	1.43	1.39	1.42	1.43	1.46	1.45	1.43	1.43	1.45	1.45	1.46	1.46	1.45	1.42	1.40	1.37	1.36	1.34	1.33	1.34	1.31	1.30	1.27	1.29	1.28	65
広島県	1.63	1.55	1.54	1.56	1.56	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.51	1.52	1.51	1.50	1.50	1.47	1.44	1.42	1.43	1.42	1.43	1.45	1.43	1.40	1.41	1.42	1.44	1.46	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.38	1.38	1.39	1.38	1.37	1.38	1.36	65
山口県	1.58	1.52	1.49	1.49	1.49	1.49	1.50	1.49	1.50	1.51	1.52	1.52	1.51	1.47	1.46	1.46	1.43	1.43	1.47	1.50	1.47	1.47	1.44	1.42	1.42	1.45	1.45	1.44	1.43	1.40	1.36	1.35	1.33	1.31	1.32	1.29	1.29	1.31	1.33	1.31	1.32	64
徳島県	1.23	1.22	1.21	1.23	1.22	1.21	1.21	1.20	1.19	1.19	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.17	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.13	1.13	1.15	1.14	1.15	1.16	1.16	1.18	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.17	1.18	1.20	1.22	1.21	66
香川県	1.54	1.51	1.48	1.44	1.43	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.39	1.39	1.40	1.41	1.42	1.43	1.43	1.43	1.44	1.47	1.48	1.48	1.47	1.49	1.50	1.50	1.50	1.50	1.48	1.48	1.45	1.44	1.42	1.39	1.41	1.43	1.40	1.40	1.39	1.36	66
愛媛県	1.46	1.42	1.41	1.39	1.39	1.38	1.36	1.36	1.36	1.36	1.34	1.34	1.34	1.35	1.39	1.36	1.34	1.33	1.33	1.34	1.36	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	1.42	1.42	1.41	1.39	1.38	1.41	1.40	1.40	1.41	1.41	1.41	77
高知県	1.24	1.24	1.20	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.11	1.09	1.08	1.09	1.09	1.05	1.06	1.10	1.11	1.10	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.13	1.12	1.12	1.10	1.09	1.07	1.09	1.08	1.09	1.10	1.11	1.15	1.10	1.15	1.15	71
福岡県	1.26	1.27	1.27	1.26	1.26	1.25	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.18	1.14	1.14	1.19	1.19	1.20	1.20	1.18	1.19	1.18	1.19	1.17	1.15	1.15	1.15	1.11	1.11	1.09	1.08	1.08	1.06	1.06	1.05	1.05	1.06	65
佐賀県	1.40	1.42	1.38	1.36	1.36	1.37	1.37	1.35	1.35	1.34	1.36	1.32	1.32	1.32	1.32	1.30	1.30	1.28	1.26	1.30	1.29	1.31	1.30	1.30	1.28	1.25	1.26	1.26	1.24	1.25	1.24	1.23	1.21	1.17	1.17	1.19	1.19	1.23	1.22	1.20	1.20	74
長崎県	1.25	1.24	1.23	1.24	1.23	1.22	1.19	1.23	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.20	1.20	1.19	1.19	1.19	1.17	1.20	1.18	1.20	1.19	1.18	1.17	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.07	1.05	1.05	1.05	1.08	1.06	1.02	0.99	78
熊本県	1.42	1.43	1.39	1.36	1.34	1.34	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.24	1.24	1.21	1.23	1.23	1.23	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.20	1.20	1.20	1.20	1.18	1.17	1.16	1.14	1.14	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.15	1.15	82
大分県	1.42	1.44	1.45	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.39	1.38	1.38	1.37	1.34	1.32	1.32	1.33	1.36	1.35	1.37	1.36	1.38	1.36	1.34	1.32	1.33	1.30	1.26	1.25	1.24	1.23	1.21	1.20	1.19	1.14	1.14	1.14	1.14	1.10	81
宮崎県	1.44	1.46	1.45	1.44	1.43	1.43	1.43	1.40	1.34	1.34	1.35	1.34	1.34	1.30	1.30	1.30	1.29	1.28	1.30	1.31	1.30	1.31	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.28	1.27	1.25	1.23	1.21	1.20	1.18	1.18	1.15	1.15	1.14	1.14	1.18	1.17	71
鹿児島県	1.34	1.29	1.26	1.21	1.22	1.23	1.21	1.20	1.21	1.20	1.19	1.18	1.19	1.20	1.18	1.18	1.15	1.15	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.11	1.09	1.09	1.10	1.09	1.09	1.08	1.07	1.07	1.05	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.03	1.02	1.02	73
沖縄県	1.01	1.01	1.01	1.05	1.08	1.08	1.08	1.06	1.06	1.04	1.02	1.02	1.02	1.04	1.04	1.03	1.00	0.96	0.98	0.98	0.98	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.96	0.95	0.94	0.94	0.94	0.95	0.98	0.98	71

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」　都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（パートタイムを含む一般）

低←　→高

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	80
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	77
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	78
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	0.7%	0.2%	64
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	65
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	63
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	65
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	74
長崎県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-1.3%	78
熊本県	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-1.1%	-0.2%	82
大分県	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.8%	-1.5%	81
宮崎県	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.1%	-1.1%	71
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.9%	73
沖縄県	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	1.3%	0.8%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

低←　→高

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月	4月	5月	2025年度 最賃引上げ額
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	-11.7%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	17.8%	66
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-20.4%	-0.5%	2.3%	-4.5%	-9.3%	-31.4%	77
高知県	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	6.8%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	-13.7%	71
福岡県	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	-3.5%	5.2%	-3.6%	-33.6%	2.7%	3.3%	1.6%	18.3%	9.1%	28.6%	21.7%	65
佐賀県	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	8.8%	9.5%	62.3%	-6.3%	35.2%	-6.3%	-22.9%	11.6%	-23.7%	-5.9%	-8.8%	74
長崎県	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	53.9%	40.1%	-20.0%	10.4%	-2.0%	30.8%	-12.4%	24.1%	-36.8%	2.2%	-1.9%	78
熊本県	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	-23.5%	4.1%	4.2%	9.4%	-13.6%	-13.3%	13.4%	36.9%	-16.2%	64.9%	-21.3%	22.0%	82
大分県	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	43.9%	11.8%	29.8%	-4.0%	98.1%	-7.5%	-33.3%	67.1%	234.8%	-7.3%	14.8%	36.7%	81
宮崎県	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	1.6%	102.0%	52.3%	-15.3%	-2.2%	-24.6%	9.0%	0.0%	-13.6%	-7.7%	34.9%	77.8%	71
鹿児島県	48.1%	65.7%	2.5%	6.9%	45.6%	-34.7%	11.2%	-13.7%	5.0%	-14.1%	7.2%	-1.6%	-25.8%	16.4%	-27.0%	-27.0%	-13.7%	51.7%	21.4%	28.3%	-16.8%	19.5%	0.0%	16.7%	-3.1%	-49.4%	28.4%	24.1%	-8.2%	73
沖縄県	10.7%	55.1%	3.0%	-13.2%	-3.8%	-8.9%	-29.1%	21.0%	-9.5%	20.7%	18.1%	-23.0%	-5.9%	-19.4%	9.4%	29.3%	13.9%	-6.1%	52.6%	-22.7%	46.0%	-24.9%	-11.8%	69.6%	51.8%	-26.4%	-1.9%	-9.8%	1.1%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

低←　→高

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	66
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	76
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	79
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	80
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	77
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	78
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	69
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	64
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	78
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	63
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%	64
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	63
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	65
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	64
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	63
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	64
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	63
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	64
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	63
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	64
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	63
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	64
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	65
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%	73
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	71
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	64
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	66
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	66
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	77
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	71
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	65
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	74
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	78
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	82
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	81
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	71
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	73
沖縄県	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%	1.4%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末適用事業所数を基に集計

低 ←　→ 高

正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を５%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

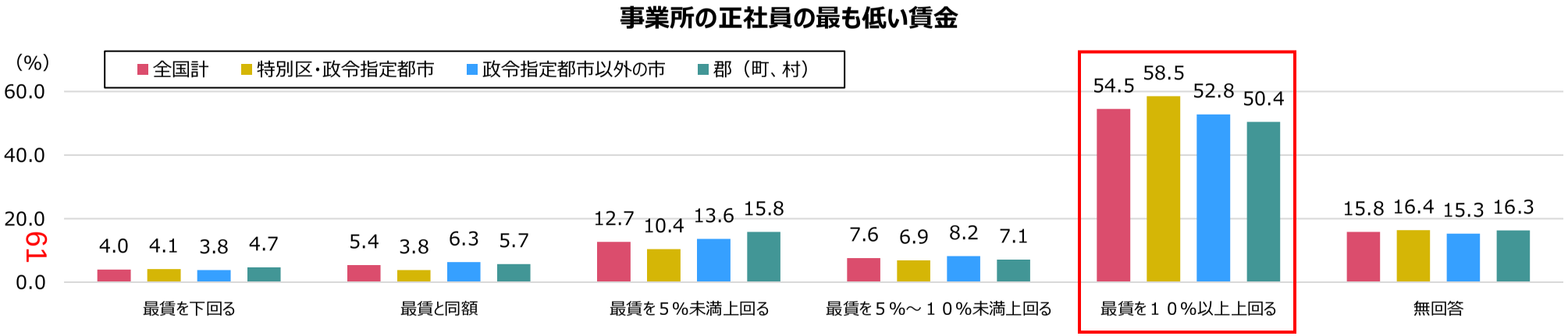

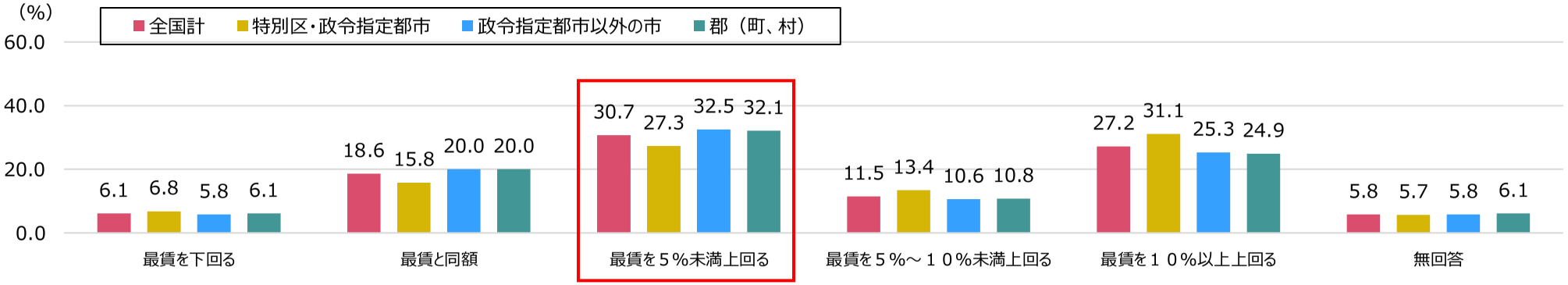

（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。
（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。
（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）

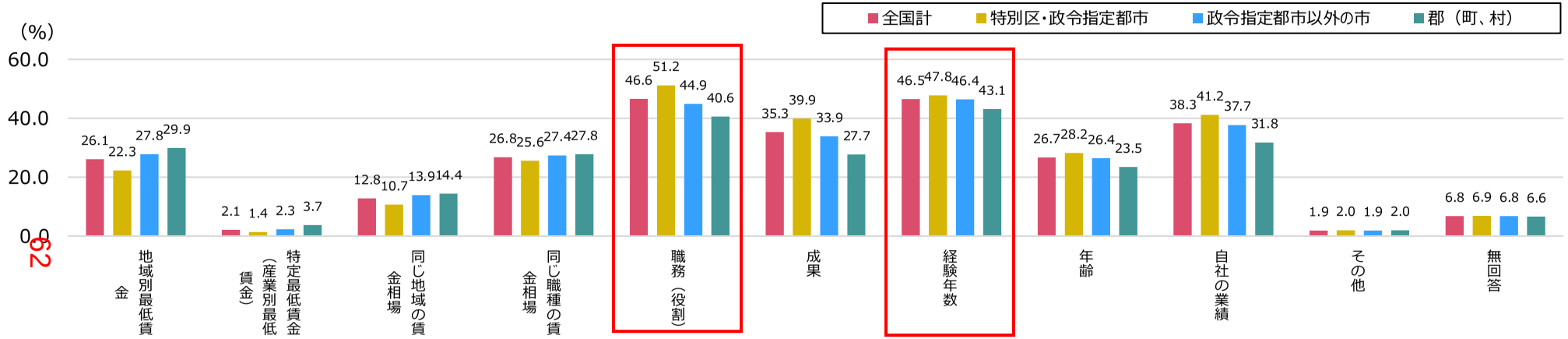

パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）

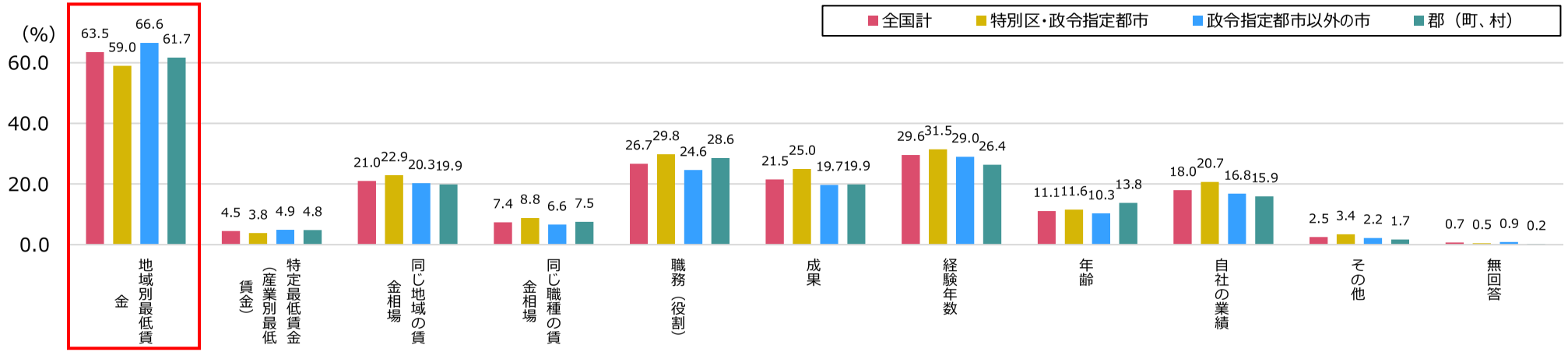

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。

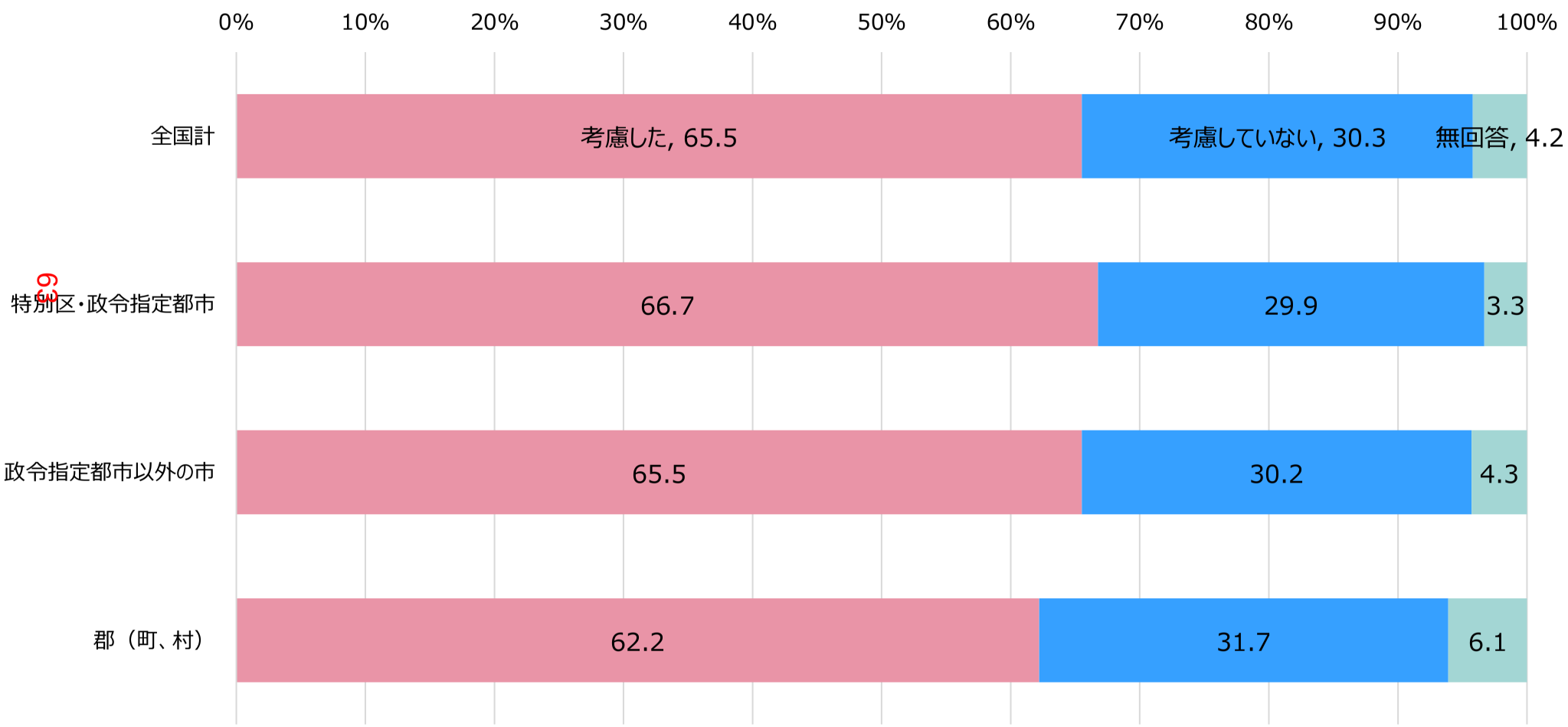

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、直近１年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識（2025年）

過去１年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか

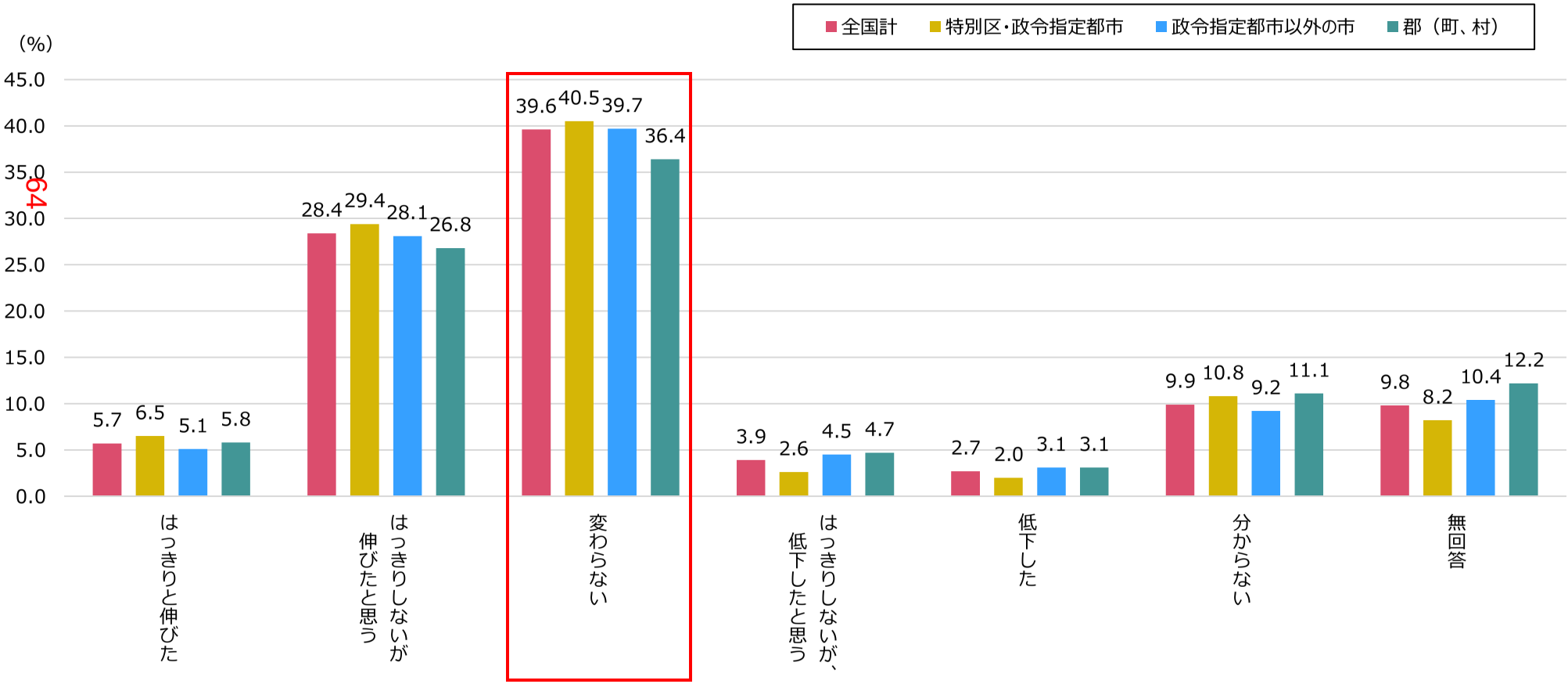

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2025年調査：3,589社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

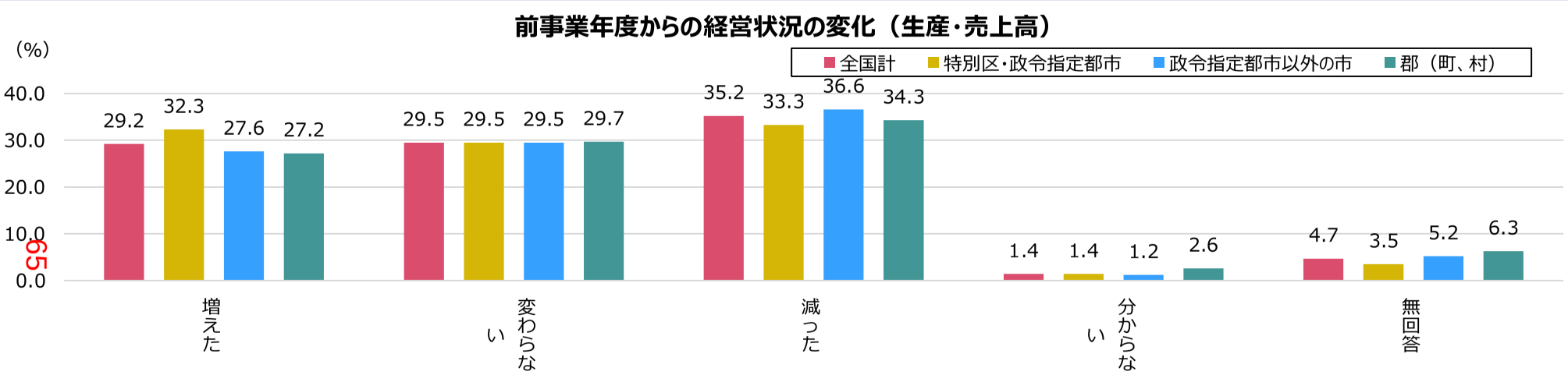

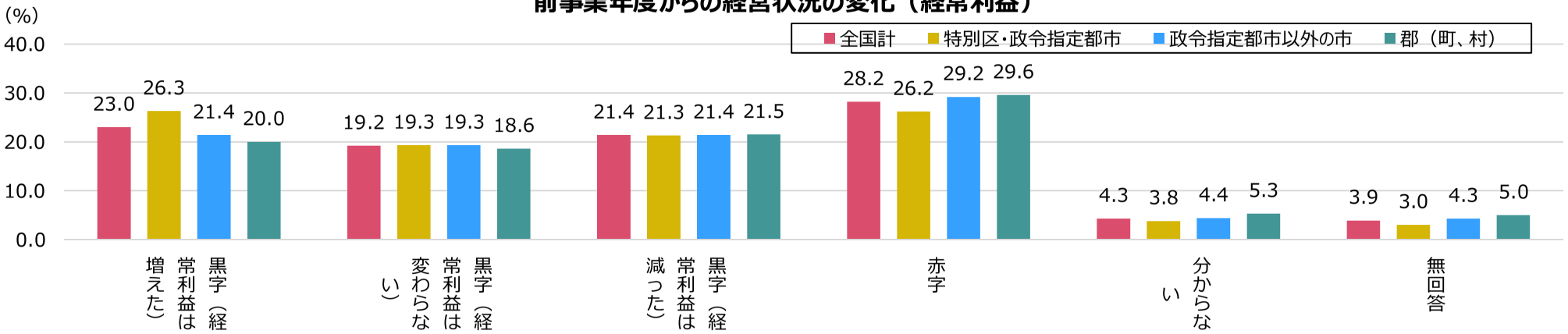

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

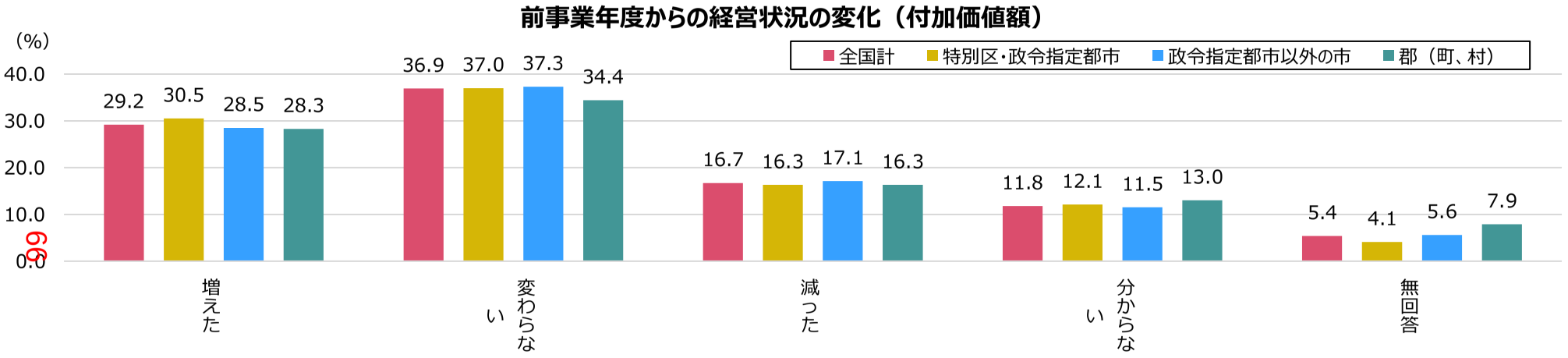

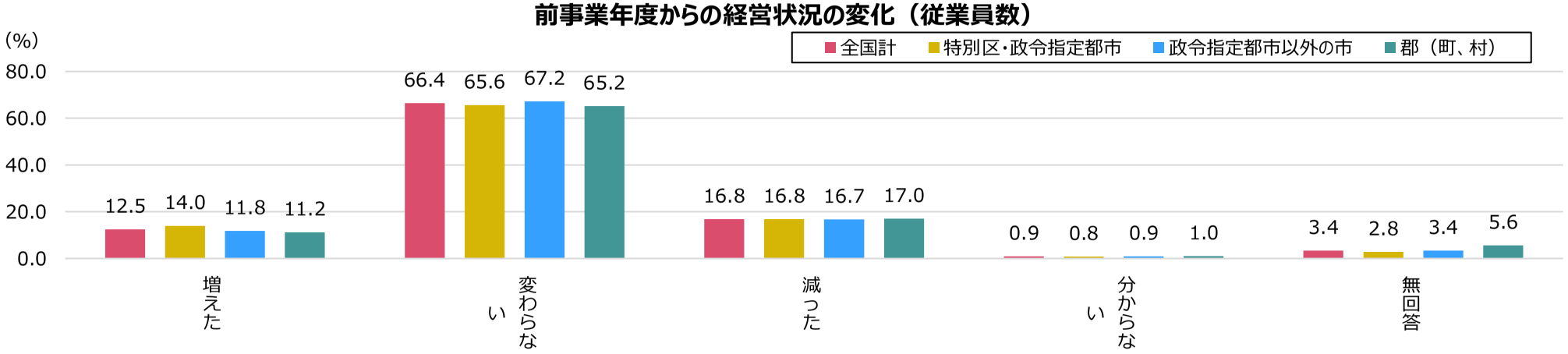

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

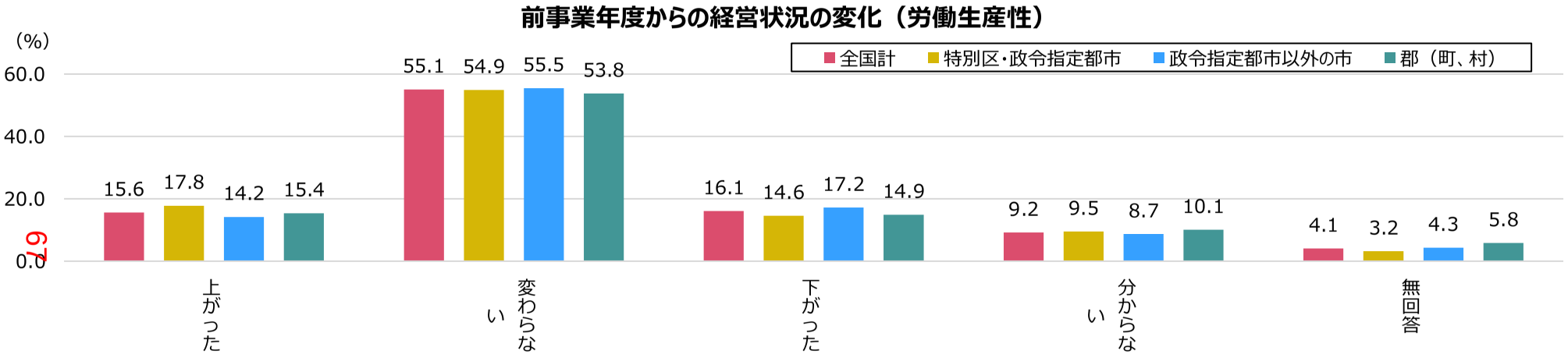

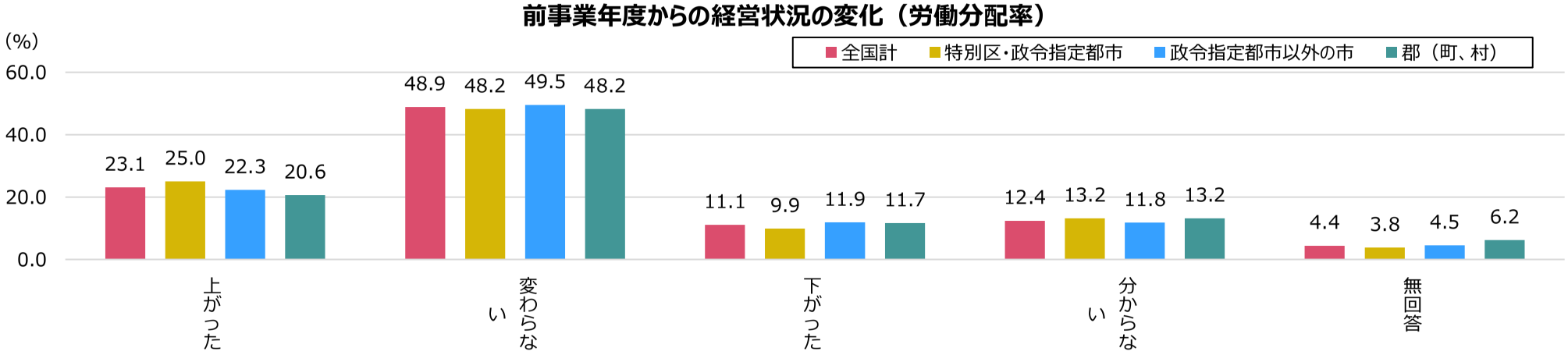

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員１人１時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

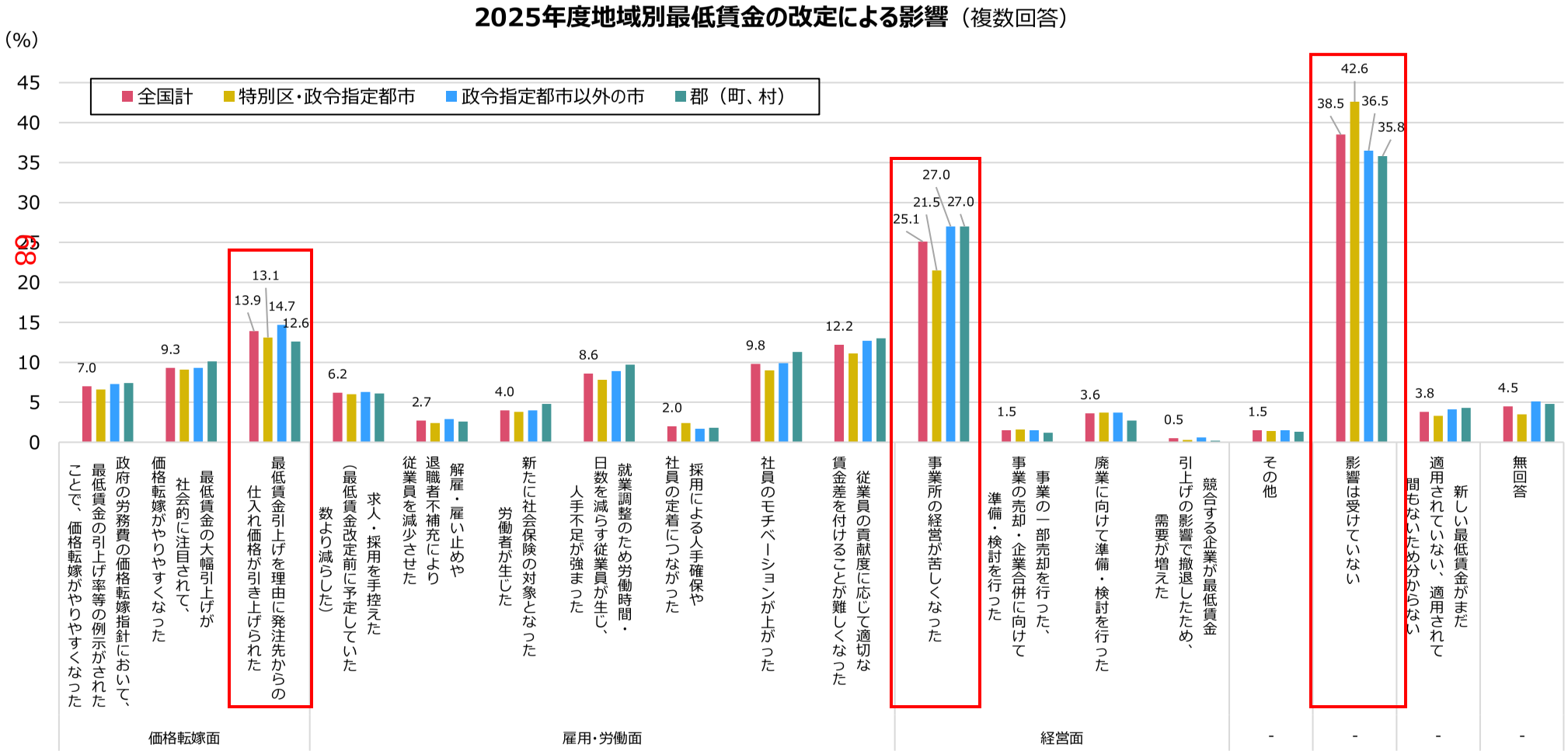

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

別紙２

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和８年７月 28 日

１　はじめに

令和８年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

２　労働者側見解

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では３年連続で５％を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では６％台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は７割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の６割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、ＣランクにＡ・Ｂランクを上回る目安を示したが、Ｃランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、そ

の必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

３　使用者側見解

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供

給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の１人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることからも、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Ｃランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定３要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、３要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第４表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて３要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

４　意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5　公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和５年全員協議会報告の１（２））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記１のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継

等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100％実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙１と同じ）

資料３

目安に関する小委員会配布資料（抜粋）

令和8年7月 21 日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026 が閣議決定されました。令和8年度佐賀県最低賃金額改定について、これらに配意した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和8年8月5日

佐賀労働局長　田之上　英治

2

日本成長戦略
（令和８年７月 21 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

Ⅰ．「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

２．国内投資を全国に拡げていくための８つの分野横断的な課題への対応

17 の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一歩前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17 の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人ひとりが生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは０％近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「８つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域

金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こうした施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決

７．賃上げ環境整備

（１）現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は３年連続で５％台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の７割、付加価値の５割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたＡＸに取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を

惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
・中小企業の労働生産性[1]（「稼ぐ力」）を2030年度までの５年間で15%増加させる。

③講ずるべき施策パッケージ

ⅰ）「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ⅱ）に記載の「「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等」を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、ＡＩ活用による成長余地の大きい地域の中小企業のＡＸを推進し、抜本

[1] 労働者１人当たりの付加価値額。直近（2023 年度）では、中規模企業 578.5 万円、小規模企業 503.3 万円。

的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

〇日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高1～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのＡＩ活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、５．（２）③ⅲ）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で拡がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

〇持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

〇抜本的な経営改革を目指すＡＸ・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、ＡＩの導入意欲のある中小企業とＡＩサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成ＡＩツールの作成と社会実装に取り組むほ

か、ⅲ）に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

（M&A・事業承継等の事業再編の推進）

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI[2]に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証[3]の活用促進や、３．（２）③ⅰ）に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

（賃上げの促進）

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

（経営改革等のための伴走支援体制の強化等）

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

---

[2] M&A 前後の事業統合（Post Merger Integration）。

[3] 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

ⅱ）「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」[4]の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置[5]が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

---

[4] 2026年４月６日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

[5] 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

ⅲ）「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン[6]」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ[7]、各都道府県の生産性向上支援センター[8]等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

ⅳ）同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

ⅴ）実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、ⅰ）に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ⅱ）に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、ⅲ）に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府

---

[6] 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

[7] 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

[8] 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。
　毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。
　地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。
　こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

ⅵ）医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応
　令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026
（令和８年７月 21 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保

１．「強い経済」の実現

（１）「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

（分野横断的課題への一体的取組）

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

そのため、「成長戦略」に記載した８つの分野横断的課題[9]へ対応するための施策パッケージ[10]を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備[11]、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

（３）強い地域経済の構築

---

[9] 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの８つ。

[10] 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

[11] 「成長戦略」においては、「「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025[12]）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」[13]に基づき、100億企業や中堅企業から売上高１～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」[14]を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」[15]により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

---

[12] 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和７年６月 13 日閣議決定）。
[13] 令和８年６月24日に、中小企業庁が策定・公表。
[14] 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和７年６月13日閣議決定）等において策定。
[15] 令和８年４月６日、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

令和８年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　16,541 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和５年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20％となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,711	1,729	30.3%
B ランク	6,108	2,133	34.9%
C ランク	4,722	1,684	35.7%
合計	16,541	5,546	33.5%

４．集計労働者　33,528 人
（うち、令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者は 27,828 人（83.0%））

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和８年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和８年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和８年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和６年度分、令和７年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和８年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和８年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和７年６月分、令和８年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和７年６月分、令和８年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和７年６月分、令和８年６月分〕

６．利用上の注意

（１）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（２）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（３）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（４）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	52.3	0.8	25.5	21.3	100.0	49.5	0.4	34.9	15.2	100.0	51.2	1.4	24.7	22.8	100.0	58.3	0.2	22.6	18.9
B	100.0	51.8	0.3	26.1	21.7	100.0	50.5	0.1	22.4	27.0	100.0	52.0	0.5	23.9	23.6	100.0	69.0	0.0	13.7	17.3
C	100.0	55.9	0.6	20.7	22.9	100.0	49.8	0.4	17.2	32.6	100.0	54.9	0.3	21.4	23.4	100.0	63.3	1.2	16.2	19.3
計	100.0	52.5	0.5	25.2	21.7	100.0	50.0	0.3	27.1	22.7	100.0	52.1	0.8	23.8	23.3	100.0	63.1	0.2	18.4	18.3
R7年	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	40.3	0.5	29.3	29.9	100.0	38.1	0.9	44.8	16.3	100.0	72.8	0.4	7.4	19.4	100.0	53.8	1.6	21.3	23.2
B	100.0	34.7	0.0	41.3	24.0	100.0	44.0	0.3	34.9	20.8	100.0	74.9	0.6	8.5	16.0	100.0	44.9	0.2	37.7	17.2
C	100.0	46.2	0.0	27.7	26.0	100.0	46.4	0.6	27.4	25.6	100.0	76.6	0.3	9.2	13.8	100.0	56.6	2.5	22.4	18.5
計	100.0	38.5	0.2	34.8	26.5	100.0	41.9	0.6	38.0	19.5	100.0	74.2	0.5	8.1	17.2	100.0	49.7	1.0	29.8	19.5
R7年	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	4.2	4.2	4.0	4.4	5.1	4.6	3.7	4.8	-13.5	-10.9	-5.2	-40.0	-40.5	-26.6	-7.3	-14.9	2.1	2.0	2.0	2.5	1.8	1.5	2.7	2.3
B	4.3	4.3	3.8	4.6	6.4	6.0	3.7	3.3	-5.5	-7.9	-4.3			-10.0	-6.4	-4.3	2.2	2.2	1.9	3.2	2.2	2.6	2.7	1.5
C	4.5	3.9	4.6	3.6	5.3	5.6	3.6	4.9	-17.1	-1.5	-16.9	-37.5		-1.0	-31.2	-14.3	2.4	1.9	2.4	1.8	2.5	2.6	2.7	2.4
計	4.3	4.2	4.0	4.4	5.7	5.4	3.7	4.1	-11.9	-8.9	-5.6	-38.6	-40.5	-19.2	-9.0	-13.8	2.2	2.1	2.0	2.7	2.1	2.2	2.7	1.9
R7年	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.2%	3.0%	4.6%	0.57	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.9%	3.2%	5.8%	0.61
B	1.5	3.0	5.5	0.67	1.4	3.0	5.8	0.73	1.4	3.0	5.0	0.60	1.6	3.0	5.0	0.57
C	1.6	3.5	6.0	0.63	1.0	2.2	5.0	0.91	1.5	3.6	6.2	0.65	1.1	3.4	4.8	0.54
計	1.5	3.0	5.2	0.62	1.3	3.0	5.0	0.62	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	5.5	0.67
R7年	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50

17

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.0%	0.63	1.3%	3.0%	5.3%	0.67	1.5%	2.8%	5.0%	0.63	1.5%	3.4%	4.8%	0.49
B	2.0	5.0	10.1	0.81	2.0	4.2	9.3	0.87	1.5	3.0	5.0	0.58	1.4	2.8	4.3	0.52
C	2.0	5.0	8.0	0.60	1.6	4.6	9.0	0.80	1.5	3.0	5.0	0.58	2.4	3.6	6.0	0.50
計	2.0	5.0	7.6	0.56	2.0	4.2	6.5	0.54	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	4.8	0.55
R7年	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年
男女計	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	−0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
男	A	1,856	1,891	1.9	1.6	1,824	1,857	1.8	1.1	1,909	1,949	2.1	2.3	2,145	2,273	6.0	1.0	1,469	1,504	2.4	1.7	1,754	1,746	−0.5	−1.1	1,907	1,926	1.0	−0.3	1,941	1,912	−1.5	3.0
	B	1,631	1,681	3.1	1.8	1,681	1,721	2.4	1.6	1,637	1,708	4.3	2.4	1,984	2,049	3.3	0.4	1,319	1,357	2.9	2.7	1,442	1,495	3.7	−0.6	1,642	1,692	3.0	0.8	1,647	1,683	2.2	1.7
	C	1,500	1,540	2.7	2.3	1,508	1,539	2.1	2.3	1,501	1,551	3.3	2.1	1,851	1,882	1.7	0.7	1,217	1,234	1.4	5.0	1,333	1,364	2.3	0.3	1,534	1,596	4.0	2.8	1,547	1,580	2.1	3.0
	計	1,707	1,750	2.5	1.8	1,720	1,757	2.2	1.4	1,728	1,783	3.2	2.3	2,050	2,143	4.5	0.7	1,372	1,406	2.5	2.6	1,566	1,590	1.5	−0.7	1,738	1,776	2.2	0.5	1,741	1,753	0.7	2.4
女	A	1,511	1,554	2.8	2.6	1,367	1,414	3.4	2.3	1,516	1,557	2.7	3.3	1,713	1,763	2.9	1.3	1,269	1,309	3.2	2.5	1,308	1,344	2.8	0.4	1,653	1,704	3.1	2.8	1,580	1,609	1.8	2.8
	B	1,315	1,363	3.7	3.8	1,219	1,279	4.9	3.4	1,277	1,325	3.8	3.6	1,478	1,534	3.8	3.4	1,179	1,192	1.1	3.5	1,236	1,288	4.2	2.5	1,463	1,517	3.7	4.4	1,338	1,393	4.1	4.6
	C	1,240	1,290	4.0	3.4	1,149	1,197	4.2	3.9	1,222	1,272	4.1	3.4	1,421	1,472	3.6	1.4	1,106	1,148	3.8	3.8	1,174	1,223	4.2	3.4	1,339	1,393	4.0	3.5	1,280	1,337	4.5	3.5
	計	1,383	1,429	3.3	3.2	1,265	1,319	4.3	3.0	1,360	1,406	3.4	3.4	1,591	1,645	3.4	2.1	1,202	1,228	2.2	3.2	1,257	1,302	3.6	1.7	1,523	1,576	3.5	3.6	1,441	1,485	3.1	3.6

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年
一般パート計	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	−0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
一般	A	1,858	1,904	2.5	2.1	1,818	1,855	2.0	1.5	1,913	1,953	2.1	2.8	2,012	2,119	5.3	1.4	1,624	1,657	2.0	2.5	1,657	1,654	−0.2	−1.9	1,834	1,914	4.4	2.5	1,881	1,877	−0.2	3.6
	B	1,597	1,653	3.5	2.5	1,601	1,652	3.2	2.1	1,619	1,685	4.1	2.7	1,768	1,839	4.0	1.5	1,415	1,474	4.2	2.5	1,429	1,492	4.4	0.3	1,560	1,616	3.6	4.0	1,642	1,675	2.0	2.5
	C	1,454	1,496	2.9	2.5	1,441	1,474	2.3	2.6	1,455	1,502	3.2	2.6	1,684	1,725	2.4	0.5	1,307	1,317	0.8	5.1	1,319	1,354	2.7	1.4	1,432	1,476	3.1	2.6	1,499	1,546	3.1	3.3
	計	1,681	1,731	3.0	2.3	1,665	1,709	2.6	1.9	1,711	1,764	3.1	2.8	1,882	1,968	4.6	1.4	1,485	1,523	2.6	2.9	1,507	1,540	2.2	−0.5	1,633	1,696	3.9	3.2	1,722	1,743	1.2	2.9
パート	A	1,367	1,397	2.2	2.1	1,241	1,280	3.1	1.8	1,340	1,378	2.8	2.7	1,467	1,483	1.1	0.2	1,241	1,280	3.1	2.2	1,258	1,289	2.5	3.3	1,566	1,583	1.1	2.2	1,413	1,435	1.6	−0.9
	B	1,223	1,262	3.2	3.5	1,185	1,231	3.9	2.8	1,170	1,216	3.9	3.5	1,419	1,460	2.9	3.4	1,164	1,174	0.9	3.6	1,161	1,202	3.5	2.8	1,386	1,437	3.7	3.8	1,255	1,320	5.2	3.3
	C	1,141	1,192	4.5	4.1	1,105	1,149	4.0	4.0	1,138	1,189	4.5	3.2	1,323	1,352	2.2	4.4	1,078	1,122	4.1	4.1	1,093	1,147	4.9	3.8	1,232	1,308	6.2	5.0	1,234	1,265	2.5	3.1
	計	1,273	1,310	2.9	2.9	1,201	1,243	3.5	2.5	1,230	1,275	3.7	3.1	1,438	1,465	1.9	1.6	1,182	1,208	2.2	3.1	1,194	1,233	3.3	3.0	1,458	1,495	2.5	3.1	1,311	1,354	3.3	2.1

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性	就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
			１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
			Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年
計		A	1,659	1,709	3.0	2.9	1,670	1,717	2.8	2.4	1,700	1,750	2.9	2.8	1,917	2,001	4.4	2.2	1,338	1,380	3.1	2.9	1,467	1,492	1.7	3.7	1,698	1,755	3.4	3.2	1,774	1,813	2.2	3.8
		B	1,451	1,504	3.7	3.4	1,511	1,567	3.7	2.9	1,453	1,504	3.5	3.4	1,702	1,766	3.8	3.4	1,203	1,248	3.7	3.9	1,304	1,355	3.9	2.4	1,495	1,558	4.2	4.3	1,543	1,585	2.7	3.0
		C	1,348	1,402	4.0	3.6	1,372	1,420	3.5	3.2	1,356	1,409	3.9	3.8	1,653	1,712	3.6	2.4	1,139	1,184	4.0	4.4	1,228	1,278	4.1	3.8	1,375	1,438	4.6	3.5	1,437	1,496	4.1	3.9
		計	1,522	1,573	3.4	3.2	1,558	1,609	3.3	2.7	1,536	1,586	3.3	3.2	1,806	1,879	4.0	2.7	1,246	1,290	3.5	3.5	1,362	1,402	2.9	3.2	1,561	1,622	3.9	3.8	1,623	1,665	2.6	3.5
男		A	1,861	1,909	2.6	2.7	1,834	1,878	2.4	2.1	1,904	1,956	2.7	2.7	2,161	2,254	4.3	2.2	1,467	1,503	2.5	3.5	1,749	1,757	0.5	3.0	1,904	1,959	2.9	1.8	1,945	1,978	1.7	3.7
		B	1,646	1,697	3.1	2.8	1,686	1,739	3.1	2.3	1,661	1,715	3.3	3.4	1,994	2,066	3.6	2.6	1,341	1,374	2.5	3.1	1,449	1,493	3.0	1.9	1,668	1,733	3.9	2.7	1,655	1,698	2.6	2.5
		C	1,507	1,557	3.3	3.4	1,510	1,552	2.8	2.7	1,520	1,568	3.2	3.5	1,859	1,912	2.9	2.0	1,222	1,253	2.5	3.9	1,329	1,381	3.9	3.9	1,542	1,619	5.0	3.7	1,534	1,593	3.8	3.8
		計	1,716	1,766	2.9	2.8	1,727	1,775	2.8	2.3	1,739	1,792	3.0	3.0	2,063	2,143	3.9	2.4	1,380	1,414	2.5	3.4	1,564	1,593	1.9	2.6	1,750	1,812	3.5	2.5	1,744	1,786	2.4	3.2
女		A	1,515	1,566	3.4	3.2	1,369	1,421	3.8	2.9	1,519	1,566	3.1	3.0	1,715	1,792	4.5	2.0	1,273	1,317	3.5	2.5	1,313	1,348	2.7	4.3	1,661	1,719	3.5	3.5	1,581	1,627	2.9	3.9
		B	1,314	1,369	4.2	4.0	1,225	1,286	5.0	3.9	1,284	1,332	3.7	3.4	1,483	1,541	3.9	4.2	1,144	1,195	4.5	4.3	1,235	1,288	4.3	2.8	1,467	1,529	4.2	4.6	1,348	1,387	2.9	4.2
		C	1,243	1,300	4.6	3.8	1,153	1,210	4.9	3.9	1,222	1,278	4.6	4.0	1,423	1,489	4.6	3.1	1,107	1,157	4.5	4.7	1,178	1,227	4.2	3.7	1,346	1,406	4.5	3.4	1,288	1,346	4.5	4.1
		計	1,385	1,438	3.8	3.6	1,270	1,327	4.5	3.5	1,364	1,413	3.6	3.3	1,595	1,663	4.3	2.9	1,187	1,235	4.0	3.7	1,259	1,305	3.7	3.5	1,529	1,589	3.9	3.9	1,448	1,492	3.0	4.0
一般		A	1,859	1,917	3.1	3.0	1,822	1,869	2.6	2.3	1,911	1,965	2.8	2.9	2,024	2,117	4.6	2.7	1,610	1,653	2.7	3.3	1,635	1,657	1.3	3.5	1,842	1,925	4.5	3.2	1,887	1,926	2.1	4.0
		B	1,607	1,663	3.5	3.3	1,610	1,669	3.7	2.6	1,640	1,689	3.0	3.4	1,780	1,851	4.0	3.3	1,429	1,469	2.8	3.5	1,435	1,489	3.8	2.1	1,563	1,633	4.5	4.6	1,648	1,689	2.5	3.1
		C	1,457	1,507	3.4	3.3	1,445	1,492	3.3	3.0	1,460	1,506	3.2	3.6	1,690	1,749	3.5	2.3	1,302	1,324	1.7	4.6	1,321	1,363	3.2	3.8	1,436	1,495	4.1	2.8	1,497	1,556	3.9	4.0
		計	1,686	1,741	3.3	3.2	1,672	1,725	3.2	2.5	1,721	1,771	2.9	3.2	1,894	1,975	4.3	2.9	1,482	1,520	2.6	3.6	1,502	1,541	2.6	2.9	1,638	1,710	4.4	3.7	1,726	1,768	2.4	3.6
パート		A	1,368	1,408	2.9	2.7	1,232	1,279	3.8	2.5	1,342	1,385	3.2	2.5	1,461	1,510	3.4	−1.4	1,244	1,285	3.3	2.6	1,270	1,299	2.3	4.4	1,569	1,603	2.2	3.3	1,406	1,445	2.8	2.8
		B	1,217	1,266	4.0	3.6	1,190	1,234	3.7	3.8	1,176	1,230	4.6	3.3	1,420	1,457	2.6	4.0	1,126	1,174	4.3	4.1	1,157	1,203	4.0	3.2	1,397	1,448	3.7	4.0	1,259	1,301	3.3	2.9
		C	1,142	1,204	5.4	4.4	1,104	1,155	4.6	4.0	1,141	1,209	6.0	4.1	1,323	1,381	4.4	3.7	1,080	1,132	4.8	4.3	1,095	1,156	5.6	3.9	1,240	1,310	5.6	5.1	1,219	1,279	4.9	3.8
		計	1,271	1,318	3.7	3.4	1,199	1,245	3.8	3.3	1,235	1,286	4.1	3.1	1,435	1,480	3.1	1.1	1,165	1,211	3.9	3.5	1,197	1,238	3.4	3.8	1,465	1,510	3.1	3.8	1,310	1,353	3.3	2.9

（資料注）第４表①、②の集計労働者33,528人のうち、本表の集計対象となる令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0%）。

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	86.5	6.0	1.6	5.8
B	100.0	79.4	9.6	2.7	8.3
C	100.0	70.9	16.1	5.2	7.8
計	100.0	81.1	9.1	2.6	7.2
R7年	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	34.5	3.5	14.9	39.6	7.4	100.0	23.0	4.6	23.4	46.3	2.7	100.0	40.2	1.2	11.5	40.4	6.7	100.0	43.3	0.3	11.1	43.4	2.0
B	100.0	33.2	4.7	19.0	35.5	7.5	100.0	42.9	4.0	14.9	30.4	7.8	100.0	38.8	2.9	15.5	34.8	7.9	100.0	34.5	11.5	16.9	27.3	9.8
C	100.0	38.0	5.3	17.9	29.6	9.3	100.0	47.2	4.9	17.0	17.6	13.2	100.0	34.9	8.1	15.5	32.2	9.3	100.0	34.5	0.0	7.0	38.5	20.0
計	100.0	34.3	4.3	17.3	36.5	7.7	100.0	35.0	4.4	18.6	35.8	6.2	100.0	38.8	3.0	14.0	36.5	7.6	100.0	39.5	4.0	12.6	37.5	6.3
R7年	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5

22 ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	36.5	2.4	15.7	33.8	11.5	100.0	20.0	1.9	23.2	50.2	4.7	100.0	46.1	15.1	4.8	22.7	11.3	100.0	31.2	5.9	11.8	36.0	15.1
B	100.0	23.3	5.1	34.5	28.8	8.3	100.0	24.3	5.3	14.6	48.1	7.7	100.0	42.5	11.0	13.6	21.1	11.9	100.0	26.8	2.8	13.6	55.1	1.7
C	100.0	40.3	1.1	28.2	23.4	7.1	100.0	38.4	6.2	17.7	34.0	3.7	100.0	40.8	6.0	11.8	28.2	13.2	100.0	32.2	6.4	15.5	39.4	6.6
計	100.0	30.3	3.6	26.8	30.0	9.3	100.0	24.0	3.9	18.6	47.4	6.0	100.0	43.9	12.3	9.4	22.6	11.7	100.0	28.8	4.2	13.2	47.2	6.6
R7年	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和７年	令和８年
40.2	41.1

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和７年	令和８年
男性	41.3	41.3
女性	58.7	58.7

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和６年度	令和７年度
247.4	247.1

賃金改定状況調査結果第４表　ランク別賃金上昇率の推移

第４表①②

※第４表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第４表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第４表③

※第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年６月と当年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

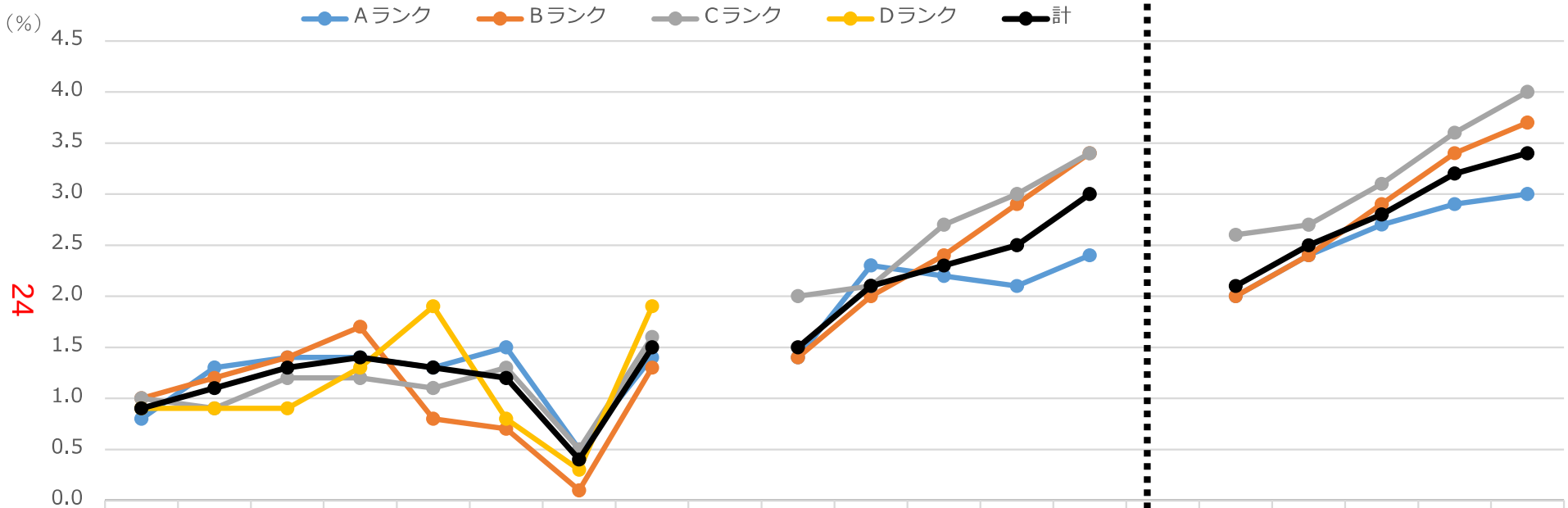

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		2022組替集計	2023	2024	2025	2026		2022組替集計	2023	2024	2025	2026
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4		1.4	2.3	2.2	2.1	2.4		2.0	2.4	2.7	2.9	3.0
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3		1.4	2.0	2.4	2.9	3.4		2.0	2.4	2.9	3.4	3.7
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6		2.0	2.1	2.7	3.0	3.4		2.6	2.7	3.1	3.6	4.0
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9												
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5		1.5	2.1	2.3	2.5	3.0		2.1	2.5	2.8	3.2	3.4

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）１．各ランクは、各年における適用ランクである。
２．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

生活保護と最低賃金

単位：円

生活保護（生活扶助基準（１類費＋２類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

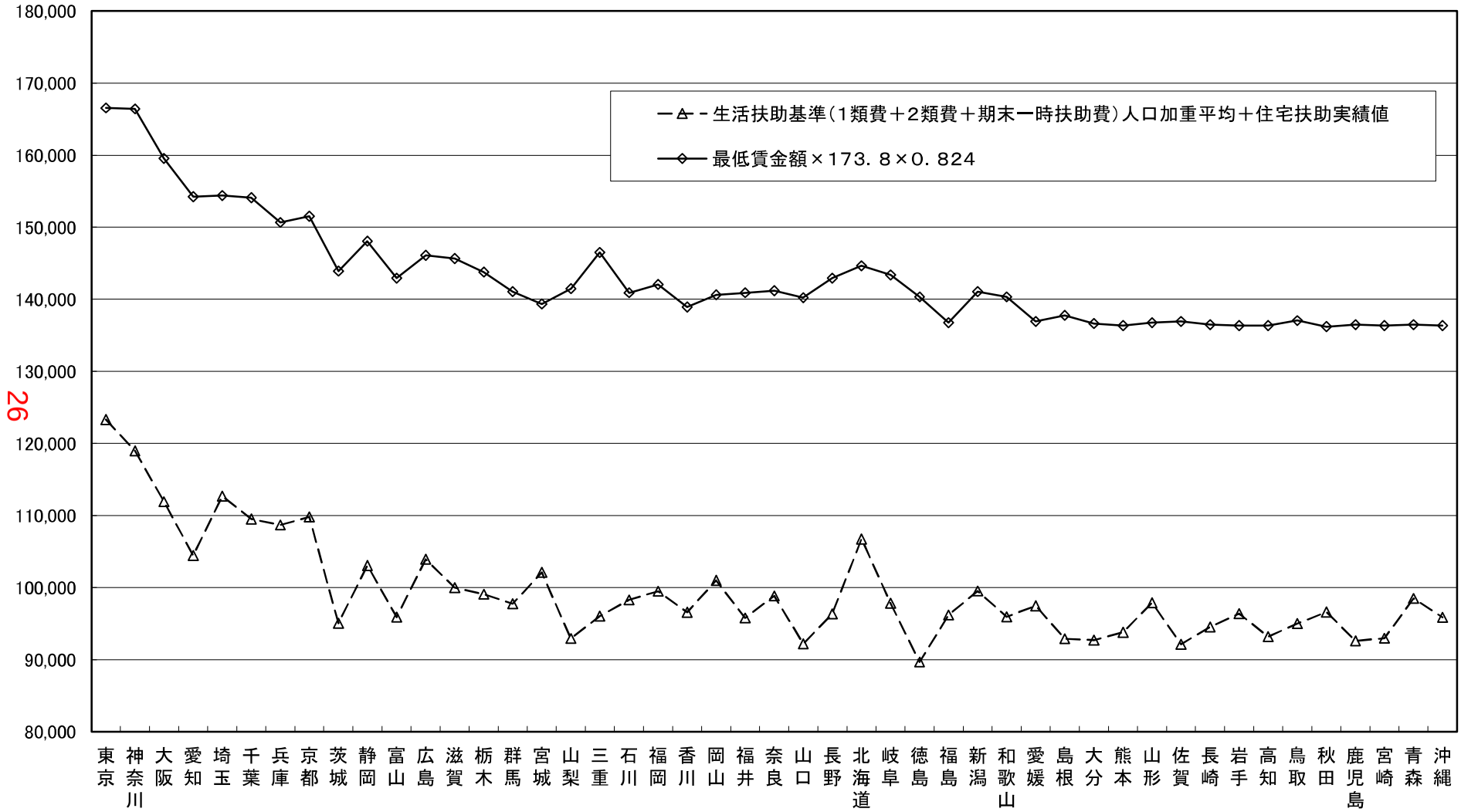

注１）生活扶助基準（１類費＋２類費＋期末一時扶助費）は１８～１９歳単身のものである。
注２）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注３）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2024年度のものである。
注４）0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。
なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。

2025年度最低賃金
改定額反映

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

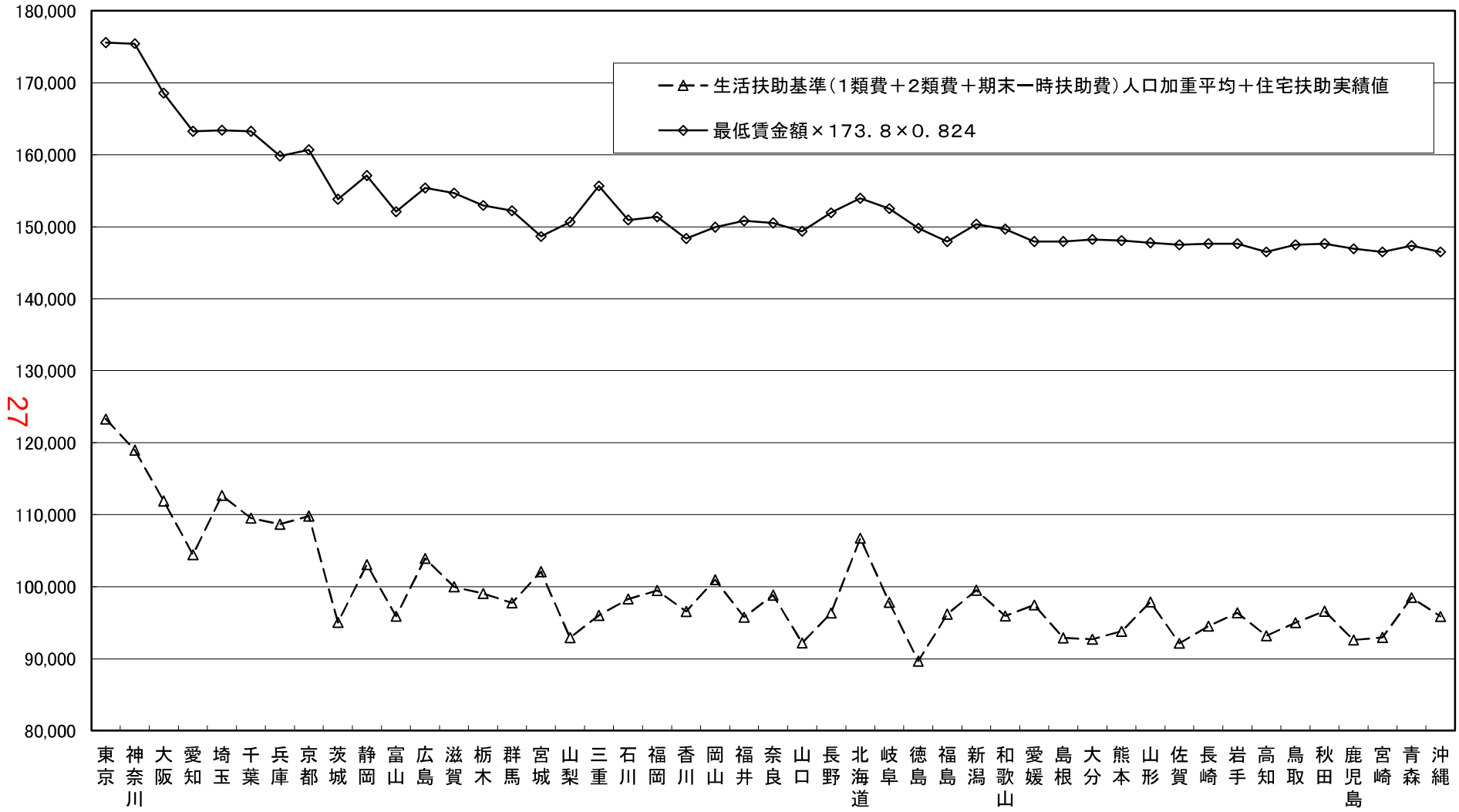

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは2024年度、最低賃金のデータは2025年度のものである。
注4）0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。
なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2024年度データに基づく乖離額	2025年度地域別最低賃金引上げ額	最新の乖離額	昨年度の目安小委で示した乖離額	乖離の変動額				
	（A）	（B）	（C） （＝A－B）	（D）	（E） （＝C－D）	最低賃金の引上げによる影響額 （e①）	可処分所得比率の変動 （0.807→0.824） による影響額 （e②）	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 （e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額 （e④）
北海道	△265	65	△330	△250	△80	△65	△16	0	1
青森	△265	76	△341	△251	△90	△76	△14	0	0
岩手	△279	79	△358	△266	△92	△79	△14	0	1
宮城	△260	65	△325	△246	△79	△65	△15	0	1
秋田	△276	80	△356	△264	△93	△80	△14	0	2
山形	△272	77	△349	△258	△91	△77	△14	0	1
福島	△283	78	△361	△274	△87	△78	△14	0	5
茨城	△341	69	△410	△328	△82	△69	△14	0	1
栃木	△312	64	△376	△299	△78	△64	△15	0	1
群馬	△302	78	△380	△289	△92	△78	△14	0	1
埼玉	△291	63	△354	△276	△78	△63	△17	0	1
千葉	△311	64	△375	△295	△80	△64	△16	0	0
東京	△302	63	△365	△286	△79	△63	△18	0	2
神奈川	△331	63	△394	△315	△79	△63	△17	0	1
新潟	△290	65	△355	△278	△78	△65	△15	0	2
富山	△328	64	△392	△318	△74	△64	△14	0	4
石川	△298	70	△368	△283	△84	△70	△14	0	0
福井	△315	69	△384	△303	△81	△69	△14	0	2
山梨	△339	64	△403	△324	△79	△64	△14	0	△1
長野	△325	63	△388	△313	△76	△63	△14	0	1
岐阜	△318	64	△382	△305	△77	△64	△14	0	1
静岡	△314	63	△377	△301	△76	△63	△15	0	2
愛知	△348	63	△411	△333	△78	△63	△15	0	0
三重	△352	64	△416	△338	△78	△64	△14	0	0
滋賀	△319	63	△382	△307	△74	△63	△15	0	3
京都	△291	64	△355	△276	△79	△64	△16	0	1
大阪	△332	63	△395	△316	△79	△63	△16	0	0
兵庫	△293	64	△357	△279	△78	△64	△16	0	2
奈良	△296	65	△361	△282	△79	△65	△15	0	0
和歌山	△310	65	△375	△297	△78	△65	△14	0	1
鳥取	△294	73	△367	△278	△88	△73	△14	0	△1
島根	△313	71	△384	△301	△83	△71	△14	0	2
岡山	△277	65	△342	△264	△78	△65	△15	0	2
広島	△294	65	△359	△280	△80	△65	△15	0	1
山口	△335	64	△399	△322	△77	△64	△14	0	0
徳島	△354	66	△420	△341	△79	△66	△13	0	1
香川	△296	66	△362	△281	△81	△66	△14	0	△1
愛媛	△275	77	△352	△263	△90	△77	△14	0	2
高知	△301	71	△372	△289	△84	△71	△14	0	1
福岡	△297	65	△362	△284	△79	△65	△15	0	1
佐賀	△313	74	△387	△301	△85	△74	△14	0	2
長崎	△293	78	△371	△281	△90	△78	△14	0	2
熊本	△297	82	△379	△285	△94	△82	△14	0	1
大分	△307	81	△388	△293	△95	△81	△14	0	0
宮崎	△303	71	△374	△291	△83	△71	△14	0	2
鹿児島	△306	73	△379	△294	△86	△73	△14	0	1
沖縄	△283	71	△354	△268	△86	△71	△14	0	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2016～2025年度）

年度		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)	1,121 (66)
Aランク	未満率（%）	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0	2.1
	影響率（%）	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0	26.8
Bランク	未満率（%）	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7	1.9
	影響率（%）	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5	27.2
Cランク	未満率（%）	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5	2.3
	影響率（%）	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6	32.4
Dランク	未満率（%）	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—	—	—
	影響率（%）	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—	—	—
計	未満率（%）	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
	影響率（%）	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成28～令和７年）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
４　各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より３ランクとなっている。
５　各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

（1）都道府県別未満率と影響率（2025年）

未満率（全国加重平均） 2.0%
影響率（全国加重平均） 27.7%

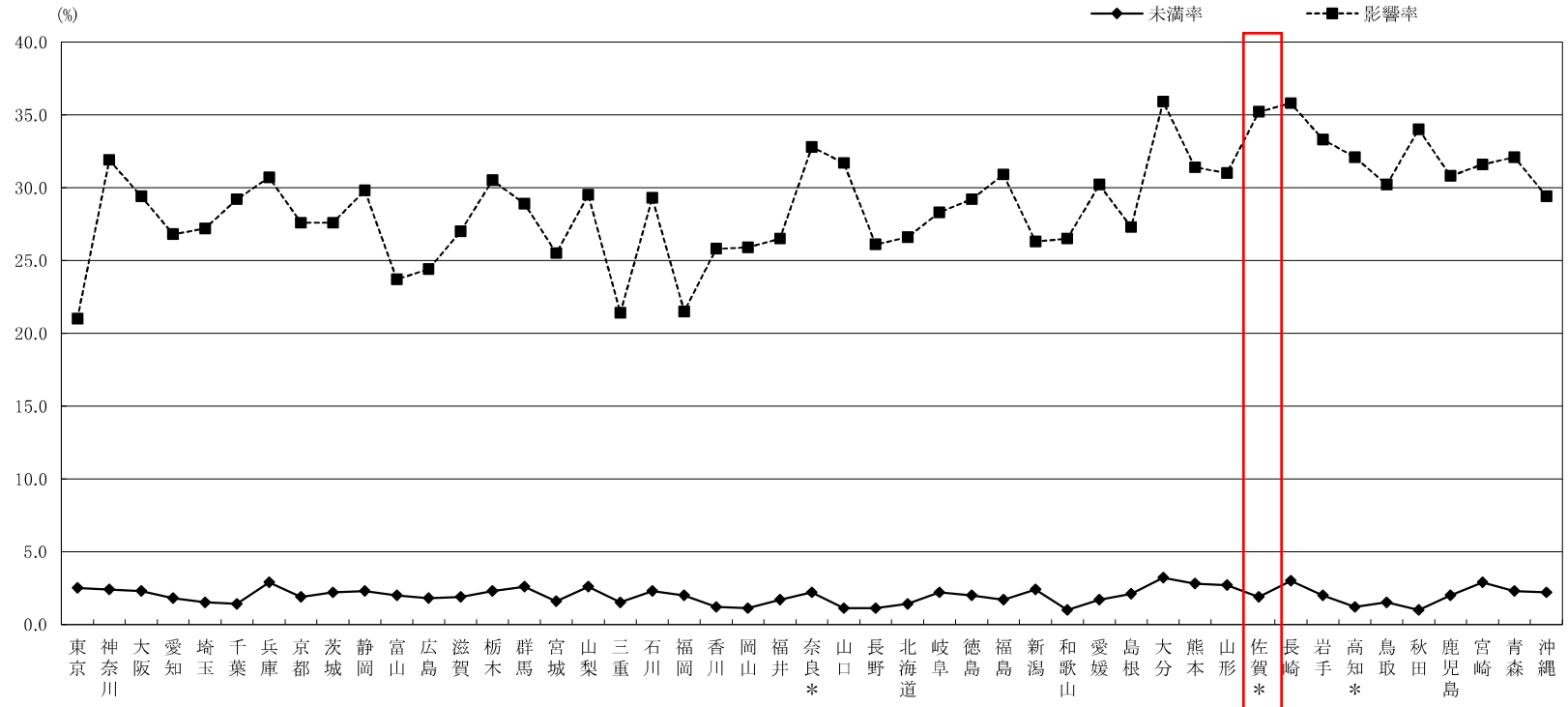

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	兵庫	京都	茨城	静岡	富山	広島	滋賀	栃木	群馬	宮城	山梨	三重	石川	福岡	香川	岡山	福井	奈良＊	山口	長野	北海道	岐阜	徳島	福島	新潟	和歌山	愛媛	島根	大分	熊本	山形	佐賀＊	長崎	岩手	高知＊	鳥取	秋田	鹿児島	宮崎	青森	沖縄	全国平均
未満率	2.5	2.4	2.3	1.8	1.5	1.4	2.9	1.9	2.2	2.3	2.0	1.8	1.9	2.3	2.6	1.6	2.6	1.5	2.3	2.0	1.2	1.1	1.7	2.2	1.1	1.1	1.4	2.2	2.0	1.7	2.4	1.0	1.7	2.1	3.2	2.8	2.7	1.9	3.0	2.0	1.2	1.5	1.0	2.0	2.9	2.3	2.2	2.0
影響率	21.0	31.9	29.4	26.8	27.2	29.2	30.7	27.6	27.6	29.8	23.7	24.4	27.0	30.5	28.9	25.5	29.5	21.4	29.3	21.5	25.8	25.9	26.5	32.8	31.7	26.1	26.6	28.3	29.2	30.9	26.3	26.5	30.2	27.3	35.9	31.4	31.0	35.2	35.8	33.3	32.1	30.2	34.0	30.8	31.6	32.1	29.4	27.7

資料出所　厚生労働省「令和７年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、2025年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
　　表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

（2） 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（2025年）

未満率（全国加重平均） 2.2%
影響率（全国加重平均） 10.8%

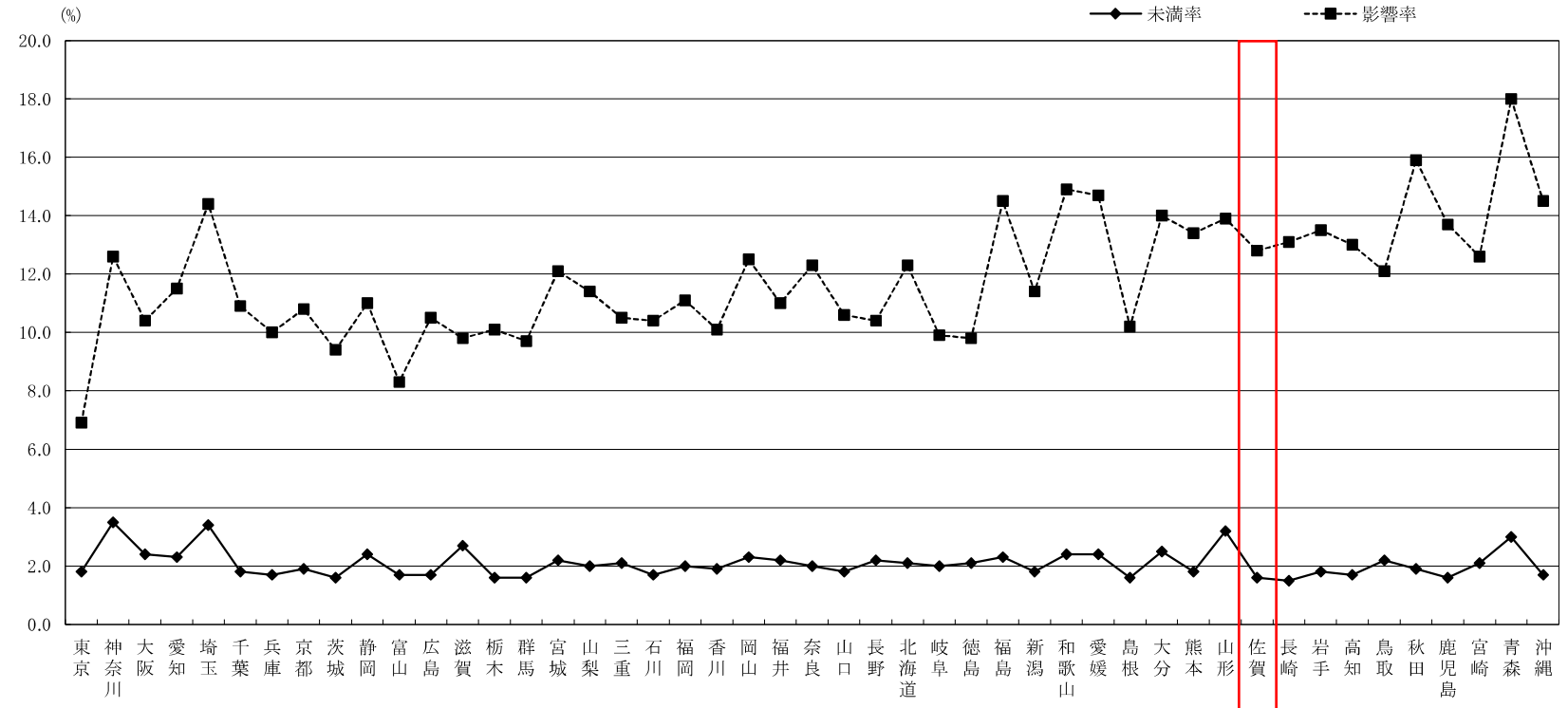

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	兵庫	京都	茨城	静岡	富山	広島	滋賀	栃木	群馬	宮城	山梨	三重	石川	福岡	香川	岡山	福井	奈良	山口	長野	北海道	岐阜	徳島	福島	新潟	和歌山	愛媛	島根	大分	熊本	山形	佐賀	長崎	岩手	高知	鳥取	秋田	鹿児島	宮崎	青森	沖縄	全国平均
未満率	1.8	3.5	2.4	2.3	3.4	1.8	1.7	1.9	1.6	2.4	1.7	1.7	2.7	1.6	1.6	2.2	2.0	2.1	1.7	2.0	1.9	2.3	2.2	2.0	1.8	2.2	2.1	2.0	2.1	2.3	1.8	2.4	2.4	1.6	2.5	1.8	3.2	1.6	1.5	1.8	1.7	2.2	1.9	1.6	2.1	3.0	1.7	2.2
影響率	6.9	12.6	10.4	11.5	14.4	10.9	10.0	10.8	9.4	11.0	8.3	10.5	9.8	10.1	9.7	12.1	11.4	10.5	10.4	11.1	10.1	12.5	11.0	12.3	10.6	10.4	12.3	9.9	9.8	14.5	11.4	14.9	14.7	10.2	14.0	13.4	13.3	12.8	13.1	13.5	13.0	12.1	15.9	13.7	12.6	18.0	14.5	10.8

資料出所　厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）１　事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。
　　２　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。

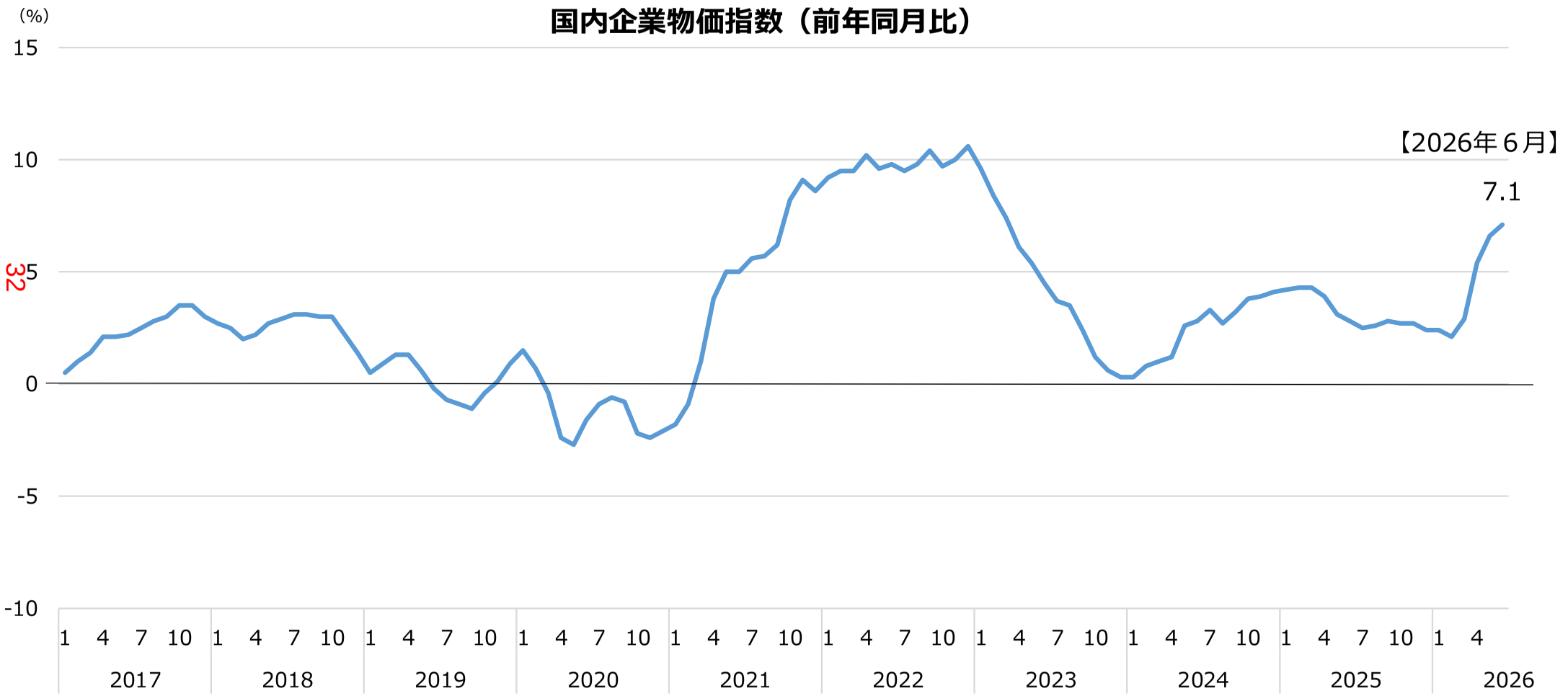

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注） 2026年６月速報値。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。

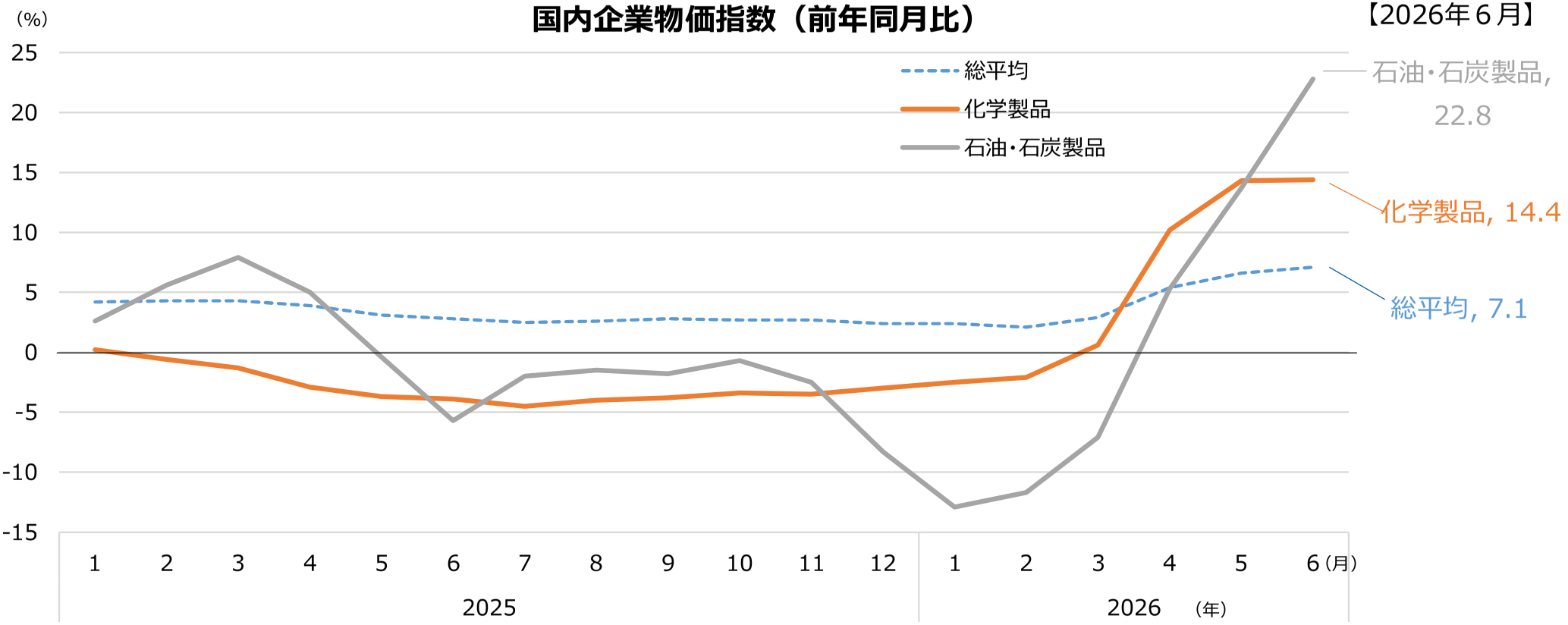

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールＡ、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗浄剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、Ａ重油、Ｂ重油・Ｃ重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年６月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数（円ベース･前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース･前年同月比が縮小した。2026年６月は＋29.7%であり、足下では上昇傾向である。

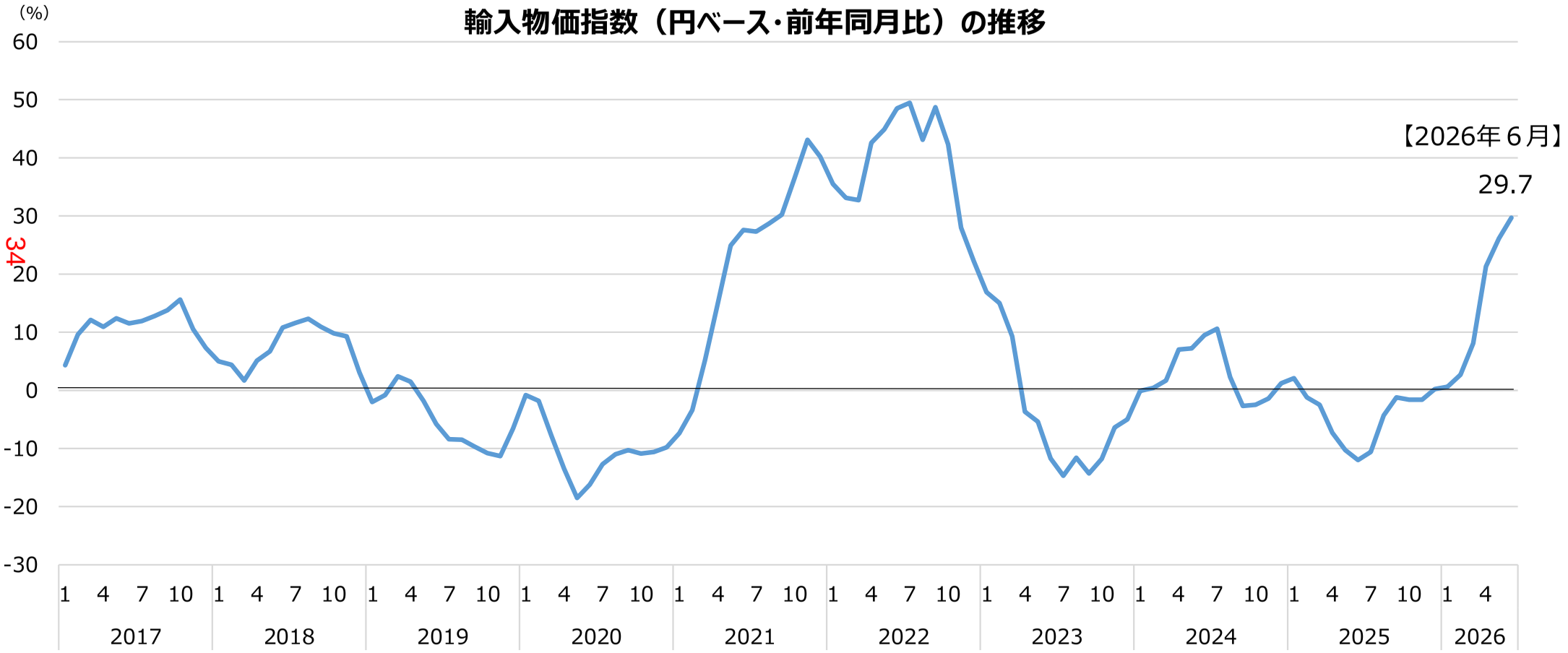

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注） 2026年６月速報値。

消費者物価指数の指標

○　消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※　家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ＆A（回答）」、 総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today　No.128「実感」する消費者物価とは」（2018年４月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○　2026年５月の消費者物価指数の「総合」は＋1.5%、「生鮮食品を除く総合」は＋1.4%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は＋1.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は＋1.7%となっている（いずれも対前年同月比）。

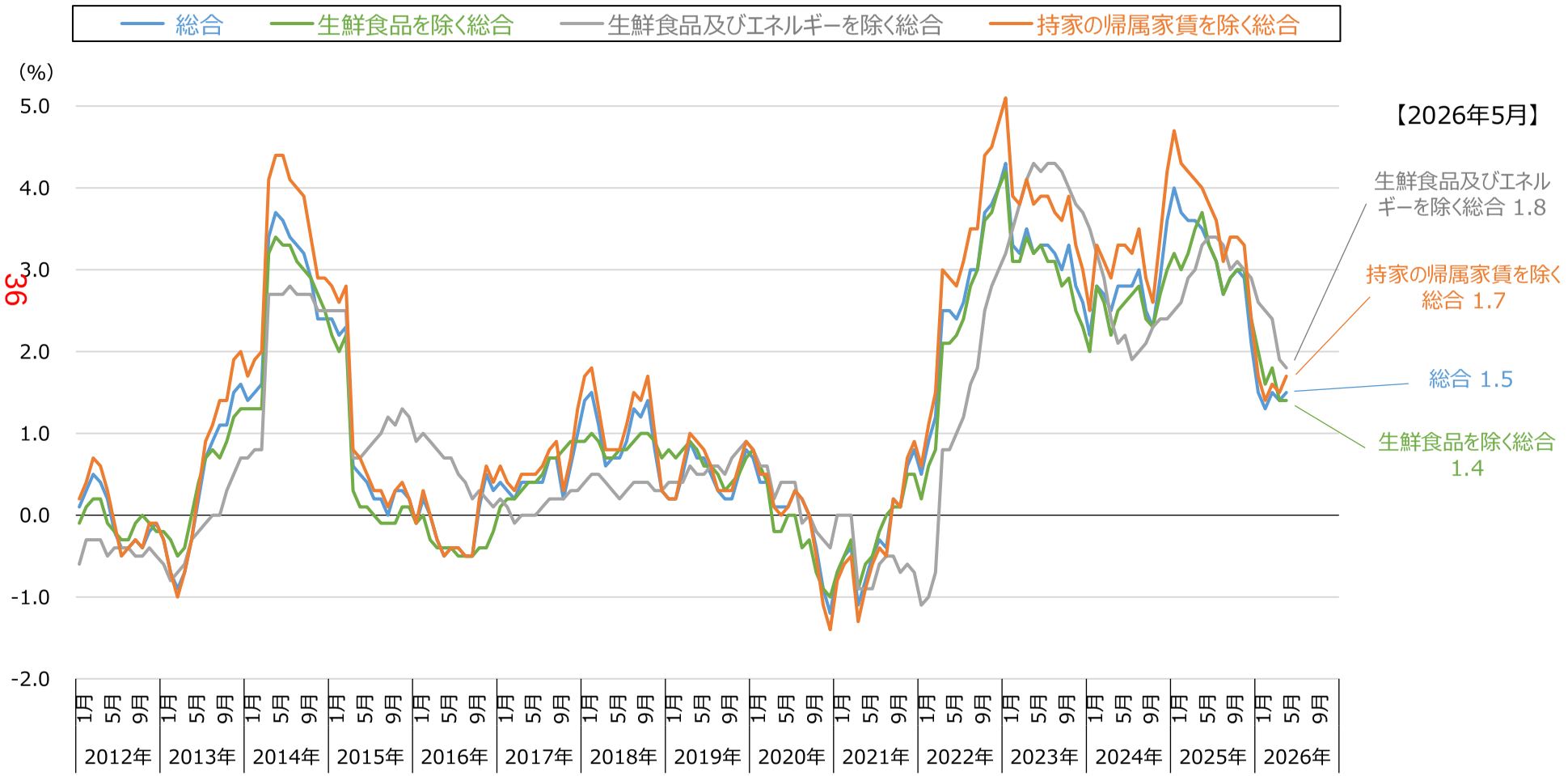

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の主な項目別寄与度の推移

○　消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年５月に＋1.7%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。

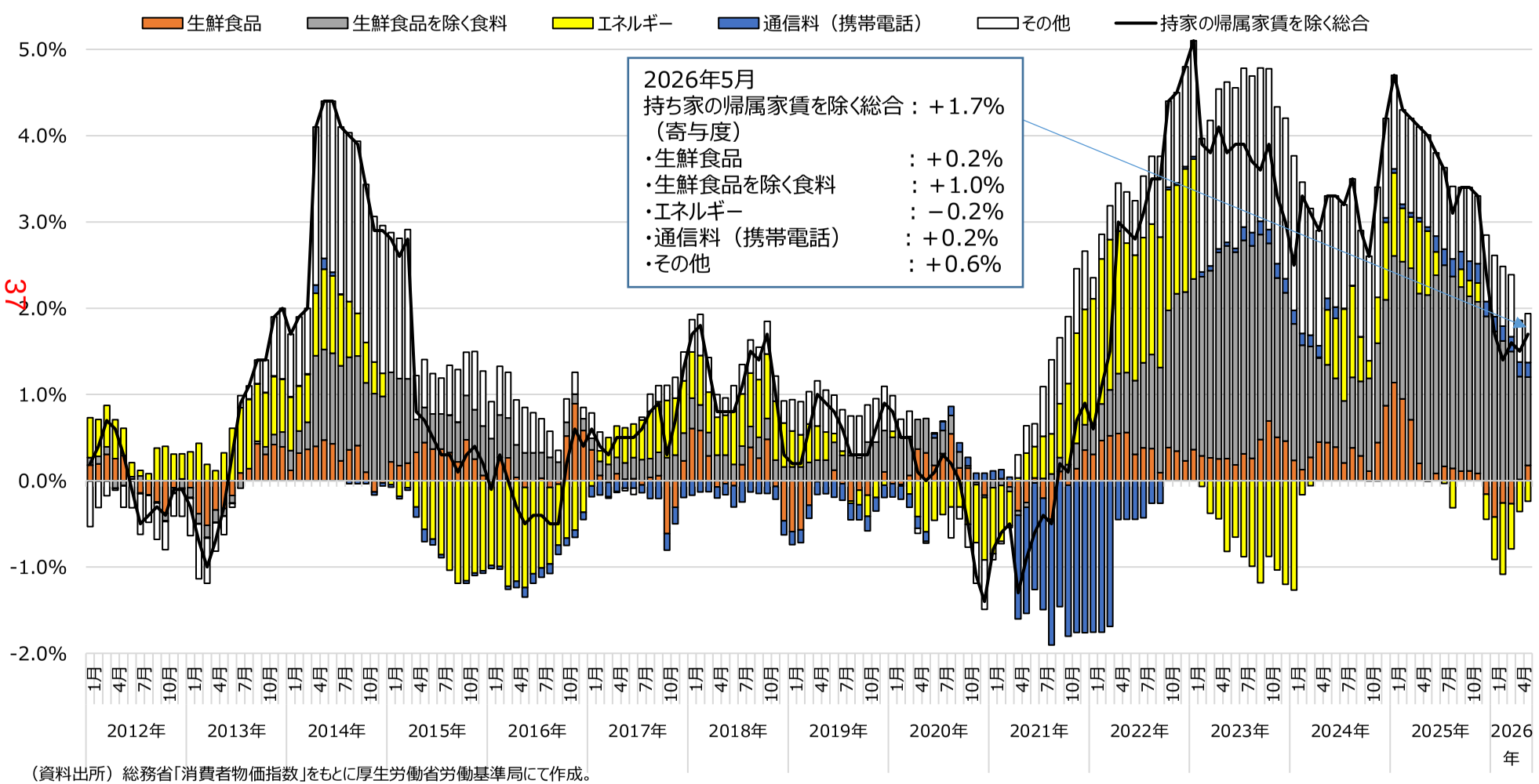

（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
２．「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
３．「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○　消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年５月では、「基礎的支出項目」は＋1.8%、「選択的支出項目」は＋1.6%となっている。

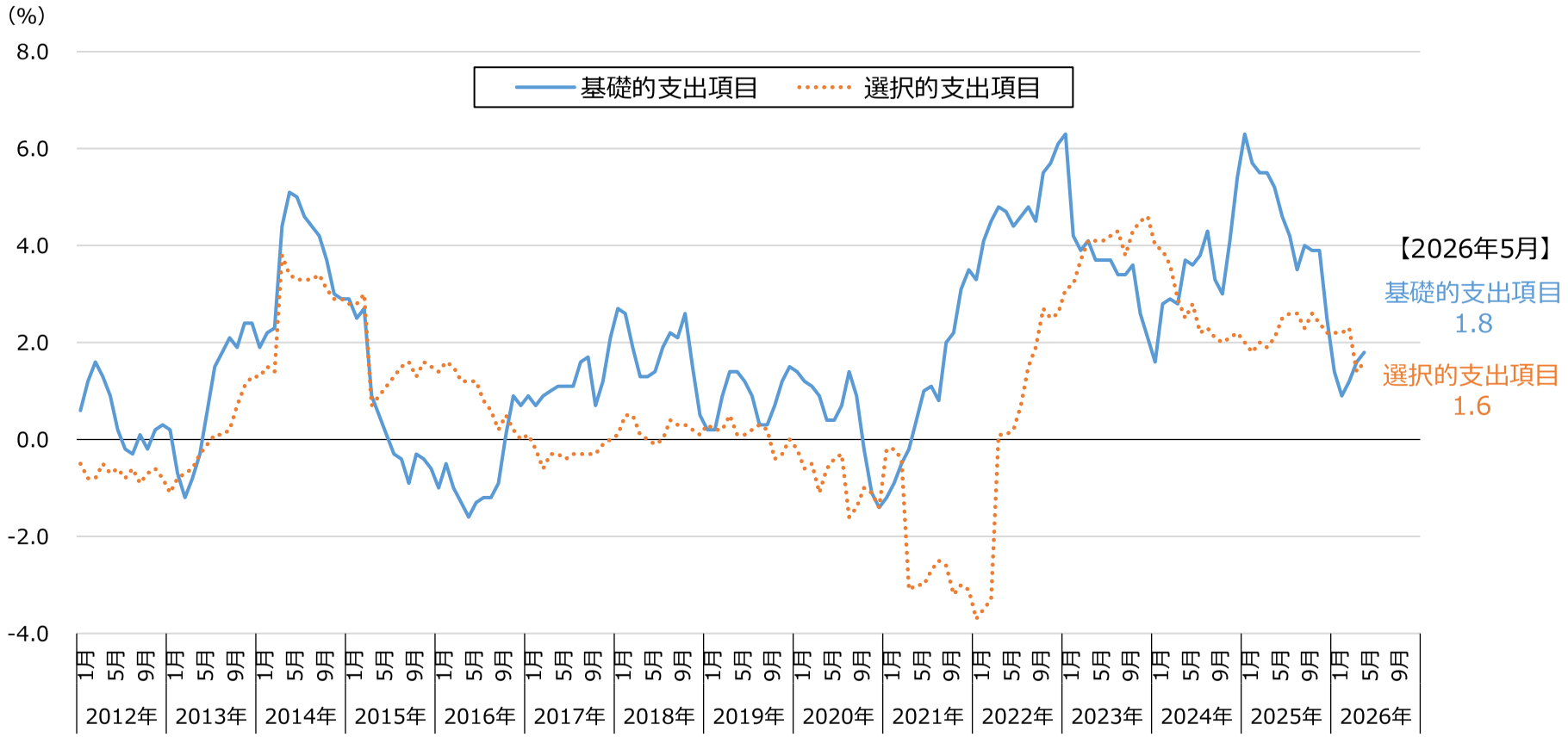

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
　　選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
　　２．支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
　　３．基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○　消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年５月では、「１か月に１回程度以上の購入」は＋2.0%、「１か月に１回程度未満の購入」は＋1.6%となっている。

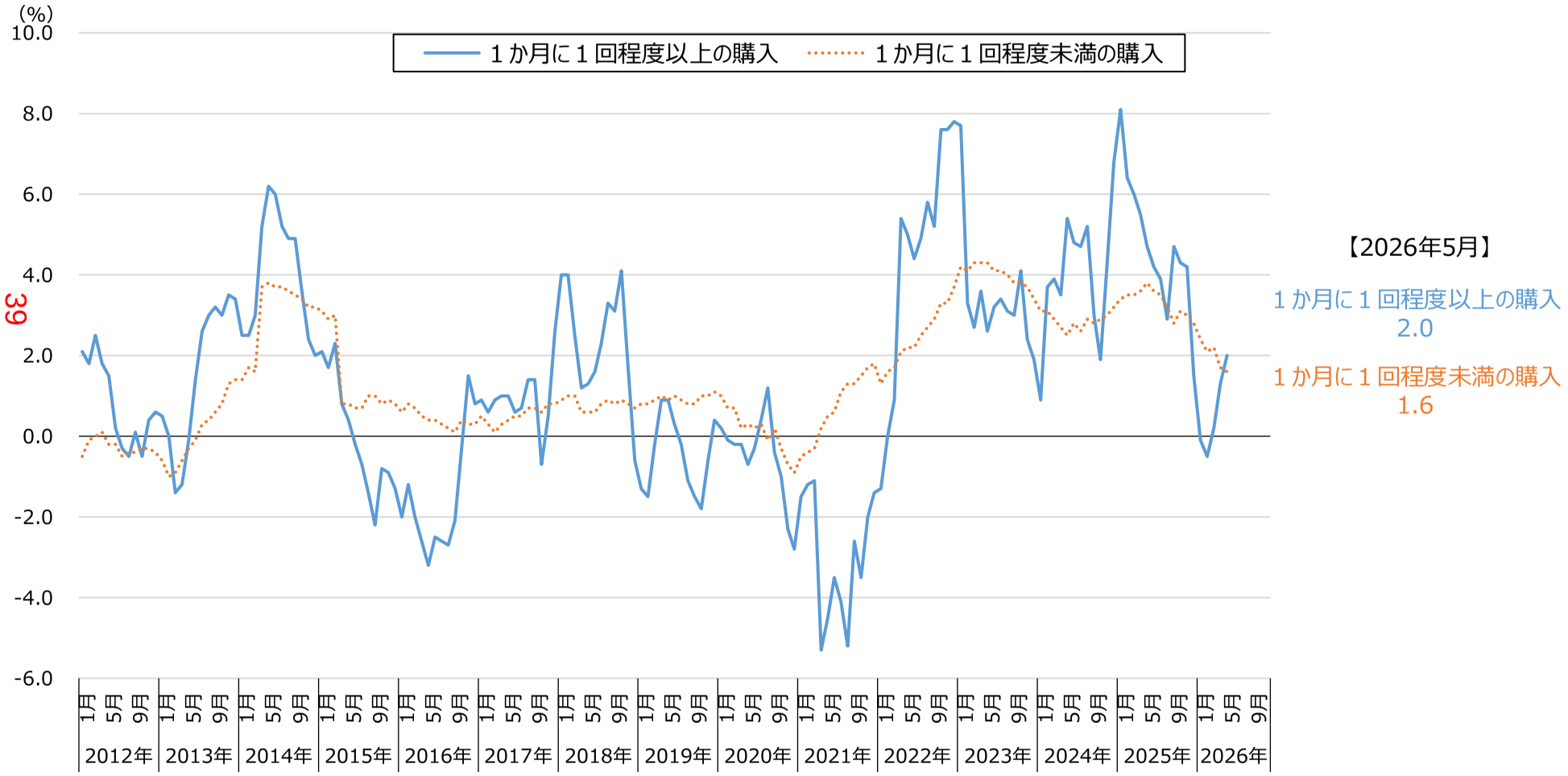

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
「１か月に１回程度以上購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「１か月に１回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。
２．購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○　消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年５月平均の対前年同期の上昇率は2.2%となっている。

		2025年			2026年					2025年10月～2026年５月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	
全　国		3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2
	Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.1
	Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.0
	Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.1

資料出所　総務省「消費者物価指数」
（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
　　２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
　　３　各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

（単位：%）

	ウエイト（１万分比）	2025年			2026年					2025年10月～2026年5月平均	2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2	3.9

（単位：%）

	ウエイト（１万分比）	2025年			2026年					2025年10月～2026年5月平均	2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	1.0	4.2
１か月に１回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	4.5	6.4

資料出所　総務省「消費者物価指数」

注１　「頻繁に購入」、「１か月に１回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「１か月に１回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

注２　「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。 なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

注３　「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。

注４　平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「１か月に１回程度購入する品目」

○　消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○　購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「１か月に１回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料Ａ
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「１か月に１回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）Ａ	
だいこん	すし（弁当）Ｂ	
かぼちゃ	弁当Ａ	
なす	弁当Ｂ	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度（試算値）の推移

○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月
エネルギー		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93
（当月分）		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)
（前年剥落分）		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)
	電気代	-	-0.22	-0.22	-0.02	-
	（当月分）	-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-
	（前年剥落分）	-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-
	都市ガス代	-	-0.04	-0.04	0.00	-
	（当月分）	-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-
	（前年剥落分）	-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-
	灯油	+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16
	（当月分）	(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)
	（前年剥落分）	(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)
	ガソリン	-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77
	（当月分）	(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)
	（前年剥落分）	(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)

資料出所　総務省「消費者物価指数」

4　春季賃上げ妥結状況等

(1)　春季賃上げ妥結状況（2026年）等

連合　　第７回（最終）回答集計結果(2026年７月３日)

	平均賃金方式（加重平均）	個別賃金方式（組合数による単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	467組合　1,837,020人 17,675円（17,611円） 5.13%（5.41%）	18組合　59,786人 13,816円（13,086円） 4.04%（3.98%）	26組合　90,606人 13,636円（12,794円） 4.34%（4.06%）
300～999人	880組合　473,474人 15,673円（15,428円） 5.15%（5.25%）	52組合　28,108人 12,546円（14,079円） 3.97%（4.66%）	51組合　27,567人 12,471円（13,441円） 4.52%（4.96%）
100～299人	1,157組合　208,707人 14,316円（13,924円） 5.03%（5.06%）	84組合　14,853人 11,033円（10,056円） 3.88%（3.67%）	82組合　14,134人 10,261円（9,566円） 3.96%（3.80%）
～99人	1,228組合　60,155人 12,596円（12,304円） 4.66%（4.72%）	95組合　4,632人 8,601円（9,463円） 3.26%（3.69%）	100組合　5,059人 8,809円（9,487円） 3.59%（3.92%）
規模計	3,732組合　2,579,356人 16,940円（16,842円） 5.12%（5.35%）	249組合　107,379人 10,622円（10,904円） 3.70%（3.94%）	259組合　137,366人 10,474円（10,479円） 3.98%（4.08%）

（注）１　（　）内の数値は、2025年７月３日付　第７回（最終）回答集計結果。
　　２　平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
　　３　個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
　　４　個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合（有期・短時間・契約等労働者）　　第７回（最終）回答集計結果(2026年７月３日)

			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円（59.65円）	75.01円（66.98円）
		引上げ率	5.44%（5.17%）	6.18%（5.81%）
		平均時給	1,290.95円（1,213.28円）	1,289.11円（1,219.70円）
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円（9,914円）	10,794円（10,004円）
		賃上げ率	4.40%（4.32%）	4.53%（4.35%）

（注）　（　）内の数値は、2025年７月３日付　第７回（最終）回答集計結果。

経団連（大手企業）第１回集計(2026年５月27日)

	平均賃上げ方式（加重平均）
主要23業種 大手248社	103社 19,964円（19,342円） 5.46%（5.38%）

（注）１　原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
　　２　調査対象248社のうち153社(61.7%)の回答を把握したが、うち50社は平均金額不明などのため、集計より除外。
　　３　（　）内の数値は、2025年５月22日付第１回集計結果（97社）。

経団連（中小企業）第１回集計(2026年７月８日)

	平均賃上げ方式（加重平均）
17業種 754社	295社 12,083円（11,826円） 4.20%（4.35%）

（注）１　原則従業員数500人未満の企業を対象。
　　２　305社(40.5%)から回答を把握したが、このうち10社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　３　了承、妥結を含む。

日商　中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年６月８日)

		（加重平均）
正社員 （月給）	全体 1,604社	12,036円（11,074円） 4.29%（4.03%）
	20人以下 752社	9,573円（9,568円） 3.52%（3.54%）

（注）１　前年４月と当年３月、４月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
　　２　2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
　　３　（　）の数値は、2025年６月４日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

５　夏季賞与・一時金妥結状況

連合第７回（最終）回答集計結果(2026年７月３日)

一時金		2026年回答			2025年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	（参考）昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.54ヶ月		0.04ヶ月	2.50ヶ月	
		2,870組合	1,921,390人		2,430組合	1,731,267人
	回答額	816,090円		43,567円	772,523円	
		1,800組合	1,004,495人		1,495組合	822,236人
年間	回答月数	5.13ヶ月		0.02ヶ月	5.11ヶ月	
		2,512組合	2,030,429人		2,296組合	2,016,100人
	回答額	1,776,402円		125,717円	1,650,685円	
		1,314組合	1,088,787人		1,068組合	852,740人

（注）１　数値は組合員一人当たりの加重平均。
　　２　2025年回答の数値は2025年７月３日付　第７回（最終）回答集計結果

経団連第１回集計（2026年７月２日）

	2026年夏季			2025年夏季		
	社　数	妥　結　額	増　減　率	社　数	妥　結　額	増　減　率
総　平　均	112社	1,008,706円	1.88％	107社	990,848円	4.37％
製造業平均	99社	1,060,434円	1.63％	93社	1,035,889円	4.49％
非製造業平均	13社	864,712円	4.01％	14社	857,602円	3.76％

（注）１　数値は加重平均（一部従業員平均含む）。
　　２　調査対象は原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社。
　　３　23業種158社（63.7％）の妥結を把握しているが、うち46社は平均額不明等のため集計より除外。
　　４　増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの（同対象比較）。
　　５　2025年夏季の数値は2025年７月３日付第１回集計。

資料４

佐賀労働局賃金室作成資料

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

１　監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（%）
平成　25　年	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成　26　年	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成　27　年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成　28　年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成　29　年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成　30　年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
令和　元　年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和　2　年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和　3　年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
令和　4　年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
令和　5　年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
令和　6　年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
令和　7　年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2

（注）各年とも１月～３月の結果である。

※ 令和３年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（経年）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況			最低賃金未満労働者の状況		
	監督実施事業場数 (A)	法第４条違反事業場数 (B)	違反率 (B)/(A)	最賃額を知っている	最賃が適用されることは知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数 (C)	最賃額未満労働者数 (D)	最賃額未満労働者の比率 (D)/(C)
年	件	件	%	件	件	件	人	人	%
H29	204	21	10.3	2	18	1	1,276	37	2.9
H30	186	12	6.5	5	6	1	1,271	27	2.1
R1	232	21	9.1	12	7	2	1,666	59	3.5
R2	192	22	11.5	10	12	0	1,410	52	3.7
R3	208	22	10.6	7	15	0	1,440	36	2.5
R4	206	16	7.8	9	6	1	1,221	42	3.4
R5	212	21	9.9	15	5	1	1,865	39	2.1
R6	210	10	4.8	8	1	1	1,988	25	1.3
R7	272	19	7.0	15	4	0	2,024	39	1.9
R8	279	21	7.5	10	11	0	1,812	46	2.5

厚生労働省
佐賀労働局
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

佐賀労働局における「賃金引上げ」支援策、取り組み状況報告

佐賀労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

賃金（所定内給与額）の推移（佐賀県、全国）

佐賀県の賃金（所定内給与額）は、
平成２２年から令和２年までの10年間は6.1%の伸び、
令和2年から令和7年までの5年間で9.7%の伸びとなっている

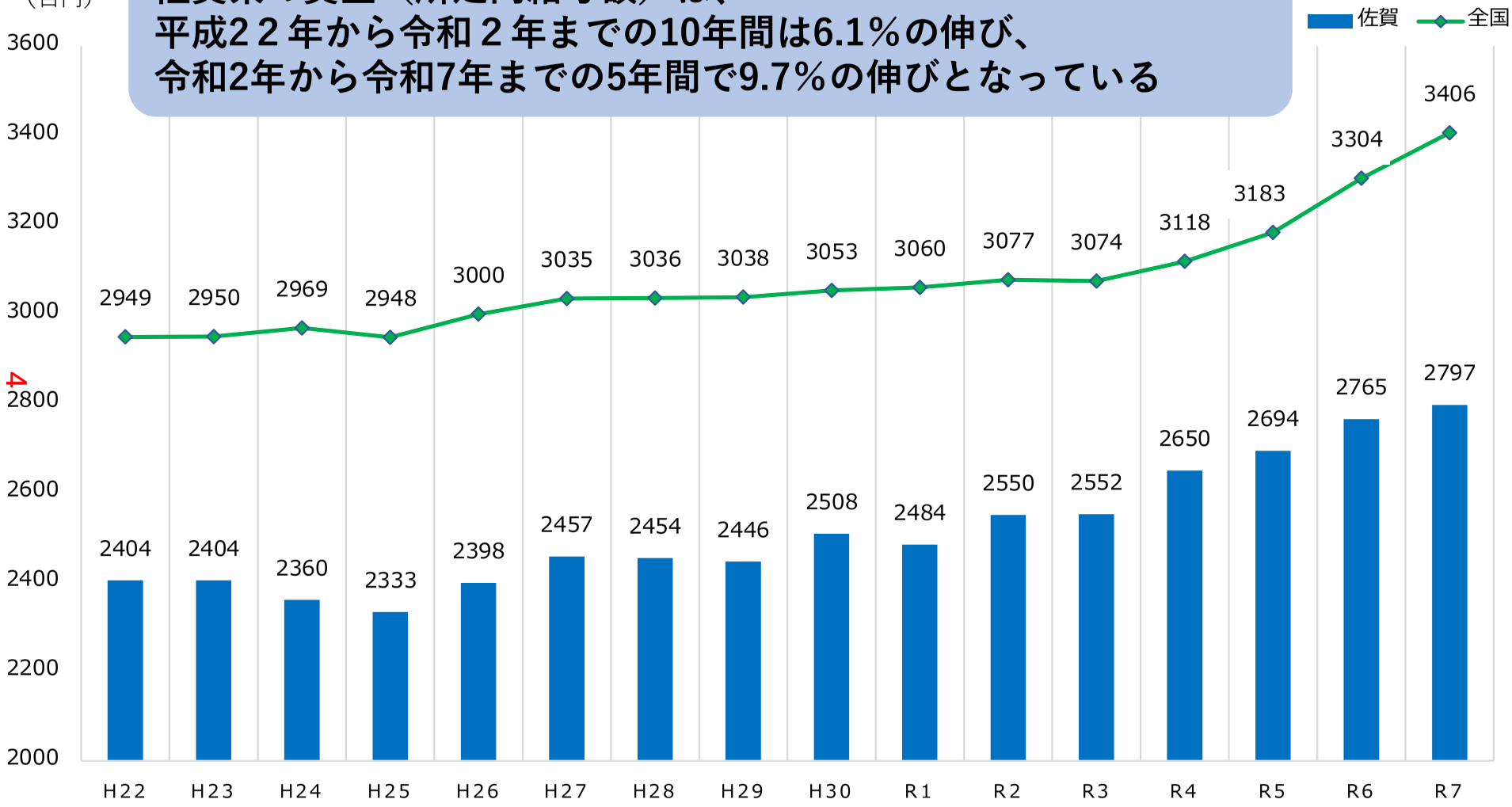

資料出所：厚生労働省賃金構造基本統計調査　※令和２年より調査・推計方法が変更されたことに伴い、令和元年以前は遡及集計の値を使用
所定内給与額：労働契約や集合規則などであらかじめ定められた支給条件、算出方法により支給される現金給与額から超過労働給与額（超過勤務
手当、休日時間外労働手当等）を差し引いた額

最低賃金額の推移（佐賀県、全国）

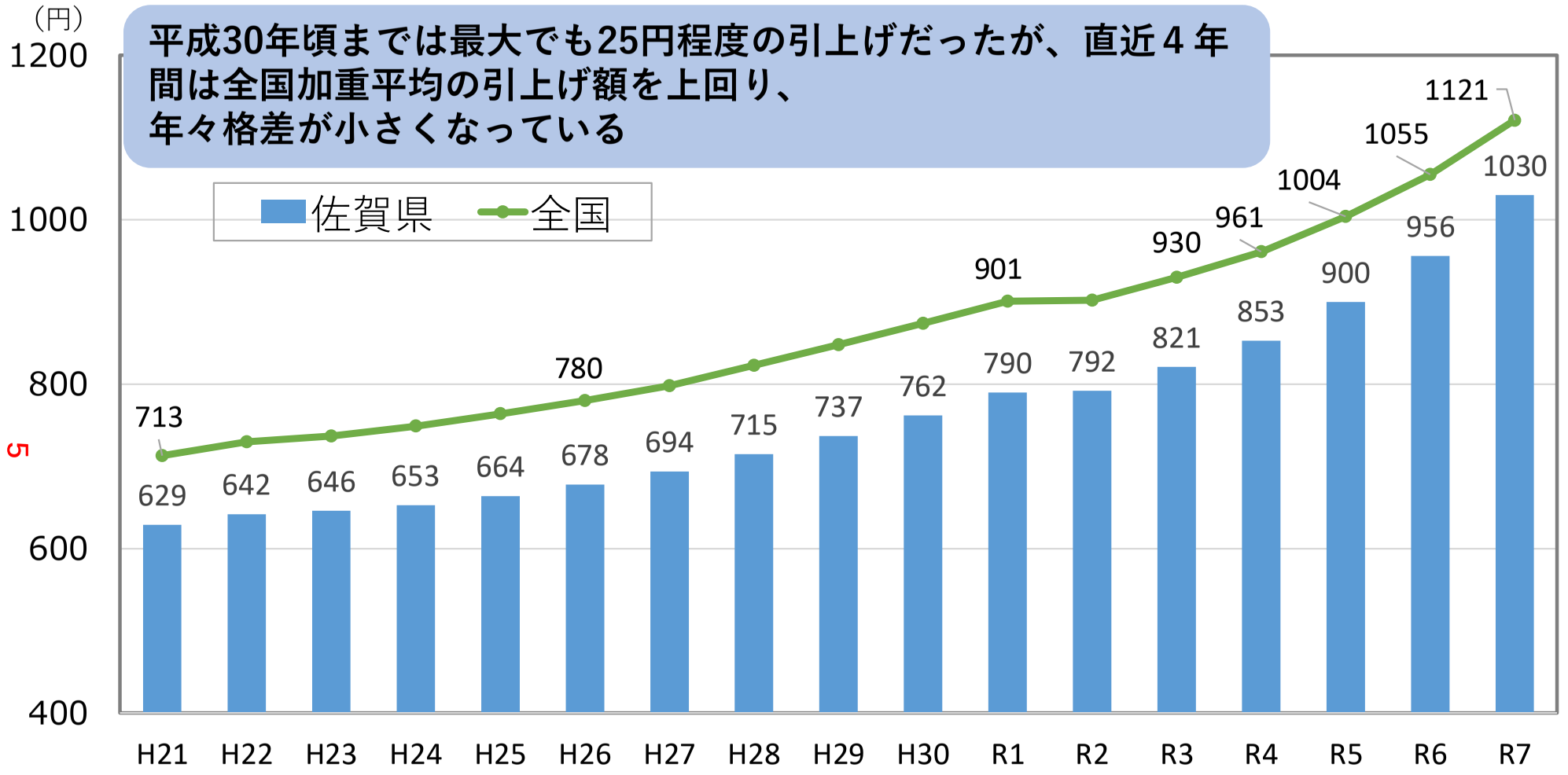

佐賀県最低賃金額の推移

R3		R4		R5		R6		R7
821円	＋32円	853円	＋47円	900円	＋56円	956円	＋74円	**1,030円**
全国	（＋31円）		（＋43円）		（＋51円）		（＋66円）	

賃金引上げの支援策（佐賀労働局）

業務改善助成金　※令和7年度申請はR7/11/20で受付終了

事業場内最低賃金引上げを支援

<交付申請件数の推移>

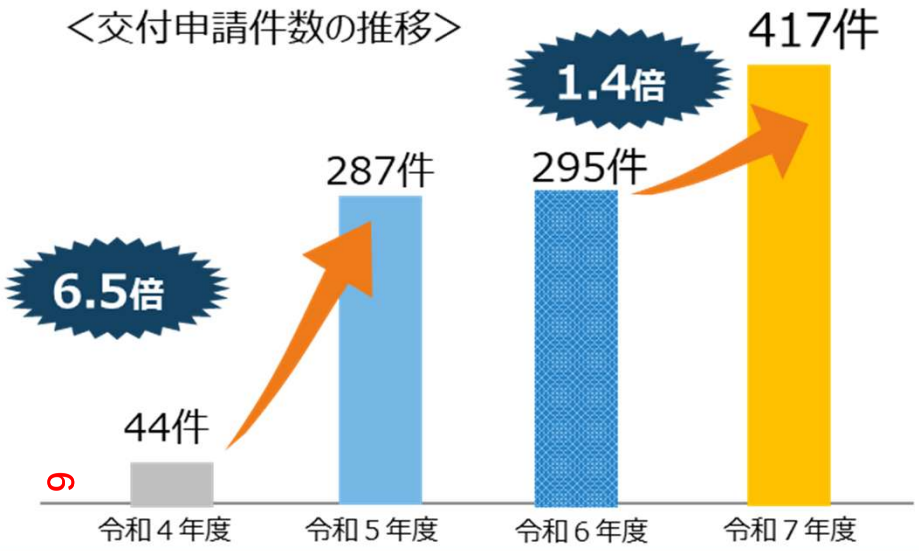

<交付申請額の推移>

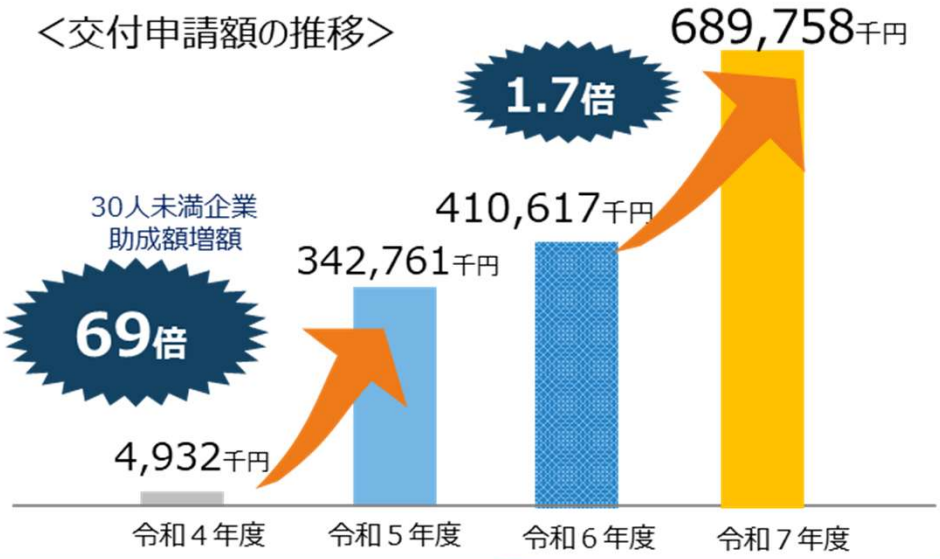

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規労働者の賃上げを支援

<計画届提出件数の推移>

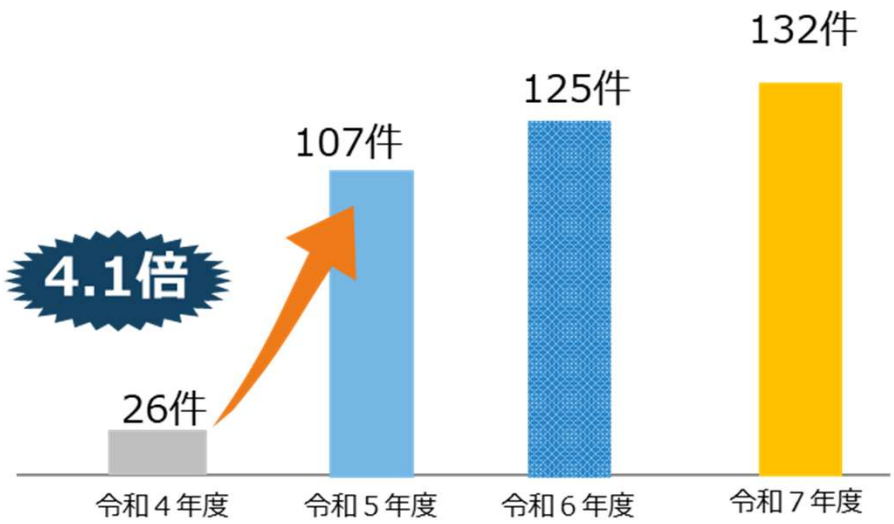

<支給決定額の推移>

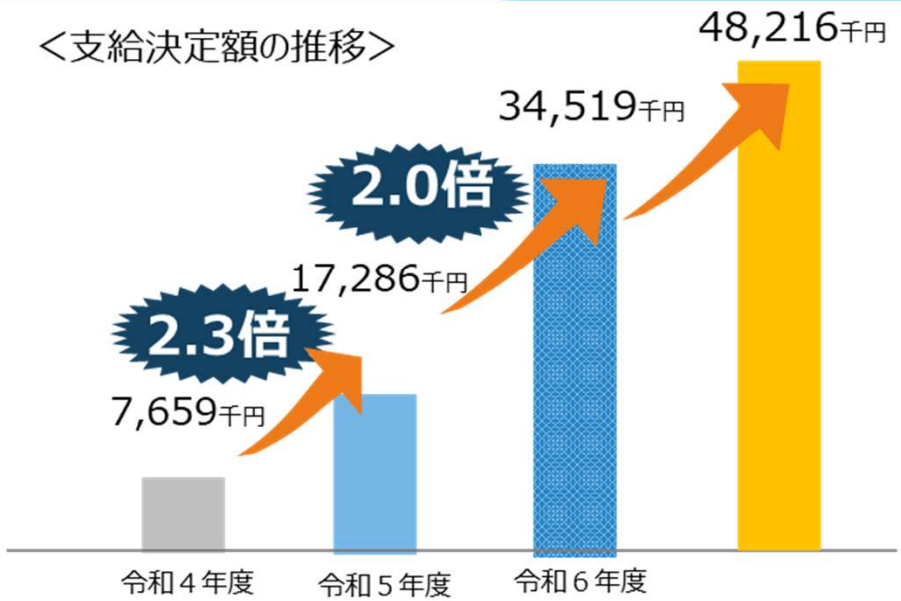

「賃上げ」支援助成金パッケージ

業務改善助成金

賃上げ＋設備投資

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30~130万円
70円コース	40~300万円
90円コース	90~600万円

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。
（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満	6.5万円(4.3万円)
6%以上	7万円(4.6万円)

働き方改革推進支援助成金

労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。
（※1）建設業の場合
（※2）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げにかかる加算額は2倍になります。また、常時しようする労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げにかかる加算額は2.5倍になります。（※3）別途団体向けのコースあり。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース（※1）	25~550万円	6~360万円（※2）	25~100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~200万円		
勤務間インターバル導入コース	50~150万円		

人材開発支援助成金

職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります.
（①～③すべてが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。

区分（※）	助成率・額（賃上げの場合）
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

令和8年度の「業務改善助成金」の変更について

助成率区分の変更について

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

→

1,050円未満	4/5
1,050円以上	3/4

申請コースの再編について

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数
30円コース	30円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
45円コース	45円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
60円コース	60円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1

→

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数※2
50円コース	50円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
		10人以上※1
70円コース	70円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
		10人以上※1

令和8年度の「業務改善助成金」の変更について

申請期間と賃金引上げ期間について

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和８年９月１日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	**令和８年９月１日～** 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の１月31日

6

対象事業所の拡充について

事業場内最低賃金が令和８年度改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

その他変更点

- 助成対象経費の**特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近３か月間のうち任意の１月」から**「最近６か月間平均」**になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

「業務改善助成金」～県内の活用事例（令和7年度）～

【建設業】施工管理業務システムの導入 （従業員）4人（申請コース）30円コース（引上げ）2人 （助成額 900,000円）	
導入前	施工管理業務を主に手書きと紙媒体で行っており、入札・落札後に必要となる書類作成、測量、図面・設計、工程や品質の管理、材料検査や納品、現場検査準備まで、多くの工程を手作業で進めていた。
導入後	・入札・落札後に必要となる各種書類の準備、測量、図面・設計、工程や品質の管理、材料検査・の品、現場検査準備までを一元的に行うことが可能となった。 ・従来、紙媒体や手作業で行っていた多くのプロセスを効率的にデータ化・自動化でき、大幅な作業時間の短縮となった。 【事業場内最低賃金】 994円→1,030円へ 36円引上げ

10

【飲食店】セルフオーダーシステムの導入 （従業員）2人（申請コース）90円コース（引上げ）2人 （助成額 2,061,000円）	
導入前	スタッフが手書きした注文伝票により調理、料理の提供、支払い処理を行っているが、これらの一連の業務が混雑時には大幅なタイムロスとなっていた。また、支払い処理時もメニューごとの金額を手計算してレジに入力することから、客を待たせることとなり、クレームの原因となっていた。
導入後	・客が自らのタイミングで注文することが可能となり、また、その情報が瞬時に厨房、レジへ伝達されることから、タイムロスの軽減につながった。また、メニューを可視化することにより、サイドメニューを追加注文することが多くなり、売上アップにもつながった。 【事業場内最低賃金】 960円→1,050円へ 90円引上げ

【飲食店】券売機システムの導入 （従業員）4人（申請コース）60円コース（引上げ）2人 （助成額 1,562,000円）	
導入前	スタッフが注文の受付から、調理、料理の提供、支払い処理までしなければならず、人員が不足する場合や繁忙時などは提供時間までに時間を要し、クレームの原因となっていた。
導入後	・客自らが来店時に注文から決済まで処理することが可能となり、スタッフが調理、料理の提供に集中できるようになった。 ・注文の受付、支払い処理の時間が削減されたことにより、新メニュー開発などの時間が創出され、付加価値の高い商品を提供できるようになった。 【事業場内最低賃金】 1,000円→1,060円へ 60円引上げ

【調剤薬局】セルフレジの導入 （従業員）6人（申請コース）60円コース（引上げ）2人 （助成額 1,090,000円	
導入前	会計時に請求データの確認を行い手入力後、患者との金銭の受け渡しの際の確認等で時間を要しており、患者を待たせることがあった。 レジを閉める際、売上と現金との突合作業に時間を要し、頻繁に残業が発生していた。
導入後	・セルフレジにより会計時間の短縮が可能となり、より多くの患者の対応が可能となった。 ・レジを閉める際の売上と現金との突合も瞬時に行うことができ、従業員の負担軽減、残業時間の短縮につながった。 ・結果として、患者一人一人の対応が親身となり、本来業務への質的改善が図られ、職員にとって、モチベーションが高まる職場環境となった。 【事業場内最低賃金】 956円→1,050円へ 94円引上げ

令和7年度　業務改善助成金交付決定実績

令和8年3月末現在

（1） 業務改善助成金決定状況

年度	交付決定件数	交付金額
平成27年度	9件	8,483,000　円
平成28年度	18件	17,433,000　円
平成29年度	14件	20,363,000　円
平成30年度	17件	11,510,000　円
平成31年度	12件	7,414,000　円
令和2年度	17件	14,493,000　円
令和3年度	38件	35,923,000　円
令和4年度	32件	27,144,000　円
令和5年度	213件	269,500,000　円
令和6年度	209件	283,210,000　円
令和7年度	204件	322,993,000　円

（2） 令和7年度　業務改善助成金交付決定状況（産業分類）

産業分類		事業所数	産業分類		事業所数
A	農業・林業	10	L	学術研究・専門・技術サービス業	4
D	建設業	17	M	宿泊業・飲食サービス業	45
E	製造業	28	N	生活関連サービス業・娯楽業	8
G	情報通信業	1	P	医療・福祉	37
H	運輸業・郵便業	1	R	サービス業・他に分類されないもの	13
I	卸売業・小売業	40	計		204

（3） 令和7年度　業務改善助成金交付決定状況（業務効率化事業の種類）

事業内容	事業所数	労働能率の増進に資する設備･器具等
A 農業･林業	10	【システム等】自動案内システム、自動操舵システム 【車両】フォークリフト、トラクター 【機器】ドローン、籾摺り乾燥機、米の色彩選別機、乗用管理機、谷喚起モーター･ジェットホーマー、動墳、秤、田植え機、電動草刈り機
D 建設業	17	【システム等】構造計算CADソフト、顧客管理システム、施工管理システム、スマホ 【車両】軽バン、軽トラック、大型バン、運搬トラック、フォークリフト、油圧式ショベル 【機器】マルチラインレーザー、充電式ロータリーハンマー、高性能ハンドガイドローラー、草刈り機、充電式丸ノコ、ブロア、油圧パワーウインチ、工具一式、半自動溶接機、鉄筋油圧式ベンダー、三脚、インパクトドライバー
E 製造業	28	【システム等】販売管理システム、伝票発行ソフト･PC 【車両】四輪駆動貨物自動車、リフト付きトラック、保冷車、営業用車両、フォークリフト 【機器】自動計量充填機、自動延反機、特注治具等、クッキー成型機、冷凍冷蔵庫、スクリュー脱水機、ベルト型真空包装機･畜氷式急速冷却機、オーバーラップシュリンク包装機、コードレス圧着工具･ポータブル電源、ベンダー、発電機付き溶接機、腹骨取り三枚卸機、麺製造機、スチームコンベクションオーブン、ラベルプリンター、圧搾機械、全自動充填包装機、接着プレス、ペレット再生装置、床上操作式クレーン、乾麺用の空調設備 【その他】焼成用窯の床座改良
G 情報通信業	1	【機器】トラックスケール
H 運輸業･郵便業	1	【車両】フォークリフト
I 卸売業･ 小売業	40	【システム等】POSレジシステム･自動釣銭機、勤怠管理システム、給与計算システム、ラベル発行システム、統合発注システム、会計システム、商品発注システム、在庫管理･請求書ソフト、LPWA集中監視システム、給与計算システム、PC、タブレット 【車両】軽貨物バン、運搬車両、営業車両、バッテリーフォークリフト 【機器】カスタムオーブン、業務用冷凍冷蔵庫、ベルトシーラー、刺繍ミシン、転写プレス、スパイラスミキサー、掃除機、洗浄機、米の保冷庫、レーザー加工機、食品加工バンドソー、自動製氷機、ピット室リフト、コンテナ傾斜台、冷蔵ショーケース 【その他】ユニットハウス、カーポート
L 学術研究･専門･ 技術サービス業	4	【システム等】POSレジシステム、処理速度向上のためのサーバー、PC 【機器】刺しゅう機
M 宿泊業･飲食 サービス業	45	【システム等】セルフオーダーシステム、POSレジシステム、発券機システム、ホテル予約システム、販売管理ソフト、PC、 【車両】送迎用車両、貨物車両、軽バン 【機器】無線インカム、スチームコンベクションオーブン、自動飯盛り機、真空包装機、玄米保冷機、業務用製氷機、業務用コーヒーマシン、珈琲豆焙煎機、業務用冷蔵冷蔵庫、配膳ロボット、昇降リフト、サウナ用電気ストーブ、巻き寿司機、食品成型機、食器洗浄機、炊飯器、冷蔵ショーケース、フライヤー、自動釣銭機、自動掃除機、ドラム式洗濯乾燥機、自動券売機
N 生活関連サービス業 ･娯楽業	8	【機器】新型乾燥機、おしぼり包装機、美容エステ機器、LED脱毛機、シャンプーユニット、カラー･カフス仕上げ機
P 医療･福祉	37	【システム等】レセプト管理システム、PC、eラーニング教育システム 【車両】送迎車両、農業用運搬車、貨物自動車、福祉車両、 【機器】口腔内スキャナー、電磁波パルス、自動掃除機、紙幣カウンター、痩身機、CTスキャン機器、WEスキャン、干渉波治療器、超音波治療器、超音波診断装置、ラジオスティムMH2、セルフトレーニング機器、ミシン、自動釣銭機、ホットパック、スチーマー、温蔵庫、電解水生成装置、フードプロセッサー、ガス回転釜、食洗機、3Dプリンターセット、切削用マイクロモーター、エアフロー、デイサービスの入浴用機器、デジタルX線単純撮影専用装置、電磁錠
R サービス業 ･その他	13	【システム等】POSレジシステム･自動釣銭機、スケジューリングシステム、ECサイト導入 【車両】フォークリフト、リフト付き特殊車両貨物車 【機器】タイヤチェンジャー、ホイルバランサー、リフト装置、ベルトコンベアー
計	204	

佐賀型賃金UP支援事業

1.交付決定額

○賃金UP支援枠

年度　（予算）		申請数	採択数	採択率	交付決定額
R5	第１弾（R5.9）	209件	209件	100.0%	167,700千円
R6	第２弾（R6.2）	577件	556件	96.4%	590,483千円
	第３弾（R6.9）	289件	171件	59.2%	170,962千円
R7	第４弾（R7.2）	316件	134件	42.4%	207,389千円
	第5弾（R7.9）	216件	203件	94.0%	276,445千円
R8	第６弾（R8.2）	419件	338件	80.7%	628,755千円
	第７弾（R8.6）	予算額　２０８，４９９千円【７月１日～７月３１日申請受付】			
計		**2,026件**	**1,611件**		**2,041,734千円**

○単身事業者支援枠

年度（予算）		申請数	採択数	採択率	交付決定額
R5	第１弾（R5.9）	（第２弾から実施）			
R6	第２弾（R6.2）	108	104	96.3%	59,391千円
	第３弾（R6.9）	52	31	59.6%	14,634千円
R7	第４弾（R7.2）	65	47	72.3%	22,694千円
	第５弾（R7.9）	29	23	79.3%	11,845千円
R8	第６弾（R8.2）	78	52	66.7%	37,218千円
	第７弾（R8.6）	予算額　３２，９１７千円【７月１日～７月３１日申請受付】			
計		**332件**	**257件**		**145,782千円**

2.補助金活用例

★積算システム導入により業務効率が大幅に向上し、入札増と賃上げに成功。

★自動機器導入で施術効率と顧客満足が向上し、生産性・付加価値・顧客満足の向上を実現。

★コンベクションオーブンの導入と直売所設置で自社製造と販路拡大を実現。原価削減と売上UPに貢献。

3.企業からの声

★資金的な余裕がなく後回しにしていた設備投資に着手できた。

★設備導入によりコスト削減ができ、賃金に還元できて従業員のモチベーションが高まった。

★補助金の存在が、生産性向上につながる設備導入の後押しとなった。

業務改善サポート補助金

年度（予算）		申請数	採択数	採択率	交付決定額
R7	第１弾（R7.2）	62件	62件	100.0%	23,908千円
R8	第2弾（R8.2）	73件	73件	100.0%	34,271千円
計		**135件**	**135件**		**58,179千円**

第6弾！

最大400万円　補助率最大 3/4

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します！

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取　組　例
生産性向上 (高付加価値化・効率化)	・デジタル技術等を活用した業務改善の取組 ・生産の効率化等のための取組 ・新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組

対象事業のイメージ

生産管理システム導入による業務効率化

多機能調理設備の導入による新商品の開発

業務用高性能掃除機の導入による作業効率化

NEW

現場でのPCタブレット活用による作業時間短縮

防犯システム導入による省人化

※中古製品で見積合せが難しい場合は一者選定理由書を提出してください。

公募期間

１次募集：令和８年３月24日（火）～４月24日（金）

※２次募集：令和８年６月中旬予定

※１次募集で予算の上限に達した場合は、２次募集を行いません。
※申請状況については、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でご確認ください。

事業の実施期限

事業実施期間は交付決定の日から令和８年11月15日までです。
補助対象経費は交付決定日以降に発生した経費に限り補助対象とします。
※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合は、申出書の提出により11月30日まで期限延長が認められます。

お問い合わせ先等

◆（問い合わせ）佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局
〒849-0932　佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114
☎0952-37-1688（平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。）

佐賀型賃金UP支援チーム事務局　補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談ください！　☎0952-97-8135　（平日９時～17時）　相談無料

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています

補助制度の概要

項目	賃金UP支援枠	単身事業者支援枠
対象者	佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 ①農林漁業者※ ②医療福祉業者※ ③常時使用する職員がいないCSO ※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）	
従業員	常時使用する従業員が1名以上いる	常時使用する従業員がいない
要件 詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。	以下の全ての項目を満たす事業者。 ①令和6年10月18日以降の事業場内最低賃金を5%以上引き上げること。※1※2 ②実績報告日または令和８年11月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。 ※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。 ※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。	以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年10月～令和8年３月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること。 ②令和5年10月～令和8年３月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること。 ③直近の決算書の営業利益額※4が過去４年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること。 ※3 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう。 ①製造業にあっては製造原価 ②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価 ※4 営業利益額は、粗利益から販売費及び一般管理費を減じた金額をいう。 ★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。
補助金額	補助対象経費（税別）× 補助率　（千円未満切り捨て）	
補助率	3分の2以内 ただし、R6.10.18以降10%以上の賃上げを実施（予定）している事業者または伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内	3分の2以内 ただし、伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内
補助金の上下限額	①小規模事業者（個人） 1事業場に付き15万円～200万円 ②小規模事業者（法人） 1事業場に付き30万円～200万円 ③中小企業 1事業場に付き50万円～200万円 上記区分に関わらずR6.10.18以降10%以上の賃上げを実施（予定）している事業者は上限400万円	①個人 15万円～120万円 ②法人 30万円～120万円

※詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金　最大200万円　補助率最大 2/3

持続可能設備支援枠 NEW

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します！

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取　組　例
既存の建物付帯設備、機械のオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組	空調設備・電気設備・給油設備・機械設備　等

対象事業のイメージ

空調設備清掃による省エネ化

オーバーホール・メンテナンスによる機能向上、長寿命化

賃金UP支援枠か、持続可能設備支援枠の、どちらか一方を選んで申請してください。

公募期間

１次募集：令和８年３月24日（火）～４月24日（金）

※２次募集：令和８年６月中旬予定

※１次募集で予算の上限に達した場合は、２次募集を行いません。

※申請状況については、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でご確認ください。

事業の実施期限

事業実施期間は交付決定の日から令和８年11月15日までです。
補助対象経費は交付決定日以降に発生した経費に限り補助対象とします。
※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合は、申出書の提出により、11月30日まで期限延長が認められます。

お問い合わせ先等

◆（問い合わせ）佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局
〒849-0932　佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114
☎0952-37-1688（平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。）

佐賀型賃金UP支援チーム事務局　補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談ください！　☎0952-97-8135　（平日９時～17時）　相談無料

佐賀県　事業実施者：佐賀県産業イノベーションセンター　R8.3.9現在

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています

補助制度の概要

対象者

佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。
①農林漁業者※
②医療福祉業者※
③常時使用する職員がいないCSO
※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）

対象事業

耐用年数を超えたもの、または購入後１０年を経過した既存の建物付帯設備、機械への機能向上を目的としたオーバーホール・メンテナンス等による長寿命化、省エネ化の取組。

従業員

常時使用する従業員が１名以上いる。

要件

（詳細な要件等は**必ず**交付要綱をご確認ください）

以下を満たす事業者。
①令和6年10月18日以降の事業場内最低賃金を**10%**以上引き上げること。
※1※2

②実績報告日または令和８年11月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。
③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。

※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を10%以上引き上げること。
※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から10%以上引き上げること。
ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を10%以上上回っている場合には、この限りではない。

補助率

3分の2以内

補助金の下限額

①小規模事業者（個人）
1事業場に付き15万円～
②小規模事業者（法人）
1事業場に付き30万円～
③中小企業
1事業場に付き50万円～

補助金の上限額

200万円

補助対象経費（税別）× 補助率
（千円未満切り捨て）

※詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。

国の業務改善助成金の支給決定通知を受けた皆さまへ

佐賀県

佐賀県業務改善サポート補助金

佐賀県の補助金 事業者に応援

第２弾

最大200万円を県が上乗せ!

国の業務改善助成金に県が上乗せの補助を行い、事業者の皆さまの生産性向上・賃上げの取り組みを支援します！

※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています

佐賀県業務改善サポート補助金の計算方法

（令和7年11月20日までに佐賀労働局へ業務改善助成金の申請を行った場合）

設備投資等に要した費用

（例）
・顧客・在庫等管理ｼｽﾃﾑの導入による業務効率化
・店舗改装による配膳時間の短縮

×

（補助率）

引上げ前最低賃金	国補助率	県補助率
1000円未満	4/5	1/5
1000円以上	3/4	1/4

＝

実質負担なし！

設備投資等に要した費用 × 国＋県の補助率 10/10

※以下の上限額を超える場合は一部負担あり

（上限額）事業場規模：30人未満の事業者

最低賃金引上げ額	引上げ労働者数	国助成上限額（千円）	県助成上限額(千円) 県の補助率 1/5	県助成上限額(千円) 県の補助率 1/4
30円以上	1人	600	150	200
	2～3人	900	225	300
	4～6人	1,000	250	333
	7人以上	1,200	300	400
	10人以上※	1,300	325	433
45円以上	1人	800	200	266
	2～3人	1,100	275	366
	4～6人	1,400	350	466
	7人以上	1,600	400	533
	10人以上※	1,800	450	600
60円以上	1人	1,100	275	366
	2～3人	1,600	400	533
	4～6人	1,900	475	633
	7人以上	2,300	575	766
	10人以上※	3,000	750	1,000
90円以上	1人	1,700	425	566
	2～3人	2,400	600	800
	4～6人	2,900	725	966
	7人以上	4,500	1,125	1,500
	10人以上※	6,000	1,500	2,000

事業場規模：30人以上の事業者

最低賃金引上げ額	引上げ労働者数	国助成上限額（千円）	県助成上限額(千円) 県の補助率 1/5	県助成上限額(千円) 県の補助率 1/4
30円以上	1人	300	75	100
	2～3人	500	125	166
	4～6人	700	175	233
	7人以上	1,000	250	333
	10人以上※	1,200	300	400
45円以上	1人	450	112	150
	2～3人	700	175	233
	4～6人	1,000	250	333
	7人以上	1,500	375	500
	10人以上※	1,800	450	600
60円以上	1人	600	150	200
	2～3人	900	225	300
	4～6人	1,500	375	500
	7人以上	2,300	575	766
	10人以上※	3,000	750	1,000
90円以上	1人	900	225	300
	2～3人	1,500	375	500
	4～6人	2,700	675	900
	7人以上	4,500	1,125	1,500
	10人以上※	6,000	1,500	2,000

◆補助対象者　県内中小企業者等が、令和７年４月14日以降に佐賀労働局へ「業務改善助成金」の交付申請を行い、交付額確定及び支給決定通知書を受けた者

※令和８年以降の新たな業務改善助成金の詳細が決定次第、改めて計算方法をお知らせします。
※第１弾佐賀型業務改善サポート補助金を受給した同一事業は対象外です。

申請受付期間

令和８年４月１日㈬ ～ 令和９年２月17日㈬ 必着

※受付期間内であっても、補助金交付決定額の総額が予算上限に達した場合は、受付を終了します。

◆お問い合わせ先及び申請書提出先◆（事業の実施者）
佐賀県産業イノベーションセンター　補助金事務局
〒849－0932　佐賀市鍋島町八戸溝114　☎0952－37－1688

佐賀県産業イノベーションセンター
https://www.infosaga.or.jp/news/000344.php

佐賀型賃金UP支援チーム事務局　補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談ください！　☎0952-97-8135　相談無料

令和８年３月16日

© 2026 Saga Prefecture.

第６弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金（賃金UP支援枠） 補助対象者一覧　（令和８年６月５日）

	事業者名	事業計画名
あ	株式会社アーバンエステート	住宅確保要配慮者への対応強化に向けた多言語案内動画導入事業
	株式会社相生園緑地建設	3D施工データの活用による次世代の施工管理構築事業
	有限会社愛郷ファーム	高性能スライサー導入による品質保持・作業効率性の向上
	アイビイケイ	先行手すり・杭打機の導入による生産性向上と作業安全性の向上
	有限会社あいふる	生産性向上ならび受注幅拡大計画
	有限会社青木茶舗	新商品「釜煎り抹茶」の製造体制整備
	味彩あらい	座席改修による機会損失解消事業
	ａｓｋ　ｇｒｏｗｔｈ	生産性向上のための「マイクロバブル発生装置」導入事業
	東鶴酒造株式会社	殺菌処理工程改善による製造業務の効率化と生産性向上による販路拡大
	麻生地質	山間部地質調査に対応するための機材運搬モノレール導入事業
	株式会社ＡＤＯ	販路拡大に向けたHP作成
	あびによん	餡（あん）が奏でる和菓子のイノベーション　餡菓子製造効率化事業
	株式会社アマノ園芸	調理効率改善と商品開発による地域密着型6次産業カフェ収益性強化
	有限会社有明石材	新型積算ソフト導入による生産性向上
	有明石油株式会社	ガス販売業務における点検・事務作業時間削減による生産性向上
	有限会社アリウラ	店内設備の高機能化による生産性向上計画
	株式会社ＡＲＩＴＡ　ＰＬＵＳ	排泥鋳込み工程の高度化による泥漿品質安定化・歩留まり向上事業
	有馬うどん	4人掛けカウンター新設工事と注文分タブレット導入による業務効率化
	株式会社アルサ	最新型高能率洗濯機導入による、リネン供給工程の短縮と生産性向上計画
	株式会社アルティア	業務用大型出力機の導入による既存顧客対応サービスの向上及び新規販路開拓
	ＥＢＩ江口魚株式会社	大型冷凍庫整備による生産性向上と売上増進事業
	池田畳店	廃業が増える畳業界　高精度の省力化機械で受注に応える
	居酒屋わらべ	食洗器導入による作業効率化およびスタッフ適正配置による顧客満足度向上
	イザキエンジニアリング株式会社	タイヤ交換サービス体制整備による新規顧客獲得と売上拡大
	株式会社一ノ瀬畜産	スキンパック導入による高付加価値化と輸出拡大を通じた生産性向上
	有限会社一粒	店舗リブランディングによる販売部門の集客および収益力向上事業

	事業者名	事業計画名
	一般社団法人ふるさと振興協会	スチコン・業務用温蔵庫を活用した食品提供の効率化と省力化
	株式会社井上建築	外壁メンテナンス内製化によるリフォーム提案力強化・生産性向上事業
	株式会社井上	電子黒板を使った業務効率化と他社にないサービスを提供し生産性向上を図る
	有限会社伊万里商会	ショールームのライディング最適化による商品付加価値向上と成約率アップ計画
	いろは工舎	重量木材の搬送・位置調整作業の機械化・省力化を図る。
	株式会社巌大建業	超小旋回型バックホウ導入による生産性向上
	株式会社上野商会	車両リフトとエアードライヤー同時購入による作業効率化及び売上増加
	有限会社海人	ＥＣサイト立ち上げによる販路開拓
	株式会社Ｈセレクション（有田出張所）	カーボンヒーター導入による乾燥時間の短縮と工程の標準化を図る。
	株式会社Ｈセレクション（本所）	自動車検検査システムを自社で完結できる体制構築による販路拡大
	ＡＳ株式会社	Web・動画導入による生産性向上および人材確保力強化事業
	株式会社Ｈ．Ｋ　ＰＲＯＪＥＣＴ	完全自社輸送の体制を構築し、作業効率・生産性向上を図る！
	株式会社ＡＣＥ	施設リニューアル（外装刷新）による生産性向上と10%超の賃金引上げ計画
	有限会社エガシラ	ステンレス溶接の効率化・内製化による収益力強化計画
	有限会社江頭製陶所	電気炉（電気窯）の更新による生産の安定と歩留りの改善による生産性向上
	有限会社江口製陶所	新ブランド「ＭＵＮＩＹＵＮＩ」による販路転換と後継者主導の高付加価値化推進事業
	有限会社エス・エーマテリアル	トラックスケール導入による生産性向上、収益の拡大
	有限会社エスプレス工業社	鉄材搬送環境改善による生産性向上と賃金引き上げ実現事業
	株式会社エヌファーマ	オープンドリンクショーケースによる集客、売り上げアップ
	株式会社エムスクエア	最先端設備導入による生産性向上・属人化廃止
	エムピー工業株式会社	既存事業の集客力を活用したリフォーム直接受注の確立と店舗運営効率化事業
	株式会社ＥＬＡＮ	プロテクションフィルムサービス提供による生産性向上
	有限会社桜月堂	屋外対応型自販機の導入による安定稼働と業務効率化
	大坪石材株式会社	最新型日立油圧ショベルの導入
	有限会社大町環境整備	生産性向上と労働負担軽減を実現する最新設備導入事業
	株式会社小川組	クラウド積算ソフト導入による生産性向上計画

	事業者名	事業計画名
	株式会社小城倉庫	積載型トラッククレーン安全作業実施における車両購入
	有限会社奥薗組	パネルソー・集塵機の導入で生産性向上
	織田精肉店	佐賀牛加工品の冷却・包装工程改善による生産性向上事業
	有限会社御宿海舟	ホームページリニューアルによるWEB予約導入事業
	有限会社御宿高砂	温水ポンプ交換による　生産性向上事業
か	ｃａｆｆｅ　Ｌｕｎａ	ＳＮＳ運用とＥＣ連携による販売業務の効率化および収益向上事業
	株式会社ＫＡＩ	繁殖犬の飼育環境を改善し、作業効率と繁殖成績を向上する
	有限会社海上館	老朽化受電設備の高効率化によるエネルギーコスト削減と収益構造改善事業
	有限会社開成商事	給与・就業管理システムの統合によるバックオフィス業務のDX化と生産性向上計画
	学習塾　小鳩の集い	広告活用による今期生徒募集で結果を上げるだけでなく、今後に亘り有効なブランディングと集客基盤構築を行う事業
	カット・スペース　ぴ～ぷる	シャンプー台導入による作業効率向上と看板刷新による販路開拓
	金崎建設株式会社	測量機導入による生産性向上計画
	有限会社金善製陶所	海外向け商品の開発および生産性向上のための設備導入
	ｃａｆｅ１５３.	キッチンカー導入による移動販売拡大と多客層への販路開拓
	合同会社からつキャッスル	2階客室バス・トイレの改装による清掃業務の生産性向上
	ガレージ・ティーゴーマル	22インチ対応タイヤチェンジャー導入による大径ホイール対応と生産性向上計画
	カワサキクリーンコーポレーション	コードレスポリッシャーとバキュームの導入による生産性向上計画
	神埼やぐら寿司	安心・安全かつ大量納品を可能にする軽保冷車導入と売上拡大
	株式会社北村醤油醸造	新たなみそ真空ポンプの導入による、生産性の向上
	有限会社吉右エ門製陶所	ガス炉自動制御装置の入れ替え
	木寺調剤サービス木寺調剤薬局	店頭訴求強化とクラウドＰＯＳ導入による地域密着型薬局の販路開拓・生産性向上事業
	株式会社キハラ	パリを中心としたＥＵアート市場の開拓と国内コーヒー市場の開拓
	有限会社きぶん（なべ家　きぶん）	風船豆腐製造の省人化・負担軽減による生産性向上と増産体制構築事業
	有限会社きぶん（なべ家　和元）	老朽設備更新による営業リスク回避と生産性向上を実現するスライサー導入事業
	きみどりバーガー諸富店	お客様の待ち時間短縮及び管理業務の効率化のためのディスプレイ付発券機の導入事業
	株式会社ＱＯＬ	三方開強化ボデーダンプカー導入による生産性向上に向けた取り組み

	事業者名	事業計画名
	有限会社九光電建	電機インフラ施工の省力化・高効率化による生産性向上と安全性強化事業
	ＫＲＯＳＳ　ＣＯＦＦＥＥ	ｺｰﾋｰ焙煎機の導入による効率的な商品製造
	株式会社クリーンズ・ガーデン	個人宅工事の受注強化に向けた機動力を生かせるミニユンボの導入
	株式会社グリーンテクノ21	販路拡大及び発送業務改善
	合同会社ＧＲＯＷ	『強み×機会』の積極化戦略で店舗知名度向上と売上増加を実現する事業
	黒牟田焼丸田宣政窯	黒牟田焼の伝統を次世代へ―「世界観」の発信とECサイト構築による、場所を選ばないファンベースの確立
	株式会社ケイズ	荷下ろし作業の機械化による足場工事の生産性向上・受注拡大事業
	株式会社ＫＤＨ（唐津第一ホテル）	自動チェックイン機導入によるフロントの業務効率化計画
	株式会社ＫＤＨ（唐津第一ホテルリベール）	自動チェックイン機導入によるフロントの業務効率化計画
	株式会社源右衛門窯	生産性向上（効率化）のための設備導入
	古伊万里酒造有限会社	北米での鍋島焼ラベル清酒古伊万里販路拡大事業
	株式会社コーソ薬局（大和店）	薬局業務効率化のためのレセコン最新化プロジェクト
	株式会社コーソ薬局（ラポール店）	薬局業務効率化のためのレセコン最新化プロジェクト
	株式会社コーソ薬局（佐大通り店）	薬局業務効率化のためのレセコン最新化プロジェクト
	古賀株式会社	通販事業強化による新規顧客開拓事業
	株式会社古賀建設	ICT施工による測量業務の高度化と生産性向上計画
	有限会社古賀食鳥	新規小口・小売り商品展開に向けた冷凍保管体制の構築および生産性向上事業
	株式会社古賀相互整備センター	素早い引き取り・納車対応による生産性向上および緊急対応(レッカー・ロードサービス)による売上向上事業
	株式会社ゴッドリユース	生産性向上のための看板設置事業
	コトブキ製紙株式会社	電気室内の空調機入替
	株式会社コニシプラスチック	製品ストッカー内製により発生する製作コストの削減と作業員依存の脱却
さ	株式会社サードプレイス	生産性向上と販路拡大計画
	サインショップ進喜	手貼り作業を解消！看板製造業務の省力化・効率化計画
	有限会社サガ・ビネガー	防犯カメラ導入による製造工程の可視化と生産性向上事業
	株式会社坂井ガレージ	塗装ブース増設による生産性向上計画
	佐賀梱包運輸株式会社(神埼営業所)	エコタイヤの導入による生産性向上、従業員定着率向上計画

	事業者名	事業計画名
	佐賀梱包運輸株式会社(佐賀営業所)	エコタイヤの導入による生産性向上、従業員定着率向上計画
	佐賀梱包運輸株式会社(武雄営業所)	エコタイヤの導入による生産性向上、従業員定着率向上計画
	株式会社サニー建設商事	高圧洗浄機の導入による施工品質・作業効率の向上事業
	佐星醤油株式会社	充填設備の自動化における衛生面向上及び生産性向上に向けた機械導入
	三栄興産株式会社	小型平焙煎機導入による高効率化、省エネ化計画
	三省製薬株式会社	品質評価の業務効率化
	株式会社山水	乗用のグリーン刈り導入による作業の効率化と高齢者の雇用維持
	三調家	自社予約率向上と新規顧客獲得のためのホームページ改修及び宿泊運営効率改善による生産性向上事業
	三福海苔株式会社	高品質な佐賀海苔をお届けするため！シーラー導入による生産性向上及び新商品開発による販路開拓・売上向上計画
	株式会社Ｓｙｎｅｒｇｙ	佐賀牛ハンバーグ製造工程効率化・安定供給体制構築事業
	シークレットガレージ	タイヤチェンジャー導入による内製化及び生産性向上・受注拡大の取り組み
	株式会社G－ｓｔｅｐ	小規模現場対応のための小型バックホー導入による省人化及び施工効率向上事業
	株式会社シオザキ	光波測量機導入による生産性向上計画
	有限会社四季の丘印刷	ウェアプリント市場進出に向けた設備導入事業
	株式会社志田建設	専用フォークリフト増設による、神社仏閣建築工程の停滞解消と安全性刷新計画
	株式会社下建設	測量機器「杭なび」の導入による業務標準化と生産性向上計画
	下自動車	屋根付き自動車保管スペースの設置による手戻り作業の撲滅と顧客満足度の向上
	有限会社下平商店	照度アップで“魅せ場”づくりと効率を高める生産性向上
	株式会社修徳建設	工事現場の測量・施工管理の生産性向上にむけた測量機器の導入
	将栄建設株式会社	ＤＸ化ツール導入による作業効率と生産性向上事業
	株式会社正栄土木	小型重機械導入による業務効率化改善計画
	昭栄プロパン	新たな販売管理システムの導入による業務の効率化と法改定への対応
	株式会社白津自動車	最新設備導入による外注費削減と作業平準化での付加価値向上計画
	株式会社シリウス	おにぎり製造設備導入による生産性向上
	白石鍼灸整骨院	新たなサロンメニュー提供のための体制強化
	株式会社新栄	3D施工データの高度活用とICT測量ツールのシステムアップによる、地域インフラ工事の施工生産性抜本的向上計画

	事業者名	事業計画名
	株式会社新大和観光	客室グレードアップによる高付加価値事業
	進祐一郎税理士事務所	会計・事務業務の効率化を目的としたＪＤＬ会計システムのバージョンアップ導入による賃金引上げ実現事業
	株式会社親和コンサルタント	最新技術搭載の電子黒板を活用した会議等の効率化計画
	スイーツ中村千鶴	新商品の製造販売体制強化による売上拡大
	ｓｏｕｒｉｒｅ	シャンプー待ちを削減　ママのニーズに沿う短時間メニューで売上アップ
	株式会社ｓｕｅｃｏ	新商品開発と直売所のリニューアルで、生産性アップへ
	杉彫	タブレットPC及び見守りカメラ導入による絵画教室の省人化・生産性向上事業
	すしカフェ　健	SNS・動画コンテンツ制作および店舗環境整備を通じた、熟成鮨の販路拡大と生産性向上事業
	成和建設株式会社	測量省人化と原価管理DXによる生産性向上事業
	セイワ木材加工センター	モルダー加工の生産性向上による収益力強化
	株式会社セキワ	積算業務のデジタル化による「生産性向上」と「労働環境・条件の整備」
	有限会社惣太窯	オンラインストア刷新と多言語化による販路拡大・ブランド強化事業
	副島建設株式会社	クラウド積算ソフト導入による生産性向上計画
	有限会社外山精工	大型機械専用運搬車両の導入
	園田建設株式会社	自動追尾型光波距離計活用による測量作業の効率化
	合同会社Ｓｏｌａｒｉｓ	食洗機、消毒乾燥機の導入による業務効率化
た	大栄工業株式会社	ロボット人材の育成による製造体制強化及び、展示会出展による売上拡大
	株式会社大延建設	移動式クレーン機能付きミニバックホー導入による施工効率向上と多機能化事業
	大正町薬局　もこ	薬局×カフェ併設により健康志向を意識した高付加価値化と効率化
	有限会社タイヤスタジアム	大型車・大型バイク対応強化による整備内製化と生産性向上計画
	鷹自動車有限会社	最新の自動車整備用リフト導入による作業効率の向上
	たかもとや佐賀医大東店	空調設備の改修による店内環境及び厨房内の作業環境の改善
	株式会社多久自動車教習所	教習原簿のデジタル化
	株式会社匠建創	自社加工内製化による大工技能の高度化と生産性向上事業
	合同会社田島柑橘園＆加工所	特許取得の体にいい冷凍ジュース製造拡大とホームページ販促機会の構築
	有限会社立川木工所	素早い対応を可能に！糊付け機増台による生産性向上事業

	事業者名	事業計画名
	有限会社立花屋	高性能フライヤー・防犯カメラ導入による生産性向上・安全強化事業
	有限会社田中木工所	デジタル化の木工機械導入で簡単操作と精度・作業スピードの向上計画
	株式会社谷田建設（解体事業所）	最新油圧ショベル導入による解体工事の生産性向上事業
	株式会社谷田建設（第3織島事業所）	生産性向上のための多機能アタッチメント導入事業
	有限会社玉喜	佐賀海苔原料高騰による製品原価低減の為の最新検査機導入によるロス率改善及び省人化による生産性改善
	株式会社タラッタ	出荷工程の自動結束機導入による作業効率化・ユニバーサルな作業環境の整備計画
	地域振興団体道の駅しろいしカンパニー	セルフオーダー・会計機の導入とPOSシステム活用事業
	Ｃｈｅｒｉｓｈ	事業拡大のための機器導入と店舗改装
	有限会社畜産サービス	チキンリフター導入による食鳥物流の生産性向上と省力化推進計画
	チナツ洋菓子店	窒素充填シーラー導入による賞味期限延長と製造効率化
	株式会社中央モータース	大型スポット空調システムの導入による、労働環境改善と生産性向上
	有限会社千代田冷凍工業	高所対応ユニック導入による省人化・即日対応体制強化事業
	有限会社辻田自動車	高性能タイヤチェンジャー導入による作業効率向上
	有限会社鶴荘	狭くて眺望の無い部屋を一人旅専用のコンセプトルームへ改装を行う
	株式会社鶴田土木	コンクリート打設工事の自社機材整備による作業効率化
	株式会社TMK（さがんれすとらん志乃県庁店）	キャッシュレス決済及びセルフオーダー等システムの整備統合事業
	株式会社TMK（さがんれすとらん志乃空港店）	キャッシュレス決済及びセルフオーダー等システムの整備統合事業
	株式会社Ｔ－ＰＲＯ	作動油の測定・ろ過・交換一体サービス構築による高付加価値整備事業
	株式会社Ｔ－ＷｏｒＸ	重量機械対応ユニック車の導入による作業効率化
	有限会社テイクス	グランピング施設における設備導入による業務の機械化と生産性の向上
	株式会社ディベロ	多様化する顧客ニーズに対応できる在庫管理システムの導入計画
	株式会社手塚製麺	冷凍車両導入に伴う製造体制見直し及び高付加価値商品の販売強化事業
	天山荘	2年後開催の山と緑の価値を未来につなぐ　山の博覧会（仮称）需要取り込み！団体客受け入れ態勢整備事業
	株式会社電修舎	受注修理製品に対する出荷前振動試験の信頼性向上および測定精度の改善
	有限会社陶庵貴祥窯	新しく窯を導入し、効率の高い生産を行う。
	株式会社唐泉電気エンジニアリング	スタットボルト溶接機導入による電気工事の省力化・工期対応力強化事業

	事業者名	事業計画名
	東京竹八株式会社	酒粕のブランディング＋商品開発
	有限会社東昇建設	工事現場の測量・施工管理の生産性向上に向けた測量機器の導入
	鳥栖設備工業有限会社	「最新デジタル測量機器（3Dスキャナ等）一式導入による現場調査の省人化・時間短縮化」
	株式会社鳥栖セントラルゴルフ練習場	乗用芝刈り機を導入し生産性向上を図る
	ドッグサロンＣＯＣＯ	売上アップ・顧客満足度向上のための店舗改装事業
	有限会社鳥飼製作所	多機種対応CAD/CAMによる製図工程の統合管理と効率化事業
な	有限会社中尾ボデー	自動車最新システム機能対応と作業進捗可視化による整備効率化事業
	長崎荘	大浴場のろ過機の最新化による生産性向上事業
	有限会社ナガサワ	消防設備点検管理システム導入による業務効率化・生産性向上事業
	株式会社ナカハラ工業	情報共有基盤の強化および業務効率化による生産性向上事業
	株式会社中山運輸	高度セキュリティシステム整備と省人化の実現及び生産性向上
	中山組株式会社	土木管理業務の効率化
	ＮＡＧＯＭＩ	自動釣銭機導入に伴う生産性向上・顧客満足度向上
	株式会社成富建設	３Ｄ測量・点群処理システム導入による現場生産性向上と賃金引上げの実現
	肉のきのした弁当	ホットショーケース・冷蔵ショーケースによる客単価アップおよび真空パック機導入による業務効率化と食品ロス減少
	株式会社肉のともる	食肉加工工場における中温用エアコン導入による生産性向上
	にくの松株式会社	食肉加工販売のデジタル高度化（システム改修）による生産性向上計画
	株式会社西九州道路	TREND-ONE（測量CAD)導入による作業率改善による生産性UP
	有限会社西九電装エンジニアリング	社員研修及び業務コンサルティングによる営業所販路拡大
	ニシハツ産業株式会社	生産管理業務のDX推進
	日工株式会社	簡易型鉄筋引張試験機導入による生産性向上
	日興食品株式会社	パレタイズロボットに高性能精密化機能を付与更新し、省力化を実現する
	有限会社日設	設備工事向け積算システム導入による業務効率化・生産性向上事業
	日本酒と季節のお料理津上	大容量冷蔵設備の導入と工程改善による、仕出し事業の機械損失解消と生産性向上計画
	特定非営利活動法人日本ＩＤＤＭネットワーク	1型糖尿病根治に向けた生産性向上（寄付金増のための高付加価値化・効率化）
	Ｎｅｉｋａ合同会社	海外向け商談資料作成による販路開拓事業

	事業者名	事業計画名
	株式会社NEOクリエイト	車両診断機・トラック用ジャッキ導入による整備作業の生産性向上事業
	有限会社納所運送	中東情勢に対処し、中距離郵送トラック専用のエコタイヤの導入
	株式会社ｎｏ２ｎｄ（風の見えるカフェ）	人口450人、島カフェの産業化推進プロジェクト
	野田の元湯株式会社	クローラ運搬車の導入により作業効率化と売上増加を図る
	有限会社野田屋	厨房設備の自動化による時短・省力化計画
	野中塗装	最新設備導入による内装・塗装作業の効率化と多現場対応計画
は	Ｂｕｇｇｙ	イベント予約・顧客管理DXによる業務効率化と収益改善事業
	有限会社波多津自動車	安全と燃費向上する積載**車導入による地域密着のロードサービス展開**
	ハタナカ電通株式会社	ICT施工管理システム『デキスパート』導入による生産性向上
	Ｈａｐｐｙ　Ｃａｒｅ　Ｌｉｆｅ株式会社	県内ＯＥＭ連携による「嬉野発・茶実ブースターオイル」の試作開発および直販体制構築による高付加価値化・生産性向上事業
	有限会社濱﨑石材	作業効率を高めるローラー導入による生産性向上
	株式会社Ｈａｍａｎｄａ　Ｄａｉｒｙ　Ｆａｒｍ	自社牧場生乳を活かしたアイス工房の製造効率化と販路拡大による収益力強化計画
	有限会社林田鉄工所	ケレン作業の効率化により効率化と売上増加を図る
	ビストロＢｅｎ	食洗器導入による業務効率化と衛生面の向上計画
	ヒゼン機工株式会社	電気式フォークリフト導入・クレーン設置等による受注対応力強化事業
	有限会社ぴっといん	エアコンガス充填機導入による生産性向上
	風炉茶花株式会社	スチームコンベクションオーブン導入による生産性向上計画
	福市建設株式会社	最新の積算ソフト導入に伴う作業効率向上と人材育成の加速化実現
	福岡興産株式会社	木材専用JANラベル発行プリンタ導入による出荷作業効率化事業
	株式会社福田製パン	パン等発酵生地の分割・まるめ機
	ふくとみ蓮根出荷組合	販売管理システムの構築を契機としたＤＸの推進
	富久家	インバウンド客対応の為の大浴場整備及び大広間の日本文化体験ブース転換
	有限会社フジ化成工業所	コイン落下防止目地材自動穴空け装置機械導入
	不二コンクリート工業株式会社（多久工場）	ホイスト入替工事
	不二コンクリート工業株式会社（本社）	社内DX化の推進
	藤村自動車	分解作業なしでエンジン内部を丸洗い～地域密着型のディーゼル車メンテナンス事業～

	事業者名	事業計画名
	有限会社双葉建設	情報一元化とリアルタイム共有による業務効率化・生産性向上・賃上げ実現事業
	舩津自動車	酷暑対策強化による整備工場の作業環境改善・生産性向上事業
	株式会社ブラザーズワン	地域における飼育マナー課題の解決に向けた未活用スペース活用型・短期集中犬トレーニング事業による生産性向上
	株式会社フリーマム	作業効率改善による品質と顧客満足度の維持に向けた内製化体制の確立
	株式会社ＢＬＵＥ　ＥＳＴＡＴＥ	1日1組限定プライベートヴィラへのバレルサウナ導入による高付加価値化・収益力強化事業
	有限会社古川動物病院	業務効率改善のための動物用超音波診断装置（エコー装置）の追加導入
	有限会社古湯温泉扇屋	客室のベッド化による生産性向上事業&客室の高付加価値化事業
	株式会社Ｒｕｆｕｒｅａ	冷凍プリンの供給体制構築による販路拡大及び生産性向上事業
	ＢＡＫＥＲＹ　Ｋ１０５	午後時間帯の収益改善と賃金引上げを実現するイートイン設置事業
	株式会社ＶＥＲＹ	タイヤ交換内製化によるコスト削減と整備リードタイムの短縮
	株式会社Ｂｏｎｈｅｕｒ	シャンプーボウル変更による新メニューを追加した生産性アップ
	株式会社宝光堂	梱包機の導入とシステムの導入による業務の効率化
	豊洋荘	露天風呂雲海演出による高付加価値サービスの創出
	株式会社甫木商店	クラウド受発注システム導入による業務一元化と労働生産性向上
	細渕電球株式会社	直交ロボット導入によるカラーマーク工程自動化および生産性向上
	ホットガレージ	自社完結型整備体制を構築することで、顧客満足度の向上を目指す！
	有限会社ボデーペイントヨシダ	整備作業効率向上の為のリフト増設事業
	株式会社ホテルマネジメント	ぬりかべ～クロスへの張替えによる清掃時間短縮・ホームページ改修による生産性向上事業
ま	株式会社まいづる百貨店(まいづるＣＡＲＲＯＴ西唐津店)	生産性向上を目的として精肉自動包装値付機
	株式会社まいづる百貨店(まいづる本店ショッピングプラザ)	生産性向上を目的として精肉自動包装値付機
	有限会社まいづる物流	生産性向上を目的とした総菜鉢盛等オードブル等製造用自動コンベアライン
	マウリーノ　カフェ	製氷機導入によるテイクアウトドリンク販売及び作業効率の向上
	株式会社政工務店	独自Web工事管理システム構築による現場・事務所の業務効率化
	松尾一建工業株式会社	若手育成と設計効率化のDX推進計画
	有限会社松尾オート	リフト整備で時短と負担軽減、車検整備売上アップで生産性向上
	有限会社松尾工業	機械設備の導入による生産性及び安全管理の向上

	事業者名	事業計画名
	株式会社松永造船所	大型船対応レーン改築による生産性向上及び収益
	株式会社松本鉄筋	引張試験機導入による生産性及び品質向上事業
	松山建設株式会社	事業用車両へのエコタイヤ導入による運行コスト削減・生産性向上事業
	有限会社丸昌焼肉の大昌園	POSレジ設備導入による業務効率化および生産事業
	丸秀醤油株式会社	麹調味料の生産性向上
	株式会社まるぶん	業務用食器のＷＥＢカタログ構築による生産性向上及び、レーザー機器の導入による高付加価値化事業
	株式会社マルヤス	大型観光バス対応駐車場設備事業・一般車両駐車場拡張による集客力強化事業
	株式会社萬永堂	年間を通じて甘味を楽しめるエンターテイメント創出に向けた店舗改装
	万両味噌醤油醸造元	燃費および効率UPのためのボイラー設備導入
	株式会社ミートフーズ華松	佐賀牛の魅力発信を最大化するEC基盤の構築と、データ分析に基づくマーケティング導入による高付加価値販売の実現
	株式会社三川	加工機製造ラインにおける10ｔ天井クレーン更新による生産性向上
	ミズキ工業	舗装破砕・締固め作業の効率化と施工品質向上のための機材導入事業
	溝田農材株式会社	微酸性次亜塩素酸水生成装置導入による衛生管理高度化と生産性向上事業
	みづほ自動車株式会社	全天候型一体屋根設置による高付加価値整備の受注拡大事業
	三都屋	スタッフ適正配置による省人化および顧客満足度向上計画
	有限会社三根自動車	設備導入による整備業務の内製化・効率化と生産性向上の取組
	株式会社みの屋	設備導入による回転率向上と顧客満足度向上事業
	有限会社三原食品	金属検出・保冷・店舗サイン整備による豆腐製造販売の生産性向上事業
	宮﨑熔接所	加工能力・現地対応力の強化による生産性向上と受注機会拡大計画
	株式会社宮冨建設	大規模土木工事に対応できるＩＣＴ機器の導入による生産性向上計画
	宮原木工	木工製品の価値訴求強化による販路拡大および売上向上事業
	むら雲堂株式会社	ようかん袋開き作業の自動化による生産性の向上
	眼鏡・時計　いとお	提案力強化による店舗の高付加価値化に向けたリムレスフレーム展開事業
	ｍｏｍｏｆｕｕ	ブランド価値の高いオーダースイーツの安定供給体制を構築する取組
	森重機興業	鉄板・建設機材輸送用ユニック車導入による生産性向上計画
	森田物産株式会社	物流DX：遠隔モニタリング導入による移動ロス削減と生産性向上

	事業者名	事業計画名
や	株式会社ヤカベ電装	高機能リフト活用による、次世代車両整備への対応力強化と整備技術の促進
	焼肉ハッスル	高付加価値な飲食空間の提供による顧客満足度向上と店舗収益向上プロジェクト
	株式会社保名	最新恒温恒湿冷蔵設備の導入と保冷車導入による生産性向上事業
	山口農産	観光客向け贈答用米ギフト商品開発よる販路拡大
	株式会社ヤマコウ通建	ATLUS NEXT導入による見積・積算業務の効率化と原価管理高度化事業
	株式会社山崎造園	積算ソフト・原価管理システム導入による生産性向上事業
	山沙商店　すし芳	クラウドファンディングMakuake達成率267%「カステラ風玉子焼き」の量産化による超・高収益モデルへの転換と佐賀県産食材の消費拡大
	山茂	「唐津ん魚　こだわりの店」としての提供力強化と、高齢社会に対応した店舗改修による収益改善事業
	有限会社山下屋酒店	高効率LED照明・エアコンの設置による生産性向上
	株式会社やまだ	物流×飲食の相乗効果による迅事業「やまだ商店」の生産性向上プロジェクト
	山大	ＡＩを導入することで、顧客満足度の向上及び、作業の効率化を図る！
	有限会社ユウキビルサービス	強アルカリイオン電解水生成機導入とポリッシャー導入による清掃効率改善事業
	ユニバース株式会社	機密保持を徹底した「第二成形テスト室」の整備による、次世代エネルギー・先端素材分野の受託試験拡充と受注拡大プロジェクト
	株式会社吉田蒲鉾本店	器具洗浄機の導入による生産性効率改善および社内体制最適化の実現
	吉田刃物株式会社	ホームページ上の商品紹介ページを充実して受注を増やす
	株式会社ヨシノ	油圧式杭打機導入による道路安全施設設置工事の効率化・受注拡大計画
	有限会社善基商事	工具・機材導入による施工効率向上及び住宅トータルメンテナンス展開事業
	株式会社米原左官工業	金属型枠の導入による施工効率向上と売上基盤拡大計画
ら	ラッキーソックス	縫製工場を自社店舗へ併設して付加価値向上と新規顧客開拓を図る。
	株式会社ララフィール	焼き立てスイーツをライブ感とともに楽しめる新サービスの提案
	有限会社鯉登苑	厨房設備導入による調理工程効率化および食材コスト削減事業
	ｌｉｂｅｒｔｙ合同会社	店舗稼働率を最大化させる「昼夜二毛作営業」の導入による労働生産性向上プロジェクト
	ＬＩＢ　ＣＯＦＦＥＥ　ＩＭＡＲＩ	クッキー製造・成形機導入による生産性アップ
	株式会社龍解工	狭所対応油圧ショベル導入による解体工事の生産性向上・受注拡大事業
	有限会社龍水亭	省エネ空調設備導入で生産性向上、インバウンド団体客の受入れで大広間再生
	有限会社旅館あけぼの	街なか旅館アップデート計画：“有明ルーム”拡充による宿泊価値向上戦略

	事業者名	事業計画名
	有限会社旅館くじゃく	離れ壺中《寧》客室のアップグレードによる単価・稼働率アップ事業
	旅館杉乃家株式会社	離れ客室にテラス作成による客室の高付加価値化事業
	有限会社リョクケン	システム導入による効率化
わ	ワイン食堂　cobacini	一括調理・一括保存による業務効率化と食材ロスの削減
	有限会社和光	メモリアル映像導入による葬儀サービスの付加価値向上と業務効率化事業

第６弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金（単身事業者支援枠） 補助対象者一覧　（令和８年６月５日）

	事業者名	事業計画名
あ	R･D･F（酵素温浴Ru3in）	温活コンディショニング新サービス開発による販路開拓事業
	Amu	よもぎ蒸し増設と予約システム化によるペア受入拡大と生産性向上
	一富士補聴器佐賀センター	「特性測定器」導入による業務効率化への取り組み
	井上事務所	1人で作業可能な測量機器導入計画
	Ａｉｌｅ	最新ヘアケアシステムの導入による高単価メニューの確立と店舗運営の効率化
	エムジェイオート	タイヤチェンジャー・ホイールバランサー導入による自社内作業完結化と受注対応力強化事業
	大串製菓店	地域銘菓の危機を乗り越える新たな主力商品創出と量産体制構築事業
	おだしや寧日	独自デザインの貼り箱導入による伝統的発酵食品「味噌玉」のブランド刷新とギフト市場参入プロジェクト
	オフィスきゃぶ	自社製造プレミアム梱包ケースプロジェクト
	株式会社鍵丸防犯	オートダイヤラーの導入による生産性向上と販路拡大事業
か	革の洗濯・縁	高性能ミシン導入に伴う生産性向上
	観光花園ブーゲンの森	ブーゲンビリア園の空間価値を活かしたパーティー会場への高付加価値化事業
	神埼バッティングセンター	看板設置による集客力強化・生産性向上事業
	北村堂	生産性向上の為のオーブン、ミキサーの導入
	北村陶器	新商品開発事業
	有限会社九州エコサービス	自走式草刈機導入による除草作業の省力化及び生産性向上事業
	株式会社クハラ	移動販売から常設拠点への転換による販路開拓および生産性向上事業
	ｇｕｍｉｎｏｋｉ	店舗販売の無人化・省力化による業務効率化
	株式会社GLAMOROUS	デジタル販売基盤構築による販路拡大および収益力強化事業
	グロースオート	エアーコンプレッサー更新による作業効率改善と顧客基盤拡大事業
さ	有限会社佐賀冷熱工業	配管省力化工法導入及びメンテナンス作業のデジタル化計画
	SHOKUDO欅	高機能加工機導入による食品ロス軽減と食材高騰を克服する持続可能な店舗経営
	株式会社白濱建築	廃材等の自社処理環境整備による業務改善および労働生産性向上計画
	株式会社　ストラテック	AI打音検査機(PDC-200A)とガンダオンとの無線による連携

	事業者名	事業計画名
た	高森誠司陶房	新窯導入による生産性向上
	武田自動車整備工場	後継者の技術力を活かすリフト導入で新規顧客獲得
な	永渕設備	回転レーザー導入による生産性向上及び施工品質の安定化
	野田建設	工場内集塵環境整備による生産性向上
は	ハチワレモータース	門柱リフト導入による自動車整備の効率化・安全性向上事業
	馬場工業	デジタルエアープラズマ切断機の導入および溶接機械の導入による生産性向上
	Plum,J	加工設備導入による革製品製造の生産性向上
	株式会社hundred	大型看板設置による高付加価値コーティング集客強化事業
	Be FACTORY MotorSportsProject	安心安全なカーライフのサポート！最新診断機導入による生産性向上事業
	株式会社ひぐちワールド	高品質な映像・音声機材の導入による企業向け高単価PR動画の受注拡大と制作業務の効率化
	有限会社肥前ホンダ	コンプレッサーの導入による生産性の向上
	藤木哲也	レーザーカッター・アパレルプリンター導入で生産性向上
	文祥窯	陶土生成用フィルタープレス改修事業
	hair space Haar	高機能シャンプー台導入による業務効率化と顧客満足度向上
	PETSALON DOGGY	ペット向けマイクロバブルシステム導入による生産性向上
	POLITE COFFEE	エスプレッソ・ラテ販売に向けた機器導入（エスプレッソマシン）
	株式会社HONZAN	佐賀の赤酢の販路拡大に向けた販売促進基盤整備及び新商品試作事業
	株式会社ほんじょう測量設計	GNSS導入による業務効率化および、顧客への提供価値の向上
ま	株式会社増田建設	外壁清掃の低コスト化と生産性向上を実現する純水洗浄事業の展開
	ミアテック	大型3Dプリンタ導入による模擬ワーク内製化と設備立上げ工程の効率化事業
	宮本養蜂	蜂蜜溶解機導入による品質安定化および生産性向上事業
	結び商会	第2弾！安心安全な佐賀海苔を食卓に届けるために！贈答用パッケージ制作によるブランディング強化及び売上増加計画
や	焼肉しゃぶしゃぶひらぬま	座敷席の改修による顧客満足度の向上と業務の効率化
	山口左官工業	作業効率化のための機械装置カウンター研磨用インターツール他の購入

	事業者名	事業計画名
	吉原	リース脱却！強化型コンテナ導入による固定費削減と輸送効率化
	吉宮測量設計事務所	デジタルレベル導入による測量業務の生産性向上事業
ら	リンパサロンCHIYU．R	電動吸引施術機器の導入による施術効率の向上と身体負担軽減による事業継続強化事業
わ	Y’s　ＳＥＬＥＣＴ	埋込式リフト導入と床面フラット化による作業効率化と内製化事業

第６弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金（持続可能設備支援枠） 補助対象者一覧　（令和８年６月５日）

	事業者名	事業計画名
あ	荒木建設株式会社	バックホウの機能回復による生産性の向上
	大庭	エアコン清掃による省エネ推進事業
	居石マリン商会	ユニックの保守と防錆による長寿命化・コスト削減計画
	株式会社オリオンセラミック	グランド研磨機のオーバーホール
	株式会社オリオンユニット	ユニット貼機のオーバーホール
か	有限会社菓心まるいち	老朽化高圧受電設備の長寿命化整備による製造ライン安定稼働と生産性向上事業
	有限会社唐津マリン・スポーツクラブ	給水設備改修による体験型施設の経営基盤強化
	有限会社くらどみ	作業機械等の再生による生産性向上と収益確保事業
	有限会社古賀機械	のこ盤のオーバーホールで生産性向上
	有限会社コスモテック	機械装置の改良による作業効率の向上で短納期対応強化
さ	有限会社実松製作所	中古マルチスポット溶接装置のオーバーホールによる生産性向上
	株式会社サロンモード	エレベーター長寿命化による来店環境維持・事業継続強化事業
た	株式会社大同工務店	長期間にわたって既存重機を使用するための保守計画
	有限会社田中直実石材	ワイヤーソー整備改修による加工精度向上および材料ロス削減事業
	東洋館株式会社	湯本荘東洋館設備のオーバーホールによる事業再生計画
な	株式会社中村	老朽化に伴う生産量縮小と機会損失を回避するための既存設備の改修
	有限会社中村蒲鉾店	既存の機械のオーバーホール・メンテナンスによる長寿命化・機能向上の取組
	株式会社西村組	コンクリートプラント長寿化のための部分的メンテナンス促進事業
ま	有限会社松田木工	自動鉋メンテナンスによる生産性向上と省エネを図る
	有限会社ミマツ工芸	NC加工機オーバーホールメンテナンス・修理による生産効率UP事業
	宗政酒造株式会社	紙パック充填機オーバーホール

第６弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金（賃金UP支援枠） 補助対象者　～業種別（大分類）一覧～

大分類業種		採択件数	事業に要する経費（税込）	補助対象経費（税抜）	交付決定額
A	農業・林業	1	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
B	漁業	0	¥0	¥0	¥0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	1	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
D	建設業	65	¥211,282,008	¥191,154,590	¥125,965,000
E	製造業	62	¥283,344,243	¥256,085,156	¥125,082,000
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	¥0	¥0	¥0
G	情報通信業	0	¥0	¥0	¥0
H	運輸業、郵便業	8	¥33,697,338	¥30,392,344	¥17,638,000
I	卸売業、小売業	58	¥160,555,373	¥144,689,250	¥97,056,000
J	金融業・保険業	0	¥0	¥0	¥0
K	不動産業、物品賃貸業	3	¥9,964,053	¥9,013,230	¥6,514,000
L	学術研究、専門・技術サービス業	6	¥17,767,222	¥16,152,020	¥10,081,000
M	宿泊業、飲食サービス業	60	¥180,134,019	¥163,557,658	¥112,951,000
N	生活関連サービス業、娯楽業	14	¥42,894,705	¥38,775,187	¥23,508,000
O	教育、学習支援業	2	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
P	医療、福祉	2	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
Q	複合サービス事業	0	¥0	¥0	¥0
R	サービス業（他に分類されないもの）	35	¥119,755,329	¥107,938,238	¥68,004,000
S	公務（他に分類されるものを除く）	0	¥0	¥0	¥0
T	分類不能の産業	0	¥0	¥0	¥0
合計		317	¥1,084,857,690	¥980,906,218	¥603,826,000

※採択件数が１～２件の業種については個人情報保護の観点から金額を＊で表示をしております。

第６弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金（単身事業者支援枠） 補助対象者　～業種別（大分類）一覧～

大分類業種		採択件数	事業に要する経費（税込）	補助対象経費（税抜）	交付決定額
A	農業・林業	0	¥0	¥0	¥0
B	漁業	0	¥0	¥0	¥0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	¥0	¥0	¥0
D	建設業	7	¥7,398,347	¥6,725,770	¥3,816,000
E	製造業	8	¥8,545,238	¥7,768,399	¥5,342,000
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
G	情報通信業	1	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
H	運輸業、郵便業	0	¥0	¥0	¥0
I	卸売業、小売業	8	¥10,911,622	¥9,926,156	¥6,331,000
J	金融業・保険業	0	¥0	¥0	¥0
K	不動産業、物品賃貸業	0	¥0	¥0	¥0
L	学術研究、専門・技術サービス業	6	¥10,392,940	¥9,448,128	¥5,367,000
M	宿泊業、飲食サービス業	3	¥4,551,800	¥4,138,000	¥2,604,000
N	生活関連サービス業、娯楽業	9	¥8,288,806	¥7,417,750	¥4,711,000
O	教育、学習支援業	0	¥0	¥0	¥0
P	医療、福祉	0	¥0	¥0	¥0
Q	複合サービス事業	0	¥0	¥0	¥0
R	サービス業（他に分類されないもの）	9	¥16,542,460	¥14,979,066	¥7,926,000
S	公務（他に分類されるものを除く）	0	¥0	¥0	¥0
T	分類不能の産業	0	¥0	¥0	¥0
合計		52	¥68,481,068	¥62,084,956	¥37,218,000

※採択件数が１～２件の業種については個人情報保護の観点から金額を＊で表示をしております。

第６弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金（持続可能設備支援枠） 補助対象者　～業種別（大分類）一覧～

大分類業種		採択件数	事業に要する経費（税込）	補助対象経費（税抜）	交付決定額
A	農業・林業	0	¥0	¥0	¥0
B	漁業	0	¥0	¥0	¥0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	¥0	¥0	¥0
D	建設業	3	¥9,750,301	¥8,863,910	¥3,639,000
E	製造業	13	¥33,219,714	¥30,199,740	¥15,158,000
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	¥0	¥0	¥0
G	情報通信業	0	¥0	¥0	¥0
H	運輸業、郵便業	0	¥0	¥0	¥0
I	卸売業、小売業	2	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
J	金融業・保険業	0	¥0	¥0	¥0
K	不動産業、物品賃貸業	0	¥0	¥0	¥0
L	学術研究、専門・技術サービス業	0	¥0	¥0	¥0
M	宿泊業、飲食サービス業	2	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
N	生活関連サービス業、娯楽業	1	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊
O	教育、学習支援業	0	¥0	¥0	¥0
P	医療、福祉	0	¥0	¥0	¥0
Q	複合サービス事業	0	¥0	¥0	¥0
R	サービス業（他に分類されないもの）	0	¥0	¥0	¥0
S	公務（他に分類されるものを除く）	0	¥0	¥0	¥0
T	分類不能の産業	0	¥0	¥0	¥0
合計		21	¥53,090,015	¥48,263,650	¥24,929,000

※採択件数が１～２件の業種については個人情報保護の観点から金額を＊で表示をしております。

佐賀型賃金 UP 支援チームについて

○概要

県内中小企業の収益力向上や賃金の引上げを支援するため、令和５年 10 月、佐賀型賃金 UP プロジェクトの一環として、国、県、各関係機関により結成。

＜支援内容＞

・経営課題解決のための専門家による個別サポート
・助成金申請手続きの支援
・各種セミナーの開催

＜事業イメージ＞

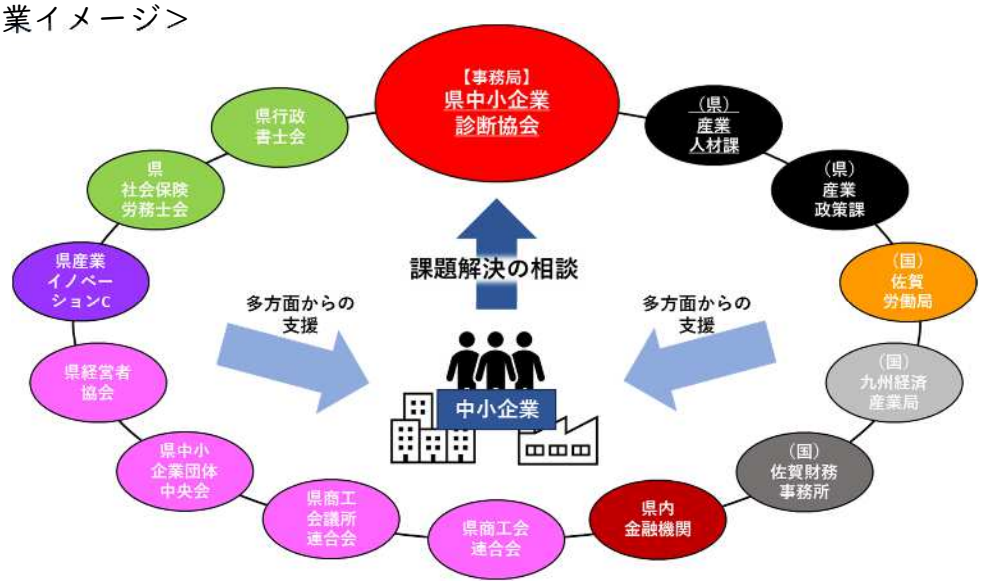

○支援実績

（件数）

支援内容	R5	R6	R7	R8
コーディネーター派遣（訪問企業数）	266	358	296	92
専門家（中小企業診断士、社会保険労務士）派遣	31	236	205	22
企業からの問合せ	96	251	664	236

※R7 年度は R8.5.19 時点の実績

○支援を受けた企業からの声

・ふるさと納税に対応するための大型冷蔵庫導入したことで、販路開拓を考えるきっかけになった。
・販売管理システム（在庫管理システム）の導入により効率性が上がり、残業時間が削減できた。
・IT ツールの導入により業務改善が進み、作業時間の短縮（18 時間から５時間に減）につながった。

佐賀県

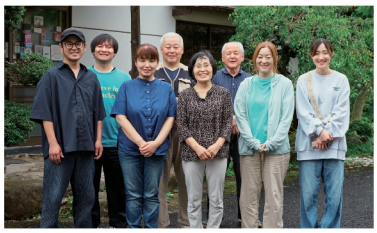

佐賀型 賃金アップの、その先へ。 賃金UPプロジェクト

経営課題、まずはお話しませんか？

佐賀型賃金UPプロジェクトは、
県内企業の収益力を高め、
持続的な賃上げ・人材確保・企業成長の
良い循環づくりを目指しています。

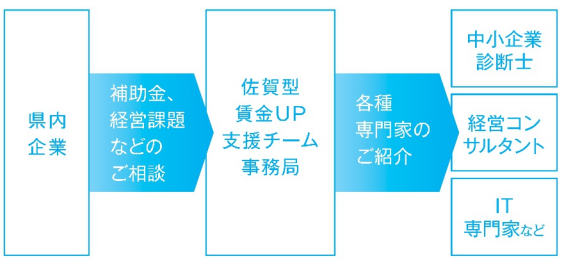

支援チームによるサポート 相談無料

従業員の賃金引上げと企業の収益力向上を目指す事業者の皆さまに向けた、無料の専門家サポート制度です。中小企業診断士、経営コンサルタント、IT専門家など各分野の専門家が、経営改善、業務改革、IT・DX推進、販路拡大など幅広い課題解決に向けたアドバイスや支援を行います。また、定期的に県内各地でのセミナーを開催しています。

補助金のご案内 事例集配布中

従業員の賃金引上げと企業の収益力向上のために、各種補助金/助成金のご案内をしております。詳しくは特設ウェブサイトをご覧ください。
補助金例：佐賀県中小企業生産性向上支援補助金、佐賀県業務改善サポート補助金

ご相談窓口
佐賀型賃金UP支援チーム事務局
0952-97-8135（平日9:00-17:00） saga-chinginup@db4.so-net.ne.jp

佐賀型賃金UP特設サイト >>>

佐賀県

はじめてでも安心！

補助金申請書の書き方相談会

以下の佐賀県で申請受付中の補助金について、要件等の内容説明、
申請書の書き方、添付が必要な書類の準備方法まで個別で丁寧に対応します。

現在受付中の対象補助金

- 佐賀県自動車整備生産性向上支援事業費補助金
- 佐賀県生産性向上支援補助金（未定）
- 佐賀県多様な人材確保環境整備補助金
- 佐賀県業務改善サポート補助金

ご参加前のカンタン準備

設備投資の内容と概算金額をお考えの上、ご参加ください。

開催日程・会場

5月29日（金）	10時～16時	武雄商工会議所 会議室 （武雄市武雄町大字昭和1-2）
6月2日（火）	10時～16時	唐津商工会議所 401会議室 （唐津市大名小路1-54）
6月4日（木）	10時～16時	鳥栖商工会議所 2F研修室 （鳥栖市元町1380-5）
常時（土日祝除く）	9時～17時	佐賀型賃金UP支援チーム事務局 （佐賀市白山1-4-28 佐賀白山ビル2階）

お申し込みは電話での事前予約制です

☎ 0952-97-8135

© 2026 Saga Prefecture

生産性向上セミナー

参加無料

日時 9月13日(日)・9月27日(日)

会場 iスクエアビル5F

AIを「仕事を手伝ってくれる優秀なアシスタント」として活用し、
日々の業務を効率化する方法を、初心者にもわかりやすく解説します。

経営者、管理職、業務改善担当者の方はもちろん、
AI活用に興味のある方ならどなたでも参加できる内容です。

① AI AGENT エージェントで業務効率化と生産性向上!!

日時 9月13日(日)
10:00~17:00(途中１時間の休憩が含まれます)

会場 iスクエアビル5F 佐賀市駅前中央1丁目8-32

講師 新井 康平氏 佐賀大学名誉教授

AIに日本語で指示するだけで、プログラム作成、デザイン作成、データ整理、分析、資料作成などを行う最新の活用方法を、実際の操作を交えながら学びます。

また、AIが作業結果を分析し、「何が問題なのか」「どこを改善すればよいのか」を見つけ出し、改善案まで提案する最新の仕組みについても紹介します。

② 大量データを活用した経営判断と意思決定!!

日時 9月27日(日)
10:00~17:00(途中１時間の休憩が含まれます)

会場 iスクエアビル5F 佐賀市駅前中央1丁目8-32

講師 新井 康平氏 佐賀大学名誉教授

インターネット上の情報やSNSの投稿データ、社内に蓄積された売上データや顧客データなどをAIが自動的に収集・整理し、その分析結果から、今後の売上予測、顧客ニーズの変化の予測、利益向上のための施策の検討などを行います。

さらに、財務や会計のデータも分析し、「どのような経営判断をすればよいか」をAIが支援する仕組みについて、具体例を交えながらわかりやすく解説します。

【お申し込み方法】 裏面のお申し込み用紙にご記入の上FAXでお申し込み下さい。また、下記メールアドレスに裏面の必要事項内容を明記の上、メールで送信されるか、右記の二次元コードを読み取っていただき、必要事項をご記入の上お申し込み下さい。

申し込みフォーム

○主　催＝佐賀型賃金UPプロジェクト
○後　援＝佐賀県経営者協会・佐賀県商工会議所連合会・佐賀県商工会連合会・佐賀県中小企業団体中央会
○受託者＝(一社)佐賀県中小企業診断士協会

【お問い合せ先】 佐賀県産業労働部 産業人材課　委託事業
佐賀型賃金UPプロジェクト
〒840-0826 佐賀市白山1-4-28　佐賀白山ビル2階
TEL:0952-97-8135　FAX:0952-97-8136
E-mail　saga-chinginup@db4.so-net.ne.jp

 ©2026　Saga Prefecture.

● 講師プロフィール ●

新井　康平氏

佐賀大学名誉教授。久留米工業大学および西九州大学非常勤講師、コソボ共和国プリシュティーナ国際大学訪問教授、インドネシア・ブラウィジャヤ大学客員講師として、AI・データサイエンス等の講義を担当している。

JAXAでは地球環境観測衛星プロジェクトに従事し、佐賀大学では視線入力システムの研究や「衛星の恵み うれしの茶」プロジェクトなど、幅広い研究・教育活動を展開してきた。

これまでに、国際学術会議宇宙空間研究委員会サラバイメダル、国際情報科学学会(SAI)最優秀論文賞、文部科学大臣賞(科学技術部門)など、多くの賞を受賞している。

研究機関での研究・教育活動のかたわら、中小企業のDX推進やAI導入支援にも積極的に取り組んでいる。

佐賀型賃金UPプロジェクト 生産性向上セミナー

企業名				
参加者	役　職		お名前	
	役　職		お名前	
住　所				
電　話		ＦＡＸ		
E-mail				
日時・会場	参加日に、チェック☑してください。 ❶ □ AIエージェントで業務効率化と生産性向上 日時　**9月13日(日)** **10:00～17:00**（途中1時間の休憩が含まれます） 会場　iスクエアビル5F ❷ □ 大量大量データを活用した経営判断と意思決定 日時　**9月27日(日)** **10:00～17:00**（途中1時間の休憩が含まれます） 会場　iスクエアビル5F			

お問い合わせ
お申し込み **佐賀型賃金UP支援チーム事務局**

〒840-0826 佐賀市白山1-4-28　佐賀白山ビル2階
TEL：0952-97-8135　FAX：0952-97-8136
E-mail　saga-chinginup@db4.so-net.ne.jp

価格転嫁伴走支援事業（価格転嫁伴走支援プロジェクト）

1.事業の概要（R8.5現在）

年度		支援事業者数	価格転嫁進展	進展率	事業費	
R6	第１弾（R6.6）	75件	46件	61.3%	24,483千円	・専門家派遣 ・セミナー開催 ・広報事業
R7	第２弾（R7.4）	131件	100件	76.3%	49,281千円	・専門家派遣 ・セミナー ・ワークショップ開催 ・広報費
R8	第3弾（R8.4）	(19件)	―	―	(53,088千円)	・専門家派遣 ・セミナー開催 ・広報事業
計		**(225件)**	**―**	**―**	**(126,852千円)**	

※（　）書きは見込み

2.支援結果（令和7年度）

・131社に対し、延べ512回専門家を派遣（主な業種：製造業、建設業、宿泊・飲食及び小売・卸売業）。

・価格転嫁・価格交渉スキルアップセミナーは県内8か所で実施し、合計64人が参加。

3.伴走支援を行った企業からの声

★価格転嫁を進める方向性で社内調整が進んでいくようになった（製造業）

★主要商品の原価把握ならびに原価計算方法を習得することができた（農業）

★価格交渉を進めることができた。実際に価格交渉を行い、ほとんどの取引先が価格改定に応じてくれた（サービス業）

4.令和８年度の取組

・昨年度に引き続き、専門家派遣、価格転嫁・価格交渉スキルアップセミナーを実施。

★事業協同組合等に対し、専門家派遣(団体協約等を発揚した価格転嫁の推進を伴走支援)、セミナー(団体協約等の周知)、相談会を実施。

★令和８年５月31日現在で伴走支援に申込のあった事業者数は57件。

○令和７年度１１月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 １１月補正予算
LPガス価格高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている家計の負担軽減を図るため、ＬＰガスの高騰分の一部を支援	くらしの安全安心課	325,240
物価高騰対応支援金事業費（医療・福祉・保育施設等）	物価高騰の影響を受けている医療機関・福祉施設、保育所等に対し、支援金を交付	医務課 薬務課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課	1,258,912
賃上げ・物価上昇対応支援事業費 介護事業所等サービス継続支援事業費	医療機関や介護・障害福祉施設等における職員の処遇改善及び物価上昇の影響等に対して支援	医務課 薬務課 長寿社会課 障害福祉課	2,730,683
LPガス・特別高圧電力価格高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている企業の負担軽減を図るため、ＬＰガス及び特別高圧電力の高騰分の一部を支援	産業政策課	552,961
基幹水利施設管理事業費	国営造成農業水利施設の省エネ化・コスト削減に取り組む市町に対し、支援金を交付	農地整備課	2,000

○令和７年度２月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 ２月補正予算
固定電話機設置補助事業費	ニセ電話詐欺被害を未然に防止するため、事前警告機能及び自動録音機能を備えた固定電話機の導入を促進	くらしの安全安心課	23,700
防犯対策強化事業費	防犯ボランティア団体の支援等を実施する防犯協会に対する防犯活動等経費の補助	警察本部	11,840
さが生活困窮者エールプロジェクト事業費	佐賀未来創造基金が実施する生活困窮者に食料支援等を行うCSOへの助成事業を支援	社会福祉課	97,613
フードバンク活動団体事業費補助	フードバンク活動を行っている県内ＣＳＯ団体に対し、食品の受入に要する経費を補助	くらしの安全安心課	7,600
私立大学・短期大学物価高騰対策事業費補助	物価高騰の影響を受けている私立大学及び短期大学に対し、光熱費等の増加分を支援	さが政策推進チーム	8,383
修学旅行支援事業費	物価高騰の影響を受けている保護者の負担を軽減するため、修学旅行費用の一部を支援	法務私学課 学校教育課	75,895
指定管理者（アバンセ）事業継続費補助	指定管理者による男女共同参画センター・生涯学習センターの運営に係る光熱費の高騰分に対する補助	男女参画・女性の活躍推進課	6,512
佐賀県老人クラブ物価高騰支援金事業費	物価高騰の影響を受けている老人クラブを支援し、県内の高齢者の健康増進と社会参画の場である老人クラブ活動を維持・促進	長寿社会課	30,330
高齢者・障害児者支援施設機器整備費補助	業務効率化や負担軽減に資する機器等（既存の国庫補助事業の対象外となっているもの）の整備に対する補助	長寿社会課 障害福祉課	334,400

○令和７年度２月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 ２月補正予算
就労継続支援事業所生産性向上支援事業費	就労継続支援事業所等が行う生産性向上に資する設備等の導入に対する補助	障害福祉課	46,000
保育施設等省エネ設備整備費補助	保育・幼児教育施設に対し、エネルギーコスト削減のための省エネ型空調設備の設置・更新費用を支援	こども未来課	45,000
子育て世帯移動支援事業費	物価高騰の影響を受ける子育て世帯の外出にかかる負担を軽減するため、０～２歳児家庭に対し子育てし大県”さが”タクシー利用券（２万円）を交付	こども未来課	88,007
さがこどもエールプロジェクト事業費	佐賀未来創造基金が実施するひとり親家庭の子育て世帯等に食料支援等を行うこどもの居場所、こども宅食、コミュニティフリッジを運営するCSOへの助成事業を支援	こども家庭課	141,322
子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応事業費補助	コミュニティフリッジ、こども宅食の購入で賄う配布物品に対する補助	こども家庭課	6,160
さが文化創造・鑑賞応援事業費	物価高騰に伴う文化芸術活動にかかる負担を軽減させるため、県民や文化芸術団体等が行う文化芸術活動を支援	文化課	149,270
こどもの文化芸術鑑賞機会向上事業費	物価高騰等による文化芸術活動を鑑賞する機会の減少を防ぐため、学校現場における文化芸術鑑賞機会の創出を支援	文化課	30,423
中小企業カーボンニュートラルチャレンジ事業費補助	県内中小企業の脱炭素経営を推進するため、省エネ設備等の導入や更新を支援	産業グリーン化推進グループ	50,000
クリエイティブ共創型生産性向上支援事業費	事業者が持続的発展を目指すため、県内クリエイターとの共創による生産性向上の取組に対する補助	産業政策課	24,698
指定管理者（シンクロ）事業継続費補助	指定管理者による九州シンクロトロン光研究センターの運営に係る電気料金の高騰分に対する補助	ものづくり産業課	47,559
ＮＥＸＴ佐賀ものづくり投資促進事業費	県内ものづくり企業が行うデジタル化等の大規模な設備投資の一部を補助	ものづくり産業課	500,098
佐賀型賃金UP応援事業費	中小企業の業務改善や経営改革、国の助成金の申請手続きなどについてのサポート、賃金を引き上げる事業者が実施する生産性向上の取組に対する補助等	産業人材課	810,559
新事業チャレンジ支援事業費補助	原油・原材料・エネルギーの価格高騰により、収益が悪化している従業員のいない事業者が実施する生産性向上の取組に対する補助	産業政策課 産業人材課	40,620
物流事業生産性向上等推進事業費	物流業における慢性的な人手不足や、物流２０２４年問題による労働時間上限の規制に伴う物流停滞を防ぐため、物流の効率化や人材確保に資する取組等を支援	産業政策課	392,783
プレミアム商品券発行支援事業費	商店街等が行うプレミアム商品券・クーポン券発行支援事業に対する補助	産業政策課	1,000,000
東部工業用水道事業会計への繰出金	東部工業用水道の事業経費のうち、動力費（電気料金）高騰分に対する一般会計からの繰出し	産業政策課	22,863
価格転嫁円滑化推進事業費	原油価格の高騰等の影響を受けている県内中小企業等の適切な価格転嫁を促進するための専門家派遣による伴走支援、セミナー開催等	産業政策課	53,088
多様な人材確保環境整備事業費補助	原油価格の高騰等の影響を受けている県内中小企業が多様な人材を確保するために行う職場環境整備に対する補助	産業人材課	206,175
佐賀県伝統産業緊急応援事業費	県内伝統産業関連事業者に対し、陶土価格高騰分や、生産性向上・販路拡大等の取組に対する補助	流通・貿易課 （伝統産業支援室）	153,838
佐賀酒原料米価格高騰緊急対策事業費	米価高騰の影響を受ける県内蔵元が購入した県産原料米の価格高騰分に対する補助	流通・貿易課	73,040

○令和７年度２月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 ２月補正予算
園芸農業物価高騰対応支援事業費補助	園芸用施設の加温及び茶等の乾燥に必要な燃油等のうち、国のセーフティネット構築事業の対象とならない高騰部分の一部への補助	園芸農産課	217,000
配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助	飼料購入費の縮減につながる取組を行う畜産農家に対し、配合飼料の価格上昇分の一部を補助	畜産課	284,000
漁業物価高騰対応支援事業費補助	漁船で使用する燃油や養殖用飼料にかかる、国のセーフティネット構築事業の対象とならない高騰部分に対する補助	水産課	197,083
さがの園芸産地活性化・担い手応援事業費補助	農業者等が取り組む、園芸用施設の整備、農業用資機材の導入等に対する補助	園芸農産課	1,751,000
農林水産業の人材確保環境整備事業費補助	物価高騰等の影響を受けている県内農林漁業者等が多様な人材を確保するために行う職場環境改善に対する補助	農業経営課	355,481
さが畜産経営サポート事業費補助	飼料や資材等の価格高騰により厳しい経営環境にある畜産農家に対し、猛暑等による生産性低下を防止する対策や繁殖雌牛の増頭による生産基盤強化及び経営改善に係る取組を支援	畜産課	450,000
特用林産物価高騰対策支援事業費	原木しいたけ生産者に対し、しいたけ乾燥機に係る燃油や種駒の高騰部分に対する補助	林業課	1,320
物価高騰対策林業機械等導入支援事業費	林業・木材事業者に対し、林業生産活動及び木材加工等に係る生産性向上や生産拡大のための林業機械等の導入に対する補助	林業課	221,850
物価高騰対策下刈支援事業費補助	林業事業体に対し、気候変動や物価高騰、人件費上昇の影響を受ける下刈作業に係る経費に対する補助	林業課	16,276
建設DX加速化事業費補助	建設資材等の高騰の影響を受ける建設業者等へ、生産性向上に資するICT機器等の導入費用を支援	建設・技術課	120,000
松浦鉄道特別支援事業費	燃油価格高騰等の影響を受けている松浦鉄道に対し、燃油価格高騰分の支援金を交付	交通政策課	3,695
交通対策事業費補助	路線バスやタクシー事業者等が実施する運転士確保や業務効率化に要する経費への補助	地域交通システム室	9,767
マイエアポート宣言推進費	物価高騰の影響を受けているリムジンタクシー事業者を支援するため、マイエアポート宣言事業所にリムジンタクシー割引クーポンを配布	空港課	12,500
タクシー利用促進チャレンジ応援事業費補助	タクシー事業者が実施する利用促進の取組に要する経費への補助	地域交通システム室	40,000
港湾整備事業特別会計への繰出金	物価高騰による港湾機能施設維持管理費等の増加分について、一般会計から繰出し	港湾課	44,007
もっと佐賀旅誘客事業費補助	物価高騰等の影響を受ける県内宿泊事業者等を支援するため、宿泊施設利用を促進するとともに、周遊バス旅行商品の造成を促進	観光課	396,170
全国で活躍する小中高生アスリート支援事業費	全国大会等へ出場する小中高生アスリートに対して、宿泊費等の遠征費を支援	アスリート育成支援チーム	10,000
持続可能な地域づくりの取組の磨き上げ支援事業費	物価高騰の影響下においても、地域資源を活かした自発の地域づくりの取組が継続・拡大できるよう、地域づくり団体に対し、取組の磨き上げを支援	さが創生推進課	8,800

○令和７年度２月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 ２月補正予算
ＣＳＯ“志”応援事業費	物価高騰の影響下においても、地域の課題解決に前向きに取り組むCSOに対し、事業経費を支援し、CSOの活動を促進	県民協働課	84,000

○令和８年度当初予算

項　　目	内　　容	担当課	令和８年度 当初予算
さが型官民連携フードバンク活動支援事業費	佐賀県食でつながるネットワーク協議会の運営基盤強化に要する経費を支援	くらしの安全安心課	6,000
女性のためのほっとカフェ事業費	生活や就業面で様々な困難を抱える女性が安心して過ごせる居場所・相談の場所を開設	男女参画・女性の活躍推進課	9,652
学校給食費等支援事業	給食等の材料費が高騰する中、保育施設や学校等に対し材料費を補助・負担	法務私学課 SAGAスポーツピラミッド推進チーム こども未来課 保健体育課	387,966
奨学のための給付金事業費	高校生等がいる低所得世帯の負担軽減を図るため、学用品費等の物価高騰分を支援	法務私学課 教育総務課	45,935
私立学校物価高騰対策事業費補助	物価高騰の影響を受けている私立中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に対し、光熱費等の増加分を支援	法務私学課	27,371
私立大学・短期大学物価高騰対策事業費補助	物価高騰の影響を受けている私立大学及び短期大学に対し、光熱費等の増加分を支援	さが政策推進チーム	8,367
修学旅行支援事業費	物価高騰の影響を受けている保護者の負担を軽減するため、修学旅行費用の一部を支援	法務私学課 学校教育課	77,884
学校管理運営費（中学校、高校）	県立中学校、県立高等学校の電気料金高騰に伴う保護者負担の増額分を支援	教育総務課	22,816
高校１年生スタートサポート事業費	高校生活のスタートにかかる経費負担を軽減するため、県内の高校に入学する1年生の保護者に対し、支援金を支給	法務私学課 教育総務課 教育振興課	93,644
粗飼料価格高騰対策支援事業費補助	飼料購入費の縮減につながる取組を行う酪農家に対し、粗飼料の価格上昇分の一部を補助	畜産課	25,000
港湾整備事業特別会計への繰出金	物価高騰による港湾機能施設維持管理費等の増加分について、一般会計から繰出し	港湾課	46,660
会計年度任用職員給与費		健康福祉政策課 産業政策課 農政企画課	36,274

○令和８年度６月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和８年度 ６月補正予算
ＬＰガス料金高騰緊急対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている家計の負担軽減を図るため、ＬＰガスの高騰分の一部を支援	くらしの安全安心課	235,083
ＬＰガス料金高騰緊急対策事業費 特別高圧電気料金高騰緊急対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている企業の負担軽減を図るため、ＬＰガス及び特別高圧電力の高騰分の一部を支援	産業政策課	90,700 463,571
物価高騰対応支援金事業費（医療・福祉・ 保育施設等）	物価高騰の影響を受けている医療機関・福祉施設・保育所等に対する支援	医務課 薬務課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課	622,081
保育施設等省エネ設備整備費補助	保育・幼児教育施設に対し、エネルギーコスト削減のための省エネ型空調設備の設置・更新費用を支援	こども未来課	67,500
子育て世帯移動支援事業費	物価高騰の影響を受ける子育て世帯の外出にかかる負担を軽減するため、０～２歳児家庭に対し子育てし大県”さが”タクシー利用券（２万円）を交付	こども未来課	34,540
中小企業カーボンニュートラルチャレンジ事 業費補助	県内中小企業の脱炭素経営を推進するため、省エネ設備等の導入や更新を支援	産業グリーン化推 進グループ	80,000
事業多角化支援事業費補助	原油価格高騰や石油由来製品の調達難の影響を受けている県内中小企業に対し、事業多角化の取組を支援	産業政策課	52,481
佐賀型賃金ＵＰ応援事業費	賃金を引き上げる県内中小企業が実施する生産性向上の取組を支援	産業人材課	208,499
新事業チャレンジ支援事業費補助	原油・原材料・エネルギー価格高騰により、収益が悪化している従業員のいない事業者が実施する生産性向上の取組に対する補助	産業人材課	32,912
さがの園芸産地活性化・担い手応援事業費 補助	農業者等が取り組む、農業用資機材の導入に対する補助	園芸農産課	200,000
県産木材活用農業用水路緊急整備推進事 業費	資材価格高騰により農業用水路の整備量が減少している地域の農業者等により構成される組織に対し、県産木材を活用した農業用水路の整備を支援	林業課	85,000
林業機械等資材高騰対策支援事業費	県内林業事業体に対し、林業生産活動に係る生産性向上のための林業機械等の一部更新等に対する補助	林業課	20,000
玄海地区いか釣り漁業等物価高騰緊急対 策事業費補助	県内いか釣り漁業者等に対し、漁船に使用する燃油や養殖用飼料に係る国のセーフティネット構築事業の対象とならない高騰部分、生産性向上のための機器導入を補助	水産課	85,576

令和7年度に実施した物価高騰対策事業一覧

○令和６年度２月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和６年度 ２月補正予算 千円	支援実積	
				対象	事業者数
子育て支援CSO物価高騰対応支援金事業費	CSOが運営するコミュニティフリッジ、こども宅食及び子どもの居場所に対し、支援金を交付	こども家庭課	8,600	コミュニティフリッジ、こども宅食、子どもの居場所	65事業者
さが型官民連携フードバンク活動推進事業費	佐賀県食でつながるネットワーク協議会の運営基盤強化のために必要な経費（設備、備品）を支援	くらしの安全安心課	6,500	フードバンク	1事業者
フードバンク活動団体支援金事業費	生活困窮者等への安定的な食支援の継続を図るため、フードバンク活動を行っている県内CSO団体に対して支援金を交付	くらしの安全安心課	2,000	フードバンク	4事業者
就労継続支援事業所生産性向上支援事業費	就労継続支援事業所が行う生産性向上に資する設備等の導入に対する補助	障害福祉課	26,000	就労継続支援事業所（A、B）	54事業者
物価高騰対応応援金事業費（医療・福祉・保育施設等）	物価高騰の影響を受けている医療機関・福祉施設・保育所等に対し、支援金を交付	医務課 薬務課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課	621,854	医療機関、福祉施設、保育所他	2750事業者
指定管理者（アバンセ）事業継続費補助	指定管理者による男女共同参画センター・生涯学習センターの運営に係る光熱費の高騰分に対する補助	男女参画・女性の活躍推進課	5,528	アバンセ指定管理者	1事業者
介護・福祉分野の人材確保・職場環境改善等事業費	介護・福祉分野における職員の処遇改善や職場環境改善等に取り組む事業所に対する補助	長寿社会課 障害福祉課	1,362,756	介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所	343法人（障害福祉施設等） 1,834事業所（介護施設等）
指定管理者（シンクロ）事業継続費補助	指定管理者による九州シンクロトロン光研究センターの運営に係る電気料金の高騰分に対する補助	ものづくり産業課	40,347	シンクロ指定管理者	1事業者
佐賀型賃金UP応援事業費	中小企業の業務改善や経営改革、国の助成金の申請手続きなどについてのサポート、賃金を引き上げる事業者が実施する生産性向上の取組に対する補助等	産業人材課	389,782	中小企業等	191事業者
新事業チャレンジ支援事業費補助	原油・原材料・エネルギーの価格高騰により、収益が悪化している従業員のいない事業者が実施する生産性向上の取組に対する補助	産業人材課	26,578	単身事業者	43事業者
物流2024年問題対策事業費	物流業における慢性的な人手不足や、物流２０２４年問題による労働時間上限の規制に伴う物流停滞を防ぐため、物流の効率化や人材確保に資する取組等を支援	産業政策課	149,740	物流事業者等	91事業者
プレミアム商品券発行支援事業費	商店街等が行うプレミアム商品券・クーポン券発行支援事業に対する補助	産業政策課	68,000	商店街等	9事業者
東部工業用水道事業会計への繰出金	東部工業用水道の事業経費のうち、動力費（電気料金）高騰分に対する一般会計からの繰出し	産業政策課	20,722	東部工業用水道	-
価格転嫁円滑化推進事業費	原油価格の高騰等の影響を受けている県内中小企業等の適切な価格転嫁を促進するための専門家派遣による伴走支援、セミナー開催等	産業政策課	49,281	中小企業等	131事業者
多様な人材確保環境整備事業費補助	原油価格の高騰等の影響を受けている県内中小企業が多様な人材を確保するために行う職場環境整備に対する補助	産業人材課	83,613	中小企業等	48事業者
佐賀酒原料米価格高騰緊急対策事業費	米価高騰の影響を受ける県内蔵元が購入した県産原料米の価格高騰分に対する補助	流通・貿易課	30,000	酒蔵	18事業者

○令和６年度２月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和６年度 ２月補正予算 千円	支援実積	
				対象	事業者数
園芸生産燃料費支援事業費補助	国の施設園芸セーフティネット構築事業の対象とならない園芸用燃料の購入費用に対する支援	園芸農産課	12,693	園芸農家	10事業者
配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助	飼料購入費の縮減につながる取組を行う畜産農家に対し、配合飼料の価格上昇分の一部を補助	畜産課	326,000	畜産農家	644事業者
農林水産業の多様な人材確保環境整備事業費	原油価格の高騰等の影響を受けている県内農林漁業者が多様な人材を確保するために行う職場環境改善に対する補助	農業経営課	133,539	農業者、漁業者	58事業者
さが酪農経営向上緊急支援事業費補助	酪農家が経営安定や所得向上のために行う、高性能な酪農機械の導入に要する経費への補助	畜産課	32,000	酪農家	9事業者
佐賀牛生産基盤維持強化緊急対策事業費補助	繁殖農家の経営の安定化を図るため、子牛の生産費と取引価格の差額の一部を補助	畜産課	122,000	繁殖農家	336事業者
松浦鉄道利用促進事業費	燃油価格高騰等の影響を受けている松浦鉄道が販売する「お試し通学定期券」の割引相当分への支援	交通政策課	3,634	松浦鉄道	１事業者
松浦鉄道特別支援事業費	燃油価格高騰等の影響を受けている松浦鉄道に対し、燃油価格高騰分の支援金を交付	交通政策課	1,858	松浦鉄道	１事業者
交通2024年問題対策事業費補助	路線バスやタクシー事業者等が実施する運転士確保や業務効率化に要する経費を補助	交通政策課 地域交通システム室	14,890	（一社）バス・タクシー協会 タクシー事業者	1団体 ４事業者

○令和７年度当初予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 当初予算 千円	支援実積	
				対象	事業者数
LPガス価格高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている家計の負担軽減を図るため、ＬＰガスの高騰分の一部を支援	くらしの安全安心課	324,720	個人 （LPガス契約者）	189,512件
さが型官民連携フードバンク活動支援事業費	佐賀県食でつながるネットワーク協議会の運営基盤強化に要する経費を支援	くらしの安全安心課	3,000	フードバンク	1事業者
女性のためのほっとカフェ事業費	生活や就業面で様々な困難を抱える女性が安心して過ごせる居場所・相談の場所を開設	男女参画・女性の活躍推進課	9,137	事業委託先	1事業者
学校給食費等支援事業	給食等の材料費が高騰する中、保育施設や学校等に対し材料費を補助・負担	法務私学課 SAGAスポーツピラミッド推進チーム こども未来課 保健体育課	428,936	特別支援学校、定時制高校、県立中学、私立中学、高校、専修学校、アスリート寮等	3事業者(アスリート寮) 17校（夜間定時制高等学校5校、特別支援学校8校、県立中学校4校） ６法人（私立学校） ２３９施設（保育施設等）
奨学のための給付金事業費	高校生等がいる低所得世帯の負担軽減を図るため、学用品費等の物価高騰分を支援	法務私学課 教育総務課	18,966	該当世帯	1,548世帯（国公立学校） 880人（私立学校）
私立学校物価高騰対策事業費補助	物価高騰の影響を受けている私立中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に対し、光熱費等の増加分を支援	法務私学課	19,790	私立中学校、高校、専修学校、各種学校	16法人
学校管理運営費（中学校、高校）	県立中学校、県立高等学校の電気料金高騰に伴う保護者負担の増額分を支援	教育総務課	13,071	県立中学、高校	高校32校、中学校4校

○令和７年度当初予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 当初予算 千円	支援実積	
				対象	事業者数
LPガス・特別高圧電力価格高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている企業の負担軽減を図るため、ＬＰガス及び特別高圧電力の高騰分の一部を支援	産業政策課	395,208	企業	（高圧電力）47事業者 （LPガス）1728事業者
粗飼料価格高騰対策支援事業費補助	飼料購入費の縮減につながる取組を行う酪農家に対し、粗飼料の価格上昇分の一部を補助	畜産課	26,000	酪農家	24事業者
会計年度任用職員給与費	物流2024年問題対策事業費、価格転嫁円滑化推進事業費、特別高圧電気料金高騰緊急対策に係る会計年度任用職員の給与費	産業政策課	8,243	-	-

○令和７年度６月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 ６月補正予算 千円	支援実積	
				対象	事業者数
LPガス価格高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている家計の負担軽減を図るため、ＬＰガスの高騰分の一部を支援	くらしの安全安心課	196,690	個人 （LPガス契約者）	187,309件
LPガス・特別高圧電力価格高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている企業の負担軽減を図るため、ＬＰガス及び特別高圧電力の高騰分の一部を支援	産業政策課	379,037	企業	（高圧電力）47事業者 （LPガス）992事業者
輸出関連企業価格転嫁・交渉支援事業費	米国の関税の影響が懸念される自動車関連企業を中心に、適切な価格転嫁等に向けた伴走支援や販路開拓等に対する補助	ものづくり産業課	21,596	ものづくり事業者	21事業者
会計年度任用職員給与費	特別高圧電気料金高騰緊急対策に係る会計年度任用職員の給与費	産業政策課	694	-	-

○令和７年度９月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 ９月補正予算 千円	支援実積	
				対象	事業者数
困窮者食料支援CSO物価高騰対策支援金	生活困窮者等へ食料支援を行う民間団体等に対し支援金を交付	社会福祉課	4,100	支援団体	82事業者
就労継続支援事業所生産性向上支援事業費	就労継続支援事業所が行う生産性向上に資する設備等の導入に対する補助	障害福祉課	22,000	就労継続支援事業所（A、B）	44事業所
佐賀型賃金UP応援事業費	中小企業の業務改善や経営改革、国の助成金の申請手続きなどについてのサポート、賃金を引き上げる事業者が実施する生産性向上の取組に対する補助等	産業人材課	235,763	中小企業等	198事業者
新事業チャレンジ支援事業費補助	原油・原材料・エネルギーの価格高騰により、収益が悪化している従業員のいない事業者が実施する生産性向上の取組に対する補助	産業人材課	11,845	単身事業者	21事業者
物流問題対策事業費	物流業における慢性的な人手不足や、物流２０２４年問題による労働時間上限の規制に伴う物流停滞を防ぐため、物流の効率化や人材確保に資する取組等を支援	産業政策課	32,903	物流事業者等	20事業者
プレミアム商品券発行支援事業費	商店街等が行うプレミアム商品券・クーポン券発行支援事業に対する補助	産業政策課	66,133	商店街等	4事業者
多様な人材確保環境整備事業費補助	原油価格の高騰等の影響を受けている県内中小企業が多様な人材を確保するために行う職場環境整備に対する補助	産業人材課	66,456	中小企業等	41事業者
佐賀の焼物・陶土価格高騰緊急応援事業費	大幅な原材料価格高騰の影響を受けている県内陶磁器関連事業者が実施する生産性向上等の取組や陶土価格高騰分への補助	流通・貿易課 （伝統産業支援室）	47,608	伝統産業関連事業者	43事業者
酒米作付応援支援事業費補助	米価高騰の中、佐賀酒の原材料である酒米を確保するため、令和８年産の酒米を作付けする農業者等に対して応援金を交付	園芸農産課	64,800	農業者	5事業者

○令和７年度１１月補正予算

項　　目	内　　容	担当課	令和７年度 １１月補正予算 千円	支援実績 対象	支援実績 事業者数
LPガス価格高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている家計の負担軽減を図るため、ＬＰガスの高騰分の一部を支援	くらしの安全安心課	325,240	個人 （LPガス契約者）	0 （実際の値引きはR8年4月～）
物価高騰対応支援金事業費（医療・福祉・保育施設等）	食糧費や光熱費等の高騰の影響が長期化している医療機関・福祉施設、保育所等に対し、支援金を交付	医務課 薬務課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課	1,258,912	医療機関、福祉施設、保育所他	444事業者
賃上げ・物価上昇対応支援事業費 介護事業所等サービス継続支援事業費	医療機関や介護・障害福祉施設等における職員の処遇改善及び物価上昇の影響等に対して支援	医務課 薬務課 長寿社会課 障害福祉課	2,730,683	診療所、訪問看護事業者、保険薬局、介護事業所、障害福祉施設、介護施設他	215事業者
LPガス・特別高圧電力価格高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受けている企業の負担軽減を図るため、ＬＰガス及び特別高圧電力の高騰分の一部を支援	産業政策課	552,961	企業	（高圧電力）46 （LPガス）未確定
基幹水利施設管理事業費	国営造成農業水利施設の省エネ化・コスト削減に取り組む市町に対し、支援金を交付	農地整備課	2,000	施設管理者	1事業者

求人賃金と求職者賃金(職業別)

佐賀労働局

2026年 6月度	求人賃金(常用)		求職者	求人賃金(パート)		求職者
	賃金上限(月給)	賃金下限(月給)	希望賃金(月給)	賃金上限(時給)	賃金下限(時給)	希望賃金(時給)
職業計	270,549	212,394	218,077	1,254	1,150	1,076
A管理的職業従事者	357,167	252,500	400,000	1,550	1,300	#DIV/0!
B専門的・技術的職業従事者	295,392	228,029	234,295	1,461	1,287	1,202
07製造技術者(開発)	333,636	205,682	210,000			1,200
08製造技術者(開発を除く)	287,200	217,623	268,750			1,068
09建築・土木・測量技術者	374,706	251,458	262,667			1,194
10情報処理・通信技術者	269,052	203,302	234,375	1,300	1,300	1,030
11その他の技術者	320,600	200,850	200,000			
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	513,869	327,718	438,333	2,634	2,478	1,946
13保健師，助産師，看護師	259,373	215,964	229,000	1,491	1,295	1,202
14医療技術者	275,362	233,282	243,226	1,516	1,313	1,365
15その他の保健医療従事者	290,702	214,869	197,000	1,443	1,147	1,367
16社会福祉専門職業従事者	255,991	213,283	214,444	1,320	1,179	1,108
22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	413,333	184,000	223,333			1,112
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	267,722	213,227	241,000	1,405	1,208	1,132
C事務従事者	252,775	199,236	200,119	1,191	1,115	1,064
25一般事務従事者	242,394	193,201	198,453	1,181	1,113	1,057
26会計事務従事者	263,049	210,640	217,692	1,353	1,193	1,093
27生産関連事務従事者	276,751	223,809	186,667	1,083	1,081	1,005
28営業・販売事務従事者	300,752	210,458	217,059	1,313	1,082	1,293
29外勤事務従事者						
30運輸・郵便事務従事者	248,460	208,465	226,667	1,300	1,300	
31事務用機器操作員	350,000	198,500	176,667	1,115	1,090	1,030
D販売従事者	280,588	209,265	225,045	1,117	1,068	1,078
32商品販売従事者	244,221	195,598	196,731	1,109	1,065	1,078
33販売類似職業従事者	350,000	230,800	276,667	1,265	1,115	
34営業職業従事者	311,957	221,325	248,571	1,200	1,100	
Eサービス職業従事者	233,101	197,359	203,608	1,225	1,121	1,063
35家庭生活支援サービス職業従事者			190,000			
36介護サービス職業従事者	223,783	192,991	204,583	1,217	1,126	1,071
37保健医療サービス職業従事者	208,516	184,737	183,000	1,180	1,120	1,043
38生活衛生サービス職業従事者	266,790	198,423	210,000	1,358	1,122	1,087
39飲食物調理従事者	229,298	199,708	213,810	1,193	1,104	1,050
40接客・給仕職業従事者	286,168	218,728	199,355	1,258	1,130	1,056
41居住施設・ビル等管理人	225,650	183,150	193,750	1,035	1,035	1,044
42その他のサービス職業従事者	253,336	210,493	196,316	1,262	1,127	1,100
F保安職業従事者	230,295	203,607	181,176	1,167	1,050	1,042
G農林漁業従事者	262,082	216,615	201,053	1,122	1,057	1,033
H生産工程従事者	259,880	199,240	238,670	1,133	1,069	1,081
49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	249,463	190,913	214,444			
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く	249,789	190,556	208,750			1,030
51機械組立設備制御・監視従事者	300,067	189,600				
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	264,420	203,109	215,000	1,425	1,175	1,270
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く	233,170	190,876	261,774	1,076	1,055	1,045
54機械組立従事者	255,840	190,948	217,188	1,036	1,036	1,098
55機械整備・修理従事者	280,049	205,468	246,250	1,265	1,030	1,030
56製品検査従事者(金属製品)	247,240	200,573	180,000			
57製品検査従事者(金属製品を除く)	247,892	193,200	196,667	1,325	1,090	1,030
58機械検査従事者	204,756	195,756				
59生産関連・生産類似作業従事者	286,581	214,139	266,400	1,376	1,142	1,030
I輸送・機械運転従事者	271,661	217,530	239,038	1,185	1,125	1,040
60鉄道運転従事者						
61自動車運転従事者	275,918	217,735	254,194	1,184	1,122	1,040
62船舶・航空機運転従事者	275,000	220,000				
63その他の輸送従事者	239,254	219,371	208,696	1,300	1,300	1,040
64定置・建設機械運転従事者	266,412	214,504	226,316	1,100	1,030	1,037
J建設・採掘従事者	304,423	219,188	235,098	1,427	1,169	1,280
65建設躯体工事従事者	335,297	223,559	241,250			
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	317,650	227,446	250,833	1,334	1,194	1,087
67電気工事従事者	290,652	216,137	250,833	1,030	1,030	1,650
68土木作業従事者	300,493	216,339	212,632	1,767	1,200	1,227
69採掘従事者	190,000	185,000				
K運搬・清掃・包装等従事者	220,969	198,161	195,127	1,126	1,091	1,042
70運搬従事者	224,680	200,796	207,595	1,145	1,095	1,053
71清掃従事者	209,788	192,174	179,412	1,117	1,091	1,038
72包装従事者			180,000	1,173	1,099	1,121
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	223,276	196,419	183,729	1,111	1,085	1,037
分類不能の職業			225,283			1,064
(IT関連計)	291,467	200,226	221,905	1,157	1,113	1,146
(IT技術関連小計)	306,051	212,665	232,609	1,300	1,300	1,065
(IT操作関連小計)	350,000	198,500	178,000	1,115	1,090	1,030
(IT製造関連小計)	265,708	184,332	220,000	1,114	1,035	2,000
(福祉関連計)	250,617	211,201	220,448	1,311	1,183	1,136
(介護関連小計)	240,078	202,922	209,902	1,244	1,137	1,079
(その他小計)	264,099	221,792	231,313	1,468	1,289	1,195

(注)平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分

生活保護と最低賃金の比較について（令和7年度　佐賀県）

Ⅰ　前提

○ 若年単身　→　生活保護基準では12～19歳・単身世帯

○ 佐賀県

・第1類・第2類費　→　2級地－1　72,430　円
　3級地－1　70,080　円
　3級地－2　67,740　円

・冬季加算地区　→　Ⅵ区　→　2級地－1　2,630　円
　3級地－1　2,630　円
　3級地－2　2,630　円

・期末一時扶助費　→　2級地－1　12,880　円
　3級地－1　11,610　円
　3級地－2　10,970　円

・県内級地別人口　→　2級地－1　233,301　人　（佐賀市）
　3級地－1　191,569　人　（唐津市、鳥栖市）
　3級地－2　386,572　人　（佐賀市、唐津市、鳥栖市以外の市町）
　計　811,442　人
　（資料：令和2年国勢調査）

Ⅱ　生活保護

（1）生活扶助基準

① 第1類・第2類費

（　72,430　円×　233,301　人＋　70,080　円×　191,569　人＋　67,740　円×　386,572　人）
÷　811,442　人　＝　69,640.9　円

② 級地別の冬季加算

2級地－1　：　2,630　円　×　5　÷　12　＝　1,096　円　（1円未満四捨五入せず）
3級地－1　：　2,630　円　×　5　÷　12　＝　1,096　円　（同上）
3級地－2　：　2,630　円　×　5　÷　12　＝　1,096　円　（同上）

（　1,096　円×　233,301　人＋　1,096　円×　191,569　人＋　1,096　円×　386,572　人）
÷　811,442　人　＝　1,096.0　円

③ 期末一時扶助費（1ヶ月平均）

級地別の冬季加算（1ヶ月平均）

2級地－1　：　12,880　円　×　1　÷　12　＝　1,073　円　（1円未満四捨五入せず）
3級地－1　：　11,610　円　×　1　÷　12　＝　968　円　（同上）
3級地－2　：　10,970　円　×　1　÷　12　＝　914　円　（同上）

（　1,073　円×　233,301　人＋　968　円×　191,569　人＋　914　円×　386,572　人）
÷　811,442　人　＝　972.5　円

生活扶助基準（第1類・第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）
＝　①＋②＋③
＝　71709.3　円

（2）住宅扶助実績値

被保護世帯数　→ 佐賀県 ： 5,427 世帯

住宅扶助実績値　→佐賀県 ： 20,427.8 円

※2024年被保護者調査第3-10表により示される佐賀県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

（3）生活扶助基準＋住宅扶助実績値

以上、（1）、（2）より

生活扶助基準 ＋ 住宅扶助実績値　71709.3　+　20427.8　=　**92,137　円**

Ⅲ 最低賃金との比較

時給956円（令和6年佐賀県最低賃金額）で月173．8時間（1箇月平均法定労働時間）働いた場合の1ヶ月の収入（手取額）は

956 円　×　173.8 時間　×　0.824　=　**136,910　円**

※0．824は、時間額951円で月173．8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護ー最低賃金 ＝ 92,137 ー 136,910 ＝ △ 44773 円

であり、この差額を173.8時間で割って1時間あたりとし、0.807で割って手取り額から額面に換算すると、△44,773÷173.8÷0.807＝ *△320円*（1円未満切り上げ）

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和８年度　地域別最低賃金額改定後の影響率等

最低賃金額　1,030 円　　労働者数　113,962 人

時間額（円）	1,030	1,031	1,032	1,033	1,034	1,035	1,036	1,037	1,038	1,039
引上額	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
引上率	0.00%	0.10%	0.19%	0.29%	0.39%	0.49%	0.58%	0.68%	0.78%	0.87%
未満労働者（人）	1,852	16,436	16,596	16,726	16,769	16,925	17,413	17,461	17,543	17,613
影響率	1.6%	14.4%	14.6%	14.7%	14.7%	14.9%	15.3%	15.3%	15.4%	15.5%

時間額（円）	1,040	1,041	1,042	1,043	1,044	1,045	1,046	1,047	1,048	1,049
引上額	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
引上率	0.97%	1.07%	1.17%	1.26%	1.36%	1.46%	1.55%	1.65%	1.75%	1.84%
未満労働者（人）	17,724	19,251	19,347	19,538	19,569	19,697	19,977	20,273	20,339	20,552
影響率	15.6%	16.9%	17.0%	17.1%	17.2%	17.3%	17.5%	17.8%	17.8%	18.0%

時間額（円）	1,050	1,051	1,052	1,053	1,054	1,055	1,056	1,057	1,058	1,059
引上額	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
引上率	1.94%	2.04%	2.14%	2.23%	2.33%	2.43%	2.52%	2.62%	2.72%	2.82%
未満労働者（人）	20,618	25,221	25,360	25,418	25,427	25,473	25,578	25,693	26,592	26,701
影響率	18.1%	22.1%	22.3%	22.3%	22.3%	22.4%	22.4%	22.5%	23.3%	23.4%

時間額（円）	1,060	1,061	1,062	1,063	1,064	1,065	1,066	1,067	1,068	1,069
引上額	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
引上率	2.91%	3.01%	3.11%	3.20%	3.30%	3.40%	3.50%	3.59%	3.69%	3.79%
未満労働者（人）	26,819	28,220	28,298	28,339	28,462	28,525	28,816	28,920	29,074	29,175
影響率	23.5%	24.8%	24.8%	24.9%	25.0%	25.0%	25.3%	25.4%	25.5%	25.6%

時間額（円）	1,070	1,071	1,072	1,073	1,074	1,075	1,076	1,077	1,078	1,079
引上額	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
引上率	3.88%	3.98%	4.08%	4.17%	4.27%	4.37%	4.47%	4.56%	4.66%	4.76%
未満労働者（人）	29,279	30,749	30,877	30,972	31,079	31,130	31,266	31,297	31,361	31,531
影響率	25.7%	27.0%	27.1%	27.2%	27.3%	27.3%	27.4%	27.5%	27.5%	27.7%

時間額（円）	1,080	1,081	1,082	1,083	1,084	1,085	1,086	1,087	1,088	1,089
引上額	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
引上率	4.85%	4.95%	5.05%	5.15%	5.24%	5.34%	5.44%	5.53%	5.63%	5.73%
未満労働者（人）	31,765	33,800	33,984	34,021	34,229	34,321	34,580	34,715	35,083	35,122
影響率	27.9%	29.7%	29.8%	29.9%	30.0%	30.1%	30.3%	30.5%	30.8%	30.8%

資料「令和８年度最低賃金に関する基礎調査」

令和８年度　地域別最低賃金額改定後の影響率等

最低賃金額　1,030 円　　労働者数　113,962 人

時間額（円）	1,090	1,091	1,092	1,093	1,094	1,095	1,096	1,097	1,098	1,099
引上額	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
引上率	5.83%	5.92%	6.02%	6.12%	6.21%	6.31%	6.41%	6.50%	6.60%	6.70%
未満労働者（人）	35,300	35,791	35,838	35,949	36,051	36,137	36,241	36,396	36,499	36,558
影響率	31.0%	31.4%	31.4%	31.5%	31.6%	31.7%	31.8%	31.9%	32.0%	32.1%

時間額（円）	1,100	1,101	1,102	1,103	1,104	1,105	1,106	1,107	1,108	1,109
引上額	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
引上率	6.80%	6.89%	6.99%	7.09%	7.18%	7.28%	7.38%	7.48%	7.57%	7.67%
未満労働者（人）	36,578	43,267	43,402	43,621	43,662	43,756	43,812	44,000	44,271	44,307
影響率	32.1%	38.0%	38.1%	38.3%	38.3%	38.4%	38.4%	38.6%	38.8%	38.9%

時間額（円）	1,110	1,111	1,112	1,113	1,114	1,115	1,116	1,117	1,118	1,119
引上額	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
引上率	7.77%	7.86%	7.96%	8.06%	8.16%	8.25%	8.35%	8.45%	8.54%	8.64%
未満労働者（人）	44,409	44,668	44,738	44,847	44,931	45,079	45,207	45,271	45,599	45,602
影響率	39.0%	39.2%	39.3%	39.4%	39.4%	39.6%	39.7%	39.7%	40.0%	40.0%

時間額（円）	1,120	1,121	1,122	1,123	1,124	1,125	1,126	1,127	1,128	1,129
引上額	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
引上率	8.74%	8.83%	8.93%	9.03%	9.13%	9.22%	9.32%	9.42%	9.51%	9.61%
未満労働者（人）	45,695	46,148	46,201	46,221	46,280	46,342	46,629	46,719	46,954	47,098
影響率	40.1%	40.5%	40.5%	40.6%	40.6%	40.7%	40.9%	41.0%	41.2%	41.3%

時間額（円）	1,130
引上額	100
引上率	9.71%
未満労働者（人）	47,172
影響率	41.4%

資料「令和８年度最低賃金に関する基礎調査」

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

08年　　総括表（１）　　就業形態：（全て）　　産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	佐賀署管内	佐賀署管内以外			１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	113,962	50,308	48,937	14,717	66,886	47,076			1,992	4,011	66,901	11,830	11,479	17,749
円 – 1019	1,528 (1.3)	806 (1.6)	343 (0.7)	379 (2.6)	1,025 (1.5)	503 (1.1)				60 (1.5)	876 (1.3)	113 (1.0)	111 (1.0)	368 (2.1)
1020 – 1020	1,571 (1.4)	806 (1.6)	375 (0.8)	390 (2.6)	1,068 (1.6)	503 (1.1)				60 (1.5)	919 (1.4)	113 (1.0)	111 (1.0)	368 (2.1)
1021 – 1021	1,584 (1.4)	806 (1.6)	388 (0.8)	390 (2.6)	1,080 (1.6)	504 (1.1)				60 (1.5)	920 (1.4)	113 (1.0)	111 (1.0)	380 (2.1)
1022 – 1022	1,650 (1.4)	867 (1.7)	388 (0.8)	394 (2.7)	1,142 (1.7)	508 (1.1)				60 (1.5)	981 (1.5)	113 (1.0)	111 (1.0)	385 (2.2)
1023 – 1023	1,706 (1.5)	919 (1.8)	388 (0.8)	399 (2.7)	1,198 (1.8)	508 (1.1)				60 (1.5)	1,037 (1.6)	113 (1.0)	111 (1.0)	385 (2.2)
1024 – 1024	1,723 (1.5)	925 (1.8)	388 (0.8)	410 (2.8)	1,208 (1.8)	515 (1.1)				60 (1.5)	1,048 (1.6)	113 (1.0)	111 (1.0)	391 (2.2)
1025 – 1025	1,726 (1.5)	928 (1.8)	388 (0.8)	410 (2.8)	1,210 (1.8)	516 (1.1)				60 (1.5)	1,049 (1.6)	113 (1.0)	113 (1.0)	391 (2.2)
1026 – 1026	1,755 (1.5)	945 (1.9)	401 (0.8)	410 (2.8)	1,222 (1.8)	533 (1.1)				60 (1.5)	1,066 (1.6)	113 (1.0)	113 (1.0)	404 (2.3)
1027 – 1027	1,755 (1.5)	945 (1.9)	401 (0.8)	410 (2.8)	1,222 (1.8)	533 (1.1)				60 (1.5)	1,066 (1.6)	113 (1.0)	113 (1.0)	404 (2.3)
1028 – 1028	1,776 (1.6)	966 (1.9)	401 (0.8)	410 (2.8)	1,222 (1.8)	554 (1.2)				60 (1.5)	1,066 (1.6)	135 (1.1)	113 (1.0)	404 (2.3)
1029 – 1029	1,852 (1.6)	966 (1.9)	476 (1.0)	410 (2.8)	1,239 (1.9)	612 (1.3)				60 (1.5)	1,086 (1.6)	135 (1.1)	140 (1.2)	432 (2.4)
1030 – 1030	16,436 (14.4)	6,845 (13.6)	8,011 (16.4)	1,580 (10.7)	8,478 (12.7)	7,958 (16.9)			918 (46.1)	913 (22.8)	7,483 (11.2)	1,356 (11.5)	1,533 (13.4)	4,233 (23.8)
1031 – 1031	16,596 (14.6)	6,959 (13.8)	8,016 (16.4)	1,622 (11.0)	8,590 (12.8)	8,006 (17.0)			918 (46.1)	913 (22.8)	7,595 (11.4)	1,356 (11.5)	1,565 (13.6)	4,248 (23.9)
1032 – 1032	16,726 (14.7)	7,064 (14.0)	8,041 (16.4)	1,622 (11.0)	8,611 (12.9)	8,115 (17.2)			918 (46.1)	937 (23.4)	7,679 (11.5)	1,368 (11.6)	1,577 (13.7)	4,248 (23.9)
1033 – 1033	16,769 (14.7)	7,095 (14.1)	8,041 (16.4)	1,633 (11.1)	8,633 (12.9)	8,137 (17.3)			918 (46.1)	937 (23.4)	7,700 (11.5)	1,389 (11.7)	1,577 (13.7)	4,248 (23.9)
1034 – 1034	16,925 (14.9)	7,113 (14.1)	8,176 (16.7)	1,636 (11.1)	8,747 (13.1)	8,178 (17.4)			918 (46.1)	940 (23.4)	7,852 (11.7)	1,389 (11.7)	1,579 (13.8)	4,248 (23.9)
1035 – 1035	17,413 (15.3)	7,344 (14.6)	8,361 (17.1)	1,708 (11.6)	8,966 (13.4)	8,447 (17.9)			941 (47.3)	987 (24.6)	8,102 (12.1)	1,402 (11.8)	1,659 (14.5)	4,321 (24.3)
1036 – 1036	17,461 (15.3)	7,390 (14.7)	8,363 (17.1)	1,708 (11.6)	9,007 (13.5)	8,454 (18.0)			941 (47.3)	991 (24.7)	8,142 (12.2)	1,402 (11.8)	1,661 (14.5)	4,325 (24.4)
1037 – 1037	17,543 (15.4)	7,465 (14.8)	8,363 (17.1)	1,715 (11.7)	9,077 (13.6)	8,465 (18.0)			941 (47.3)	994 (24.8)	8,187 (12.2)	1,402 (11.8)	1,661 (14.5)	4,358 (24.6)
1038 – 1038	17,613 (15.5)	7,526 (15.0)	8,372 (17.1)	1,715 (11.7)	9,136 (13.7)	8,476 (18.0)			941 (47.3)	994 (24.8)	8,219 (12.3)	1,410 (11.9)	1,661 (14.5)	4,387 (24.7)
1039 – 1039	17,724 (15.6)	7,604 (15.1)	8,396 (17.2)	1,724 (11.7)	9,221 (13.8)	8,502 (18.1)			941 (47.3)	994 (24.8)	8,303 (12.4)	1,410 (11.9)	1,661 (14.5)	4,414 (24.9)
1040 – 1040	19,251 (16.9)	8,414 (16.7)	9,035 (18.5)	1,802 (12.2)	9,642 (14.4)	9,609 (20.4)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	8,743 (13.1)	1,697 (14.3)	1,841 (16.0)	4,985 (28.1)
1041 – 1041	19,347 (17.0)	8,451 (16.8)	9,088 (18.6)	1,808 (12.3)	9,682 (14.5)	9,665 (20.5)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	8,810 (13.2)	1,717 (14.5)	1,843 (16.1)	4,992 (28.1)
1042 – 1042	19,538 (17.1)	8,472 (16.8)	9,258 (18.9)	1,808 (12.3)	9,715 (14.5)	9,823 (20.9)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	8,988 (13.4)	1,730 (14.6)	1,843 (16.1)	4,992 (28.1)
1043 – 1043	19,569 (17.2)	8,490 (16.9)	9,265 (18.9)	1,813 (12.3)	9,725 (14.5)	9,844 (20.9)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	9,015 (13.5)	1,732 (14.6)	1,843 (16.1)	4,994 (28.1)

1044 －	1044	19,697 (17.3)	8,506 (16.9)	9,373 (19.2)	1,819 (12.4)	9,740 (14.6)	9,957 (21.2)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	9,018 (13.5)	1,759 (14.9)	1,843 (16.1)	5,093 (28.7)
1045 －	1045	19,977 (17.5)	8,628 (17.2)	9,518 (19.5)	1,831 (12.4)	9,847 (14.7)	10,130 (21.5)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	9,188 (13.7)	1,785 (15.1)	1,885 (16.4)	5,134 (28.9)
1046 －	1046	20,273 (17.8)	8,897 (17.7)	9,525 (19.5)	1,851 (12.6)	10,021 (15.0)	10,252 (21.8)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	9,404 (14.1)	1,797 (15.2)	1,908 (16.6)	5,180 (29.2)
1047 －	1047	20,339 (17.8)	8,930 (17.8)	9,557 (19.5)	1,851 (12.6)	10,086 (15.1)	10,253 (21.8)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	9,422 (14.1)	1,797 (15.2)	1,908 (16.6)	5,228 (29.5)
1048 －	1048	20,552 (18.0)	9,144 (18.2)	9,557 (19.5)	1,851 (12.6)	10,107 (15.1)	10,445 (22.2)			962 (48.3)	1,023 (25.5)	9,619 (14.4)	1,797 (15.2)	1,924 (16.8)	5,228 (29.5)
1049	1049	20,618 (18.1)	9,187 (18.3)	9,577 (19.6)	1,854 (12.6)	10,165 (15.2)	10,453 (22.2)			963 (48.3)	1,023 (25.5)	9,640 (14.4)	1,836 (15.5)	1,928 (16.8)	5,229 (29.5)
1050	1050	25,221 (22.1)	11,276 (22.4)	11,420 (23.3)	2,526 (17.2)	12,463 (18.6)	12,758 (27.1)			1,542 (77.4)	1,314 (32.8)	11,710 (17.5)	2,311 (19.5)	2,368 (20.6)	5,976 (33.7)
1051	1051	25,360 (22.3)	11,398 (22.7)	11,424 (23.3)	2,537 (17.2)	12,593 (18.8)	12,766 (27.1)			1,542 (77.4)	1,315 (32.8)	11,789 (17.6)	2,329 (19.7)	2,371 (20.7)	6,014 (33.9)
1052	1052	25,418 (22.3)	11,454 (22.8)	11,424 (23.3)	2,540 (17.3)	12,649 (18.9)	12,769 (27.1)			1,542 (77.4)	1,315 (32.8)	11,819 (17.7)	2,329 (19.7)	2,371 (20.7)	6,042 (34.0)
1053	1053	25,427 (22.3)	11,459 (22.8)	11,424 (23.3)	2,544 (17.3)	12,655 (18.9)	12,772 (27.1)			1,542 (77.4)	1,315 (32.8)	11,821 (17.7)	2,329 (19.7)	2,372 (20.7)	6,048 (34.1)
1054	1054	25,473 (22.4)	11,477 (22.8)	11,441 (23.4)	2,556 (17.4)	12,668 (18.9)	12,805 (27.2)			1,542 (77.4)	1,316 (32.8)	11,858 (17.7)	2,337 (19.8)	2,372 (20.7)	6,048 (34.1)
1055	1055	25,578 (22.4)	11,527 (22.9)	11,476 (23.5)	2,575 (17.5)	12,707 (19.0)	12,870 (27.3)			1,542 (77.4)	1,316 (32.8)	11,939 (17.8)	2,352 (19.9)	2,377 (20.7)	6,051 (34.1)
1056	1056	25,693 (22.5)	11,627 (23.1)	11,478 (23.5)	2,588 (17.6)	12,731 (19.0)	12,962 (27.5)			1,543 (77.5)	1,316 (32.8)	12,034 (18.0)	2,352 (19.9)	2,394 (20.9)	6,053 (34.1)
1057	1057	26,592 (23.3)	11,815 (23.5)	12,012 (24.5)	2,764 (18.8)	13,584 (20.3)	13,008 (27.6)			1,550 (77.8)	1,556 (38.8)	12,447 (18.6)	2,402 (20.3)	2,488 (21.7)	6,149 (34.6)
1058	1058	26,701 (23.4)	11,880 (23.6)	12,056 (24.6)	2,764 (18.8)	13,649 (20.4)	13,053 (27.7)			1,550 (77.8)	1,556 (38.8)	12,490 (18.7)	2,429 (20.5)	2,488 (21.7)	6,189 (34.9)
1059	1059	26,819 (23.5)	11,996 (23.8)	12,059 (24.6)	2,764 (18.8)	13,764 (20.6)	13,056 (27.7)			1,550 (77.8)	1,556 (38.8)	12,540 (18.7)	2,452 (20.7)	2,510 (21.9)	6,211 (35.0)
1060	1060	28,220 (24.8)	12,498 (24.8)	12,855 (26.3)	2,867 (19.5)	14,841 (22.2)	13,380 (28.4)			1,631 (81.9)	1,887 (47.0)	13,000 (19.4)	2,605 (22.0)	2,604 (22.7)	6,494 (36.6)
1061	1061	28,298 (24.8)	12,504 (24.9)	12,922 (26.4)	2,872 (19.5)	14,885 (22.3)	13,412 (28.5)			1,631 (81.9)	1,888 (47.1)	13,071 (19.5)	2,605 (22.0)	2,604 (22.7)	6,499 (36.6)
1062	1062	28,339 (24.9)	12,526 (24.9)	12,938 (26.4)	2,875 (19.5)	14,919 (22.3)	13,420 (28.5)			1,631 (81.9)	1,888 (47.1)	13,104 (19.6)	2,607 (22.0)	2,610 (22.7)	6,500 (36.6)
1063	1063	28,462 (25.0)	12,587 (25.0)	12,998 (26.6)	2,878 (19.6)	15,009 (22.4)	13,453 (28.6)			1,631 (81.9)	1,888 (47.1)	13,162 (19.7)	2,634 (22.3)	2,610 (22.7)	6,538 (36.8)
1064	1064	28,525 (25.0)	12,590 (25.0)	13,037 (26.6)	2,898 (19.7)	15,049 (22.5)	13,476 (28.6)			1,631 (81.9)	1,888 (47.1)	13,180 (19.7)	2,635 (22.3)	2,610 (22.7)	6,581 (37.1)
1065	1065	28,816 (25.3)	12,793 (25.4)	13,108 (26.8)	2,915 (19.8)	15,182 (22.7)	13,634 (29.0)			1,631 (81.9)	1,888 (47.1)	13,247 (19.8)	2,637 (22.3)	2,724 (23.7)	6,690 (37.7)
1066	1066	28,920 (25.4)	12,875 (25.6)	13,127 (26.8)	2,918 (19.8)	15,208 (22.7)	13,712 (29.1)			1,631 (81.9)	1,903 (47.4)	13,277 (19.8)	2,637 (22.3)	2,724 (23.7)	6,748 (38.0)
1067	1067	29,074 (25.5)	13,019 (25.9)	13,128 (26.8)	2,927 (19.9)	15,326 (22.9)	13,748 (29.2)			1,631 (81.9)	1,903 (47.4)	13,309 (19.9)	2,638 (22.3)	2,759 (24.0)	6,834 (38.5)
1068	1068	29,175 (25.6)	13,087 (26.0)	13,149 (26.9)	2,938 (20.0)	15,390 (23.0)	13,784 (29.3)			1,631 (81.9)	1,903 (47.4)	13,378 (20.0)	2,659 (22.5)	2,761 (24.1)	6,843 (38.6)
1069	1069	29,279 (25.7)	13,119 (26.1)	13,170 (26.9)	2,990 (20.3)	15,439 (23.1)	13,840 (29.4)			1,631 (81.9)	1,903 (47.4)	13,428 (20.1)	2,674 (22.6)	2,770 (24.1)	6,874 (38.7)
1070	1070	30,749 (27.0)	13,784 (27.4)	13,856 (28.3)	3,109 (21.1)	16,493 (24.7)	14,255 (30.3)			1,655 (83.1)	2,007 (50.0)	14,249 (21.3)	2,841 (24.0)	2,870 (25.0)	7,126 (40.1)
1071	1071	30,877 (27.1)	13,833 (27.5)	13,906 (28.4)	3,138 (21.3)	16,590 (24.8)	14,287 (30.3)			1,655 (83.1)	2,019 (50.3)	14,311 (21.4)	2,841 (24.0)	2,875 (25.0)	7,176 (40.4)

1072	1072	30,972 (27.2)	13,851 (27.5)	13,980 (28.6)	3,141 (21.3)	16,667 (24.9)	14,305 (30.4)			1,655 (83.1)	2,019 (50.3)	14,383 (21.5)	2,847 (24.1)	2,875 (25.0)	7,193 (40.5)
1073	1073	31,079 (27.3)	13,928 (27.7)	13,994 (28.6)	3,156 (21.4)	16,707 (25.0)	14,372 (30.5)			1,655 (83.1)	2,019 (50.3)	14,488 (21.7)	2,847 (24.1)	2,877 (25.1)	7,193 (40.5)
1074	1074	31,130 (27.3)	13,934 (27.7)	14,023 (28.7)	3,173 (21.6)	16,712 (25.0)	14,418 (30.6)			1,655 (83.1)	2,019 (50.3)	14,495 (21.7)	2,858 (24.2)	2,880 (25.1)	7,223 (40.7)
1075	1075	31,266 (27.4)	14,016 (27.9)	14,055 (28.7)	3,195 (21.7)	16,756 (25.1)	14,510 (30.8)			1,655 (83.1)	2,019 (50.3)	14,578 (21.8)	2,885 (24.4)	2,880 (25.1)	7,249 (40.8)
1076	1076	31,297 (27.5)	14,032 (27.9)	14,063 (28.7)	3,202 (21.8)	16,763 (25.1)	14,535 (30.9)			1,655 (83.1)	2,019 (50.3)	14,603 (21.8)	2,885 (24.4)	2,887 (25.2)	7,249 (40.8)
1077	1077	31,361 (27.5)	14,071 (28.0)	14,063 (28.7)	3,227 (21.9)	16,810 (25.1)	14,551 (30.9)			1,655 (83.1)	2,019 (50.3)	14,653 (21.9)	2,885 (24.4)	2,899 (25.3)	7,249 (40.8)
1078	1078	31,531 (27.7)	14,112 (28.1)	14,177 (29.0)	3,242 (22.0)	16,970 (25.4)	14,560 (30.9)			1,655 (83.1)	2,020 (50.4)	14,782 (22.1)	2,906 (24.6)	2,918 (25.4)	7,249 (40.8)
1079	1079	31,765 (27.9)	14,241 (28.3)	14,271 (29.2)	3,253 (22.1)	17,090 (25.6)	14,675 (31.2)			1,655 (83.1)	2,040 (50.9)	14,916 (22.3)	2,938 (24.8)	2,929 (25.5)	7,287 (41.1)
1080	1080	33,800 (29.7)	14,807 (29.4)	15,394 (31.5)	3,599 (24.5)	18,547 (27.7)	15,253 (32.4)			1,689 (84.8)	2,387 (59.5)	15,725 (23.5)	3,056 (25.8)	3,133 (27.3)	7,810 (44.0)
1081	1081	33,984 (29.8)	14,876 (29.6)	15,509 (31.7)	3,599 (24.5)	18,715 (28.0)	15,269 (32.4)			1,689 (84.8)	2,387 (59.5)	15,814 (23.6)	3,112 (26.3)	3,152 (27.5)	7,829 (44.1)
1082	1082	34,021 (29.9)	14,878 (29.6)	15,541 (31.8)	3,602 (24.5)	18,748 (28.0)	15,273 (32.4)			1,689 (84.8)	2,403 (59.9)	15,823 (23.7)	3,112 (26.3)	3,157 (27.5)	7,835 (44.1)
1083	1083	34,229 (30.0)	14,974 (29.8)	15,650 (32.0)	3,605 (24.5)	18,783 (28.1)	15,446 (32.8)			1,689 (84.8)	2,403 (59.9)	15,946 (23.8)	3,112 (26.3)	3,160 (27.5)	7,919 (44.6)
1084	1084	34,321 (30.1)	14,989 (29.8)	15,724 (32.1)	3,607 (24.5)	18,856 (28.2)	15,465 (32.9)			1,689 (84.8)	2,405 (59.9)	16,017 (23.9)	3,112 (26.3)	3,163 (27.6)	7,935 (44.7)
1085	1085	34,580 (30.3)	15,172 (30.2)	15,771 (32.2)	3,637 (24.7)	18,906 (28.3)	15,675 (33.3)			1,689 (84.8)	2,408 (60.0)	16,224 (24.2)	3,112 (26.3)	3,188 (27.8)	7,959 (44.8)
1086	1086	34,715 (30.5)	15,230 (30.3)	15,848 (32.4)	3,637 (24.7)	18,993 (28.4)	15,721 (33.4)			1,689 (84.8)	2,408 (60.0)	16,340 (24.4)	3,112 (26.3)	3,206 (27.9)	7,959 (44.8)
1087	1087	35,083 (30.8)	15,302 (30.4)	16,010 (32.7)	3,771 (25.6)	19,132 (28.6)	15,951 (33.9)			1,693 (85.0)	2,410 (60.1)	16,410 (24.5)	3,133 (26.5)	3,235 (28.2)	8,202 (46.2)
1088	1088	35,122 (30.8)	15,302 (30.4)	16,046 (32.8)	3,773 (25.6)	19,152 (28.6)	15,970 (33.9)			1,693 (85.0)	2,410 (60.1)	16,429 (24.6)	3,133 (26.5)	3,252 (28.3)	8,204 (46.2)
1089	1089	35,300 (31.0)	15,376 (30.6)	16,142 (33.0)	3,783 (25.7)	19,227 (28.7)	16,073 (34.1)			1,693 (85.0)	2,410 (60.1)	16,475 (24.6)	3,202 (27.1)	3,252 (28.3)	8,268 (46.6)
1090	1090	35,791 (31.4)	15,510 (30.8)	16,465 (33.6)	3,815 (25.9)	19,591 (29.3)	16,200 (34.4)			1,693 (85.0)	2,530 (63.1)	16,690 (24.9)	3,232 (27.3)	3,255 (28.4)	8,392 (47.3)
1091	1091	35,838 (31.4)	15,510 (30.8)	16,512 (33.7)	3,815 (25.9)	19,610 (29.3)	16,228 (34.5)			1,693 (85.0)	2,530 (63.1)	16,690 (24.9)	3,233 (27.3)	3,255 (28.4)	8,438 (47.5)
1092	1092	35,949 (31.5)	15,533 (30.9)	16,564 (33.8)	3,852 (26.2)	19,665 (29.4)	16,284 (34.6)			1,693 (85.0)	2,533 (63.2)	16,747 (25.0)	3,236 (27.4)	3,291 (28.7)	8,449 (47.6)
1093	1093	36,051 (31.6)	15,537 (30.9)	16,659 (34.0)	3,855 (26.2)	19,760 (29.5)	16,291 (34.6)			1,693 (85.0)	2,533 (63.2)	16,775 (25.1)	3,274 (27.7)	3,291 (28.7)	8,486 (47.8)
1094	1094	36,137 (31.7)	15,610 (31.0)	16,672 (34.1)	3,855 (26.2)	19,773 (29.6)	16,364 (34.8)			1,694 (85.0)	2,533 (63.2)	16,856 (25.2)	3,274 (27.7)	3,291 (28.7)	8,490 (47.8)
1095	1095	36,241 (31.8)	15,687 (31.2)	16,694 (34.1)	3,859 (26.2)	19,807 (29.6)	16,434 (34.9)			1,694 (85.0)	2,535 (63.2)	16,938 (25.3)	3,278 (27.7)	3,292 (28.7)	8,503 (47.9)
1096	1096	36,396 (31.9)	15,805 (31.4)	16,707 (34.1)	3,884 (26.4)	19,850 (29.7)	16,547 (35.1)			1,694 (85.0)	2,535 (63.2)	17,094 (25.6)	3,278 (27.7)	3,292 (28.7)	8,503 (47.9)
1097	1097	36,499 (32.0)	15,822 (31.5)	16,752 (34.2)	3,924 (26.7)	19,910 (29.8)	16,588 (35.2)			1,694 (85.0)	2,535 (63.2)	17,164 (25.7)	3,279 (27.7)	3,319 (28.9)	8,507 (47.9)
1098	1098	36,558 (32.1)	15,822 (31.5)	16,812 (34.4)	3,924 (26.7)	19,955 (29.8)	16,604 (35.3)			1,694 (85.0)	2,535 (63.2)	17,192 (25.7)	3,279 (27.7)	3,319 (28.9)	8,539 (48.1)
1099	1099	36,578 (32.1)	15,833 (31.5)	16,815 (34.4)	3,930 (26.7)	19,966 (29.9)	16,612 (35.3)			1,694 (85.0)	2,535 (63.2)	17,197 (25.7)	3,279 (27.7)	3,322 (28.9)	8,551 (48.2)

1100	1100	43,267 (38.0)	19,380 (38.5)	19,684 (40.2)	4,203 (28.6)	24,651 (36.9)	18,616 (39.5)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,048 (31.5)	3,712 (31.4)	3,703 (32.3)	9,470 (53.4)
1101	1101	43,402 (38.1)	19,409 (38.6)	19,782 (40.4)	4,211 (28.6)	24,713 (36.9)	18,689 (39.7)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,122 (31.6)	3,712 (31.4)	3,710 (32.3)	9,525 (53.7)
1102	1102	43,621 (38.3)	19,425 (38.6)	19,956 (40.8)	4,240 (28.8)	24,897 (37.2)	18,724 (39.8)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,198 (31.7)	3,716 (31.4)	3,743 (32.6)	9,630 (54.3)
1103	1103	43,662 (38.3)	19,446 (38.7)	19,976 (40.8)	4,240 (28.8)	24,938 (37.3)	18,724 (39.8)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,218 (31.7)	3,716 (31.4)	3,764 (32.8)	9,631 (54.3)
1104	1104	43,756 (38.4)	19,477 (38.7)	20,033 (40.9)	4,246 (28.9)	25,024 (37.4)	18,732 (39.8)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,310 (31.9)	3,717 (31.4)	3,764 (32.8)	9,631 (54.3)
1105	1105	43,812 (38.4)	19,525 (38.8)	20,035 (40.9)	4,251 (28.9)	25,028 (37.4)	18,784 (39.9)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,321 (31.9)	3,718 (31.4)	3,765 (32.8)	9,675 (54.5)
1106	1106	44,000 (38.6)	19,528 (38.8)	20,210 (41.3)	4,262 (29.0)	25,086 (37.5)	18,914 (40.2)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,405 (32.0)	3,769 (31.9)	3,783 (33.0)	9,709 (54.7)
1107	1107	44,271 (38.8)	19,586 (38.9)	20,349 (41.6)	4,336 (29.5)	25,285 (37.8)	18,986 (40.3)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,620 (32.3)	3,769 (31.9)	3,813 (33.2)	9,735 (54.8)
1108	1108	44,307 (38.9)	19,592 (38.9)	20,370 (41.6)	4,345 (29.5)	25,306 (37.8)	19,001 (40.4)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,625 (32.3)	3,776 (31.9)	3,816 (33.2)	9,757 (55.0)
1109	1109	44,409 (39.0)	19,593 (38.9)	20,459 (41.8)	4,356 (29.6)	25,405 (38.0)	19,004 (40.4)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,697 (32.4)	3,806 (32.2)	3,816 (33.2)	9,757 (55.0)
1110	1110	44,668 (39.2)	19,743 (39.2)	20,563 (42.0)	4,361 (29.6)	25,529 (38.2)	19,139 (40.7)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,847 (32.7)	3,825 (32.3)	3,864 (33.7)	9,798 (55.2)
1111	1111	44,738 (39.3)	19,763 (39.3)	20,614 (42.1)	4,361 (29.6)	25,581 (38.2)	19,157 (40.7)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,870 (32.7)	3,840 (32.5)	3,897 (33.9)	9,798 (55.2)
1112	1112	44,847 (39.4)	19,784 (39.3)	20,657 (42.2)	4,407 (29.9)	25,613 (38.3)	19,235 (40.9)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,919 (32.8)	3,840 (32.5)	3,915 (34.1)	9,839 (55.4)
1113	1113	44,931 (39.4)	19,818 (39.4)	20,706 (42.3)	4,407 (29.9)	25,676 (38.4)	19,254 (40.9)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	21,938 (32.8)	3,871 (32.7)	3,915 (34.1)	9,872 (55.6)
1114	1114	45,079 (39.6)	19,853 (39.5)	20,804 (42.5)	4,422 (30.0)	25,755 (38.5)	19,324 (41.0)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	22,076 (33.0)	3,871 (32.7)	3,918 (34.1)	9,880 (55.7)
1115	1115	45,207 (39.7)	19,905 (39.6)	20,862 (42.6)	4,440 (30.2)	25,762 (38.5)	19,446 (41.3)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	22,147 (33.1)	3,871 (32.7)	3,918 (34.1)	9,937 (56.0)
1116	1116	45,271 (39.7)	19,905 (39.6)	20,918 (42.7)	4,448 (30.2)	25,823 (38.6)	19,449 (41.3)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	22,206 (33.2)	3,871 (32.7)	3,918 (34.1)	9,942 (56.0)
1117	1117	45,599 (40.0)	19,954 (39.7)	21,047 (43.0)	4,598 (31.2)	26,015 (38.9)	19,584 (41.6)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	22,350 (33.4)	3,920 (33.1)	3,944 (34.4)	10,052 (56.6)
1118	1118	45,602 (40.0)	19,954 (39.7)	21,050 (43.0)	4,598 (31.2)	26,015 (38.9)	19,587 (41.6)			1,985 (99.7)	3,349 (83.5)	22,351 (33.4)	3,922 (33.2)	3,944 (34.4)	10,052 (56.6)
1119	1119	45,695 (40.1)	19,979 (39.7)	21,072 (43.1)	4,644 (31.6)	26,085 (39.0)	19,610 (41.7)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	22,406 (33.5)	3,922 (33.2)	3,962 (34.5)	10,058 (56.7)
1120	1120	46,148 (40.5)	20,205 (40.2)	21,216 (43.4)	4,727 (32.1)	26,345 (39.4)	19,803 (42.1)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	22,675 (33.9)	3,987 (33.7)	4,043 (35.2)	10,095 (56.9)
1121	1121	46,201 (40.5)	20,219 (40.2)	21,244 (43.4)	4,738 (32.2)	26,359 (39.4)	19,842 (42.1)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	22,719 (34.0)	3,996 (33.8)	4,043 (35.2)	10,095 (56.9)
1122	1122	46,221 (40.6)	20,219 (40.2)	21,261 (43.4)	4,741 (32.2)	26,361 (39.4)	19,860 (42.2)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	22,739 (34.0)	3,996 (33.8)	4,043 (35.2)	10,095 (56.9)
1123	1123	46,280 (40.6)	20,257 (40.3)	21,269 (43.5)	4,754 (32.3)	26,401 (39.5)	19,879 (42.2)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	22,791 (34.1)	3,996 (33.8)	4,047 (35.3)	10,098 (56.9)
1124	1124	46,342 (40.7)	20,298 (40.3)	21,286 (43.5)	4,759 (32.3)	26,455 (39.6)	19,887 (42.2)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	22,824 (34.1)	3,998 (33.8)	4,047 (35.3)	10,125 (57.0)
1125	1125	46,629 (40.9)	20,318 (40.4)	21,524 (44.0)	4,787 (32.5)	26,689 (39.9)	19,940 (42.4)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	22,913 (34.2)	4,037 (34.1)	4,047 (35.3)	10,285 (57.9)
1126	1126	46,719 (41.0)	20,340 (40.4)	21,584 (44.1)	4,796 (32.6)	26,727 (40.0)	19,992 (42.5)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	22,954 (34.3)	4,056 (34.3)	4,049 (35.3)	10,312 (58.1)
1127	1127	46,954 (41.2)	20,433 (40.6)	21,708 (44.4)	4,813 (32.7)	26,891 (40.2)	20,063 (42.6)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	23,155 (34.6)	4,056 (34.3)	4,049 (35.3)	10,346 (58.3)

1128	1128	47,098 (41.3)	20,514 (40.8)	21,769 (44.5)	4,816 (32.7)	26,954 (40.3)	20,145 (42.8)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	23,242 (34.7)	4,056 (34.3)	4,066 (35.4)	10,386 (58.5)
1129	1129	47,172 (41.4)	20,515 (40.8)	21,829 (44.6)	4,828 (32.8)	26,986 (40.3)	20,186 (42.9)			1,985 (99.7)	3,363 (83.8)	23,313 (34.8)	4,056 (34.3)	4,068 (35.4)	10,387 (58.5)
1130	1130	48,088 (42.2)	21,030 (41.8)	22,171 (45.3)	4,888 (33.2)	27,641 (41.3)	20,447 (43.4)			1,985 (99.7)	3,429 (85.5)	23,790 (35.6)	4,193 (35.4)	4,127 (36.0)	10,564 (59.5)
1131	1139	48,904 (42.9)	21,301 (42.3)	22,531 (46.0)	5,072 (34.5)	27,963 (41.8)	20,941 (44.5)			1,985 (99.7)	3,453 (86.1)	24,348 (36.4)	4,304 (36.4)	4,148 (36.1)	10,666 (60.1)
1140	1149	49,870 (43.8)	21,729 (43.2)	22,912 (46.8)	5,229 (35.5)	28,535 (42.7)	21,335 (45.3)			1,985 (99.7)	3,468 (86.5)	25,015 (37.4)	4,426 (37.4)	4,194 (36.5)	10,782 (60.7)
1150	1159	52,175 (45.8)	23,216 (46.1)	23,576 (48.2)	5,382 (36.6)	30,094 (45.0)	22,080 (46.9)			1,985 (99.7)	3,550 (88.5)	26,399 (39.5)	4,684 (39.6)	4,468 (38.9)	11,089 (62.5)
1160	1169	53,425 (46.9)	23,604 (46.9)	24,250 (49.6)	5,570 (37.8)	30,956 (46.3)	22,469 (47.7)			1,985 (99.7)	3,553 (88.6)	26,966 (40.3)	4,792 (40.5)	4,602 (40.1)	11,527 (64.9)
1170	1179	54,128 (47.5)	23,832 (47.4)	24,599 (50.3)	5,697 (38.7)	31,405 (47.0)	22,723 (48.3)			1,985 (99.7)	3,553 (88.6)	27,309 (40.8)	4,980 (42.1)	4,645 (40.5)	11,656 (65.7)
1180	1189	55,068 (48.3)	24,165 (48.0)	25,069 (51.2)	5,834 (39.6)	31,881 (47.7)	23,187 (49.3)			1,985 (99.7)	3,553 (88.6)	28,047 (41.9)	5,026 (42.5)	4,754 (41.4)	11,703 (65.9)
1190	1199	56,361 (49.5)	24,813 (49.3)	25,573 (52.3)	5,975 (40.6)	32,756 (49.0)	23,605 (50.1)			1,985 (99.7)	3,574 (89.1)	28,719 (42.9)	5,178 (43.8)	5,113 (44.5)	11,792 (66.4)
1200	1299	69,243 (60.8)	30,760 (61.1)	30,763 (62.9)	7,720 (52.5)	40,371 (60.4)	28,872 (61.3)			1,992 (100.0)	3,878 (96.7)	35,797 (53.5)	6,380 (53.9)	7,275 (63.4)	13,921 (78.4)
1300	1399	77,568 (68.1)	34,646 (68.9)	34,044 (69.6)	8,878 (60.3)	44,901 (67.1)	32,668 (69.4)				3,969 (99.0)	41,218 (61.6)	7,363 (62.2)	8,071 (70.3)	14,954 (84.3)
1400	1499	84,506 (74.2)	37,393 (74.3)	37,187 (76.0)	9,927 (67.5)	48,468 (72.5)	36,039 (76.6)				3,982 (99.3)	46,179 (69.0)	8,068 (68.2)	8,779 (76.5)	15,506 (87.4)
1500	1599	90,096 (79.1)	40,220 (79.9)	39,266 (80.2)	10,611 (72.1)	51,574 (77.1)	38,522 (81.8)				3,985 (99.3)	49,999 (74.7)	8,616 (72.8)	9,353 (81.5)	16,151 (91.0)
1600	1699	94,353 (82.8)	42,055 (83.6)	41,110 (84.0)	11,187 (76.0)	54,279 (81.2)	40,074 (85.1)				4,011 (100.0)	53,012 (79.2)	9,103 (76.9)	9,800 (85.4)	16,435 (92.6)
1700	1799	98,182 (86.2)	43,788 (87.0)	42,566 (87.0)	11,829 (80.4)	56,623 (84.7)	41,559 (88.3)					55,928 (83.6)	9,486 (80.2)	10,113 (88.1)	16,652 (93.8)
1800	1899	100,894 (88.5)	44,664 (88.8)	43,940 (89.8)	12,291 (83.5)	58,554 (87.5)	42,341 (89.9)					57,972 (86.7)	9,842 (83.2)	10,261 (89.4)	16,817 (94.7)
1900	1999	103,344 (90.7)	45,693 (90.8)	44,920 (91.8)	12,731 (86.5)	60,257 (90.1)	43,088 (91.5)					59,638 (89.1)	10,212 (86.3)	10,517 (91.6)	16,975 (95.6)
2000		113,962 (100.0)	50,308 (100.0)	48,937 (100.0)	14,717 (100.0)	66,886 (100.0)	47,076 (100.0)					66,901 (100.0)	11,830 (100.0)	11,479 (100.0)	17,749 (100.0)
月平均賃金額		185,240	182,129	177,358	222,087	183,171	188,181			44,206	68,719	203,218	210,386	183,973	143,696
時間当平均賃金額		1,388	1,387	1,370	1,451	1,392	1,382			1,050	1,092	1,431	1,490	1,417	1,243
月一人当たり労働時間数		130	128	126	150	126	135			42	61	138	143	132	114
第１・２０分位数		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030			1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
第１・１０分位数		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030			1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
第１・　４分位数		1,064	1,063	1,060	1,087	1,075	1,050			1,030	1,040	1,092	1,080	1,070	1,040
中　　位　　数		1,200	1,200	1,175	1,257	1,200	1,196			1,050	1,070	1,262	1,251	1,226	1,100
四分位偏差係数		0.1846	0.1825	0.1817	0.2351	0.1938	0.1781			0.0095	0.0280	0.2021	0.2294	0.1644	0.0955

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

資料５

その他

第56期佐賀地方最低賃金審議会委員名簿

令和8年7月27日現在

区分	氏　名	現　　職	備考
公益代表委員	かい きょうこ 甲斐　今日子	国立大学法人佐賀大学　名誉教授	
	ささき たかお 佐々木　隆夫	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科　准教授	
	はやかわ ちづこ 早川　智津子	国立大学法人佐賀大学　経済学部経済法学科　教授 国立大学法人佐賀大学大学院　地域デザイン研究科　教授	
	まつもと 松本　さぎり	松本公認会計士事務所　公認会計士	
	やすなが じろう 安永 治郎	弁護士法人　安永法律事務所　弁護士	
労働者代表委員	ひがしじま みか 東島　美香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会　副事務局長	
	まつお かずひさ 松尾　和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会　事務局長	
	もろどみ けいご 諸富　敬悟	パナソニックインダストリー労働組合　中央執行委員 兼 佐賀支部執行委員長	
	やつね まさあき 彌常　雅章	UAゼンセン佐賀県支部　主任	
	やまぐち こういち 山口　幸一	岩尾従業員労働組合　執行委員長	
使用者代表委員	かのう つねのり 狩野　常徳	佐賀商工会議所　総務部長	
	にしおか たかし 西岡　剛志	佐賀県中小企業団体中央会　専務理事	
	ひらの ともこ 平野　智子	株式会社キャリアサプライ　代表取締役社長	
	ふくも ゆうじ 福母　祐二	佐賀県経営者協会　専務理事	
	やまぐち まさゆき 山口　政行	株式会社協電カットコア製作所　取締役総務部長	

（五十音順）

佐賀地方最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏　　名	現　　職
公益代表委員	かい　きょうこ 甲斐　今日子	国立大学法人佐賀大学　名誉教授
	はやかわ　ちづこ 早川　智津子	国立大学法人佐賀大学　経済学部経済法学科　教授 国立大学法人佐賀大学大学院　地域デザイン研究科　教授
	やすなが　じろう 安永　治郎	弁護士法人　安永法律事務所　弁護士
労働者代表委員	まつお　かずひさ 松尾　和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会　事務局長
	もろどみ　けいご 諸富　敬悟	パナソニックインダストリー労働組合 中央執行委員　兼　佐賀支部執行委員長
	やつね　まさあき 彌常　雅章	ＵＡゼンセン佐賀県支部　主任
使用者代表委員	かのう　つねのり 狩野　常徳	佐賀商工会議所　総務部長
	にしおか　たかし 西岡　剛志	佐賀県中小企業団体中央会　専務理事
	ふくも　ゆうじ 福母　祐二	佐賀県経営者協会　専務理事

（五十音順）

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
（地域別最低賃金の場合）

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	8営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		**9月26日(土)**
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		**9月26日(土)**
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		**9月27日(日)**
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		**9月30日(水)**
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		**10月1日(木)**
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		**10月2日(金)**
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		**10月3日(土)**
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		**10月3日(土)**
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		**10月3日(土)**
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		**10月4日(日)**
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		**10月7日(水)**
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		**10月8日(木)**
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		**10月9日(金)**
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		**10月10日(土)**
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		**10月10日(土)**
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		**10月10日(土)**
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		**10月11日(日)**
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		**10月14日(水)**
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		**10月15日(木)**
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		**10月16日(金)**
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		**10月17日(土)**
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		**10月17日(土)**
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		**10月17日(土)**
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		**10月18日(日)**
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		**10月24日(土)**
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		**10月25日(日)**
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		**10月28日(水)**
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		**10月29日(木)**
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		**10月29日(木)**
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		**10月29日(木)**
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		**10月30日(金)**
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		**10月31日(土)**
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		**11月1日(日)**
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		**11月4日(水)**
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		**11月5日(木)**
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		**11月5日(木)**
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		**11月5日(木)**
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		**11月5日(木)**
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		**11月5日(木)**
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		**11月5日(木)**
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		**11月6日(金)**
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		**11月7日(土)**

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
（地域別最低賃金の場合）

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	8営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)